

砺波市地域防災計画 資料編

令和 8 年 5 月

砺 波 市 防 災 会 議

目次

第1 災害危険区域等に関する資料

1- 1 砺波市位置図.....	1
1- 2 過去の災害記録.....	2
1- 3 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表.....	3
1- 4- 1 地すべり危険箇所一覧表(国土交通省所管).....	5
1- 4- 2 地すべり発生危険箇所一覧表(農林水産省林野庁所管).....	6
1- 4- 3 地すべり危険箇所一覧表(農林水産省農村振興局所管).....	7
1- 5 土石流危険渓流一覧表.....	8
1- 6 崩壊土砂流出危険地区一覧表.....	9
1- 7 山腹崩壊危険地区一覧表.....	11
1- 8 砂防指定地一覧表.....	13
1- 9 重要水防箇所一覧表.....	14
1-10-1 雪崩危険箇所一覧表(富山県公表).....	15
1-10-2 雪崩危険箇所一覧表(林野庁).....	16
1-11 老朽ため池危険箇所一覧表.....	18
1-12 道路通行規制基準.....	19
1-13 建築基準法による災害危険区域.....	20
1-14 事前措置対象施設及び物件一覧表.....	21
1-15-1 庄川水系庄川洪水浸水想定区域図(想定最大規模).....	24
1-15-2 庄川水系庄川洪水浸水想定区域図(計画規模).....	25
1-15-3 砺波市水害ハザードマップ.....	26
1-16 砺波市土砂災害ハザードマップ.....	27
1-17 土砂災害(特別)警戒区域.....	28
1-18 土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設.....	32
1-19 洪水浸水想定区域(早期の立ち退き避難が必要な区域)内における 要配慮者利用施設.....	33

第2 防災施設・防災設備・資機材等に関する資料

2- 1 主要建設業者一覧表.....	37
2- 2 消防機械配置状況.....	38
2- 3 救助資機材の保有状況.....	39
2- 4 消防水利の現況.....	40
2- 5 消防機関、消防ポンプ配置図及び分団管轄図.....	41
2- 6 災害時の事務分掌(消防).....	42
2- 7 災害時の部隊編成(消防).....	43
2- 8 砺波市消防団火災時出動区分計画.....	44
2- 9- 1 水位観測所及び通報、基準水位一覧表.....	46
2- 9- 2 洪水予報指定河川とその区域.....	46

2-10 水防主要備蓄資材の状況	47
2-11 指定緊急避難場所の状況	48
2-12 指定避難所及びその他避難所の状況.....	49
2-13 ヘリポートの準備	55
2-14 ヘリコプター離着陸場.....	55
2-15 気象観測施設の状況.....	56
2-16 自主防災組織一覧表.....	57
2-17 緊急輸送道路.....	58

第3 通信・情報伝達に関する資料

3- 1 予警報伝達系統図	59
3- 2 予防広報伝達系統図	60
3- 3 災害情報伝達系統図	61
3- 4 消防通信指令伝達系統図	62
3- 5 水防に関する予警報等伝達系統図	63
3- 6 砺波市防災行政無線配置一覧表	64
3- 7 消防通信系統図	65
3- 8 サイレン塔設置状況.....	66
3- 9 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準.....	67
3-10 水防法に基づく水防警報及び洪水警報の種類、内容及び発令基準	68
3-11 土砂災害の前兆現象.....	70
3-12 富山県防災行政無線系統図.....	71

第4 災害応急対策に関する資料

4- 1 主要医療機関一覧表	73
4- 2 市有車両の保有状況	74
4- 3 主食類応急調達系統図.....	75
4- 4 日本赤十字社富山県支部災害救援物資等配分基準	76
4- 5 給食施設の状況.....	77
4- 6 救急患者輸送車	77
4- 7 砺波管工事業協同組合員.....	78
4- 8 下水道排水設備工事業組合員.....	79
4-9-1 給水車	80
4-9-2 給水器	80
4-10 貨物自動車運輸業者一覧表	81
4-11 防災応急対策系統図	82
4-12 避難系統図	83
4-13 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸付	84
4-14 被災者生活再建支援金の支給.....	86

4-15 砺波市柔道整復師一覧表	88
4-16 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表.....	89
4-17 震災時廃棄物仮置場の候補地リスト.....	96
第5 防災組織に関する資料	
5- 1 砺波市防災会議条例	97
5- 2 砺波市防災会議運営規程	99
5- 3 砺波市防災会議委員名簿	100
5- 4 砺波市災害対策本部条例	101
5- 5 砺波市災害対策本部の組織及び運営に関する規程.....	102
5- 6 砺波市災害対策本部運営要領	109
5- 7 非常配備指令伝達系統図	119
5- 8 砺波市除雪対策本部組織図	120
5- 9 砺波市水防本部組織図.....	121
5-10 配備基準一覧表	122
第6 各種様式	
6- 1 県、他の地方公共団体への応援要請文書	123
6- 2 自衛隊の災害派遣要請依頼文書.....	125
6- 3 指定公共機関及び公共的団体への協力依頼文.....	126
6- 4 ボランティア受付名簿	127
6- 5 -1 災害報告様式	128
6- 5- 2 被害状況判定基準	131
6- 5- 3 災害報告様式及び被害状況判定基準(防災・危機管理課).....	134
6- 6 避難所利用者名簿	135
6- 7 避難者名簿.....	136
6- 8 避難所日誌.....	137
6- 9 公用令書	138
6-10-1 遺体処理台帳	141
6-10-2 埋葬台帳	142
6-11 義援金品領収・受領書	143
6-12-1 罹災証明書.....	144
6-12-2 罹災証明交付申請書	145
6-12-3 被災証明交付申請書兼証明書.....	146
第7 応援協定	
7- 1 消防相互応援協定	147
7- 2 フラワー都市交流連絡協議会災害時相互応援に関する協定	150
7- 3 災害時における応急物資(食料)及び生活必需物資の調達に関する協定 (JA となみ野)	153

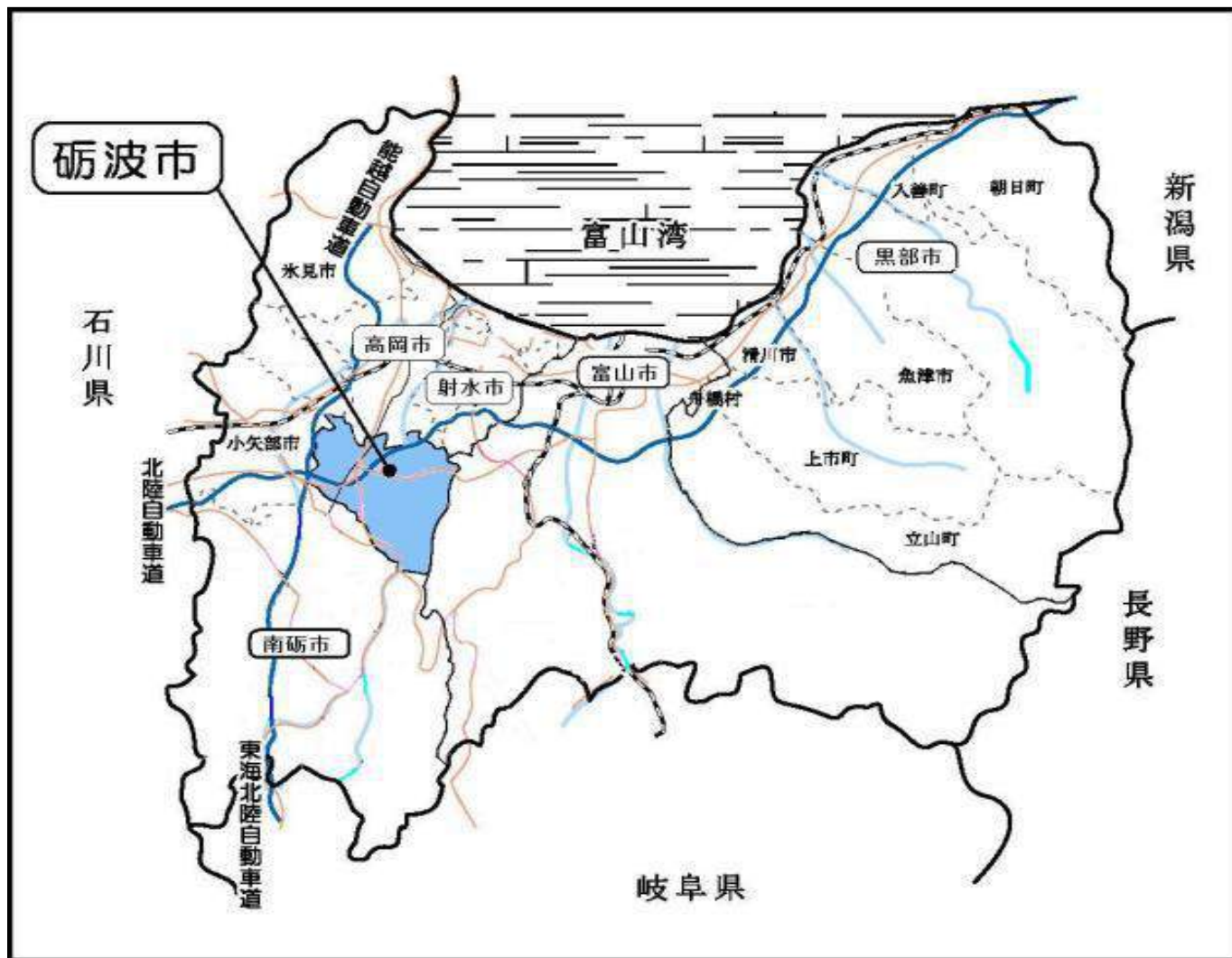
7- 4 災害時における応急物資及び生活必需物資(衣料品)の調達に関する協定 (砺波繊維商組合)	156
7- 5 災害時における応急物資(石油製品)の調達に関する協定 (砺波石油商業組合).....	159
7- 6 災害時における応急物資及び生活必需物資(LPG)の調達に関する協定 (富山エルピーガス協会砺波支部)	162
7- 7 災害時における砺波市と郵便局との協力に関する協定	165
7- 8 災害時における非常無線通信に関する協定 (日本アマチュア無線富山県支部)	167
7- 9 災害緊急放送に関する相互協定 (となみ衛星通信テレビ株式会社).....	168
7- 10 災害時相互応援協定(愛知県安城市)	170
7- 11 メッセージボード搭載自動販売機の運用及び 災害時における協力に関する協定(コカ・コーラ)	172
7- 12 災害時相互応援協定(北海道むかわ町)	174
7- 13 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定 (イオン株式会社北陸事業部)	176
7- 14 災害時における応急対策工事に係る協定(砺波市建設業協会)	178
7- 15 災害時における水道施設の復旧活動に関する協定 (砺波管工事業協同組合)	180
7- 16 災害時相互応援協定(高岡市)	182
7- 17 災害時における生活物資の提供に関する協定(大阪屋ショップ)	184
7- 18 災害時相互応援協定(小矢部市)	186
7- 19 災害時の仮設トイレの確保に関する協定(レンタルのニッケン).....	188
7- 20 災害時相互応援協定(南砺市)	190
7- 21 災害時相互応援協定(金沢市)	192
7- 22 災害時における応急対策活動に関する協力協定 (北陸電気保安協会)	194
7- 23 災害時相互応援協定(越前市).....	196
7- 24 災害時における応援業務に関する協定(富山県測量設計業協会)	198
7- 25 災害時における建築物等の解体撤去の実施に関する協定 (富山県構造物解体協会)	200
7- 26 災害時における応急物資の提供に関する協定(株式会社砺波給食)	203
7- 27 災害時における応急対策業務に関する協定 (斜面防災対策技術協会 富山県支部)	205
7- 28 災害時における応急対策業務に関する協定 (富山県地質調査業協会)	207
7- 29 災害時の情報交換に関する協定(国土交通省北陸地方整備局)	209
7- 30 災害時相互応援協定(加賀市).....	211

7- 31 災害時における福祉避難所としての使用に関する協定 (社会福祉法人砺波市社会福祉協議会).....	214
7- 32 災害時における福祉避難所としての使用に関する協定 (社会福祉法人砺波福祉会)	217
7- 33 災害時相互応援協定(東海村)	220
7- 34 警察署使用不能時における施設使用に関する協定(砺波警察署).....	223
7- 35 災害時の医療救護活動に関する協定(砺波医師会)	225
7- 36 災害時における物資供給に関する協定(コメリ災害対策センター) ...	228
7- 37 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定(ヨシカワ)	230
7- 38 災害時における支援協力に関する協定 (イオンリテール株式会社 近畿・北陸カンパニー)	232
7- 39 災害時における福祉避難所としての使用に関する協定 (社会福祉法人となみ野会)	234
7- 40 災害時における柔道整復師会支援活動協定(砺波市柔道整復師会) ...	237
7- 41 災害時における応急対策業務に関する協定 (日本下水道管路管理業協会中部支部富山県部会)	239
7-42-1 臨時災害放送局開設に関する相互協定(エフエムとなみ)	241
7-42-2 災害緊急放送に関する協定(エフエムとなみ)	243
7-43 大規模災害発生時一時避難所提供に関する協定 (ヌヴォトンテクノロジージャパン(株)、 タワー パートナース セミコンダクター、柳瀬地区自主防災会)	246
7-44 災害時における応急対策業務に関する協定(富山県電気工事工業組合) .	250
7-45 災害時における支援協力に関する協定(大和トランスポート)	252
7-46 災害時における緊急輸送に関する協定(となみ観光交通)	254
7-47 災害時における緊急用資材の供給に関する協定(サクラパックス)	257
7-48 災害時における支援協力に関する協定(日本製麻)	260
7-49 災害時における物資供給に関する協定(カジメイク)	263
7-50 災害時における応急対策業務に関する協定(富山県瓦工事業協同組合) .	266
7-51 地震災害時における被災建築物の応急対策活動に関する協定 (富山県建築士事務所協会、富山県建築士会、日本建築家協会北陸支部 富山地域会)	269
7-52 大規模災害発生時 指定避難場所の提供に関する協定 (砺波工業(株))	273
7-53 災害に係る情報発信等に関する協定(ヤフー株式会社).....	276
7-54 防災力向上に関する連携協定(損保ジャパン)	278
7-55 災害時等における物資供給に関する協定(中部薬品(株))	280
7-56 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定 (砺波市ホテル 庄川峡観光)	283
7-57 災害時における物資供給等に関する協定(UD リテール(株))	287
7-58 災害時における支援協力に関する協定((株)スリーティ運輸)	291

7-59 災害時における物資の供給に関する協定(株式会社スギ薬局)	296
7-60 災害時における連携に関する協定 (社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会、 となみセントラルライオンズクラブ)	299
7-61 災害時における応急対策活動に関する協定(富山県西部森林組合)	302
7-62 災害時における天幕等資機材の供給に関する協定 (太陽工業株式会社、株式会社太陽テント北陸)	304
7-63 災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定 (一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション)	307
7-64 災害時における連携に関する協定 (社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会、 公益社団法人 となみ青年会議所)	310
7-65 災害救援ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定 (社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会)	313
7-66 大規模災害時における相互連携に関する確認書 (北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社)	316
7-67 災害時における物資供給等に関する協定(島屋株式会社)	320
7-68 災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定書 (トナミ運輸株式会社)	323
7-69 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書 (佐川急便株式会社)	326
7-70 災害時における法律相談業務等に関する協定書(富山弁護士会)	329
7-71 大規模災害発生時における「チームとやま」による相互応援等に関する 協定書(チームとやま)	331
第8 参考資料	
8- 1 震度階級関連解説表	335
8- 2 在宅要援護者が家庭内対策として取り組むべき事項	338
8- 3 NTT 災害用伝言ダイヤル「171」解説資料	342
8- 4 広報誌(チラシ)第1号のひな型	343
8- 5-1 住宅の耐震改修事業	344
8- 5-2 県木造住宅耐震診断支援事業	344
8- 5-3 市木造住宅耐震診断支援事業	344
8- 5-4 市危険ブロック塀等撤去支援事業	345
8- 5-5 市住宅瓦屋根耐風改修支援事業	345
8- 6-1 孤立集落に関する資料(砺波市内の孤立集落)	346

第 1 災害危険区域等に関する資料

1－1 砺波市位置図



(R6.3確認)

1－2 過去の災害記録

西暦	年号	災害記録	事 項
1585	天正 13	地震	大地震、庄川東にうつる。
1608	慶長 10	大雨	庄川氾濫、杉木の市場流される。
1772	明和 9	大雨	松川除切れ大水害を受ける。
1781	天明 1	強風	西町大火、19軒焼失
1792	寛政 4	強風	庄の大火 33戸焼失
1813	文化 10	強風	中町大火、16軒焼失、3軒潰家
1855	安政 2	強風	新町大火、40軒焼失
1900	明治 33	強風	出町大火、四辻以东全焼
1901	明治 34	強風	青島大火 66軒焼失
1920	大正 9	強風	青島大火 一般民家24軒、青島尋常小学校焼失
1934	昭和 9	大雨	庄川大洪水で太田橋が流出
1944	昭和 19	強風	若林・林村の散村大火となる。出町大火、209戸が焼失
1963	昭和 38	大雪	最深積雪2.37mの大雪を記録
2011	平成 23	大雪	最深積雪1.16mの大雪を記録
2012	平成 24	強風	屋敷林の倒壊等多数被害 最大瞬間風速39.8m/sを記録（観測史上1位）
2016	平成 28	強風	4月 最大瞬間風速32.0m/sを記録（観測史上2位）
			5月 最大瞬間風速28.1m/sを記録 史上初の「となみチューリップフェア」臨時閉園（5月3日午後）
2021	令和 3	大雪	最深積雪1.27mの大雪を記録
2023	令和 5	大雨	7月12日（水） 線状降水帯発生 降水量 24時間176.0mm（富山気象台統計開始以来の極値数値） 7月13日（木） 高齢者等避難発令（山間部6地区）
2024	令和 6	地震	1月1日（月）16：10 能登半島地震 ・震源地 石川県能登地方 マグニチュード7.6（最大震度7 志賀町） ・砺波市 震度5弱（計測震度4.6） 災害救助法適用

（資料：砺波市史 庄川町史）

（R6.3確認）

1-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

箇所 番号	箇所名	所在地		地形			人家 (戸)	区域内の保全対象				危険 箇所 分類	急傾斜地 崩壊危険 区域の指 定年月日	急傾斜地 崩壊危険 区域の面 積(ha)
		大字	小字	傾斜度 (度)	長さ (m)	高さ (m)		公共的建物		公共施設				
								種類	数	種類	数			
1253	安川	安川	山下	34	405	14	9			市道	500	I		
1262	正権寺(1)	正権寺		45	270	30	6			市道	150	I		
1264	正権寺(2)	正権寺		30	45	26		旅館	1	市道	70	I		
1270	峰	井栗谷	峰	35	55	12	1	公民館	1	市道	80	I		
1281	中尾(1)	井栗谷	中尾	30	270	36	9			市道	130	I		
1288	上和田	上和田		60	190	33	5			県道	170	I		
1297	寺尾	寺尾		50	90	14	8	旅館	1	県道	150	I	H9.12.5	1
1299	五谷	五谷		35	200	42	18			市道	300	I	S59.5.12	3
2173	落シ	庄川町落シ		36	215	31	13			県道	150	I	S60.6.14	2
2174	小牧(1)	庄川町小牧		39	40	30		ダム管理 事務所	1			I		
2175	湯山	庄川町湯山	堂本	34	320	190	9	寺院	1			I		
2177	湯谷(1)	庄川町湯谷	湯谷	30	140	38	6	宿泊施設 温泉旅館	1 1	国道	140	I		
2179	名ヶ原	庄川町名ヶ原	中寺	31	133	38	6			市町村道	140	I		
2180	小牧(2)	庄川町小牧		35	145	42	5			市町村道	120	I	H18.3.29	3
2181	小牧(3)	庄川町小牧		33	28	8		宿泊施設	1			I		
2183	小牧(4)	庄川町小牧		47	400	60	16			国道 市町村道	400 400	I	H18.3.29	3
2185	庄(1)	庄川町庄		39	145	30	6			市町村道 水路	100 120	I		
2189	庄(2)	庄川町庄		32	325	34	17	寺院	1	県道 水路	250 350	I		
2190	庄(3)	庄川町庄		35	125	7	8	公民館	1			I		
2191	庄(4)	庄川町庄		46	200	40	8			市町村道	70	I	S62.3.31	2
2193	庄(5)	庄川町庄		34	185	35	5	旅館	1	県道 水路	200 130	I	S58.4.14	2
2194	庄(6)	庄川町庄		40	135	98			1	県道 水路	130 130	I		
2195	金屋(3)	庄川町金屋		42	200	10	18					I	H12.5.12	1
2197	金屋(4)	庄川町金屋	小川原	35	260	10	2	公民館 温泉旅館	1 1			I	H4.8.14	1
2198	金屋(5)	庄川町金屋		33	55	12	8	公民館	1	国道	170	I	H17.11.11	1
2199	庄(7)	庄川町庄		44	100	108	1		1			I		
2200	庄(8)	庄川町庄		36	155	174			1	県道 水路	180 180	I		
2201	大宮野	庄川町金屋	大宮野	30	230	10	11					I	H9.3.28	1
2203	岩黒	庄川町金屋	岩黒	32	470	50	30	ケアポート 庄川	1	市町村道	250	I	H4.8.14	3
1254	安川	安川	正盛	42	240	12	4			市道	220	II		
1255	市谷(1)	市谷		30	50	9	2					II		
1256	市谷(2)	市谷		30	100	16	3			市道	150	II	S61.3.31	1
1257	市谷(3)	市谷		70	40	9	1					II	S61.3.31	1
1258	市谷(4)	市谷		60	30	12	1					II		
1259	市谷(5)	市谷		80	30	7	1					II		
1260	坪野(4)	坪野		38	30	20	1					II		
1261	栃上(1)	栃上		40	25	15	1					II		
1263	坪野(5)	坪野		80	50	19	1					II		
1265	栃上(2)	栃上		40	25	31	1					II		
1266	東別所(1)	東別所	中村	40	70	14	2					II		
1267	東別所(2)	東別所	上村	40	35	58	1					II		
1268	峰(1)	井栗谷	峰	40	30	30	1					II		
1269	東別所(3)	東別所	上村	30	20	31	1					II		
1271	峰(2)	井栗谷	峰	33	25	28	2					II		
1272	栃上(3)	栃上		60	25	25	1					II		
1273	峰(3)	井栗谷	峰	45	55	23	1					II		
1274	峰(4)	井栗谷	峰	40	20	18	1					II		
1275	東別所(4)	東別所	上村	45	30	10	1					II		
1276	峰(5)	井栗谷	峰	45	20	10	1			市道	20	II		
1277	峰(6)	井栗谷	峰	40	30	20	1					II		
1278	栃上(4)	栃上		60	20	11	1					II		
1279	峰(7)	井栗谷	峰	50	80	33	2					II		
1280	栃上(5)	栃上		35	30	12	1					II		
1282	東別所(5)	東別所	上村	50	40	44	1					II		
1283	栃上(6)	栃上		40	20	18	1					II		
1284	峰(8)	井栗谷	峰	30	25	55	1					II		

1 - 3 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

1285	栃上(7)	栃上		45	25	10	1					II		
1286	栃上(8)	栃上		50	40	5	1					II		
1287	池原	池原		60	110	10	2					II		
1289	小中尾	井栗谷	小中尾	39	80	29	1			県道	55	II		
1290	東別所(6)	東別所	下村	35	30	26	1			市道	150	II		
1291	孫子	井栗谷	孫子	40	25	22	1					II		
1292	井栗谷(3)	井栗谷		40	35	7	1					II		
1293	原野	原野		40	30	8	3			市道	210	II		
1294	伏木谷(1)	伏木谷		50	40	15	1					II		
1295	伏木谷(2)	伏木谷		45	75	53	2					II		
1296	寺尾(1)	寺尾		32	35	84	1			県道	25	II		
1298	寺尾(2)	寺尾		65	55	18	2					II		
1300	寺尾(3)	寺尾		60	95	78	1			県道	40	II		
2171	横住(1)	庄川町横住		31	45	16	1					II		
2172	横住(2)	庄川町横住		49	130	20	3					II		
2176	三谷	庄川町三谷		32	18	16	1			水路	30	II		
2184	庄(1)	庄川町庄		42	88	9	3					II		
2186	庄(2)	庄川町庄		41	21	7	1					II		
2187	庄(3)	庄川町庄		36	42	9	1			県道	40	II		
2188	庄(4)	庄川町庄		41	35	8	2					II		
2192	庄(5)	庄川町庄		48	30	20	1					II		
2196	金屋(1)	庄川町金屋		31	25	12						II		
J214	東別所	東別所	東別所	35	150	65				県道	200	III		
J215	寺尾(1)	寺尾	寺尾	40	900	90				県道	850	III		
J216	寺尾(2)	寺尾	寺尾	45	300	90				県道	250	III		

(資料：土木課)
(R7.4確認)

1-4-1 地すべり危険箇所一覧表（国土交通省所管）

番号	箇所名	位置	面積 (ha)	保全対象		指定年月日	告示番号
		字		人家	公共施設等		
91	柱尾	栃上	29.90	16	県道 950m 市道 1600m 橋 3	S57.3.27	843
92	井栗谷	小中尾	7.20	2	県道 300m 河川トンネル 1	S36.7.12	1386
93	伏木谷	伏木谷	74.70	8	県道 650m 市道 850m 林道 700m	S51.4.12	731
94	宮森	宮森	23.70	22	県道 500m 市道 230m 用水路 1600m 堤防 1200m	S39.3.31	1128
95	前山	庄川町前山	34.90	7	国道 400m 文化施設 1 堤防 400m P/S 1 市道 300m 公園 1	S37.10.9	2591
96	落シ	庄川町落シ	24.70	17	県道 800m 市道 500m 林道 300m	H7.7.24	1396
97	湯谷	庄川町湯谷	27.60	24	県道 800m 市道 100m 橋 1 旅館 1		
98	小牧	庄川町小牧	24.40	19	国道 550m 市道 400m 県道 300m 橋 1 旅館 1		
175	五谷	五谷	36.80	19	県道 850m 市道 900m 林道 500m 橋 1	H4.4.9	986
186	横住	庄川町横住	31.50	7	林道 1200m 市道 800m	H7.7.24	
187	隠尾	庄川町隠尾	24.70	1	林道 500m		
219	市谷	市谷	13.62	20	県道 600m 公民館 1		
220	井栗谷新	井栗谷	40.85	15	県道 1100m 公民館 1 体育館 1 集落センター		
225	金屋	庄川町金屋	34.95	110	社会福祉施設 1 市道 3000m		

（資料：土木課）

（R8.3確認）

1-4-2 地すべり危険箇所一覧表（農林水産省林野庁所管）

番号	位 置		地区名	危険地 面 積 (ha)	指 定 面 積 (ha)	指定年月日	直 接 保 全 対 象	
							人家戸数	保 全 対 象
	大字	字						種 別 (道路等延長m)
208-1	徳万	柳山	徳万	6.65	6.65	S37.9.19		市道 50
208-2	安川	父倉	安川	7.32	7.32	S37.9.27		林道 450
208-3	茶ノ木	大畑	大畑	5.36	5.36	S37.9.27		市道 300
208-4	栃上	鍋床	栃上	8.27	8.27	S37.9.27		県道 700
208-5	井栗谷	中原	中尾	37.00				県道 1,100
208-6	庄川町名ヶ原	中寺	名ヶ原	89.68	89.68	S37.9.27 H2.10.2	14	公民館 送電施設 県道 1,000 農道 100
208-7	庄川町落シ	向山	落シ	44.61				県道 300
208-8	庄川町三谷	天谷外	三谷	63.40	63.40	H15.3.31	20	県道 450 市道 600 林道 1,800
208-9	庄川町庄		庄(1)	22.81			1	育苗施設
208-10	庄川町庄		庄(2)	22.88			13	—
208-11	井栗谷		井栗谷					

(資料:農地林務課)
(R8.3確認)

1－4－3 地すべり危険箇所一覧表（農林水産省農村振興局所管）

番号	区域名	所在地	面積	指定年月日	備考
		大字			
60	中尾	中尾	97.47	S43.3.27	
61	浅谷	浅谷	62.50	S49.3.12 S56.2.18	
62	東別所	東別所	54.70	S55.12.5	
63	峰	峰	42.20	S55.12.5	
64	塩谷	栃上（東別所）	77.19	S57.3.15	
65	五谷	五谷	67.53	S63.3.22	
66	小中尾第一	中尾	43.00		
67	寺尾	寺尾	26.00		
68	原野	原野	52.00		
69	川内	川内	53.00		
137	名ヶ原	庄川町名ヶ原	168.00		
125	若土第1、3	井栗谷	74.00		
157	寺尾	寺尾	39.91		

（資料：農地林務課）
（R8.2確認）

1-5 土石流危険渓流一覧表

No.	箇所番号	水系名	溪流名	所在地	保全対象		流域面積 (km ²)	危険度 ランク	備 考
				字	人家戸数	公共施設等			
1	293	庄川	浅谷川	東別所	7	都道府県道	0.13	I	
2	297	庄川	西谷川	伏木谷	5		0.10	I	
3	299	庄川	庄2	庄川町庄	6		0.04	I	
4	300	庄川	庄3	庄川町庄	10	集会施設等	0.04	I	
5	301	庄川	若宮谷	庄川町庄	7	その他の道	1.76	I	
6	302	庄川	庄4	庄川町庄	0	宿泊施設	0.06	I	
7	303	庄川	庄5	庄川町庄	0	宿泊施設	0.33	I	
8	304	庄川	名源谷	庄川町名ヶ原	5	都道府県道	0.10	I	
9	352	庄川	小牧谷	庄川町小牧	5	国道	0.37	I	
10	353	庄川	前山谷	庄川町小牧	0	発電所	0.09	I	
11	354	庄川	尾山谷	庄川町前山	5	国道等	1.09	I	
12	355	庄川	ヤマブシ谷	庄川町黒岩	0	宿泊施設	0.09	I	
1	283	庄川	谷勝川	正権寺	2		0.76	II	
2	288	庄川	市谷	市谷	2	都道府県道	0.03	II	
3	289	庄川	芹谷	芹谷	2		0.18	II	
4	291	庄川	原野川	孫子	2		0.05	II	
5	292	庄川	塩谷川	東別所	2	都道府県道	0.09	II	
6	294	庄川	川内①	川内	3		0.03	II	
7	295	庄川	川内②	川内	3		0.03	II	
8	296	庄川	西谷川	伏木谷	1	都道府県道	0.25	II	
9	298	庄川	寺尾道川	五谷	3		0.19	II	
10	351	庄川	小牧1	庄川町小牧	1	国道	0.10	II	
1	J029	庄川	坪野	坪野	0		0.02	III	
2	J031	庄川	東別所①	東別所	0		0.06	III	
3	J032	庄川	東別所②	東別所	0		0.02	III	
4	J033	庄川	東別所③	東別所	0		0.06	III	
5	J034	庄川	東別所④	東別所	0		0.04	III	
6	J035	庄川	川内③	井栗谷	0		0.04	III	
7	J036	庄川	塩谷川下	塩谷	0		0.07	III	
8	J037	庄川	井栗谷①	井栗谷	0		0.02	III	
9	J038	庄川	井栗谷②	井栗谷	0		0.09	III	
10	J039	庄川	庄1	庄川町庄	0	その他の道	0.30	III	

注：ランクⅠ：人家5戸以上等の溪流

ランクⅡ：人家1～4戸の溪流

ランクⅢ：人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる溪流

(資料：土木課)

(R5.1確認)

1 - 6 崩壊土砂流出危険地区一覧表

番号	指定区域名	所在地	保全対象		
			人家戸数	公共施設等	数量
208-1	豆山堤	正権寺 後山	6	ため池 県道 林道	3箇所 200m 1,650m
208-2	頼成	頼成 鶴		ため池 県民公園 国道 林道	1箇所 50m 1,200m
208-3	尾川	坪野 尾川	8	ため池 県道 農道	3箇所 250m 400m
208-4	南島	坪野 南島	1	ため池 県道 農道 林道	3箇所 150m 1,150m 1,750m
208-5	新開堤	芹谷 保等		県民公園外	
208-6	新開堤 (2)	芹谷 保等	11	ため池 県民公園 国道 林道	1箇所 50m 1,600m
208-7	大久保 (南)	栃上 大久保		県道 林道	250m 500m
208-8	大久保 (北)	栃上 大久保	5	県道	150m
208-9	茶ノ木	茶ノ木 大畑	5	県道	150m
208-10	父倉	安川 父倉		県道 市道	50m 500m
208-11	西谷	井栗谷 西谷		県道 市道 農道	100m 1,000m 400m
208-12	西谷 (2)	井栗谷 西谷		県道 市道 農道	100m 600m 700m
208-13	中原	井栗谷 中原		ため池 県道 市道	1箇所 100m 1,650m
208-14	谷内	井栗谷 谷内		市道 農道	1,000m 1,000m
208-15	又新	福山 又新	3	県道 神社	100m 1箇所
208-16	東谷	伏木谷 東谷	1	県道 鉄塔	300m 3箇所
208-17	赤羽毛	伏木谷 赤羽毛	3	県道 市道 林業後継者活動拠点	150m 850m 1箇所
208-18	赤羽毛 (2)	伏木谷 赤羽毛	6	県道 市道 公民館	200m 500m 1箇所
208-19	赤羽毛 (3)	伏木谷 赤羽毛		県道	500m
208-20	夢の平	五谷 八布施	14	県道 県道 鉄塔 公民館	300m 1,000m 1箇所 1箇所
208-21	小中尾	井栗谷 西谷		県道	500m

1 - 6 崩壊土砂流出危険地区一覧表

番号	指定区域名	所在地	保全対象		
			人家戸数	公共施設等	数量
208-22	二本松谷	増山 二本松谷		市道 農道 鉄塔	1,800m 1,700m 1箇所
208-23	上別所	東別所 北山	1	市道	300m
208-24	東別所	東別所 芋地	4		
208-25	栃上	栃上 カナクソ		県道 神社	200m 1箇所
208-26	寺尾	寺尾 尾ノ谷	2	県道	100m
208-27	谷内	庄川町三谷 谷内		県道	300m
208-28	一ノ谷	庄川町庄 一ノ谷		市道 林道	50m 600m
208-29	一ノ谷(2)	庄川町庄 一ノ谷		林道 資材置場	700m 1箇所
208-30	広谷	庄川町庄 広谷	25	県道 農道 林道 鉄塔	700m 300m 1,000m 2箇所
208-31	加羅谷	庄川町庄 加羅谷	2	市道 農道 林道	800m 300m 600m
208-32	谷内川	庄川町落シ 谷内		林道 鉄塔	5,500m 2箇所
208-33	庄川湯谷	庄川町湯谷 上小原		県道 農道 林道	600m 300m 2,000m
208-34	下藪	庄川町二ツ屋 下藪		県道	350m
208-35	小牧	庄川町小牧 村中	6	国道 ダム見張所	100m 1箇所
208-36	長尾	庄川町前山 長尾	4	国道 市道 農道 鉄塔 発電所工事所	100m 2,500m 1,000m 14箇所 1箇所
208-37	大宮野	庄川町金屋 大宮野		市道 庄川民芸館	400m 1箇所
208-38	三谷	庄川町三谷	1	県道	100m

(資料：農地林務課)
(R5.1確認)

1 - 7 山腹崩壊危険地区一覧表

番号	所在地		地区名	直接保全対象施設		
	大字	字		人家戸数	公共施設等	数量
208-1	増山	太平等	太平等		管理道 農地	200m 2.0ha
208-2	市ノ谷	殿城	市ノ谷	7	県道	200m
208-3	井栗谷	中谷	小中尾	5	公民館 県道	1箇所 450m
208-4	徳万	赤坂	砺波学園	2	市道	250m
208-5	井栗谷	尾ノ谷	尾ノ谷	1	県道	300m
208-6	井栗谷	谷内	寺尾温泉	2	県道	400m
208-7	井栗谷	三谷	三谷	4	県道	300m
208-8	増山	太平等	太平等 2		市道	150m
208-9	増山	笹山	増山	4	市道 農道	200m 200m
208-10	正権寺	後島	城跡公園	4	県道	350m
208-11	正権寺	前山	正権寺	13	公民館 県道 市道	1箇所 300m 100m
208-12	徳万	赤坂	砺波学園 2	3	市道	90m
208-13	安川	天皇	福山	7	市道 農道	50m 300m
208-14	市ノ谷	殿城	市ノ谷 2	14	県道	300m
208-15	三谷	寺尾	寺尾温泉 2	18	神社 県道 市道	1箇所 300m 300m
208-16	井栗谷	谷内	原野	12	市道 県道	1,200m 500m
208-17	庄川町三谷	天谷	三谷	15	市道 用水	500m 650m
208-18	〃	赤坂	赤坂		県道 市道 林道 用水 農地	500m 200m 600m 300m 1.0ha
208-19	庄川町庄	一ノ谷	(旧) 雄神小学校	11	市道 林道	300m 400m
208-20	〃	麻生谷	庄	12	農道 農地	200m 1.0ha
208-21	〃	〃	庄	38	公民館 県道	1箇所 400m
208-22	〃	若宮	発電所	5	市道	250m
208-23	〃	〃	舟戸橋	5	体育館 市道 林道 農地	1箇所 300m 250m 0.7ha
208-24	〃	加羅谷	合口ダム		ダム	1箇所

1 - 7 山腹崩壊危険地区一覧表

208-25	庄川町庄	加羅谷	加羅谷		ダム	1箇所
208-26	庄川町隠尾	打山	隠尾	2	県道	500m
208-27	庄川町落シ	村上	村上	15	県道	500m
208-28	庄川町湯山	上平	上平	9	郵便局 農村改善センター 県道	1箇所 1箇所 500m
208-29	庄川町湯谷	下脇谷	湯谷	24	郵便局 国道 県道	1箇所 300m 400m
208-30	〃	小原	小牧ダム		ダム 国道	1箇所 1,000m
208-31	〃	〃	小原		国道	200m
208-32	庄川町二ツ屋	下藪	二ツ屋		国道	600m
208-33	庄川町小牧	腰切岩	腰切岩		国道	150m
208-34	〃	村中	村中	9	国道	200m
208-35	〃	北牧	北牧	24	国道	300m
208-36	庄川町金屋	尾谷山	小牧発電所		発電所 国道	1箇所 350m
208-37	庄川町前山	堂ノ上	前山	3	農道	300m
208-38	庄川町金屋	岩黒	岩黒	10	市道	200m
208-39	庄川町庄	麻生谷	庄	20	県道	150m
208-40	庄川町金屋	大宮野	金屋	2	国道	200m
208-41	庄川町庄	若宮	発電所 2		市道	200m
208-42	〃	〃	舟戸橋 2		市道	200m
208-43	〃	加羅谷	合口ダム 2		市道 林道	300m 200m
208-44	庄川町小牧	矢ヶ瀬	小牧ダム 2		観光会館 国道	1箇所 400m
208-45	庄川町湯谷	下脇谷	小牧ダム 3		国道	300m
208-46	庄川町横住	六郎	横住		取水施設	1箇所
208-47	庄川町庄	若宮	雄神橋	2	市道 林道	100m 200m

(資料：農地林務課)
(R5.1確認)

1 - 8 砂防指定地一覧表

水系名	幹川名	溪流名	字 名	告示年月日
庄川	和田川	和田川	井栗谷、東別所、 栃上	S40. 5. 11 S60. 8. 10 S62. 5. 27 H4. 12. 8 H15. 11. 13 H18. 8. 11 H20. 1. 21 H22. 5. 20
庄川	谷内川	谷内川	井栗谷、川内	S37. 10. 18 S40. 5. 11 H11. 7. 2
庄川	和田川	坪野川	前島	S46. 10. 2 S57. 7. 12
庄川	谷内川	西谷川	伏木谷	S53. 4. 27
庄川	谷内川	寺尾道川	五谷	S62. 5. 27
庄川	谷内川	原谷川	川内	H1. 6. 3
庄川	庄川	谷内川	庄川町落シ	S55. 3. 21 S61. 3. 17
庄川	庄川	湯山谷川	庄川町湯山	S50. 1. 31
庄川	庄川	小牧谷	庄川町小牧	H6. 11. 17
庄川	庄川	尾山谷	庄川町金屋	S39. 5. 23 S61. 7. 21
小矢部川	小矢部川	ヤマブシ谷	庄川町金屋	H12. 12. 18

(資料：土木課)
(R5. 1確認)

国土交通省関係

番号	河川名	関係機関	担当水防管理団体名	位 置	左右岸別	区 間	延 長 (m)	重要度	現 況	予想される危険	水防工法
28	庄川	富山河川 砺波土木	庄川水害予防組合	戸出石代 下中条	左岸	15.0k～ 17.0k	2,017	B	基礎地盤漏水	漏水	月の輪及び シート張
29	"	"	"	柳瀬	左岸	19.0k～30m～ 19.0k+70m	100	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉、立籠
30	"	"	"	柳瀬	左岸	19.3k～ 19.6k+30m	339	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉、立籠
31	"	"	"	太田	左岸	21.0k+60m～ 21.4k+80m	420	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉、立籠
32	"	"	"	太田	左岸	21.6k+140m～ 22.2k+156m	302	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉、立籠
33	"	"	"	庄川町 庄	左岸	22.2k+100m～ 22.4k+100m	203	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉、立籠
34	"	"	"	庄川町 庄	左岸	22.4k+100m～ 23.0k+20m	511	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉、立籠
35	"	"	"	庄川町 庄	左岸	23.4k～ 23.6k+30m	228	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉、立籠
36	"	"	"	庄川町 庄	左岸	24.2k～ 24.6k	418	B	越水(溢水)	越水	天端積土のう
37	"	"	"	庄川町 青島	左岸	25.6k～ 26.0k	397	B	越水(溢水)	越水	天端積土のう
38	"	"	"	庄川町 青島	左岸	25.8k+100m～ 26.0k+108m	225	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉、立籠
39	"	"	"	庄川町 東山見	左岸	26.0k+100m	庄川用水 合口ダム	A	河道断面不足 (流下能力)	越水	天端積土のう
62	庄川	富山河川 砺波土木	庄川水害予防組合	東保	右岸	16.0k～112m～ 16.0k+52m	164	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉、立籠
63	"	"	"	東保	右岸	16.0k+180m～ 16.4k	230	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉、立籠
64	"	"	"	東般若	右岸	17.4k+90m	四輪用 水樋管	A	樋管 堤体内埋没	漏水	積土のう
65	"	"	"	権正寺	右岸	17.4k～ 17.7k	460	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉、立籠
66	"	"	"	権正寺	右岸	17.9k～ 18.0k	103	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉、立籠
67	"	"	"	頼成	右岸	17.9k～ 20.3k	2,357	B	基礎地盤漏水	漏水	月の輪及び シート張
68	"	"	"	頼成	右岸	18.6k～ 18.8k	225	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉、立籠
69	"	"	"	宮村	右岸	20.0k+100m～ 20.4k+100m	390	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉、立籠
70	"	"	"	庄川町 三谷	右岸	20.6k～ 21.2k+50m	661	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉、立籠
71	"	"	"	庄川町 三谷	右岸	21.8k～ 22.0k+50m	261	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉、立籠
72	"	"	"	庄川町 庄	右岸	22.8k+100m～ 23.2k	289	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉、立籠
73	"	"	"	庄川町 庄	右岸	23.8k+100m～ 24.0k+40m	101	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉、立籠

(R5.1確認)

県関係

番号	河川名	関係機関	担当水防管理団体名	位 置	左右岸別	区 間	延 長 (m)	重要度	現 況	予想される危険	水防工法
1	庄川	砺波土木	庄川水害予防組合	庄川町 前山	左岸		300	B	地すべり	護欠	蛇籠

(R5.1確認)

1-10-1 雪崩危険箇所一覧表（富山県公表）

箇所 番号	箇所名	位置	地形			区域保全対象	公共施設										公共的施設			
			字	平均 傾斜度 (度)	斜面の 標高差 (m)		長さ (m)	人家 (戸)	公共施設				国道	県道	市町村道	私道	河川	橋梁	ダム 砂防ダ ム含む	取水施設
									官公庁	公民館	宿泊施設	その他								
442	徳万	徳万	20	24	250	5														
443	正権寺(1)	正権寺	30	48	260	11									245					
444	正権寺(2)	正権寺	43	26	50	1				1			37							
445	峰	井栗谷	35	19	55	1			1						45					
446	中尾(1)	井栗谷	20	52	60	5														
447	中尾(2)	井栗谷	30	26	145	6									70					
448	上和田	上和田	35	31	240	10							215	385						
449	寺尾(1)	寺尾	50	14	75	1				1			135							
450	五谷	五谷	35	50	130	14			1					450						
451	寺尾(2)	寺尾	23	44	90	1				1				45		65	1			
452	安川(1)	安川	30	15	300	6								185						
453	安川(2)	安川	40	13	190	5								120						
775	小牧(1)	庄川町小牧	38	30	40						1									
776	庄(1)	庄川町庄	26	50	145	5					1			60		70				
777	中寺	庄川町名ヶ原	24	30	135	7								130						
778	下脇谷	庄川町湯谷	34	86	130	7					1		140			140	75			
779	落シ	庄川町落シ	37	105	285	15								330	260	110				
780	小牧(2)	庄川町小牧	29	55	185	6				1			190	190			180			
781	堂本	庄川町湯山	34	187	400	21	1	1					240	420			400	1	1	
782	北牧	庄川町小牧	36	114	440	18				1			440		440		400	1		
783	庄(2)	庄川町庄	35	33	105	7								100			110			
784	三谷	庄川町三谷	25	54	295	22						1		300						
785	上壇(1)	庄川町庄	42	40	170	9			1											
786	上壇(2)	庄川町庄	38	37	65	5								30	60		65			
787	金屋(1)	庄川町金屋	38	11	125	3			1							20				
788	金屋(2)	庄川町金屋	27	53	150	11		1	1			150								1
789	庄(3)	庄川町庄	38	152	120	2				1					170	40	160	1	2	
790	庄(4)	庄川町庄	27	230	160	1				1				50	40		200			
791	加羅谷	庄川町庄	36	179	165	1				1				180						
792	金屋(3)	庄川町金屋	29	12	140	7														
793	金屋(4)	庄川町金屋	23	46	430	36									355					

(R5.1確認)

1-10-2 雪崩危険箇所一覧表（林野庁）

番号	位置		土地区分		所有区分			危険箇所把握区分			法的規制の状況					施行状況 (雪崩防災 関係)		危険度数			危険箇所から除外するもの
	大字	字	林地	その他	国有林	民有林	その他	既把握箇所	治山調査等の箇所	新規追加の箇所	保安林等	地すべり防止区域	山地災害危険地区	急傾斜地崩壊危険区域	砂防指定地	治山	その他	発生危険度	保全対象度	危険箇所の危険度	
208-1	頼成		○			○		○	○							○未		b	M	B	
208-2	東別所		○			○		○	○				○			○未		c	M	C	
208-3	栃上		○			○		○	○				○			○未		c	M	C	
208-4	採谷	中原	○			○		○	○				○			○未		c	L	C	
208-5	採谷	西谷	○			○		○	○				○			○未		c	M	C	
208-6	採谷	中原	○			○		○	○			○	○			○未		c	M	C	
208-7	採谷	中原	○			○		○	○							○未		b	M	B	
208-8	川内	用水下	○			○		○	○							○未		b	M	B	
208-9	川内	谷内川淵	○			○		○	○							○未		b	M	B	
208-10	川内	内六斗山	○			○		○	○		○土					○未		b	M	B	
208-11	伏木谷	東谷	○			○		○	○			○				○未		c	M	C	
208-12	伏木谷	谷内	○			○		○	○				○			○未		c	M	C	
208-13	五谷	谷内	○			○		○	○							○未		b	M	B	
208-14	井栗谷	谷内	○			○		○	○							○未		b	M	B	
208-15	井栗谷	谷内	○			○		○	○							○未		c	M	C	
208-16	井栗谷	谷内	○	○建		○		○	○				○	○		○未		c	M	C	
405-1	庄川町庄	加羅谷	○			○		○	○		○土		○			○未		a	H	A	
405-2	庄川町湯谷	下脇谷	○	○建		○		◎	◎		○な		○	○		○未		b	H	A	

1-10-2 雪崩危険箇所一覧表（林野庁）

番号	位置		土地区分		所有区分			危険箇所把握区分			法的規制の状況					施行状況 (雪崩防災 関係)		危険度数			危険箇所から除外するもの
	大字	字	林地	その他	国有林	民有林	その他	既把握箇所	治山調査等の箇所	新規追加の箇所	保安林等	地すべり防止区域	山地災害危険地区	急傾斜地崩壊危険区域	砂防指定地	治山	その他	発生危険度	保全対象度	危険箇所の危険度	
405-3	庄川町湯谷	下脇谷	○	○建		○		◎	◎		○な		○			○未	○	b	M	B	
405-4	庄川町湯谷	小原	○	○建		○		◎	◎		○土		○			○未	○	c	M	C	
405-5	庄川町湯谷	小原	○			○		◎	◎		○な					○未		a	M	A	
405-6	庄川町ニツ屋	表林	○			○		○	○		○な		○			○概		a	M	A	
405-7	庄川町湯谷	小原	○			○		◎	◎		○な		○			○概		d	M	C	
405-8	庄川町ニツ屋	下藪	○			○		◎	◎		○な		○			○概		d	M	C	
405-9	庄川町小牧	腰切谷	○	○建		○		○	○		○土					○未	○	a	M	A	
405-10	庄川町小牧	矢ヶ瀬	○	○建		○		◎	◎		○土		○			○未	○	b	H	A	
405-11	庄川町小牧	村中	○	○建		○		◎	◎		○土		○			○未	○	b	H	A	
405-12	庄川町小牧	北牧	○	○建		○		◎	◎		○土	○	○	○		○未		b	H	A	
405-13	庄川町庄	若宮	○			○		○	○		○な					○未		b	M	B	
405-14	庄川町落シ	村上	○	○建		○		○	○		○な		○	○		○未		d	H	C	

(資料：農地林務課)
(R5.1確認)

1 - 1 1 防災重点農業用ため池

地区名	字	ため池 所在地	ため池名称	水系名	堤 高 (m)	堤頂長 (m)	有効貯水量 (m3)	かんがい 受 益 地 (ha)
般若	福山	福山	福山大溜池	庄川	10.2	170.0	85,000	46.0
梅檀野	正権寺	正権寺	豆山溜池	庄川	10.0	8.0	28,800	10.0
梅檀野	頼成	頼成	天狗岳池	庄川	10.8	28.0	3,100	2.0
梅檀野	正権寺	正権寺	杉の谷池	庄川	3.0	20.0	200	2.0
梅檀野	市谷	市谷	横根谷池	庄川	3.0	30.0	1,000	2.0
梅檀山	栃上	栃上	御坊山溜池	庄川	8.0	25.0	3,300	0.9
梅檀山	東別所	東別所栃上	そうけ谷溜池	庄川	2.5	15.0	1,200	0.5
梅檀山	栃上	栃上	北谷溜池	庄川	4.0	30.0	1,500	0.0
梅檀山	栃上	栃上	仁四谷溜池	庄川	4.0	25.0	600	0.9
梅檀山	東別所	東別所	けけん池(満保池)	庄川	2.0	20.0	600	0.9
梅檀山	東別所	東別所	谷尻池	庄川	3.3	40.0	1,600	2.3
梅檀山	中尾	中尾	家の後池	庄川	3.7	20.0	1,200	2.0
梅檀山	中尾	中尾	宮の腰池	庄川	4.0	20.0	2,200	0.0
梅檀山	中尾	中尾	炭屋谷池	庄川	6.0	36.5	7,000	3.0
梅檀山	中尾	峯	向井の池(谷の池)	庄川	2.0	8.0	300	2.0
梅檀山	峯	峯	さぶ次郎の池	庄川	3.0	24.0	900	0.0
梅檀山	東別所	東別所	花杓池	庄川	5.2	31.0	3,000	1.5
梅檀山	浅谷	浅谷	武良谷池	庄川	6.4	19.0	8,000	6.0
梅檀山	東別所	東別所	なぎ平池	庄川	3.7	30.0	4,200	2.5
梅檀山	中尾	中尾	東裏の堤	庄川	5.0	30.0	2,000	2.4
梅檀山	五谷	五谷	宮谷池	庄川	3.0	20.0	800	2.0
梅檀山	正権寺	正権寺	柰田池	庄川	4.0	30.0	1,000	0.0
梅檀山	正権寺	正権寺	成仏谷池	庄川	4.0	8.0	200	0.0
梅檀山	東別所	東別所	別所平第1	庄川	4.0	21.0	900	2.4
雄神	庄川町庄	庄川町庄	能子堤	庄川	6.0	60.0	1,000	3.0

(受益面積が過去、もしくは現在2ha以上)
全箇所数25箇所

(資料:農地林務課)
(R5.1確認)

1-1-2 道路通行規制基準

路線名	担当 事務所	規制区間		規制基準			危険内容	備考	
		自 ----- 至	延長 (km)	交通量 台／日	通行止				気象等 観測所
					気象基準値				
156号	富山	砺波市庄川町小牧 砺波市庄川町金屋	2.5	1,454	連続雨量 150mm 雪崩の発生が予想されると き		砺波市庄川町小牧 国土交通省小牧 (テレビター)	土砂崩壊、落石等、雪崩	高岡国道維持

路線名	担当 事務所	規制区間			規制基準					危険内容	迂回路	道路 モニター	指 定 年 度	備 考
		自 ----- 至	延長 (km)	交通量 台／日	規制基準値 (mm)			気象等 観測所						
					通行注意 時間雨量 連続雨量	通行止								
						時間雨量 連続雨量	時間雨量 連続雨量							
1 5 6 号	砺波	砺波市庄川町小牧 南砺市栃原	4.1	1,500	20 60	30 80		栃原 (県)	落石・雪崩 土砂崩落	なし	1	45	一般国道	
4 7 1 号	砺波	砺波市庄川町湯谷 南砺市利賀村北豆谷	14.9	1,000	30 80	40 120		利賀ダム (豆谷ダム)	落石・雪崩 土砂崩落	なし	1	45	一般国道	
砺波細入線	砺波	砺波市井栗谷 砺波市中尾	2.5	1,800	特殊通行規制区間 (危険が予測される場合に 道路通行規制を実施する区 間)			夢の平 (県)	落石	国道359号 新湊庄川線	1	45	主要地方道	
井栗谷大門線	砺波	砺波市井栗谷 砺波市東別所	3.0	900	40 100	50 150		東別所 (県)	落石 雪崩	国道359号 新湊庄川線 砺波細入線	1	45	一般県道	
山田湯谷線 川内五郎丸線	砺波	砺波市川内 砺波市寺尾	3.7	400	40 100	50 150		夢の平 (県)	落石 土砂崩落	なし	1	48	一般県道	

(資料：土木課)
(R5.1確認)

災害危険区域の名称及び所在地		災害危険区域 の指定面積	災害危険区域内の推定建物数			指定年月日	告示番号
			住宅	非住宅	計		
急傾斜地崩壊区域	五谷	3.47ha	19戸	27戸	46戸	S59.6.16	495
	市谷(1)	1.24ha	8戸	8戸	16戸	S61.3.31 H14.2.4	521 60
	市谷(2)	0.67ha	4戸	11戸	15戸	S61.3.31	521
	寺尾	0.93ha	3戸	2戸	5戸	H9.12.5	791
	庄(1)	0.63ha	5戸	0戸	5戸	H23.3.23	112
	庄(2)	1.93ha	10戸	11戸	21戸	S62.3.31	193
	庄(3)	1.63ha	10戸	0戸	10戸	S58.4.14	330
	落シ	2.40ha	15戸	18戸	33戸	S60.6.14	642
	岩黒	3.20ha	12戸	0戸	12戸	H4.8.14	649
	金屋	0.68ha	4戸	1戸	5戸	H4.8.14	649
	金屋(2)	1.45ha	21戸	32戸	53戸	H12.5.17	312
	金屋(3)	0.80ha	6戸	0戸	6戸	H17.11.11	599
	大宮野	1.43ha	11戸	24戸	35戸	H9.3.28	175
	小牧	3.20ha	13戸	29戸	42戸	H18.3.29	194
	計	23.66ha	120戸	163戸	304戸		

(資料：砺波土木センター)
(R5.1確認)

(1)危険物施設

区分 地区名	合 計	貯 蔵 所								取 扱 所						事業所数
		小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タン ク 貯 蔵 所	屋 内 タン ク 貯 蔵 所	地 下 タン ク 貯 蔵 所	簡 易 タン ク 貯 蔵 所	移 動 タン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	第 一 種 販 売 取 扱 所	第 二 種 販 売 取 扱 所	移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所	
出 町	50	32	2	0	3	23	1	3	0	18	9	0	0	0	9	31
庄 下	17	14	4	0	0	4	0	5	1	3	1	0	0	0	2	7
中 野	5	4	0	0	0	3	0	1	0	1	0	0	0	0	1	3
五鹿屋	10	6	1	0	0	5	0	0	0	4	3	0	0	0	1	9
東野尻	3	2	0	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3
鷹 栖	6	6	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
若 林	7	5	1	1	0	2	0	1	0	2	1	0	0	0	1	5
林	6	4	1	1	0	0	0	2	0	2	2	0	0	0	0	3
高 波	2	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
油 田	24	16	4	4	1	0	0	6	1	8	7	0	0	0	1	12
南般若	4	2	1	0	0	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	4
柳 瀬	10	6	0	2	0	4	0	0	0	4	0	0	0	0	4	6
太 田	14	11	8	1	0	2	0	0	0	3	0	0	0	0	3	5
般 若	12	9	0	2	0	7	0	0	0	3	3	0	0	0	0	12
東般若	10	7	3	2	0	1	0	0	1	3	1	0	0	0	2	6
梅檀野	3	2	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0	0	0	0	1
梅檀山	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
東山見	14	14	2	2	1	5	0	4	0	1	1	0	0	0	0	7
青 島	9	5	1	0	0	4	0	0	0	4	1	0	0	0	3	7
雄 神	4	2	0	0	0	2	0	0	0	2	1	0	0	0	1	4
種 田	2	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合計	214	151	33	15	5	70	1	24	3	63	35	0	0	0	28	135

(R7.4確認)

(2) 簡易ガス施設

事業所名	供給先			対象戸数
	貯蔵量	名称	所在地	
日本海ガス(株)	2.0 t	(雇)砺波宿舎	砺波市十年明	17
	2.0 t	フラワー団地	砺波市中村字三反島	44
	2.4 t	千代団地	砺波市千代字西島	54
	2.5 t	岩黒団地	砺波市庄川町金屋	80
	2.8 t	グリーンヒルズ千柳団地		94
	2.2 t	グリーントウン花みずき台団地	砺波市柳瀬	81
(株)高岡ガスサービス	1.4 t	アパガーデンコート砺波	砺波市春日町 1-4	74
サカキ産業(株)	2.2 t	グリーントウンにれの木台	砺波市千保、東石丸、三郎丸	135
藤森工業(株)	2.95 t	エントランスタウン庄川	砺波市庄川町示野 121	43

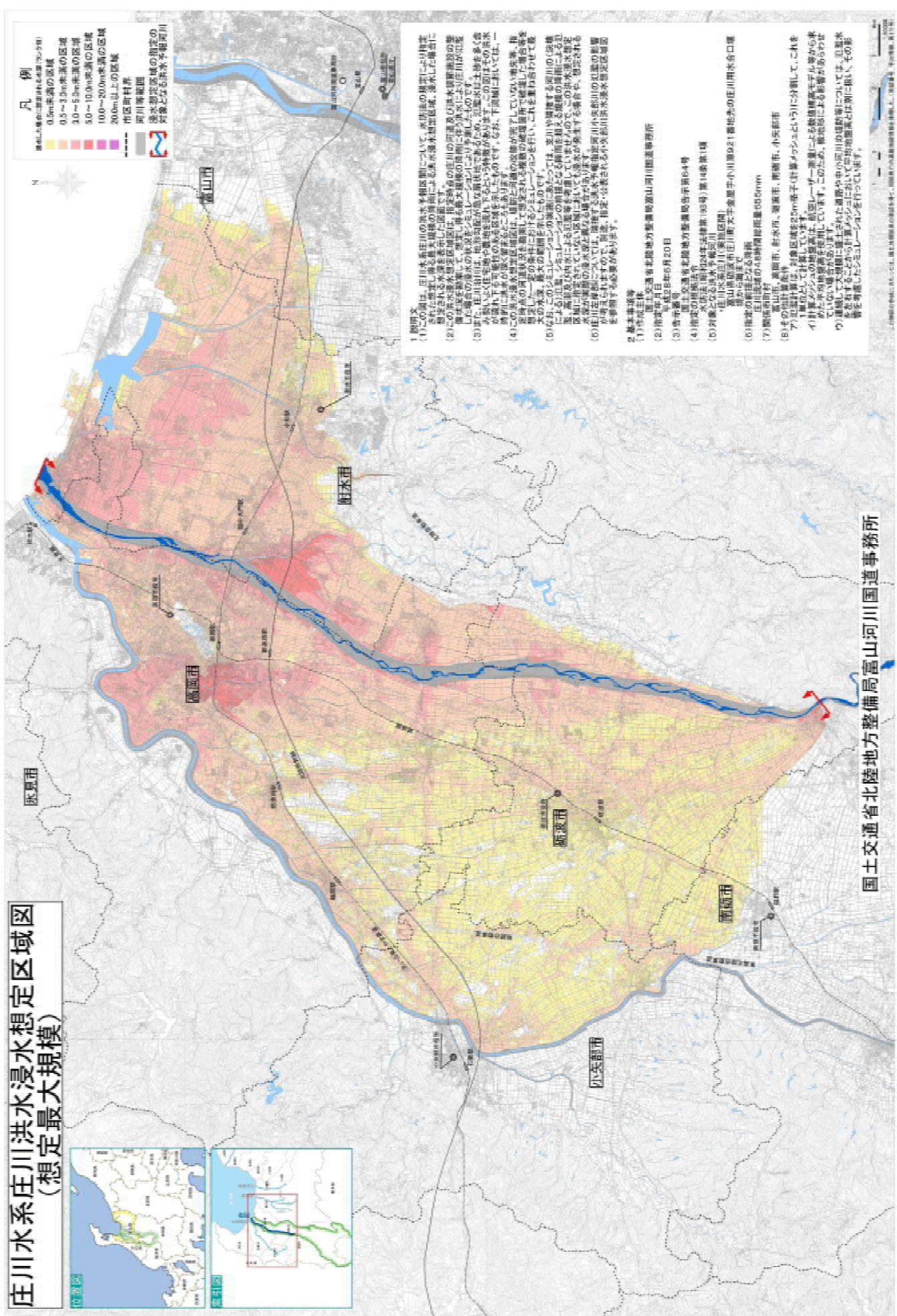
(3) 液化石油ガス製造許可事業所（第一種製造者のうちLPGの製造を含むもの）

事業所名	住所	貯蔵量	種類
イワタニセントラル株式会社 西部営業所	砺波市下中条 133	70t,60t,50t,50t 40t,30t,20t	LPG (アルゴン、窒素、酸素、炭酸ガス)
(株)丸八 砺波営業所	砺波市苗加 61-1	10t,10t	LPG
全国農業協同組合連合会 富山県本部 砺波LPガスセンター	砺波市中野 679	20t,20t,9.5t	LPG
北陸コカ・コーラプロダクツ(株)砺波工場	砺波市東保 1201	30t,30t	LPG (窒素、炭酸ガス)
サンエツ金属(株)砺波工場	砺波市太田 1892	20t,20t	LPG
塩谷硝子(株)富山工場	砺波市太田 1889-4	15.4t	LPG (酸素)
第一編物(株)	砺波市庄川町青島 11 番地	23.5t	LPG

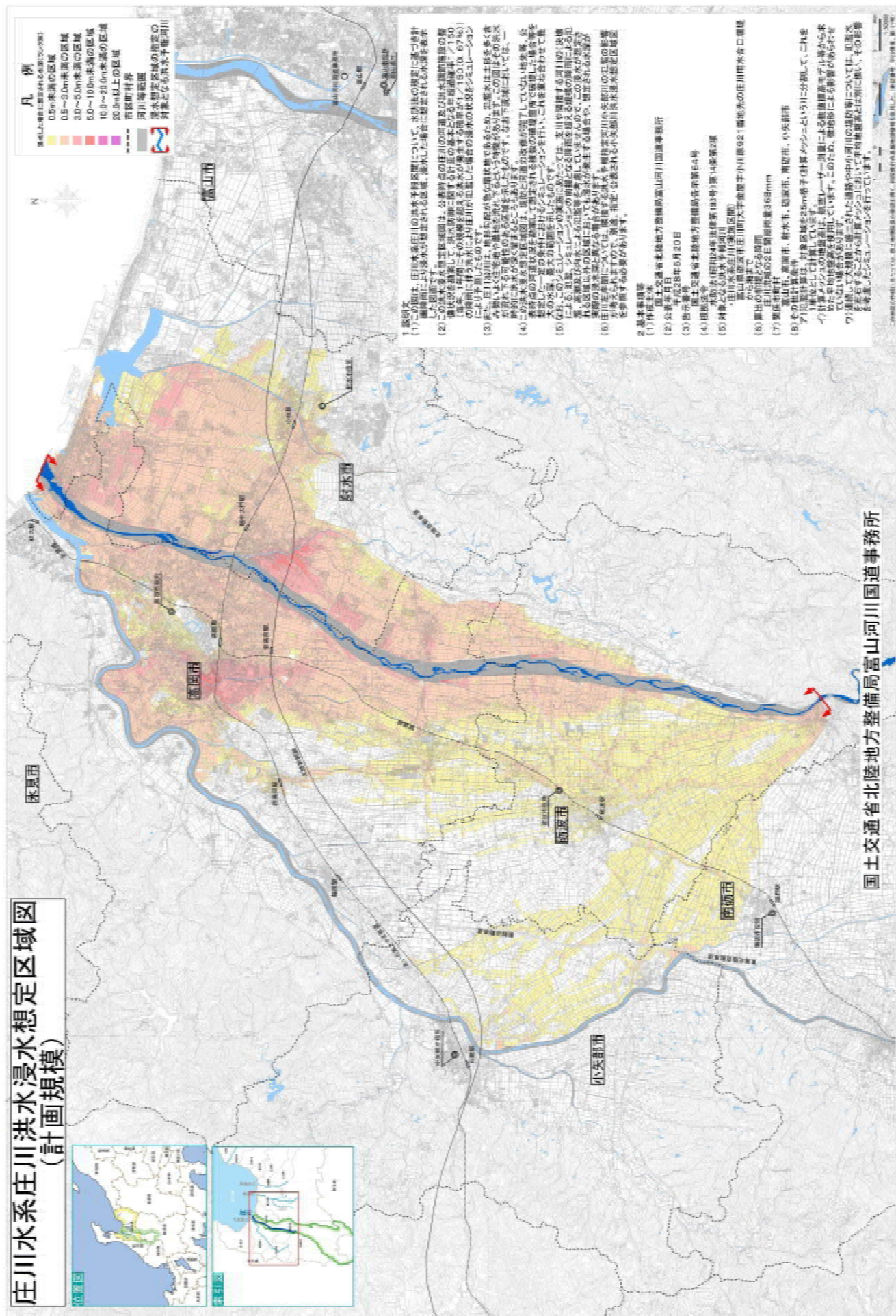
(4) 特定高圧ガス消費者

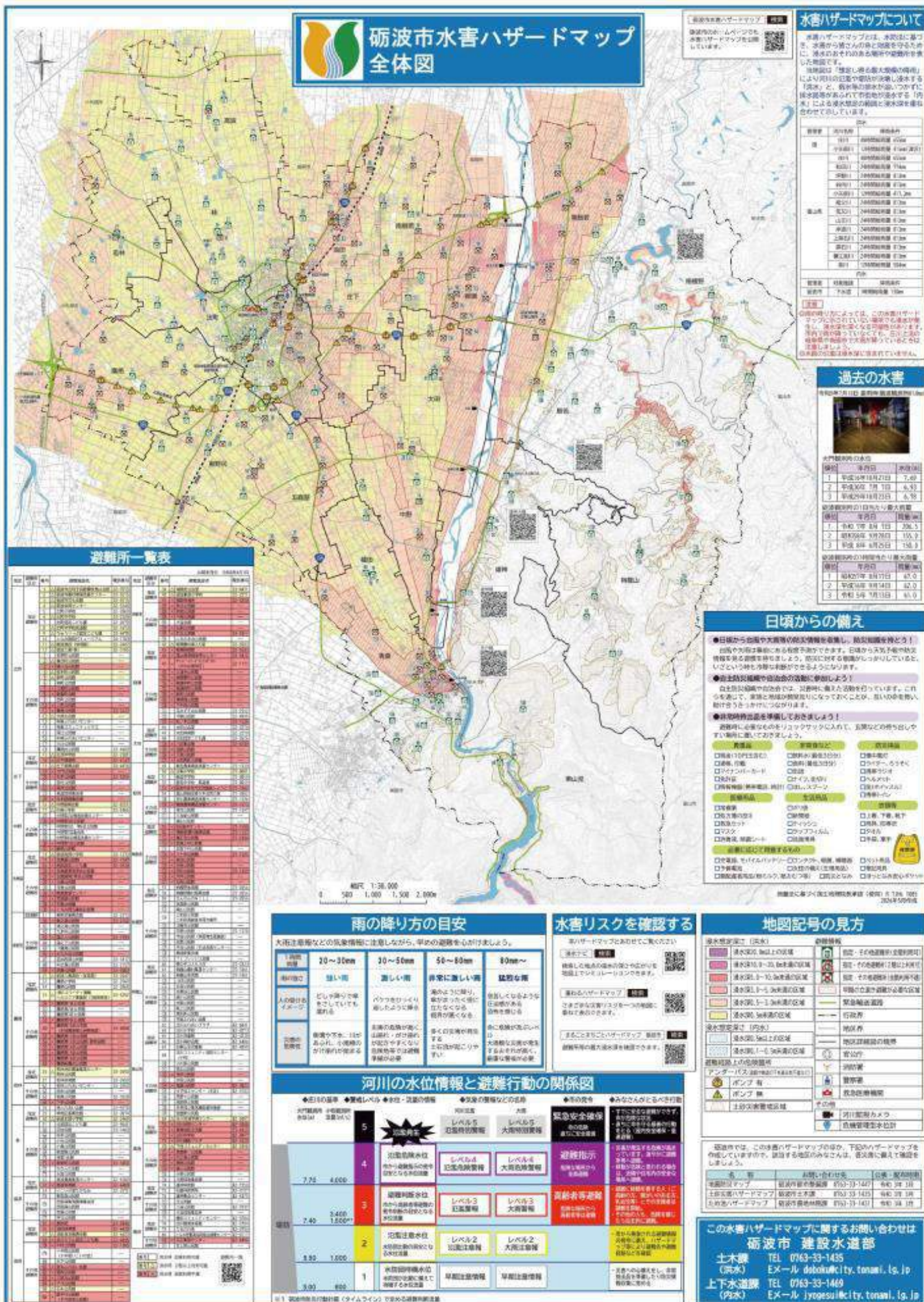
事業所名	住所	貯蔵量	種類
塩谷硝子(株)富山工場	砺波市太田 1889-4	15t 15t	LPG 酸素
北陸コカ・コーラプロダクツ(株)砺波工場	砺波市東保 1202-1	30t,30t	LPG
タワーパートナーズセミコンダクター(株)	砺波市東開発 271	100m ³ 20t 14,000 m ³ 70 m ³	特殊高圧ガス 酸素 水素 特殊高圧ガス
サンエツ金属(株)砺波工場	砺波市太田 1892	20t,20t	LPG
北越(株)砺波工場	砺波市太田 1891-2	15t	LPG
市立砺波総合病院	砺波市新富町 1 番 61 号	10t	酸素
第一編物(株)	砺波市庄川町青島 11 番地	23.5t	LPG

(R6.3 確認)

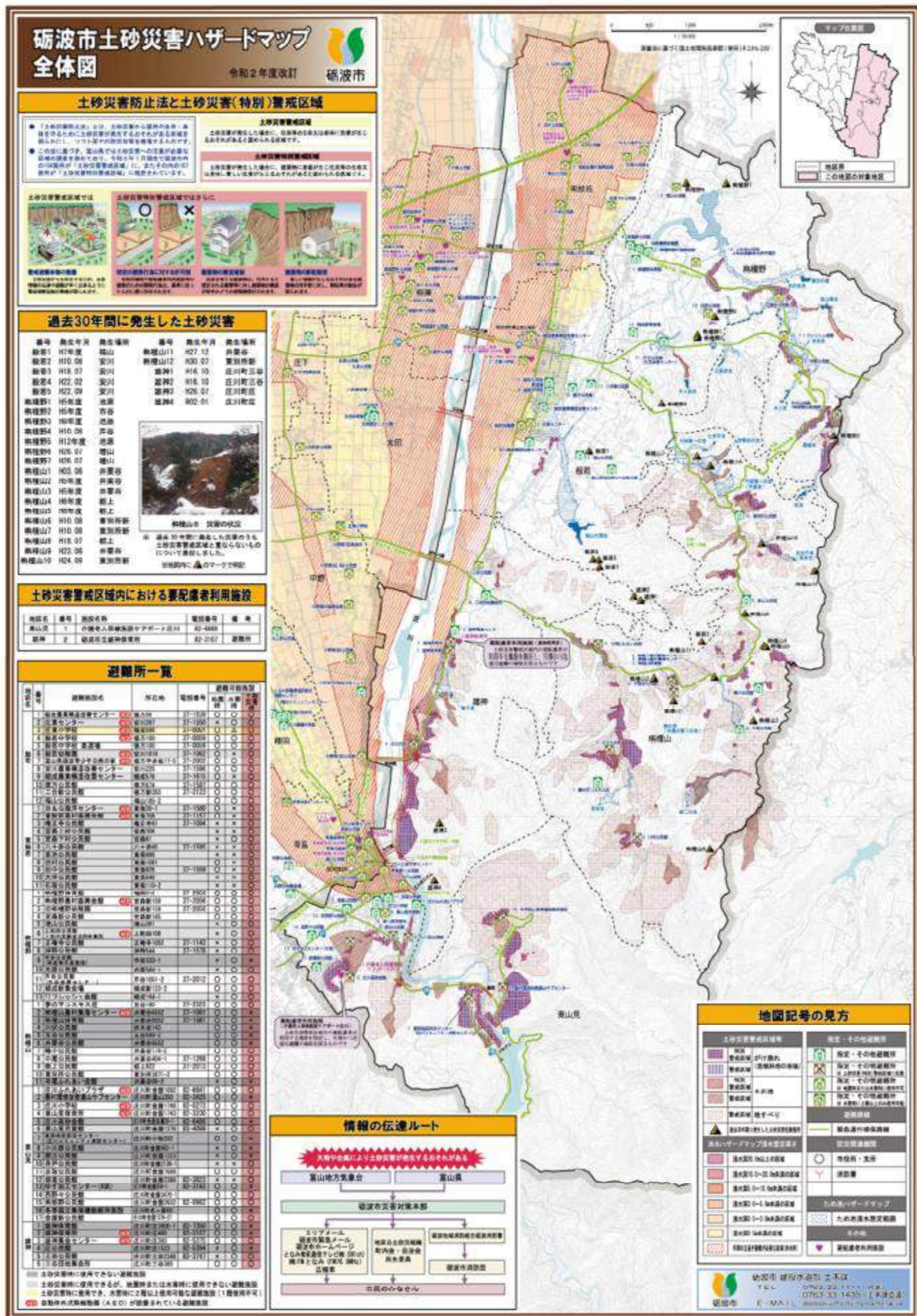


1-15-2 庄川水系庄川洪水浸水想定区域図（計画規模）





1-16 砺波市土砂災害ハザードマップ



1-17 土砂災害（特別）警戒区域

箇所番号	区域名	字	自然現象の種類	指定年月日	告示番号	
					土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒 区域
1253	安川(1)	安川, 徳万	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1254	安川(2)	安川	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1256	市谷(1)	市谷, 坪野	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1257	市谷(2)	市谷	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1255	市谷(3)	市谷	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1259	市谷(4)	市谷	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1258	市谷(5)	市谷	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1260	坪野(1)	坪野	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1263	坪野(2)	坪野	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1262	正権寺(1)	正権寺	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1264	正権寺(2)	正権寺, 池原	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1290	東別所(1)	東別所	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	-
1282	東別所(2)	東別所	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1269	東別所(3)	東別所	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1275	東別所(4)	東別所, 東別所新	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1266	東別所(5)	東別所, 東別所新	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1267	東別所(6)	東別所, 東別所新	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1284	峰(1)	井栗谷	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1279	峰(2)	井栗谷	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1274	峰(3)	井栗谷	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1276	峰(4)	井栗谷	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1277	峰(5)	井栗谷	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1270	峰(6)	井栗谷	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1268	峰(7)	井栗谷	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1273	峰(8)	井栗谷	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1271	峰(9)	井栗谷	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1285	栃上(1)	栃上	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1286	栃上(2)	栃上, 栃上新	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1272	栃上(3)	栃上, 栃上新	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1278	栃上(4)	栃上	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1280	栃上(5)	栃上	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1265	栃上(6)	栃上	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1261	栃上(7)	栃上	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1283	栃上(8)	栃上, 栃上新	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1287	池原	池原	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262

1-17 土砂災害（特別）警戒区域

1288	上和田	上和田, 増山, 池原	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1289	小中尾	井栗谷	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1291	孫子	井栗谷	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1292	井栗谷	井栗谷	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1293	原野	井栗谷	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1295	伏木谷(1)	伏木谷	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1294	伏木谷(2)	伏木谷	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1296	井栗谷(1)	井栗谷、谷寺、三谷	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1297	井栗谷(2)	井栗谷	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1299	五谷(1)	五谷	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1300	寺尾(1)	寺尾、井栗谷、三谷	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1298	寺尾(2)	谷寺、寺尾	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
1281	中尾	井栗谷	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
J214	東別所	東別所	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
J215	井栗谷(3)	井栗谷、谷寺	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
J216	五谷(2)	三谷、五谷	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2171	横住(1)	庄川町横住	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2172	横住(2)	庄川町横住	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2173	落シ	庄川町落シ、庄川町横住、庄川町湯山	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2175	湯山	庄川町湯山、庄川町湯谷	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2177	湯谷	庄川町湯谷	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2179	名ヶ原	庄川町名ヶ原	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2176	三谷	庄川町三谷	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2189	庄(1)	庄川町庄	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2191	庄(2)	庄川町庄	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2193	庄(3)	庄川町庄	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2184	庄(4)	庄川町庄	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2186	庄(5)	庄川町庄	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2187	庄(6)	庄川町庄	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2185	庄(7)	庄川町庄	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2188	庄(8)	庄川町庄	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2190	庄(9)	庄川町庄	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2192	庄(10)	庄川町庄	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2194	庄(11)	庄川町庄	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2200	庄(12)	庄川町庄	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2199	庄(13)	庄川町庄	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2197	金屋(1)	庄川町金屋	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2195	金屋(2)	庄川町金屋	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2196	金屋(3)	庄川町金屋	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2198	金屋(4)	庄川町金屋	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2202	金屋(5)	庄川町金屋	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2204	金屋(6)	庄川町金屋	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2201	金屋(7)	庄川町金屋	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2203	金屋(8)	庄川町金屋	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2183	小牧(1)	庄川町小牧	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2182	小牧(2)	庄川町小牧	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2181	小牧(3)	庄川町小牧	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2180	小牧(4)	庄川町小牧	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262

1-17 土砂災害（特別）警戒区域

2178	小牧(5)	庄川町小牧	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
2174	小牧(6)	庄川町小牧	急傾斜地の崩壊	H24.5.31	261	262
290	水上谷(2)	井栗谷	土石流	H22.10.29	400	-
283	谷勝川	正権寺、上和田	土石流	H24.5.31	261	262
288	市谷	市谷	土石流	H24.5.31	261	-
289	芹谷	芹谷	土石流	H24.5.31	261	262
J029	坪野	坪野	土石流	H24.5.31	261	262
291	原野川	井栗谷	土石流	H24.5.31	261	-
292	塩谷川	東別所、東別所新、栃上	土石流	H24.5.31	261	-
293	浅谷川	栃上・東別所・東別所新・塩浅	土石流	H24.5.31	261	262
294	川内(1)	川内	土石流	H24.5.31	261	262
295	川内(2)	川内	土石流	H24.5.31	261	262
297	西谷川(1)	伏木谷	土石流	H24.5.31	261	-
296	西谷川(2)	伏木谷	土石流	H24.5.31	261	262
298	寺尾道川	五谷・井栗谷	土石流	H24.5.31	261	-
J031	東別所(1)	東別所・東別所新	土石流	H24.5.31	261	-
J032	東別所(2)	東別所・東別所新	土石流	H24.5.31	261	262
J033	東別所(3)	東別所・東別所新	土石流	H24.5.31	261	262
J034	東別所(4)	東別所・東別所新	土石流	H24.5.31	261	-
J035	川内(3)	井栗谷	土石流	H24.5.31	261	262
J036	塩谷川下	栃上・栃上新	土石流	H24.5.31	261	262
J037	井栗谷(1)	井栗谷・三谷・谷寺	土石流	H24.5.31	261	262
J038	井栗谷(2)	井栗谷	土石流	H24.5.31	261	262
299	庄(2)	庄川町庄	土石流	H24.5.31	261	262
300	庄(3)	庄川町庄	土石流	H24.5.31	261	262
302	庄(4)	庄川町庄	土石流	H24.5.31	261	262
303	庄(5)	庄川町庄	土石流	H24.5.31	261	262
301	若宮谷	庄川町庄	土石流	H24.5.31	261	262
304	名源谷	庄川町名ヶ原、庄川町落シ	土石流	H24.5.31	261	262
351	小牧(1)	庄川町小牧	土石流	H24.5.31	261	262
352	小牧谷	庄川町小牧	土石流	H24.5.31	261	-
353	前山谷	庄川町小牧	土石流	H24.5.31	261	-
354	尾山谷	庄川町金屋、庄川町前山	土石流	H24.5.31	261	262
355	ヤマブシ谷	庄川町金屋	土石流	H24.5.31	261	262
J039	庄(1)	庄川町庄	土石流	H24.5.31	261	262
2123	今山田第二	井栗谷	地すべり	H22.10.29	400	-
3363-9	清水(2)	井栗谷	地すべり	H22.10.29	400	-
1219	市谷	市谷	地すべり	H24.5.31	261	-
1094	宮森	宮森、宮森新	地すべり	H24.5.31	261	-
1091	柱尾	栃上、栃上新、井栗谷、東別所	地すべり	H24.5.31	261	-
1093	伏木谷	伏木谷、五谷、川内	地すべり	H24.5.31	261	-
1092	井栗谷(1)	井栗谷	地すべり	H24.5.31	261	-
2060	井栗谷(2)	井栗谷	地すべり	H24.5.31	261	-
2066	井栗谷(3)	井栗谷	地すべり	H24.5.31	261	-
2067	井栗谷(4)	井栗谷、三谷、五谷、谷寺、寺尾	地すべり	H24.5.31	261	-
2068	井栗谷(5)	井栗谷・五谷	地すべり	H24.5.31	261	-
3208-5	井栗谷(6)	井栗谷	地すべり	H24.5.31	261	-
1220	井栗谷新	井栗谷、井栗谷新、三谷	地すべり	H24.5.31	261	-
1175	五谷(1)	五谷・井栗谷	地すべり	H24.5.31	261	-
2065	五谷(2)	井栗谷、寺尾、谷寺、三谷、五谷	地すべり	H24.5.31	261	-
2061	浅谷	浅谷、安川、東別所、東別所新、栃上、塩浅、茶ノ木	地すべり	H24.5.31	261	-
2062	東別所	東別所、東別所新	地すべり	H24.5.31	261	-

1-17 土砂災害（特別）警戒区域

2063	峰	井栗谷、栃上	地すべり	H24.5.31	261	-
2064	塩谷	東別所、東別所新、浅谷、塩浅、栃上	地すべり	H24.5.31	261	-
2069	川内	川内・伏木谷	地すべり	H24.5.31	261	-
2157	寺尾	井栗谷、寺尾、三谷	地すべり	H24.5.31	261	-
3208-1	徳万	塩浅、安川	地すべり	H24.5.31	261	-
3208-2	安川	安川	地すべり	H24.5.31	261	-
3208-3	大畑	安川、茶ノ木	地すべり	H24.5.31	261	-
3208-4	栃上	栃上、栃上新	地すべり	H24.5.31	261	-
1186	横住	庄川町横住	地すべり	H24.5.31	261	-
1095	前山	庄川町前山、庄川町金屋	地すべり	H24.5.31	261	-
1096	落シ	庄川町落シ、庄川町横住、庄川町小牧、庄川町湯山	地すべり	H24.5.31	261	-
1097	湯谷	庄川町湯山	地すべり	H24.5.31	261	-
1098	小牧	庄川町小牧、庄川町湯谷	地すべり	H24.5.31	261	-
3405-1	名ヶ原	庄川町隠尾、庄川町名ヶ原、庄川町落シ	地すべり	H24.5.31	261	-
3405-2	落シ	庄川町落シ	地すべり	H24.5.31	261	-
1187	隠尾	庄川町隠尾	地すべり	H24.5.31	261	-
2137	庄	庄川町庄	地すべり	H24.5.31	261	-
3208-9	庄(1)	庄川町庄	地すべり	H24.5.31	261	-
3208-10	庄(2)	庄川町庄	地すべり	H24.5.31	261	-
3405-3	三谷	庄川町三谷、三谷	地すべり	H24.5.31	261	-
1225	金屋	砺波市庄川町金屋	地すべり	H24.5.31	261	-

(R5.1確認)

1－18 土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設

No.	名称	所在地	電話番号
1	介護老人保健施設ケアポート庄川	庄川町金屋岩黒 38-1	82-6868

1-19 洪水浸水想定区域（早期の立ち退き避難が必要な区域）内における要配慮者利用施設

No.	名称	所在地	電話番号	想定浸水深
1	新の葉	高道 92	58-5655	0.5m 未満
2	あぶらでん認定こども園	三郎丸 213-1	23-4455	0.5m 未満
3	砺波市多世代交流施設しょうとう	安川 1616	37-1062	0.5m～3.0m 未満
4	砺波市庄東デイサービスセンター	安川 297	37-2161	0.5m 未満
5	ケアタウンとなみ	庄川町青島 208-1	82-1130	0.5m 未満
6	障がい者サポートセンター きらり	幸町 1-7	33-1552	0.5m～3.0m 未満
7	ケアホーム砺波第2ほほえみ館	太郎丸 1-5-9	33-7797	0.5m～3.0m 未満
8	ケアホーム砺波ほほえみ館	平成町 1-11	34-7501	0.5m～3.0m 未満
9	砺波市社会福祉会館	幸町 8-17	32-0294	0.5m～3.0m 未満
10	ジュピター	高道 4-5	55-6168	0.5m～3.0m 未満
11	ちゅーりっぷの郷	山王町 2-12	0120-78-4101	0.5m～3.0m 未満
12	ちゅうりっぷ認定こども園	太郎丸 2-29-2	33-4478	0.5m～3.0m 未満
13	デイサービス福	中央町 4-1	34-7250	0.5m～3.0m 未満
14	認定こども園出町青葉幼稚園	寿町 3-8	32-2848	0.5m～3.0m 未満
15	出町児童センター	本町 7-5	33-3890	0.5m～3.0m 未満
16	ニチイケアセンター砺波	太郎丸 1-8-12	34-7261	0.5m～3.0m 未満
17	白寿の里太郎丸	太郎丸 180	33-7077	0.5m～3.0m 未満

18	たびだちの会グループホーム ゆうゆう荘	中央町 10-10	33-5044	0.5m～3.0m 未満
19	障害福祉サービス事業所 ワークハウスとなみ野	中央町 10-5	33-5044	0.5m～3.0m 未満
20	さくらの縁	矢木 86	33-7039	0.5m～3.0m 未満
21	砺波市立庄下保育所	矢木 105	32-4147	0.5m～3.0m 未満
22	太陽の家ひまわり	矢木 222-1	33-1504	0.5m～3.0m 未満
23	グループホームあゆみとなみ野	中野 340	33-5131	0.5m～3.0m 未満
24	イエローガーデンとなみ	五郎丸 23-1	33-3758	0.5m～3.0m 未満
25	砺波市立南部認定こども園	鹿島 153	32-3530	0.5m～3.0m 未満
26	うちくる砺波杉木	杉木 5-71	076-255- 0856	0.5m～3.0m 未満
27	ことほぎの里	杉木 3-72	33-7757	0.5m～3.0m 未満
28	砺波市多世代交流施設麦秋苑	三郎丸 183-2	33-2846	0.5m～3.0m 未満
29	障害福祉サービス事業 砺波事業所福祉作業所油田	宮丸 466-4	33-6895	0.5m～3.0m 未満
30	障害福祉サービス事業 砺波事業所 サポートふらす	三郎丸 184-1	32-1717	0.5m～3.0m 未満
31	ケアホームあきもと	秋元 289-1	34-7507	0.5m～3.0m 未満
32	砺波市立東部保育所	秋元 144-1	32-5250	0.5m～3.0m 未満
33	放課後等デイサービス事業所 きっずるーむクローバー	東開発 247-4	58-5540	0.5m～3.0m 未満
34	グループホーム柳瀬の家	柳瀬 601-3	34-7753	0.5m～3.0m 未満
35	特別養護老人ホームやなぜ苑	柳瀬 3	32-3050	0.5m～3.0m 未満
36	砺波市立庄東小学校	頼成 566	37-0001	0.5m～3.0m 未満

37	医療法人社団三医会 となみ三輪病院	頼成 605	37-1000	0.5m～3.0m 未満
38	砺波地域福祉事業所 大空と大地のぽぴー村	宮森 461	37-2280	0.5m～3.0m 未満
39	グループホームひだまり絆	宮森 460-1	37-1102	0.5m～3.0m 未満
40	小規模多機能型居宅介護支援事業所 はるかぜ庄東	東保 815-1	37-0370	0.5m～3.0m 未満
41	庄東認定こども園	東保 711	37-0005	0.5m～3.0m 未満
42	かたかご苑グループホーム ホーム東保	東保 445	37-2322	0.5m～3.0m 未満
43	しょうがわ認定こども園	庄川町青島 2402	55-6540	0.5m～3.0m 未満
44	砺波市立庄川中学校	庄川町青島 3938	82-0477	5m～10.0m 未満
45	障害福祉サービス事業 砺波事業所 福祉作業所庄川	庄川町青島 401	82-5506	0.5m～3.0m 未満
46	ものがたり茶屋	太田 1655	32-2958	0.5m～3.0m 未満
47	のぞみリハビリテーションアカデミー	宮丸 183-1	58-5826	0.5m～3.0m 未満
48	グループホームたかのす	鷹栖 1014-1	55-6612	0.5m～3.0m 未満
49	ものがたりの街	太田 1382	55-6100	0.5m～3.0m 未満
50	たかのす認定こども園	鷹栖 1055-1	23-4244	0.5m 未満
51	つくしの家となみ	庄川町青島 645	23-4265	0.5m～3.0m 未満
52	CH-5 ワーク CHallenge	本町 13-27	58-5828	0.5m 未満
53	うちくる砺波総合病院前	杉木 1-45	076-255-0856	0.5m 未満
54	オンライン砺波 A	太郎丸 3-98-1	55-6490	0.5m 未満
55	オンライン砺波 B	太郎丸 3-98-1	55-6470	0.5m 未満

56	オンライン砺波 C	豊町 1-8-10	23-5011	0.5m 未満
57	コミュニティとなみ	秋元 289-4	23-6071	0.5m～3.0m 未満

第2 防災施設・防災設備・資機材等 に関する資料

2-1 主要建設業者一覧表

業者名	代表者名等	所在地	電 話
有馬建設(株)	有馬 大豪	砺波市 西中70-3	33-4777
北日本道路企画(株)	山本恵美子	砺波市 鷹栖305-2	33-2633
サンエー建工(株)	原野 博明	砺波市 太田1877	33-2415
坂本組(株)	坂本 吉隆	砺波市 芹谷2-2	37-0123
沢田鉄工(株)	澤田 達男	砺波市 石丸434-3	33-3501
島田建工(株)	島田 利津夫	砺波市 鷹栖291	32-0971
たち建設(株)	舘 直人	砺波市 小杉58	32-1565
鷹栖建工(株)	石崎 元蔵	砺波市 鷹栖536	33-2612
(株)得能組	得能 英紀	砺波市 太郎丸三丁目113	32-4300
砺波建設(株)	横山 平男	砺波市 新明194-1	32-2331
砺波工業(株)	上田 信和	砺波市 中央町1-8	32-3105
(有)西森組	西森 昭治	砺波市 高波1860	33-3545
根尾建設(株)	根尾 由和	砺波市 矢木362	32-1234
野村建設(株)	野村 栄一	砺波市 広上町10-9	33-3838
(有)長谷川建設	長谷川兼次郎	砺波市 柳瀬138	32-3175
(株)北砺組	松永 純夫	砺波市 高波1618-1	33-2610
北陸ハイウェイ建設(株)	山本 吉弘	砺波市 鷹栖373-1	33-2626
(株)前田組	長田 信子	砺波市 井栗谷69-3	37-1666
松本建設(株)	松本 誠一	砺波市 千保297	33-5185
(株)松本土建	松本 祐任	砺波市 秋元655	32-2323
(株)宮木建設	米林 拓也	砺波市 五郎丸1060-3	33-1156
宮野建設(株)	宮野 孝雄	砺波市 増山578	37-1557
(有)森建設	森 弘己	砺波市 宮森100	37-0366
(株)山崎組	山崎 泉	砺波市 東保175	37-1020
山田建設(株)	山田 保博	砺波市 東別所5407	37-1208
ユーシン建設(株)	福澤 政明	砺波市 三郎丸56	33-6772
ランジョ建設(株)	八田 良作	砺波市 頼成175	37-8885
(株)沖田組	沖田 悟	砺波市 庄川町青島696	82-1103
(株)神下組	神下 正弘	砺波市 庄川町金屋74-1	82-0027
木村産業(株)	木村 吉秀	砺波市 庄川町金屋2062	82-1143
庄川興業(株)	池田 亘	砺波市 庄川町青島362	82-1354
藤森工業(株)	藤森 武義	砺波市 庄川町青島663	82-0802
宮窪建設(株)	宮窪 大作	砺波市 庄川町青島3738	82-0177

(資料：砺波市建設業協会)

(R6.3確認)

2-2 消防機械配置状況

車種別 所属別	ポンプ車			救急車及びその他の車								小型動力	私設小型動力	
	普通ポンプ自動車	水槽付ポンプ自動車	化学消防自動車	救急車	はしご自動車	指令車	広報車	救助工作車	査察車	積載車・資材車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ	小型動力ポンプ	
常備	砺波消防署	1		1	2	1	1		1	1	1			
	庄東出張所		1		1					1				
	小計	1	1	1	3	1	1		1	2	1			
非常備	出町分団	1										1	1	
	庄下分団	1											1	
	中野分団	1											1	
	五鹿屋分団											1	1	
	東野尻分団											1	1	
	鷹栖分団	1											1	
	若林分団											1	1	
	林分団	1											1	
	高波分団											1	1	
	油田分団	1											2	
	南般若分団	1											1	
	柳瀬分団	1											1	
	太田分団	1											1	
	般若分団	1											1	
	東般若分団											1	1	
	梅檀野分団	1										1	1	
	梅檀山分団											1	4	
	東山見分団	1									1	1	1	
	青島分団	1											1	
	雄神分団	1											1	
	種田分団	1											1	
	女性第1分団							1						
	ひまわり分団							1						
	団本部												2	
	小計	15	0	0	0	0	0	2	0	0	1	9	27	
合 計		16	1	1	3	1	1	2	1	2	2	9	27	

(資料：消防署、出張所)

(R8.3確認)

2-3 救助資機材の保有状況

品 名	保有数		品 名	保有数		品 名	保有数	
	砺波署	庄東所		砺波署	庄東所		砺波署	庄東所
救助用ロープ小綱	17	13	万能斧	5	2	救命ボート	0	0
救助用ロープ10m	5	1	ハンマー	2	2	投光器	12	1
救助用ロープ20m	5	7	携帯用コンクリート破壊器具	1	0	携帯拡声器	6	4
救助用ロープ30m	5	2	削岩機	1	0	応急処置用セット	3	0
救助用ロープ50m	4	1	ハンマードリル	1	0	緩降機	3	0
救助用ロープ100m	3	0	可燃性ガス測定器(酸素測定器含む)	2	0	発電機	6	1
かぎ付はしご	3	0	有毒ガス測定器	0	0	バスケット型担架	2	1
三連はしご	3	1	酸素濃度測定器	0	0	応急給水機材	0	0
空気式救助マット	1	0	放射線測定器	9	5			
救命索発射銃	2	0	空気呼吸器(ボンベセット)	26	7			
サバイバースリング・救助用縛帯	5	1	空気補充用ボンベ(予備)	22	5			
平坦架	1	0	簡易呼吸器	2	0			
油圧ジャッキ(手動式)	0	0	防塵マスク	16	0			
油圧スプレッダー(手動式)	0	0	送排風機	3	0			
可搬ウィンチ(チルホール)	1	0	耐電手袋	7	0			
マンホール救助器具	1	0	耐電衣	2	0			
マット型空気ジャッキ	1	0	耐電ズボン	2	0			
大型油圧スプレッダー(バッテリー式)	1	0	耐電長靴	2	0			
救助用支柱器具	0	0	防塵メガネ	0	0			
油圧切断機	0	0	携帯警報器	14	4			
エンジンカッター	3	1	防毒マスク	11	3			
ガス溶断機(酸素含む)	1	0	化学防護服(陽圧式除)レベルB	1	0			
チェンソー	2	0	化学防護服(陽圧式)レベルA	2	0			
鉄線カッター	3	2	耐熱服	2	0			
空気式鋸	1	0	救命胴衣	11	2			
大型油圧カッター(バッテリー式)	1	0	流水救助用ライフジャケット	5	3			
空気式カッター	1	0	救命浮環	2	0			

(資料:消防署、出張所)
(R8.3確認)

2 - 4 消防水利の現況

種別 地区別		防火水槽							消火栓						その他		合計
		20	30	40	50	60	80	100	計	公 設		私 設		計	プ ー ル		
		級	級	級	級	級	級	級		地上式	地下式	地上式	地下式				
出 町			17	2	2		1	22		159			159		181		
庄 下			3					3		29			29		32		
中 野			5					5		22	1		23		28		
五 鹿 屋			3					3		23			23		26		
東 野 尻			3					3	1	23			24		27		
鷹 栖			6					6		28			28		34		
若 林			2					2		16			16		18		
林			4					4		42			42		46		
高 波			1					1		18			18		19		
油 田			6					6		67			67		73		
南 般 若			4					4		42			42		46		
柳 瀬			4					4		26	1		27		31		
太 田			4					4		24			24		28		
般 若			7					7		27			27		34		
東 般 若			4					4		14			14		18		
栴 檀 野			9					9		23			23		32		
栴 檀 山			5					5		31			31		36		
東 山 見	3		10	1		1		15		58			58		73		
青 島	1		7				1	9		55			55		64		
雄 神		1	8					9		19			19		28		
種 田			10					10		13			13		23		
計	4	1	122	3	2	1	2	135	1	759	2	0	762	0	897		

(資料：消防署、出張所)

(R8. 4確認)

2-5 消防機関、消防ポンプ配置図及び分団管轄図



凡例

- ①消防ポンプ自動車
- ②化学消防自動車
- ③小型動力ポンプ付積載車
- ④小型動力ポンプ
- ⑤積載車・資材車
- ⑥はしご自動車
- ⑦救助工作車

資料：消防署

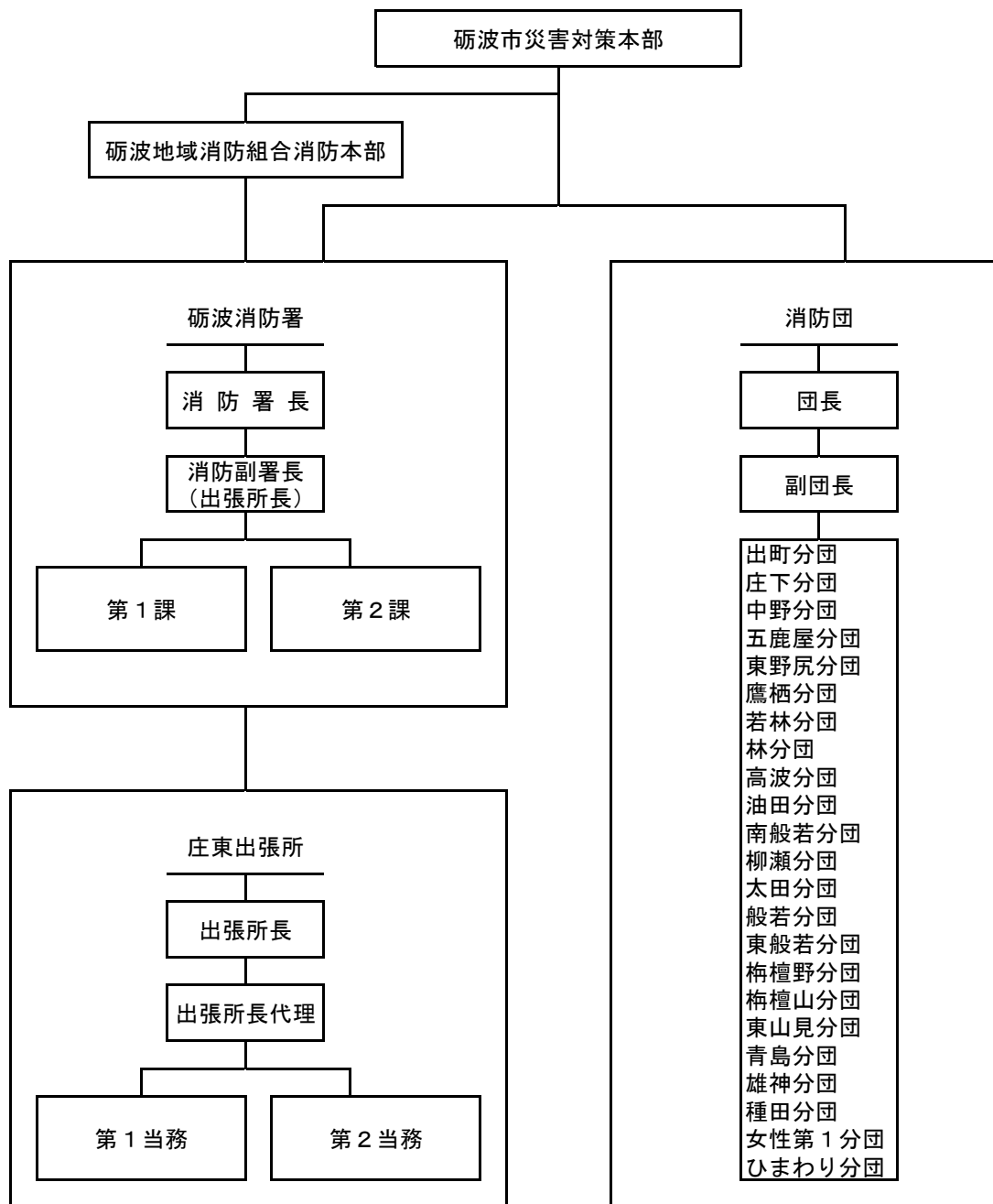
(R8. 3確認)

2－6 災害時の事務分掌 (消防)

構 成		事 務 分 担
消防部 砺波地域消防 組合消防長	消防総務班	1 住民の避難及び誘導に関する事
	◎消防本部総務課長	2 災害情報の収集及び連絡に関する事
	消防本部総務課職員	3 消防資機材・物資の調達に関する事
		4 災害対策本部との連絡調整に関する事
		5 消防班内の連絡調整に関する事
		6 報道機関等への災害情報の提供に関する事
	予防班	1 出火防止等災害広報の実施に関する事
	◎消防本部予防課長	2 災害の原因及び損害調査に関する事
	消防本部予防課職員	3 災害状況の調査、記録、資料作成に関する事
		4 危険物等の処理に関する事
	警防班、通信班	1 指揮本部の設置・運営に関する事
	◎消防本部警防課長	2 災害活動方針の策定に関する事
	消防本部警防課職員	3 災害活動の指揮及び指導に関する事
		4 消防部隊活動の統制的運用に関する事
		5 活動資機材の運用に関する事
		6 非常招集及び部隊編成に関する事
		7 活動関係機関との連絡調整に関する事
		8 消防応援要請等に関する事
		9 救急病院等の収容体制の把握に関する事
		10 通信運用及び管理統制に関する事
		11 気象警報等の情報収集、伝達に関する事
消防署班	◎砺波消防署長	1 消防現場指揮本部の設置、運営に関する事
	庄東出張所長	2 火災、救急及び救助出動に関する事
	砺波消防署員	3 水防活動の動員計画に関する事
	庄東出張所員	4 消防署及び消防団との連絡調整に関する事
		5 被災住民の避難協力に関する事
消防団班	◎砺波市消防団長	1 消防・水防活動に関する事
	砺波市消防団員	2 被災者の救急・救助に関する事
		3 地域住民の避難誘導に関する事
		4 その他消防団活動に関する事

(資料：消防署、出張所)

2-7 災害時の部隊編成 (消防)



消防署・出張所の所在地

◎消防署

砺波市大辻501番地

TEL 33-0119

FAX 32-2081

◎出張所

砺波市頼成614番地3号

TEL 37-0119

FAX 37-0139

(資料：消防署、出張所)

(R7.4確認)

方面 隊名	火災地区 (分団名)	分団数	第 1 出 動				第 2 出 動		第 3 出 動		隣接市町村応援出動 (地区)										
			署所・地元	隣接分団	若しくは 準隣接分団	追加分団数 合計分団数	高 波	中 野	柳 瀬	般若		東般若	追加分団数 合計分団数								
中部方面隊	出町 市街地	10	砺波署 出町	五鹿屋 庄下	東野尻 油田	鷹栖 南般若	若林 太田	林	8 18	高波 栲檀野	中野 雄神	柳瀬 種田	般若	東般若	3 21	栲檀山	東山昂	青島	小矢部市 南砺市 (井波)	南砺市 (稲野)	
	出町	8	砺波署 出町	五鹿屋 庄下	東野尻 油田	鷹栖 南般若	中野 種田	林	7 15	高波 般若	中野 種田	南般若 種田	柳瀬	太田	6 21	東般若	栲檀野	栲檀山 雄神	小矢部市		
	五鹿屋	6	砺波署 五鹿屋	出町	東野尻 出町	鷹栖 南般若	中野 種田	種田	9 15	若林 柳瀬	林 太田	高波 東山見	庄下 青島	油田	6 21	南般若	栲檀野	般若 雄神	南砺市 (稲野)	南砺市 (井波)	
	東野尻	5	砺波署 東野尻	出町	五鹿屋 出町	鷹栖	庄下	林	10 15	若林 南般若	林 柳瀬	高波 太田	中野 青島	油田	6 21	般若	東般若	栲檀野 雄神	南砺市 (稲野)		
	鷹栖	5	砺波署 鷹栖	出町	東野尻 出町	若林	林		10 15	五鹿屋 南般若	高波 柳瀬	高波 太田	中野 青島	油田	6 21	般若	東般若	栲檀野 雄神	小矢部市 (稲野)	南砺市 (稲野)	
	若林	5	砺波署 若林	出町	鷹栖 出町	林	高波		10 15	五鹿屋 南般若	東野尻 柳瀬	中野 太田	中野 青島	油田	6 21	東般若	栲檀野	栲檀山 雄神	小矢部市		
	林 市街地	10	砺波署 林	出町	五鹿屋 庄下	東野尻 油田	鷹栖 南般若	若林 太田	油田	8 18	高波 栲檀野	中野 雄神	柳瀬 種田	般若	東般若	3 21	栲檀山	東山見	青島	小矢部市 南砺市 (井波)	南砺市 (稲野)
	林	6	砺波署 林	出町	鷹栖 出町	若林	高波		9 15	五鹿屋 柳瀬	東野尻 太田	中野 東般若	種田	般若	南般若	6 21	般若	栲檀野	栲檀山 雄神	小矢部市	高岡市
	高波	5	砺波署 高波	出町	若林 出町	鷹栖 出町	林	油田		10 15	五鹿屋 南般若	東野尻 柳瀬	中野 太田	般若	東般若	6 21	栲檀野	栲檀山	東山見 種田	高岡市	小矢部市
	庄下	8	砺波署 庄下	中野 出町	東野尻 出町	南般若	柳瀬	太田	太田	7 15	東野尻 雄神	鷹栖 種田	若林	林	般若	6 21	高波	栲檀山	東山昂	青島	栲檀野
庄西方面隊	中野	7	砺波署 中野	庄下 種田	太田 種田	柳瀬	五鹿屋	青島	8 15	油田 般若	南般若 東山見	出町 雄神	東野尻	鷹栖	6 21	般若	林	高波			
	油田 市街地	10	砺波署 油田	出町 林	五鹿屋 庄下	東野尻 南般若	鷹栖 太田	若林	8 18	高波 栲檀野	中野 雄神	柳瀬 種田	般若	東般若	3 21	栲檀山	東山昂	青島	小矢部市 南砺市 (井波)	南砺市 (稲野)	
	油田	6	砺波署 油田	庄下 油田	南般若 油田	柳瀬	太田	林	9 15	中野 若林	太田 高波	太田 高波	東野尻 東般若	鷹栖	6 21	栲檀野	栲檀山	東山見 種田	高岡市		
	南般若	6	砺波・庄東 南般若	庄下 柳瀬	油田	柳瀬	太田	般若	9 15	中野 林	中野 高波	出町 高波	東野尻 栲檀野	若林	6 21	般若	栲檀野	栲檀山 雄神	東山見 種田	高岡市	
	柳瀬	6	庄東・砺波 柳瀬	庄下 柳瀬	南般若 太田	太田	般若	東般若	9 15	中野 高波	中野 油田	油田 栲檀山	五鹿屋 雄神	林	6 21	東野尻	鷹栖	若林	高岡市		
	太田	7	庄東・砺波 太田	庄下 雄神	中野 南般若	南般若	柳瀬	般若	8 15	油田 栲檀野	油田 青島	出町 種田	五鹿屋	東野尻	6 21	般若	栲檀野	栲檀山 雄神	高波	東山見	

庄東方面隊	般 若	7	庄裏・砺波 般 若	東般若 雄 神	栴檀野	栴檀山	柳 瀬	太 田	8	出 町 南般若	五鹿屋 青 島	庄 下 種 田	中 野	油 田	6	東野尻 林	鷹 栖 高 波	若 林 東山見		
	東般若	6	庄裏・砺波 東般若	般 若	栴檀野	栴檀山	南般若	柳 瀬	9	出 町 中 野	五鹿屋 油 田	林 太 田	高 波 雄 神	庄 下	6	東野尻 東山見	鷹 栖 青 島	若 林 種 田		高岡市
	栴檀野	5	庄裏・砺波 栴檀野	般 若	東般若	栴檀山	柳 瀬		10	出 町 中 野	五鹿屋 油 田	東野尻 南般若	林 太 田	庄 下 雄 神	6	鷹 栖 東山見	若 林 青 島	高 波 種 田		高岡市 射水市
	栴檀山	5	庄裏・砺波 栴檀山	般 若	東般若	栴檀野	雄 神		10	出 町 柳 瀬	五鹿屋 太 田	庄 下 東山見	中 野 青 島	南般若 種 田	6	東野尻 林	鷹 栖 高 波	若 林 油 田		富山市
庄川方面隊	東山見	6	砺波・庄裏 東山見	青 島	雄 神	種 田	五鹿屋	中 野	9	出 町 柳 瀬	東野尻 太 田	鷹 栖 般 若	庄 下 栴檀山	南般若	6	若 林	林 東般若	高 波 栴檀野		南砺市 (井波)
	青 島	6	砺波・庄裏 青 島	東山見	雄 神	種 田	五鹿屋	中 野	9	出 町 柳 瀬	東野尻 太 田	鷹 栖 般 若	庄 下 栴檀山	南般若	6	若 林	林 東般若	高 波 栴檀野		南砺市 (井波)
	雄 神	7	庄裏・砺波 雄 神	東山見	青 島	種 田	中 野	般 若	8	出 町 太 田	五鹿屋 東般若	東野尻 栴檀野	庄 下	柳 瀬	6	鷹 栖	若 林	林		
	種 田	6	砺波・庄裏 種 田	東山見	青 島	雄 神	五鹿屋	中 野	9	出 町 南般若	東野尻 柳 瀬	鷹 栖 太 田	庄 下 般 若	油 田	6	若 林	林	高 波		南砺市 (井波)

* 第1出動の原則は、火災(等)発生地区の隣接若しくは準隣接分団が出動する。

* 方面隊を構成する分団は第2出動で出揃うこととなる。

* 市外応援出動は、富山県市町村消防相互応援協定に基づく出動とする。

* 出動基準 [原則として県西部消防指令センターからの出動指令により出動]

庄東所 *太田(太田西区を除く)・柳瀬・秋元及び庄東地区全域・庄川地区の一部

・ 第 1 出 動 ① 火災等を覚知したとき。

・ 第 2 出 動 ① 市街地、密集地の火災を覚知したとき。

② 特殊対象物の火災を覚知したとき。

③ 火災警報等の発令中に火災を覚知したとき。

④ 現場最高指揮者から要請があったとき。

・ 第 3 出 動

① 火災警報等の発令中に特殊対象物

の火災を覚知したとき。

② 現場最高指揮者から要請があった

とき。

(1) 水位観測所及び通報、基準水位

所管 事務所	河川名	市町村名	観測所		平水位 m	水防団 待機水位 m	氾濫 注意水位 m	避難判 断水位 m	氾濫 危険水位 m	種類
			場所	名称						
国富	庄川	射水市	大門西	大門	3.00	5.00	5.50	7.40	7.70	テレメーター

(2) 洪水予報指定河川の基準地点と基準水位（流量）一覧表

河川名	観測所名	水防団待機	氾濫注意	避難判断水位	氾濫危険	計画高水位
		水位（流量）	水位（流量）	（流量）	水位（流量）	（流量）
庄川	小牧	600m ³ /S	1,000m ³ /S	3,400m ³ /S	4,000m ³ /S	5,800m ³ /S
	大門	5.00 m	5.50 m	7.40 m	7.70 m	9.81 m

2-9-2

洪水予報指定河川とその区域

河川名	実施区域	洪水予報基準地
庄川	砺波市庄川町金屋字小川原921番地先の庄川合口堰堤から海まで	小牧、大門

（資料：富山県水防計画）

2-10 水防主要備蓄資材の状況

(1) 県の備蓄主要水防資材

	水防倉庫	土のう類	鉄線籠	丸太	杭木	鉄線	むしろ	ビニールシート	詰石	縄
砺波土木センター	1棟	11,855枚	154本	55本	72本	550本	400枚	79枚	0m ³	6玉

(資料：県水防計画附属資料)

(2) 水防管理団体の備蓄主要水防資材

	水防倉庫	土のう類	鉄線籠	丸太	杭木	鉄線	むしろ	ビニールシート	詰石	縄
庄川水害 予防組合	10棟	9,150枚	228本	276本	860本	1,610本	0枚	75枚	207m ³	0玉

(資料：庄川水害予防組合附表)

(R8.3確認)

2-1 1 指定緊急避難場所の状況

令和8年4月1日現在

No	指定緊急避難場所	住 所 地		面積 (㎡)	収容人員 (人) 収容車両 (台)	電話番号	避難可能場所			
							地震時	水害時	土砂災害時	大火時
1	砺波市陸上競技場	砺波市	深江815	20,000	20,000	32-5240	○	×	—	○
2	砺波チューリップ公園	砺波市	花園町	54,981	54,981	33-7716	○	×	—	○
3	出町小学校グラウンド	砺波市	深江1-238	9,500	9,500	32-2069	○	×	—	×
4	出町中学校グラウンド	砺波市	表町18-29	15,044	15,044	33-2329	○	×	—	○
5	木舟公園	砺波市	表町229	1,820	1,820	33-1111	○	○	—	×
6	イオンモールとなみ (屋上駐車場)	砺波市	中神一丁目174番地	屋上：1554	684台	32-8550	○	○	—	×
7	庄西中学校グラウンド	砺波市	矢木525	24,159	24,159	32-2301	○	×	—	○
8	庄南小学校グラウンド	砺波市	中野1216	10,292	10,292	33-2466	○	×	—	○
9	砺波南部小学校グラウンド	砺波市	鹿島161	11,222	11,222	33-1373	○	×	—	○
10	五鹿屋公園	砺波市	五郎丸1119-1	3,600	3,600	33-1111	○	×	—	×
11	東野尻公園	砺波市	苗加4232-1	4,177	4,177	33-1111	○	○	—	×
12	鷹栖小学校グラウンド	砺波市	鷹栖490	12,896	12,896	32-2569	○	○	—	○
13	若林公園	砺波市	狐島188-1	6,249	6,249	33-1111	○	×	—	×
14	砺波北部小学校グラウンド	砺波市	林1104	12,862	12,862	32-2469	○	×	—	○
15	高波公園	砺波市	高波839	6,270	6,270	33-1111	○	×	—	×
16	油田ふれあい広場	砺波市	宮丸	4,600	4,600	32-6420	○	×	—	×
17	砺波東部小学校グラウンド	砺波市	千保250	20,975	20,975	32-2271	○	×	—	○
18	砺波総合運動公園	砺波市	柳瀬241	146,810	146,810	33-6889	○	×	—	○
19	太田公園	砺波市	太田1440	2,886	2,886	33-1111	○	×	—	×
20	庄東小学校グラウンド	砺波市	頼成566	16,657	16,657	37-0001	○	×	○	○
21	般若中学校グラウンド	砺波市	徳万100	14,711	14,711	37-0059	○	×	○	○
22	東般若公園	砺波市	東保708	2,610	2,610	33-1111	○	×	○	×
23	栴檀野公園	砺波市	宮森新159	2,908	2,908	37-0016	○	○	○	×
24	栴檀山農村集落センター	砺波市	井栗谷6552	850	850	37-1061	○	○	×	×
25	栴檀山公園	砺波市	井栗谷6663-3	6,690	6,690	33-1111	○	○	×	×
26	庄川小学校グラウンド	砺波市	庄川町金屋1748	6,500	6,500	82-0273	○	○	○	×
27	庄川児童館広場	砺波市	庄川町金屋1743	800	800	82-3230	○	○	○	×
28	庄川水記念公園	砺波市	庄川町金屋1550	25,300	25,300 230台	82-5695	○	×	○	○
29	庄川支所駐車場	砺波市	庄川町青島401	5,000	5,000	82-1901	○	×	○	×
30	庄川中学校グラウンド	砺波市	庄川町青島3938	15,000	15,000	82-0477	○	×	○	○
31	青島地区交流館広場	砺波市	庄川町青島3374-2	800	800	82-0239	○	×	○	×
32	雄神公園	砺波市	庄川町庄3650	5,400	5,400	33-1111	○	○	○	×
33	旧雄神保育所広場	砺波市	庄川町庄400	500	500	82-3107	○	○	×	×
34	弁財天公園	砺波市	庄川町庄地先	22,000	22,000	33-1111	○	×	○	○
35	たねだの舎駐車場	砺波市	庄川町五ヶ436-2	400	400	82-0305	○	○	—	×
36	種田公園	砺波市	庄川町五ヶ439	8,900	8,900	33-1111	○	○	—	×

【表中の記号の説明等】

- ※ 「○」：適、「×」：不適、「△」：洪水時2階以上利用可能、「—」：想定なし（対象とする災害が想定されない地区）
- ※ 地震については、昭和56年以前の建物で耐震補強が行われていない建物は不適とします。
- ※ 水害については、庄川が大雨によって増水し、堤防が壊れた場合の浸水想定結果に基づき、浸水が予測されている場所とは不適とします。
- ※ 土砂災害については、土砂災害警戒区域内にある場所については不適とします。
- ※ 大規模な火災については、主として地震火災が延焼拡大した場合を想定し、総面積が10,000㎡未満の場所については不適とします。
- ※ 収容可能人員＝面積÷1.0㎡

2-12 指定避難所の状況

令和8年4月1日現在

No	地区名	指定避難所	住 所	避難対象地区	面 積 ㎡	収容可能 人員	電話番号	避難可能施設			設備		非常用 電源	冷房完備 (非商用など)	ハット同行 避難所
								地震時	水害時	土砂災害時	トイレ	台所			
1	出町	砺波市出町子供歌舞伎曳山会館	砺波市 出町中央5-4	出町	1,386	396	32-7075	○	△	－	有	無	無	無	
2		砺波市農村環境改善センター	砺波市 花園町1-32	出町	1,449	414	33-5515	×	△	－	有	無	有	無	
3		砺波市文化会館	砺波市 花園町1-32	出町	3,650	1043	33-5515	×	△	－	有	無	有	無	
4		砺波体育センター (主)	砺波市 表町18-6	出町・周辺地区	3,874	1107	32-5240	○	△	－	有	有	有	有	有
5		出町小学校 (主)	砺波市 深江1-238	出町・庄下	6,320	1,806	32-2069	○	○	－	有	有	無	無	無
6		出町中学校 (主)	砺波市 表町18-29	出町・庄下・五鹿屋・東野尻・鷹栖・若林・林・高波	8,575	2,450	33-2329	○	△	－	有	有	有	無	有
7		出町認定こども園	砺波市 表町18-3	出町	2,997	856	32-2679	○	○	－	有	有	有	無	
8		出町中学校武道館	砺波市 広上町8-16	出町	869	248	32-1673	○	△	－	有	無	無	無	
9		ちゅうりっぷ認定こども園	砺波市 太郎丸2-29-2	出町	1,097	313	33-4478	○	△	－	有	有	無	無	
10		となみ散居村ミュージアム	砺波市 太郎丸80	出町	1,168	334	34-7180	○	○	－	有	有	無	無	
11		砺波高校(体育館) (主)	砺波市 東幸町3-36	出町・周辺地区	3,238	925	32-2447	○	△	－	有	有	無	無	有
12		砺波工業(株)	砺波市 中央町1-8	出町・周辺地区	272	78	32-3105	○	△	－	有	有	有	有	
13	庄下	庄西中学校 (主)	砺波市 矢木525	庄下・中野・油田・南般若・柳瀬・太田	5,699	1,628	32-2301	○	△	－	有	有	無	無	有
14		庄下保育所	砺波市 矢木105	庄下	836	239	32-4147	○	×	－	有	有	無	無	
15		庄下振興会館	砺波市 矢木24	庄下	474	135	33-4476	○	△	－	有	有	有	無	
16	中野	中野振興会館	砺波市 中野239	中野	507	145	32-0251	○	△	－	有	有	有	有	
17		庄南小学校 (主)	砺波市 中野1216	中野・太田	4,114	1,175	33-2466	○	△	－	有	有	有	無	有
18	五鹿屋	砺波南部小学校 (主)	砺波市 鹿島161	五鹿屋・東野尻	5,438	1,554	33-1373	○	△	－	有	有	有	無	有
19		五鹿屋公民館	砺波市 五郎丸1119-1	五鹿屋	679	194	32-1247	○	×	－	有	有	無	無	
20		南部認定こども園	砺波市 鹿島153	五鹿屋・東野尻	2,134	610	32-3530	○	×	－	有	無	有	無	
21	東野尻	東野尻振興会館 (主)	砺波市 苗加4232	東野尻	666	190	32-2273	○	○	－	有	有	有	無	有
22	鷹栖	砺波工業高校(体育館)	砺波市 鷹栖285-1	鷹栖・周辺地区	3,263	932	33-2047	○	△	－	有	有	無	無	
23		鷹栖小学校 (主)	砺波市 鷹栖490	鷹栖	5,698	1,628	32-2569	○	○	－	有	有	無	無	有
24		鷹栖公民館	砺波市 鷹栖1051	鷹栖	617	176	32-2068	×	○	－	有	有	有	無	
25		(株)スリーティ運輸 ヘルス事業部(2階研修室)	砺波市 鷹栖1907	鷹栖	420	120	33-5252	○	△	－	有	無	無	有	
26	若林	若林地区農業集落センター 若林公民館	砺波市 狐島186	若林	182	52	33-2650	×	△	－	有	有	有	無	
27		若林体育館 (主)	砺波市 狐島208-1	若林	726	207	33-2650	○	○	－	有	無	無	無	無
28	林	林ふれあい会館	砺波市 林858	林	324	93	32-5579	○	○	－	有	有	無	無	
29		林地区振興会館	砺波市 小島64	林	578	165	32-3874	○	○	－	有	有	有	有	
30		砺波北部小学校 (主)	砺波市 林1104	油田・若林・林・高波	6,079	1,737	32-2469	○	△	－	有	有	有	無	有
31		北部認定こども園	砺波市 林1086	林	2,099	600	32-9041	○	○	－	有	有	無	無	
32	高波	高波農業集落センター	砺波市 高波839	高波	232	66	32-9280	×	○	－	有	有	有	無	
33		高波体育館 (主)	砺波市 高波842-2	高波	868	248	32-6400	○	×	－	有	無	無	無	有
34		いこいの家たかなみ	砺波市 高波753	高波	426	122	32-2571	○	○	－	有	無	無	無	
35	油田	麦秋苑	砺波市 三郎丸183-2	油田	498	142	33-2846	×	×	－	有	有	無	無	
36		油田体育館 (主)	砺波市 宮丸466-4	油田	1,380	394	32-6420	○	×	－	有	無	無	有	有
37		油田自治振興会館	砺波市 三郎丸96	油田	680	194	32-6420	○	△	－	有	有	有	無	
38		あぶらでん認定こども園	砺波市 三郎丸213-1	油田	1,633	467	23-4455	○	×	－	有	有	無	無	
39	南般若	南般若公会堂	砺波市 秋元636	南般若	416	119	33-4471	○	△	－	有	有	有	無	
40		砺波東部小学校 (主)	砺波市 千保250	庄下・油田・南般若・柳瀬	9,747	2,785	32-2271	○	△	－	有	有	無	無	有
41		東部保育所	砺波市 秋元144-1	南般若	1,218	348	32-5250	○	×	－	有	有	無	無	
42	柳瀬	柳瀬農村婦人の家	砺波市 柳瀬573	柳瀬	516	147	32-5583	×	△	－	有	有	有	有	
43		柳瀬体育館	砺波市 柳瀬10	柳瀬	820	234	32-5583	×	×	－	有	無	無	無	
44		富山県西部体育センター (主)	砺波市 柳瀬241	柳瀬・周辺地区	12,345	3,527	33-3412	○	×	－	有	無	有	有	有
45		ターボ・トナズ・モミダグター (3Fのみ使用可)	砺波市 東開発271番地	柳瀬・周辺地区	621	177	32-1171	○	×	－	有	有	有	有	

No	地区名	指定避難所	住 所	避難対象地区	面 積 ㎡	収容可能 人員	電話番号	避難可能施設			設備		非常用 電源	冷房完備 (冷暖房なし)	バス同行 避難所
								地震時	水害時	土砂災害時	トイレ	台所			
46	太田	太田公会堂	砺波市 太田1568	太田	505	144	32-2270	○	○	－	有	有	有	有	
47		太田体育館 (主)	砺波市 太田983	太田	764	218	32-2270	○	○	－	有	無	無	無	無
48		太田認定こども園	砺波市 太田1439	太田	1,796	513	32-3526	○	○	－	有	有	有	有	
49	般若	般若農業構造改善センター	砺波市 徳万56	般若	500	143	37-1539	○	○	○	有	有	有	有	
50		庄東小学校	砺波市 頼成566	般若・東般若 ・栴檀野・栴檀山	5,878	1,679	37-0001	○	△	○	有	有	無	無	
51		般若中学校 (主)	砺波市 徳万100	般若・東般若 ・栴檀野・栴檀山	5,045	1,441	37-0059	○	○	○	有	有	無	無	有
52		般若中学校 柔道場	砺波市 徳万100	般若	502	143	37-0059	○	○	○	有	有	無	無	
53		砺波市多世代交流施設しょうとう	砺波市 安川1616	般若	680	194	37-1062	○	×	○	有	無	無	無	
54		富山県砺波青少年自然の家	砺波市 徳万字赤坂17-5	般若・周辺地区	5,049	1,443	37-2002	○	○	○	有	有	無	無	
55	東般若	B&G海洋センター	砺波市 東保20-1	東般若	1,716	490	37-1580	○	×	○	有	無	無	無	
56		東般若農村振興会館 (主)	砺波市 東保708	東般若	488	139	37-1157	○	×	○	有	有	有	有	有
57	栴檀野	栴檀野体育館 (主)	砺波市 福岡312	東般若・栴檀野	758	217	37-2056	○	○	○	有	無	無	無	有
58		栴檀野農村振興会館	砺波市 宮森新159	栴檀野	499	143	37-2056	○	○	○	有	有	有	有	
59		せんだんのHILL	砺波市 宮森新159	栴檀野	588	168	37-2056	○	○	○	有	有	無	有	
60	栴檀山	夢の平コスモス荘	砺波市 五谷160	栴檀山	994	284	37-2323	○	○	○	有	有	無	有	
61		栴檀山農村集落センター (主)	砺波市 井栗谷6552	栴檀山	234	67	37-1061	○	○	×	有	有	有	有	有
62		栴檀山体育館	砺波市 井栗谷6552	栴檀山	774	221	37-1061	○	○	×	有	有	無	無	
63	東山見	庄川ふれあいプラザ	砺波市 庄川町金屋1092	東山見	476	136	82-6841	○	○	○	有	無	無	無	
64		庄川小学校 (主)	砺波市 庄川町金屋1748	東山見・青島 ・雄神・種田	6,930	1,980	82-0273	○	○	○	有	有	有	無	有
65		庄川児童館	砺波市 庄川町金屋1743	東山見	1,187	339	82-3230	○	○	○	有	有	有	無	
66		庄川高砂会館	砺波市 庄川町金屋岩黒35-1	東山見	498	142	82-6486	○	○	×	有	有	無	無	
67		旧東山見児童館	砺波市 庄川町金屋1378	東山見	244	70	82-4099	×	○	○	有	有	無	無	
68		庄川コミュニティ消防センター(小牧)	砺波市 庄川町小牧205-1	東山見	133	38	－	○	○	×	有	有	無	無	
69	青島	庄川生涯学習センター (主)	砺波市 庄川町青島3607	青島	2,403	687	82-5007	○	△	－	有	有	有	有	有
70		庄川体育センター	砺波市 庄川町青島3936	青島	3,910	1,117	82-5008	○	×	－	有	無	無	無	
71		青島地区交流館	砺波市 庄川町青島3374-2	青島	650	186	77-4315	○	×	－	有	有	無	無	
72		庄川中学校	砺波市 庄川町青島3938	東山見・青島 ・雄神・種田	4,719	1,348	82-0477	○	×	－	有	有	無	無	
73		庄川健康プラザ	砺波市 庄川町青島401	青島	1,679	480	82-5320	○	×	－	有	有	有	無	
74	雄神	雄神体育館	砺波市 庄川町庄3600-1	雄神	850	243	82-7350	○	○	×	有	有	無	無	
75		旧雄神保育所	砺波市 庄川町庄400	雄神	456	130	82-3107	○	○	×	有	有	無	無	
76		雄神集会センター (主)	砺波市 庄川町庄393	雄神	628	179	82-5375	○	○	○	有	有	有	無	有
77	種田	種田コミュニティセンター	砺波市 庄川町五ヶ436-1	種田	307	88	82-5784	○	○	－	有	有	有	有	
78		庄川親雪体育館	砺波市 庄川町五ヶ435	種田	802	229	82-5784	○	○	－	有	無	無	無	
79		たねだの舎 (主)	砺波市 庄川町五ヶ436-2	種田	420	120	82-5784	○	○	－	有	有	有	有	有
80		となみ野農業協同組合稲種センター	砺波市 庄川町五ヶ445-2	種田	531	152	82-0177	○	○	－	有	有	無	無	

【表中の記号の説明等】

※ 「○」:適、「×」:不適、「△」:洪水時2階以上利用可能、「－」:想定なし(対象とする災害が想定されない地区)

※ 地震については、昭和56年以前の建物で耐震補強が行われていない建物は不適とします。

※ 水害については、庄川が大雨によって増水し、堤防が壊れた場合の浸水想定結果に基づき、浸水が予測されている場所は不適とします。

※ 土砂災害については、土砂災害警戒区域内にある場所については不適とします。

※ 小中学校の避難対象地区は、当該学校の校区とします。

※ 避難対象地区は、災害等の状況により他の地区も対象となる場合があります。

※ 収容可能人員＝面積÷3.5㎡(スフィア基準)

※ (主) は各地区の主要避難所

2-12 その他避難所の状況（各自治会管理）

令和8年4月1日現在

No	地区名	その他避難所	住 所	避難対象地 区	面 積 ㎡	収容可 能人員	電話番号	避難可能施設			設備	
								地震時	水害時	土砂災害時	トイレ	台所
1	出町	若草町公民館	砺波市 若草町144	若草町	77	22	—	×	○	—	有	有
2		春日町公民館	砺波市 春日町2-24	春日町	194	55	—	×	△	—	有	有
3		緑ヶ丘公民館	砺波市 寿町2-12	緑ヶ丘	40	11	—	×	×	—	有	有
4		桜木町公民館	砺波市 中央町1-20	桜木町	203	58	—	○	△	—	有	有
5		新町公民館	砺波市 中央町5-10	新町	63	18	—	×	△	—	有	有
6		南町公民館	砺波市 表町11-8	南町	149	43	—	○	○	—	有	有
7		三島町公民館	砺波市 三島町6-14	三島町	104	30	—	○	×	—	有	有
8		新富町会館	砺波市 新富町2-35	新富町	250	71	—	○	×	—	有	有
9		西町公民館	砺波市 表町15-8	西町	126	36	—	○	○	—	有	有
10		上町公民館	砺波市 広上町10-55	上町	117	33	—	○	×	—	有	有
11		豊島公民館	砺波市 豊町1-9-10	豊島	136	39	33-3227	○	×	—	有	有
12		太郎丸会館	砺波市 太郎丸1-5-11	太郎丸	441	126	—	○	△	—	有	有
13		神島ふれあいセンター	砺波市 神島377-1	神島	354	101	—	○	○	—	有	有
14		神島コミュニティハウス	砺波市 神島780-10	神島	55	16	—	○	○	—	有	有
15		深江公民館	砺波市 深江1817-1	深江	137	39	—	○	○	—	有	有
16		中神ふれあいセンター	砺波市 中神4-134	中神	183	52	—	○	○	—	有	有
17		大辻公民館	砺波市 大辻51-1	大辻	106	30	—	○	○	—	有	有
18		鷹栖出公民館	砺波市 鷹栖出4089	鷹栖出	145	41	33-4600	○	○	—	有	有
19	庄下	大門公民館	砺波市 大門426	大門	231	66	—	○	×	—	有	有
20		矢木公民館	砺波市 矢木95	矢木	311	89	32-5255	○	×	—	有	有
21		宮村公民館	砺波市 宮村91	宮村	256	73	—	○	○	—	有	有
22		高坪公民館	砺波市 高道53-9	高坪	81	23	—	○	×	—	有	有
23		高道団地集会所	砺波市 高道177	高道	59	17	—	×	○	—	有	有
24		矢木団地集会場	砺波市 矢木347	矢木	59	17	—	○	×	—	有	有
25	中野	中野第2区構造改善センター	砺波市 上中野1048-2	2区	57	16	—	○	○	—	有	有
26		中野第3区公民館	砺波市 中野130-2	3区	76	22	—	×	×	—	有	有
27		中野第5区、第6区公民館	砺波市 中野1172	5、6区	52	15	—	×	○	—	有	有
28		中野第7区集会所	砺波市 中野1324-4	7区	120	34	—	×	○	—	有	有
29		中野第8区構造改善センター	砺波市 中野796-3	8区	152	43	—	○	○	—	有	有
30		中野第1区公民館	砺波市 上中野1012	1区	138	39	—	○	×	—	有	有
31		新明公民館	砺波市 新明132	9、10区	100	29	—	×	×	—	有	有
32	五鹿屋	五鹿屋第1常会公民館	砺波市 五郎丸1169-5	第1常会	120	34	—	×	×	—	有	有
33		五鹿屋第2常会公民館	砺波市 五郎丸948-1	第2常会	163	47	—	○	×	—	有	有
34		北島公民館	砺波市 五郎丸891	第3常会	126	36	—	×	×	—	有	有
35		寺島公民館	砺波市 五郎丸454-2	第4常会	147	42	—	○	○	—	有	有
36		鹿島集落センター	砺波市 鹿島167-1	第5常会	246	70	—	○	×	—	有	有
37		荒高屋公民館	砺波市 荒高屋187	第6・7常会	93	27	—	×	×	—	有	有
38		花島公民館	砺波市 花島42	第8常会	90	26	—	×	×	—	有	有
39		となみ野五番街公民館	砺波市 五郎丸555-5	五番街	98	28	—	○	×	—	有	有
40	東野尻	表之島公民館	砺波市 苗加28-3	表之島	116	33	33-2152	○	×	—	有	有
41		浦之島公民館	砺波市 苗加369	浦之島	159	45	—	×	○	—	有	有
42		九本杉公民館	砺波市 苗加431	九本杉	99	28	—	○	○	—	有	有
43		道之上公民館	砺波市 苗加861-2	道之上	97	28	33-1994	×	×	—	有	有
44		道之下公民館	砺波市 苗加695-2	道之下	94	27	—	○	○	—	有	有
45		八幡島公民館	砺波市 苗加933-2	八幡島	92	26	—	○	○	—	有	有
46		みなみ台公民館	砺波市 苗加963-19	苗加みなみ台	80	23	—	○	×	—	有	有
47		苗加西部公民館	砺波市 苗加1387	苗加西部	128	37	33-1812	○	○	—	有	有
48		中之島公民館	砺波市 野村島307-2	中之島	80	23	33-2157	○	○	—	有	有
49		西島公民館	砺波市 野村島754	西島	133	38	33-3083	○	×	—	有	有

No	地区名	その他避難所	住 所		避難対象 地 区	面 積 ㎡	収容可 能人員	電話番号	避難可能施設			設備	
									地震時	水害時	土砂災害時	トイレ	台所
50	鷹栖	鷹栖第1区公会堂	砺波市	鷹栖262	1区	77	22	—	×	×	—	有	有
51		鷹栖第2区公民館	砺波市	鷹栖114	2区	94	27	—	○	○	—	有	有
52		鷹栖第3区公民館	砺波市	鷹栖688-2	3区	84	24	—	○	○	—	有	有
53		鷹栖第9区公民館	砺波市	鷹栖2129	9区	92	26	—	×	×	—	有	有
54		鷹栖第10区公民館 (水田農業確立研修施設)	砺波市	鷹栖1779	10区	115	33	33-4858	○	×	—	有	有
55		鷹栖第11区公民館	砺波市	鷹栖1949-5	11区	70	20	—	○	×	—	有	有
56		鷹栖第12区公民館 (研修会館)	砺波市	鷹栖1727-3	12区	86	25	—	○	×	—	有	有
57		鷹栖第14区公民館	砺波市	鷹栖1314-1	14区	96	27	—	○	×	—	有	有
58		鷹栖第15区公民館	砺波市	鷹栖2245	15区	75	21	—	×	×	—	有	有
59		鷹栖第16区公民館	砺波市	鷹栖1093	16区	38	11	—	×	×	—	有	有
60		鷹栖新鷹台公民館	砺波市	鷹栖1739-10	新鷹台町	117	33	—	○	×	—	有	有
61	若林	若林ふれあいセンター	砺波市	狐島182	若林	316	90	33-2650	×	○	—	有	有
62		西中公民館	砺波市	西中389	西中	98	28	—	○	○	—	有	有
63		狐島公民館	砺波市	狐島536	狐島	94	27	32-3528	×	○	—	有	有
64		下中公民館	砺波市	下中3150	下中	27	8	—	○	×	—	有	有
65	林	日詰会館	砺波市	林1041	日詰	50	14	33-1460	×	○	—	有	有
66		杉木公民館	砺波市	杉木3-154	杉木	74	21	—	○	○	—	有	有
67		小杉公民館	砺波市	小杉167	小杉	90	26	—	×	○	—	有	有
68		小島公民館	砺波市	小島135-8	小島	236	67	—	○	○	—	有	有
69		新屋敷公民館	砺波市	林604	新屋敷	64	18	—	○	○	—	有	有
70		林第1会館	砺波市	林524-1	林	145	41	—	×	○	—	有	有
71		新栄町公民館	砺波市	新栄町5-14	新栄町	123	35	33-1855	×	×	—	有	有
72		なかんだ会館	砺波市	東中417	東中	173	49	—	○	○	—	有	有
73		水宮公民館	砺波市	林1289	水宮	70	20	—	×	○	—	有	有
74	高波	東宮森公民館	砺波市	高波1580	東宮森	50	14	—	○	○	—	有	有
75		西宮森集落農事集会所 西宮森公民館	砺波市	高波1790	西宮森	33	9	—	○	○	—	有	有
76		荒屋公民館	砺波市	高波488-2	荒屋	58	17	—	○	○	—	有	有
77		坪北公民館	砺波市	高波343	坪北	101	29	—	×	○	—	有	有
78	油田	中村公民館	砺波市	中村180-1	中村	300	86	32-1305	○	×	—	有	有
79		十年明公民館 (十年明いこいの会)	砺波市	十年明7	十年明	149	43	—	○	○	—	有	有
80		木下公民館	砺波市	木下58	木下	158	45	—	○	○	—	有	有
81		宮丸ふれあい会館	砺波市	宮丸179	宮丸	154	44	—	○	×	—	有	有
82		堀内公民館	砺波市	堀内33-1	堀内	33	9	—	○	×	—	有	有
83		三郎丸公民館	砺波市	三郎丸284	三郎丸	308	88	—	○	×	—	有	有
84		千代公民館	砺波市	千代154	千代	158	45	—	○	×	—	有	有
85		石丸公民館	砺波市	石丸127	石丸	280	80	—	×	△	—	有	有
86		新千代公民館 (千代団地公民館)	砺波市	千代853-26	新千代	69	20	—	×	×	—	有	有
87	南般若	秋北公民館	砺波市	秋元361-3	秋北	118	34	—	○	×	—	有	有
88		秋南公民館	砺波市	秋元288-1	秋南	82	23	—	○	×	—	有	有
89		千保公民館	砺波市	千保218	千保	139	40	—	○	×	—	有	有
90		大窪会館	砺波市	大窪103	大窪	66	19	—	○	○	—	有	有
91		石南公民館	砺波市	東石丸160	石南	100	29	—	○	×	—	有	有
92		石北公民館	砺波市	東石丸352-3	石北	286	82	33-2011	○	×	—	有	有
93		にれの木台公民館	砺波市	東石丸24-11	にれの木台	110	31	—	○	○	—	有	有

No	地区名	その他避難所	住 所		避難対象 地 区	面 積 ㎡	収容可 能人員	電話番号	避難可能施設			設備	
									地震時	水害時	土砂災害時	トイレ	台所
94	柳瀬	久遠寺公民館	砺波市	柳瀬405-2	久遠寺	94	27	—	○	×	—	有	有
95		柳瀬東町公民館	砺波市	柳瀬432-2	東町	86	25	—	○	×	—	有	有
96		柳瀬中町公民館	砺波市	柳瀬648	中町	108	31	—	○	×	—	有	有
97		柳瀬西町公民館	砺波市	柳瀬754	西町	70	20	—	○	×	—	有	有
98		新町公民館	砺波市	柳瀬626-3	新町	106	30	—	○	×	—	有	有
99		東開発公民館	砺波市	東開発160	東開発	155	44	—	○	×	—	有	有
100		下中条公民館	砺波市	下中条81	下中条	77	22	—	○	×	—	有	有
101		花みずき台公民館	砺波市	柳瀬1024-5	花みずき	194	55	33-2552	○	○	—	有	有
102		千柳公民館	砺波市	柳瀬982-19	千柳	230	66	32-4949	○	○	—	有	有
103		松ノ木公民館	砺波市	柳瀬26	松ノ木	137	39	33-1639	○	×	—	有	有
104	太田	八区集会場	砺波市	太田1228	太田	124	35	32-4189	○	×	—	有	有
105		祖泉公民館	砺波市	祖泉152	太田	195	56	—	○	×	—	有	有
106		久泉公民館	砺波市	久泉93	太田	99	28	—	○	×	—	有	有
107		太田西区公民館	砺波市	太田481	太田	87	25	—	○	×	—	有	有
108	般若	安川農業構造改善センター	砺波市	安川1225	安川	260	74	37-1596	○	○	○	有	有
109		頼成農業構造改善センター	砺波市	頼成578	頼成	200	57	37-1615	○	×	○	有	有
110		徳万公民館	砺波市	徳万674	徳万	217	62	37-1597	○	○	○	有	有
111		三合新公民館	砺波市	徳万新283	野上	174	50	—	○	○	○	有	有
112		福山公民館	砺波市	福山185-2	福山	100	29	—	○	○	○	有	有
113	東般若	権正寺公民館	砺波市	権正寺61	権正寺	89	25	37-1094	×	×	○	有	有
114		宮森上村公民館	砺波市	宮森306	宮森上村	70	20	—	×	×	○	有	有
115		宮森下村公民館	砺波市	宮森61	宮森下村	104	30	—	×	○	○	有	有
116		八十歩公民館	砺波市	八十歩65	八十歩	118	34	37-1595	×	×	○	有	有
117		高池公民館	砺波市	東保986	高池	98	28	—	×	×	○	有	有
118		坊村公民館	砺波市	東保1081	坊村	95	27	—	○	×	○	有	有
119		田中公民館	砺波市	東保826	田中	196	56	37-1559	○	×	○	有	有
120		大坪公民館	砺波市	東保648	大坪	97	28	—	×	×	○	有	有
121		石坂公民館	砺波市	東保110-2	石坂	139	40	—	×	×	○	有	有
122	梅檀野	宮森新公民館	砺波市	宮森新185	宮森新	130	37	—	○	○	○	有	有
123		増山公民館	砺波市	増山381	増山	43	12	—	×	○	○	有	有
124		上和田公民館 上和田高齢者共同作業所	砺波市	上和田108	上和田	92	26	—	×	○	○	有	有
125		正権寺公民館	砺波市	正権寺1052	正権寺	69	20	—	×	○	○	有	有
126		坪野公民館	砺波市	坪野544	坪野	64	18	37-1578	×	○	○	有	有
127		市谷公民館 (林産物生産施設)	砺波市	市谷333-1	市谷	158	45	—	×	○	×	有	有
128		池原公民館	砺波市	池原589-1	池原	78	22	—	×	○	○	有	有
129		芹谷公民館 (生活改善センター)	砺波市	芹谷1051-2	芹谷	91	26	—	○	○	○	有	有
130		頼成新集会場	砺波市	頼成新123-2	頼成新	87	25	—	○	○	○	有	有
131		T I フレッシュ会館	砺波市	頼成164-1	坪野・市谷	34	10	—	×	○	○	有	有
132	梅檀山	川伏公民館	砺波市	伏木谷143	川内・伏木谷	69	20	—	○	○	×	有	有
133		五谷公民館	砺波市	五谷599-2	五谷	61	17	—	○	○	×	有	有
134		井栗谷公民館	砺波市	井栗谷6552	井栗谷	79	23	—	○	○	×	有	有
135		峰小公民館	砺波市	井栗谷174-2	峰、小中尾	100	29	—	○	○	○	有	有
136		中尾公民館	砺波市	井栗谷404-1	中尾	100	29	—	○	○	○	有	有
137		栃上公民館	砺波市	栃上922	栃上	117	33	—	○	○	○	有	有
138		東別所公民館	砺波市	東別所3871-2	東別所、塩谷、浅谷	300	86	—	○	○	○	有	有
139		寺尾ふれあい会館	砺波市	井栗谷69-2	寺尾、谷内	100	29	—	×	○	×	有	有

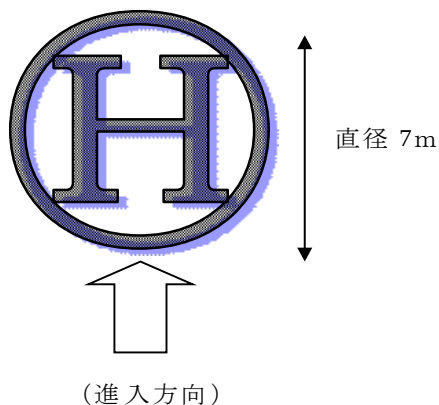
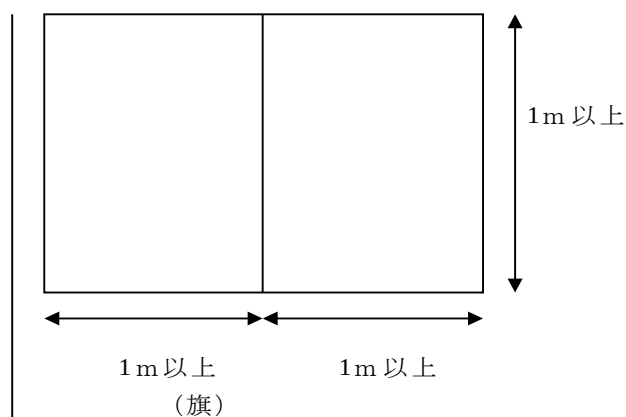
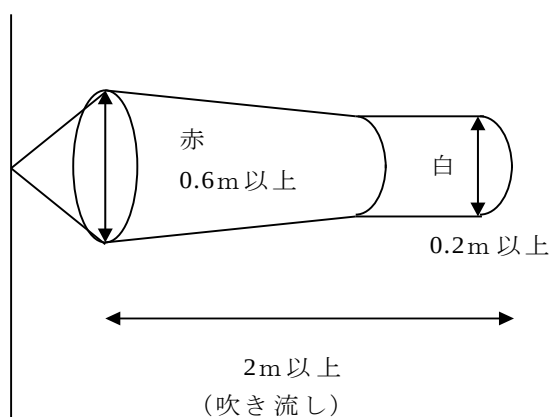
No	地区名	その他避難所	住 所		避難対象 地 区	面 積 ㎡	収容可 能人員	電話番号	避難可能施設			設備	
									地震時	水害時	土砂災害時	トイレ	台所
140	東山見	小川原公民館	砺波市	庄川町金屋982-1	小川原	137	39	—	×	○	×	有	有
141		原出公民館	砺波市	庄川町金屋1223	原出	129	37	—	×	○	×	有	有
142		舟戸公民館	砺波市	庄川町金屋2136-1	舟戸	257	73	—	×	×	○	有	有
143		京坂公民館	砺波市	庄川町金屋1688	京坂	208	59	—	○	○	○	有	有
144		畑直公民館	砺波市	庄川町金屋2380	畑直	269	77	82-3823	×	×	○	有	有
145		ゆず加工センター（8区）	砺波市	庄川町金屋554-1	田畑・岩黒	250	71	82-3183	○	○	×	有	有
146		西野々公民館	砺波市	庄川町金屋3470-1	西野々	179	51	—	○	○	○	有	有
147		南部野公民館	砺波市	庄川町金屋2932	清水・南部野	259	74	—	○	○	○	有	有
148		冬季孤立集落機能維持施設	砺波市	庄川町名ヶ原691	名ヶ原	219	63	—	○	○	×	有	有
149		金屋新公民館	砺波市	庄川町金屋1376-27	金屋新	219	63	—	○	○	○	有	有
150	青島	下村コミュニティセンター	砺波市	庄川町青島289	青島	185	53	82-5398	○	△	—	有	有
151		青島第一公民館	砺波市	庄川町青島2238	青島第一	171	49	—	○	×	—	有	有
152		中之島公民館	砺波市	庄川町青島12-4	中之島	306	87	—	○	×	—	有	有
153		東部公民館	砺波市	庄川町青島3652-16	東部	514	147	—	○	×	—	有	有
154		雄心公民館	砺波市	庄川町青島483-1	西部	357	102	—	○	×	—	有	有
155		示野公民館	砺波市	庄川町示野303	示野	118	34	—	○	○	—	有	有
156		示野団地集会場	砺波市	庄川町示野350	示野	182	52	—	○	○	—	有	有
157	雄神	庄公民館	砺波市	庄川町庄1523	庄	157	45	—	×	○	×	有	有
158		三谷公民館	砺波市	庄川町三谷2346	三谷	212	61	82-3747	×	○	○	有	有
159		三谷団地集会所	砺波市	庄川町三谷385	三谷団地	70	20	—	○	○	○	有	有
160	種田	天正集落センター	砺波市	庄川町天正134	天正	164	47	82-4496	○	×	—	有	有
161		古上野公民館	砺波市	庄川町古上野48-1	古上野	150	43	—	○	○	—	有	有

【表中の記号の説明等】

- ※ 「○」:適、「×」:不、「△」:洪水時1階不適、「—」:想定なし（対象とする災害が想定されない地区）
- ※ 地震については、昭和56年以前の建物で耐震補強が行われていない建物は不適とします。
- ※ 水害については、庄川が大雨によって増水し、堤防が壊れた場合の浸水想定結果に基づき、浸水が予測されている場所は不適とします。
- ※ 土砂災害については、土砂災害警戒区域内にある場所については不適とします。
- ※ 大規模な火災については、主として地震火災が延焼拡大した場合を想定し、総面積が10,000㎡未満の場所については不適とします。
- ※ 収容可能人員＝面積÷3.5㎡（スフィア基準）

2-13 ヘリポートの準備

- 1 Hマークの標示（直径約7メートル）は上空から確認しやすいように石灰等で表示する。
- 2 吹き流し等の設置又は発煙筒の設置は、着陸地点から30～50m離れた位置に設置する。
- 3 着陸地点周辺の飛散又は点灯する恐れのある障害物を撤去又は移動する。
- 4 ヘリコプターの風圧により砂塵又は積雪が舞い上がらないよう、できるだけ散水又は踏み固めを行う。
- 5 危険防止のため、各出入口を閉鎖する。あるいは、場内にいる者を立ち退かせる等の立入禁止措置をとる。



2-14 ヘリコプター離着陸場

所在地	施設名	面積 (㎡)	管理者	緊急連絡先	
				名称	電話番号
新富町1-61	砺波総合病院屋上ヘリポート (非公共用ヘリポート)	357	砺波市	砺波総合病院	32-3320
柳瀬221外	砺波総合運動公園 (場外離着陸場)	20,700	砺波市スポーツ協会	砺波総合運動公園	33-6889
深江801-2	砺波市陸上競技場 (場外離着陸場)	22,000	砺波市スポーツ協会	砺波市陸上競技場	32-4684
庄川町庄1208	弁財天スポーツ公園 (場外離着陸場)	14,000	砺波市スポーツ協会	庄川体育センター	82-5008

(R7.4確認)

2-1-5 気象観測施設の状態

No.	所在地	観測機関	観測の種類						観測時刻	種類	管理者	連絡先	
			風	気温	湿度	降雨	降雪	積雪	天気			名 称	電話番号
1	砺波市大辻501	砺波地域消防組合	○	○	○	○				自	直	砺波地域消防組合砺波消防署	0763-33-0119
2	砺波市大辻501	砺波地域消防組合					○	○	9:00 15:00	人	直	砺波地域消防組合砺波消防署	0763-33-0119
3	砺波市五郎丸	気象庁	○	○	○	○		○		自	直	富山地方気象台	076-432-2311
4	砺波市伏木谷	市		○			○	○	8:00(冬期)	人	委		
5	砺波市十年明	国土交通省	○	○		○		○		自	直	富山河川国道事務所	076-424-1701
6	砺波市十年明	国土交通省		○			○	○	8:30 15:00	人	委	高岡国道維持出張所	0766-23-6776
7	砺波市東別所	県				○				自	直	和田川ダム管理事務所	0763-37-0286
8	砺波市増山1491	県		○			○	○	9:00(冬期)	人	委	日本気象協会富山営業所	076-441-9142
9	砺波市増山新	県				○				自	直	和田川ダム管理事務所	0763-37-0286
10	砺波市五谷	県				○				自	直	砺波土木センター	0763-22-3524
11	砺波市東開発	道路公団	○	○	○	○	○	○		自	直	富山管理事務所	076-421-9048
12	砺波市五郎丸	道路公団	○	○	○	○	○	○		自	直	富山管理事務所	076-421-9048
13	砺波市庄川町小牧	国土交通省		○		○		○	8:30 15:00	自	直	富山河川国道事務所	076-424-1701
14	砺波市庄川町小牧	国土交通省					○	○	8:30 15:00	人	委		
15	砺波市庄川町小牧字矢ヶ瀬	県		○			○	○	9:00(冬期)	人	委	日本気象協会富山営業所	076-441-9142
16	砺波市庄川町小牧字矢ヶ瀬	関西電力	○	○	○				9:00	自	直	小牧制御所	0763-82-0222
17	(小牧ダム)			○					6, 9, 10, 12, 18, 24時	自	直		

(R7. 4確認)

2-16 自主防災組織一覧表

1 自衛消防隊の設立状況

設 立 日	組 織 名	地 区	世帯数	隊員数	備考
1 大正7年8月	鷹栖共和会	鷹栖	14	14	4区、7区の一部 (御坊町)
2 大正12年	太田北部消防隊	太田	82	12	祖泉、久泉
3 昭和31年11月	東中消防隊	林	118	12	
4 昭和36年2月	西部私設消防隊	出町	183	20	広上町
5 昭和60年7月	安川山栄会	般若	34	34	
6 平成15年12月	増山消防隊	梅檀野	74	6	

2 自治振興単位の自主防災組織設立状況

	設 立 日	組 織 名	世帯数	隊員数	地区防災計画策定
1	平成17年2月27日	高波防災会	433	433	
2	平成17年11月27日	林地区自主防災会	1,583	1,583	令和8年2月3日
3	平成17年12月11日	東般若防災会	420	420	
4	平成18年3月15日	梅檀山地区自主防災会	161	161	令和6年3月12日
5	平成18年3月20日	若林地区自主防災会	222	222	
6	平成18年7月9日	太田自主防災会	493	493	令和4年5月28日
7	平成18年7月25日	雄神地区自主防災会	258	258	
8	平成18年8月4日	種田地区自主防災会	341	341	
9	平成18年8月29日	梅檀野自主防災会	367	367	
10	平成18年9月23日	柳瀬地区自主防災会	736	736	
11	平成18年10月9日	庄下地区自主防災会	856	856	令和7年10月20日
12	平成18年11月12日	鷹栖地区自主防災会	937	937	
13	平成18年11月29日	青島地区自主防災会	721	721	令和6年7月20日
14	平成18年12月18日	油田地区自主防災会	1,965	1,965	
15	平成19年2月18日	東野尻地区自主防災会	648	648	令和8年2月19日
16	平成19年2月25日	五鹿屋地区自主防災会	697	697	令和8年3月18日
17	平成19年2月28日	中野防災会	517	517	
18	平成19年3月21日	般若自主防災会	567	567	
19	平成19年7月15日	南般若地区自主防災会	934	934	
20	平成19年7月22日	東山見地区自主防災会	686	686	
21	平成20年3月2日	出町防災会	3,714	3,714	

砺波市の組織率 100.0%

3 その他の防災組織

設 立 日	組 織 名	地 区	世帯数	隊員数	備考
1 昭和26年5月1日	関西電力(株) 庄川電力システムセンター	青島		120	自衛消防隊 水難救助
2 昭和35年9月5日	砺波市危険物安全協会				
3 昭和46年9月1日	パナソニックエレクトロニックデバイス ジャパン株式会社フィルムキャバシタビ ディビジョン	宮丸		80	自衛消防隊
4 昭和52年12月20日	砺波市庄川町婦人防火クラブ	庄川地区		900	
5 平成12年10月1日	ヌヴォトンテクノロジージャパン(株) タワーパートナーズセミコンダクター	東開発		99	自衛消防隊 応急救護

(R8.4確認)

2-17 緊急輸送道路

緊急輸送道路とは、震災等の災害時において、県内外の主要拠点と被災地の災害対策本部や、病院等の災害活動に不可欠な公共機関とを結び、救援物資・要員等の緊急輸送を始めとした災害復旧活動を行うため、広域的な観点から必要となる路線である。

(内容)

○第1次(県の定める緊急輸送道路)

県内の広域的な輸送に不可欠な、高速道路、一般国道(指定区間)、一般国道と高速自動車道インターチェンジ及び物流拠点等(航空、港湾、卸売市場等)とを結ぶ幹線道路

- ・北陸自動車道
- ・国道156号
- ・国道359号
- ・主要地方道砺波福光線

○第2次(県の定める緊急輸送道路)

市町村災害対策本部、市町村の拠点となる施設(土木センター事務所、市町村役場、主要なJR駅、総合病院、警察署、消防署、保健所等)等を相互に接続する幹線道路

- ・国道156号
- ・国道359号
- ・国道471号
- ・主要地方道砺波小矢部線
- ・主要地方道砺波福光線
- ・主要地方道高岡庄川線
- ・一般県道本町高木出線
- ・市道中村深江線
- ・市道栄町広上町線
- ・市道春日町永福町線

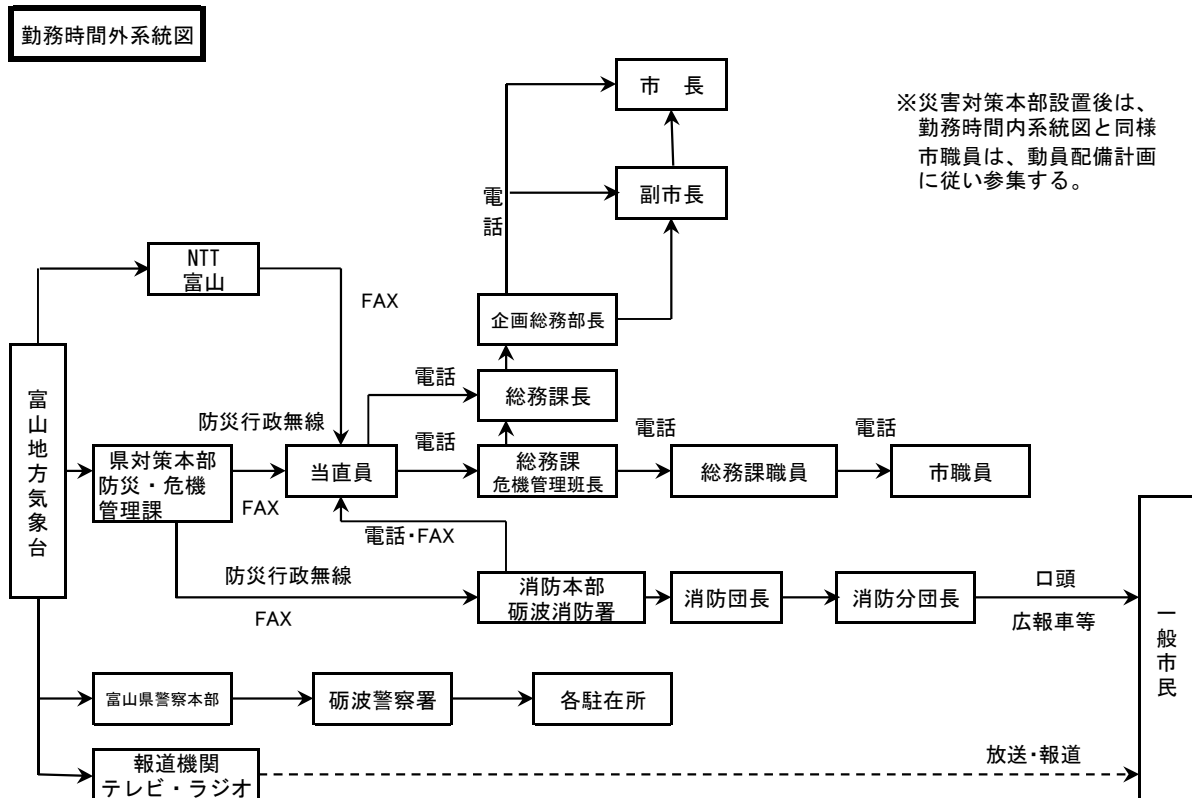
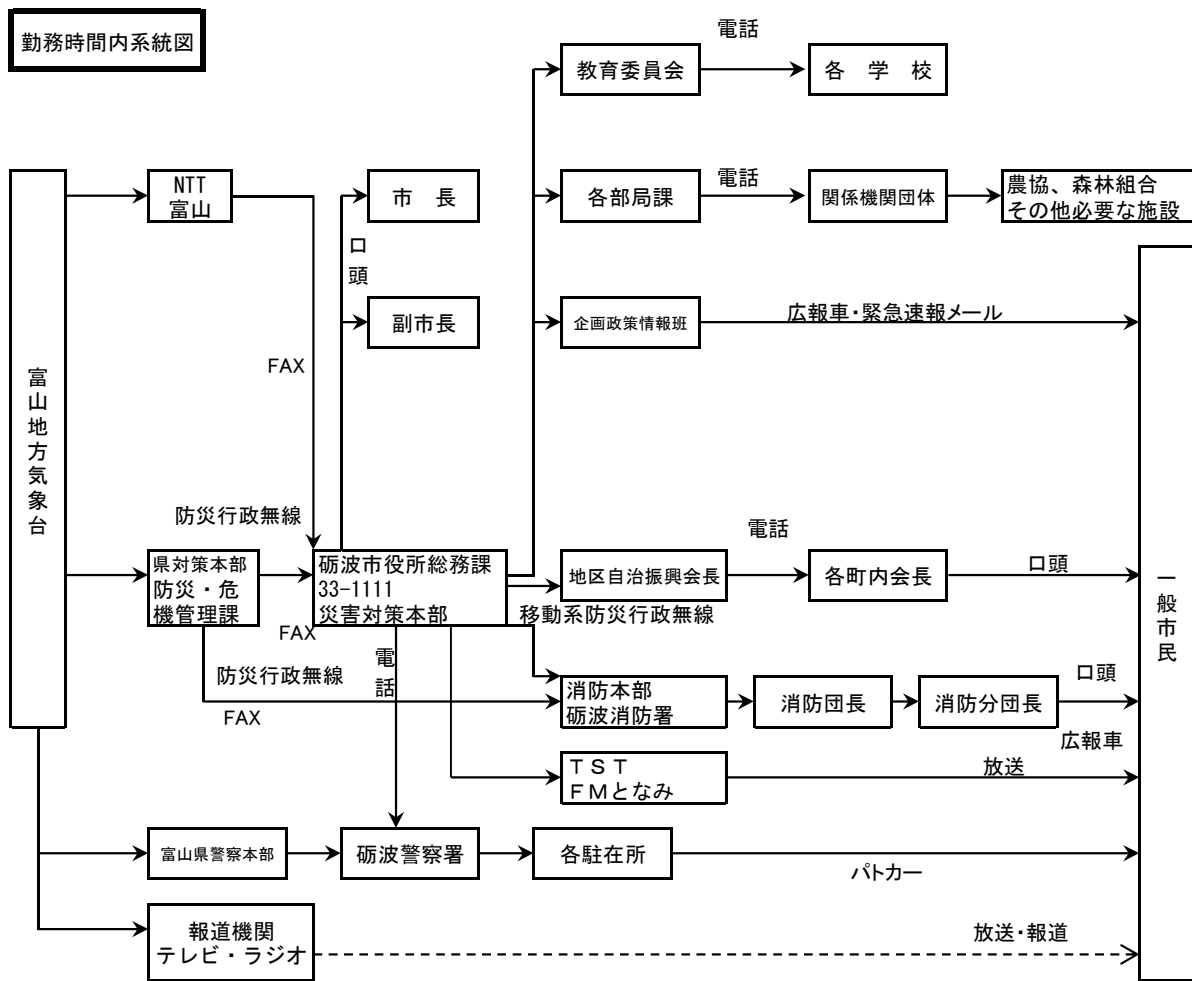
○第3次(県の定める緊急輸送道路)

上記路線を相互に補完する幹線道路

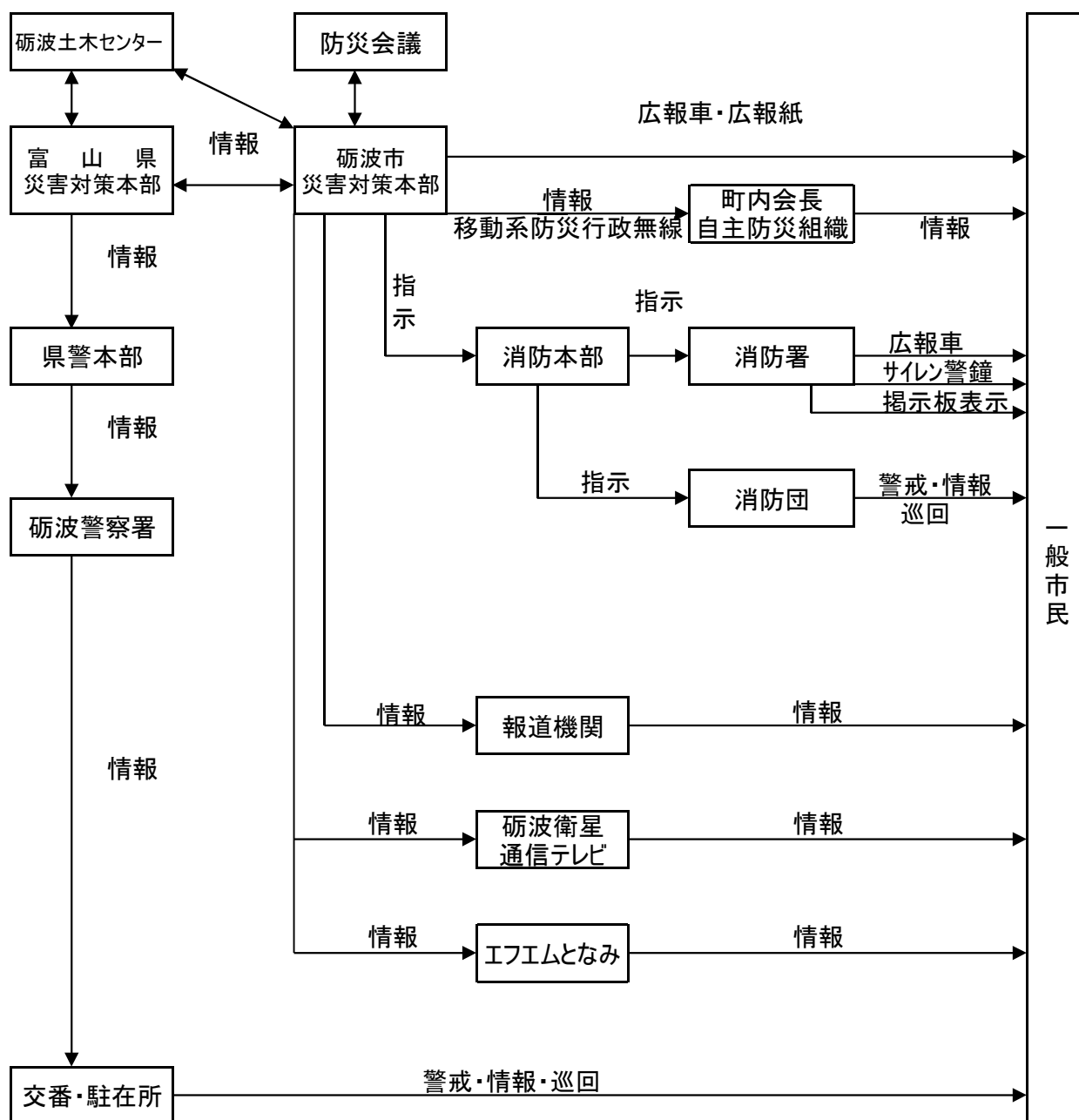
- ・主要地方道富山戸出小矢部線
- ・主要地方道砺波細入線
- ・市道五郎丸高堀線(南砺広域農道)
- ・主要地方道新湊庄川線
- ・主要地方道高岡庄川線
- ・主要地方道福光福岡線
- ・主要地方道坪野小矢部線
- ・一般県道本町高木出線
- ・市道中神東宮森線

第3 通信・情報伝達に関する資料

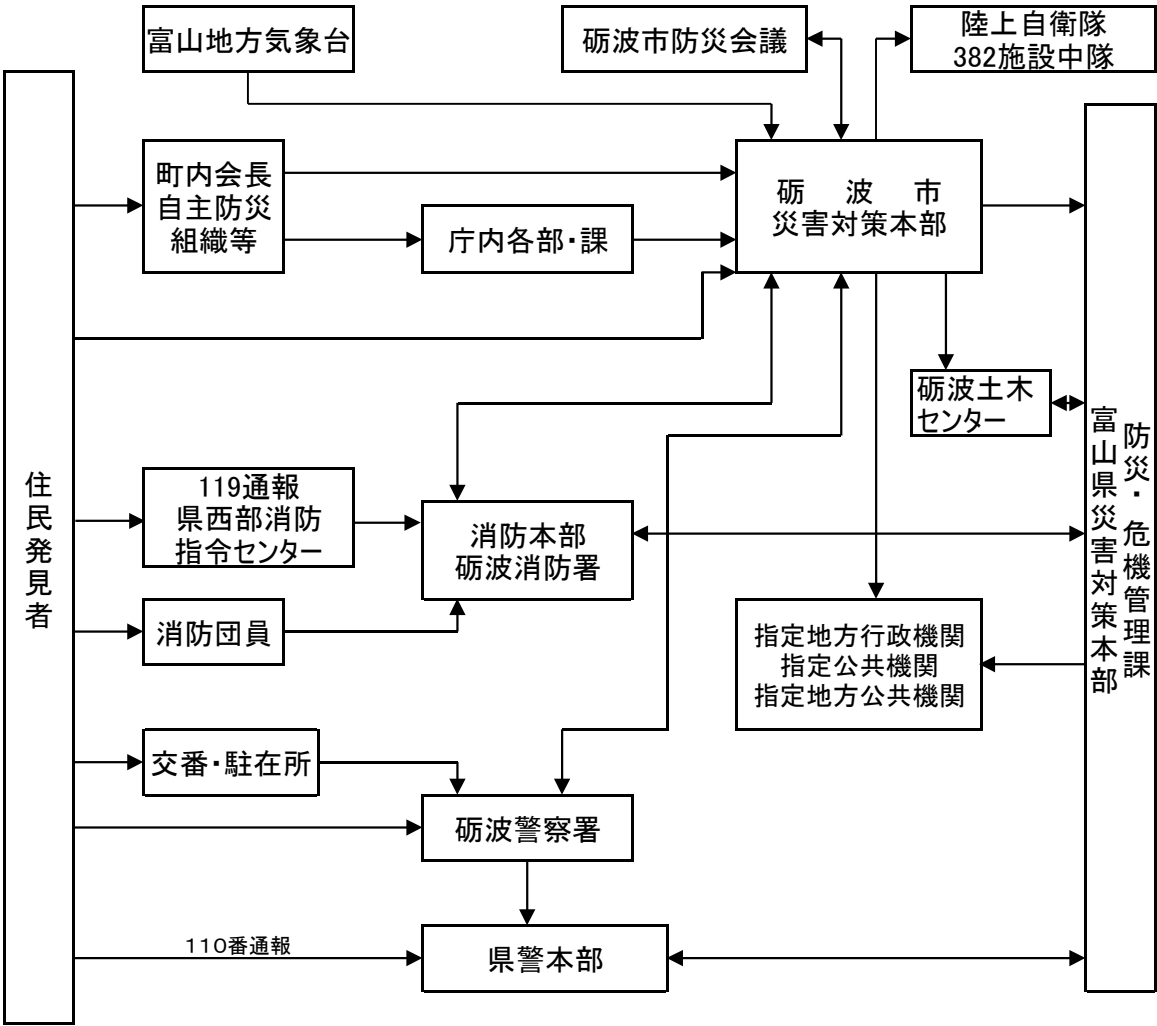
3-1 予警報伝達系統図



3-2 予防広報伝達系統図

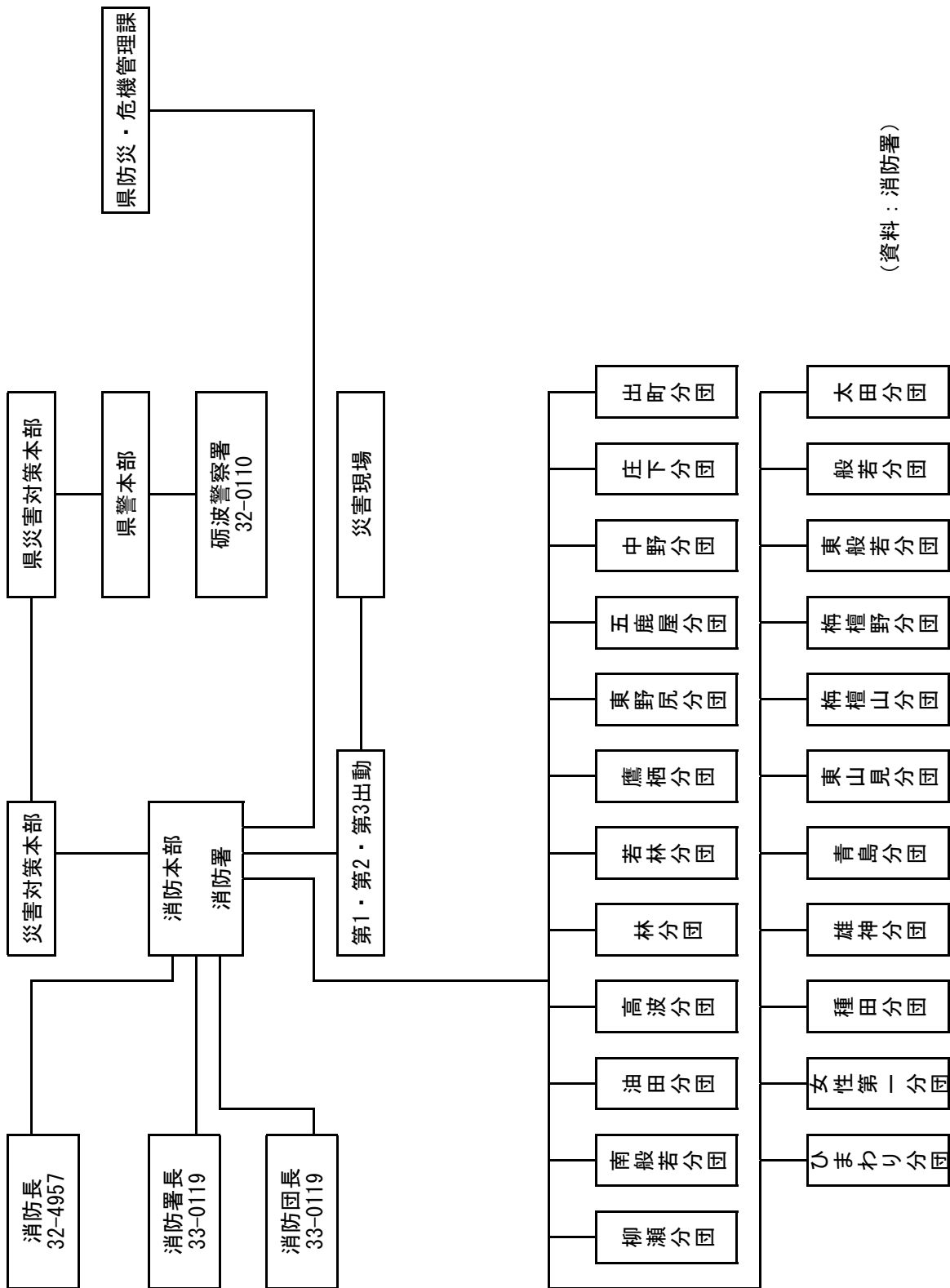


3-3 災害情報伝達系統図



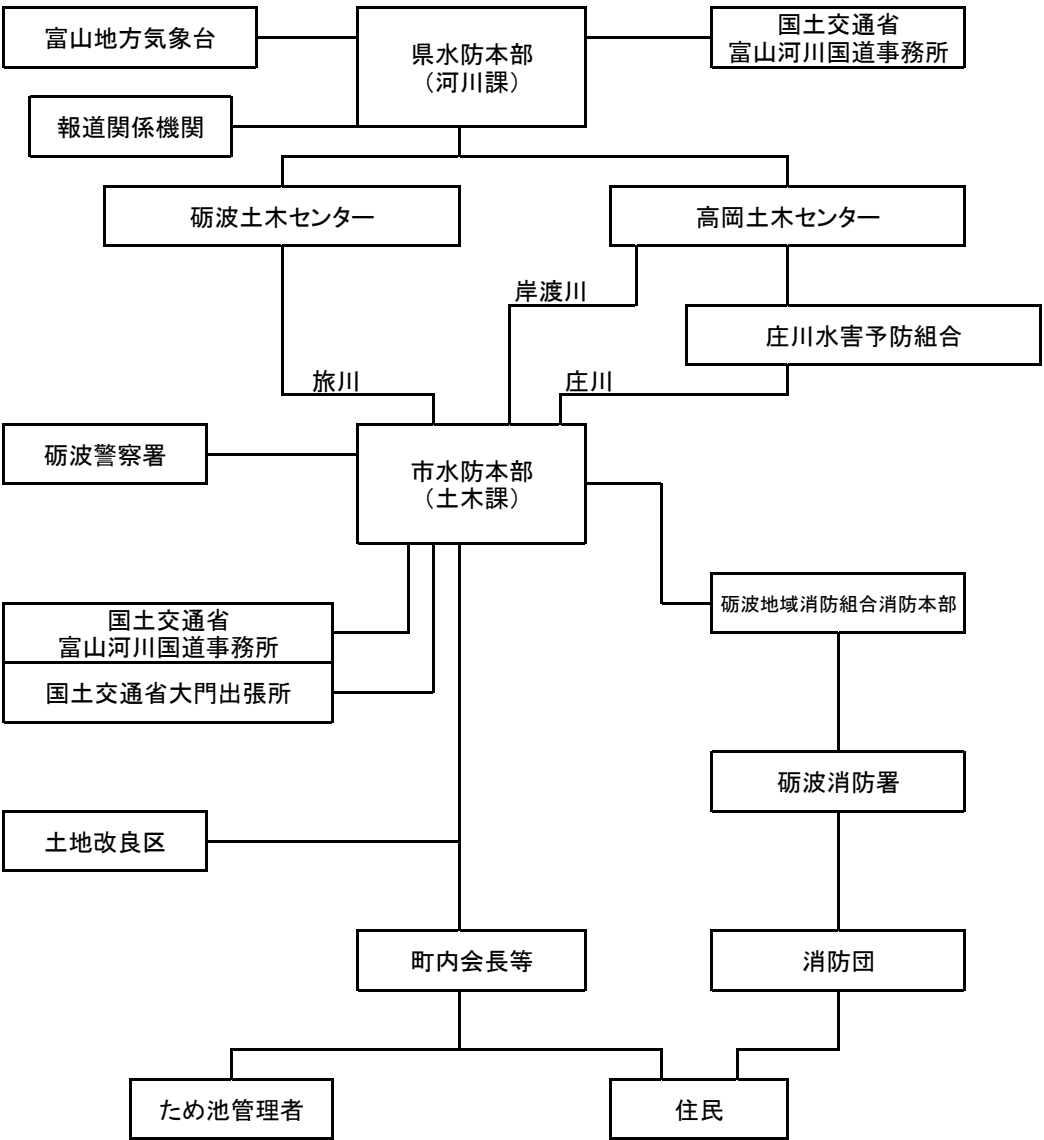
資料：消防署（R7.4確認）

3-4 消防通信指令伝達系統図



(資料：消防署)

3-5 水防に関する予警報等伝達系統図



(資料:土木課)

3-6 砺波市防災行政無線配置一覧表

防災行政デジタルMCA無線(移動系)

無線機番号	表示名称	設置場所	グループ番号	種別	災害時	平常時	無線機番号	表示名称	設置場所	グループ番号	種別	災害時	平常時
9999	主統制台	総務課(防災・危機管理室)	全て	統制台	災害時	平常時	601	総務課(防災・危機管理室)		5 11	携帯	連絡員	
001	総務課	総務課(防災・危機管理室)	3	可搬	災害時	作業用	602	総務課(防災・危機管理室)		5 11	携帯	連絡員	
002	農地林務	農地林務課	4	可搬	情伝	作業用	603	総務課(防災・危機管理室)		5 11	携帯	連絡員	
003	土木課	土木課	5	可搬	情伝	作業用	604	総務課(防災・危機管理室)		5 11	携帯	連絡員	
004	除雪C	除雪センター	5	可搬	情伝	作業用	605	総務課(防災・危機管理室)		5 11	携帯	連絡員	
005	上下水道	上下水道課	6	可搬	情伝	作業用	606	総務課(防災・危機管理室)		5 11	携帯	連絡員	作・貸
006	副統制台	庄川支所(市民福祉課)	7	可搬	災害時	作業用	607	総務課(防災・危機管理室)		5 11	携帯	情伝	作・貸
007	教育総務	教育総務課	8	可搬	情伝	作業用	608	庄川支所		7 11	携帯	情伝	作・貸
008	総合病院	総合病院(総務課)	9	可搬	情伝	作業用	609	庄川支所		7 11	携帯	情伝	作・貸
009	消防	砺波消防署	10	可搬	情伝	作業用	610	庄川支所		7 11	携帯	情伝	作・貸
901	総務1	総務課(ハイゼット)	3	車載	情伝	作業用	611	教育総務課		8 11	携帯	情伝	作業用
902	土木1	土木課(エクспイ)	5	車載	情伝	作業用	701	総合病院		9	携帯	情伝	作業用
903	土木2	土木課(3ダンプトラック)	5	車載	情伝	作業用	801	砺波消防署		10	携帯	情伝	作業用
904	土木3	土木課(スクラム)	5	車載	情伝	作業用	802	庄東出張所		10	携帯	情伝	作業用
905	土木4	土木課(ランディ)	5	車載	情伝	作業用	234	林地区自主防災会代表		13	携帯	情伝	
906	土木5	土木課(Azプロン)	5	車載	情伝	作業用	235	油田地区自主防災会代表		13	携帯	情伝	
907	上下1	上下水道課(エブリイ)	6	車載	情伝	作業用	236	梅壇野地区自主防災会代表(市谷)		13	携帯	情伝	
908	上下2	上下水道課(ハイゼット)	6	車載	情伝	作業用	237	梅壇野地区自主防災会代表(坪野)		13	携帯	情伝	
909	上下3	上下水道課(エクストレイル)	6	車載	情伝	作業用	238	梅壇野地区自主防災会代表(正徳寺)		13	携帯	情伝	
910	上下4	上下水道課(レジャスエース)	6	車載	情伝	作業用	239	梅壇山地区自主防災会代表(中尾)		13	携帯	情伝	
911	庄川1	庄川支所(エクストレイル)	7	車載	情伝	作業用	240	梅壇山地区自主防災会代表(五谷)		13	携帯	情伝	
912	庄川2	土木課(エルフ)	5 7	車載	情伝	作業用	241	梅壇山地区自主防災会代表(橋上)		13	携帯	情伝	
101		総務課(防災・危機管理室)	全て	携帯	情伝		242	梅壇山地区自主防災会代表(東別所)		13	携帯	情伝	
201		総務課(防災・危機管理室)	3 11	携帯	災害時		243	梅壇山地区自主防災会代表(川伏)		13	携帯	情伝	
202		総務課(防災・危機管理室)	3 11	携帯	災害時		244	東山見地区自主防災会代表(湯山)		13	携帯	情伝	
203		総務課(防災・危機管理室)	3 11	携帯	災害時		245	東山見地区自主防災会代表(小牧)		13	携帯	情伝	
204		総務課(防災・危機管理室)	3 11	携帯	災害時		246	雄神地区自主防災会代表(庄)		13	携帯	情伝	
205		総務課(防災・危機管理室)	3 11	携帯	災害時		247	雄神地区自主防災会代表(三谷)		13	携帯	情伝	
206		総務課(防災・危機管理室)	3 11	携帯	連絡員		248	出町地区自主防災会代表		13	携帯	情伝	
207		総務課(防災・危機管理室)	3 11	携帯	連絡員		249	出町地区自主防災会代表		13	携帯	情伝	
208		総務課(防災・危機管理室)	3 11	携帯	連絡員		250	出町地区自主防災会代表		13	携帯	情伝	
209		総務課(防災・危機管理室)	3 11	携帯	連絡員		251	出町地区拠点施設		13	携帯	情伝	
210		総務課(防災・危機管理室)	3 11	携帯	連絡員		252	出町地区自主防災会代表		13	携帯	情伝	
211		総務課(防災・危機管理室)	3 11	携帯	連絡員	作・貸	253	庄下地区拠点施設		13	携帯	情伝	
212		総務課(防災・危機管理室)	3 11	携帯	連絡員	作・貸	254	庄下地区自主防災会代表		13	携帯	情伝	
213		総務課(防災・危機管理室)	3 11	携帯	連絡員	作・貸	255	中野地区拠点施設		13	携帯	情伝	
214		総務課(防災・危機管理室)	3 11	携帯	情伝	作・貸	256	中野地区自主防災会代表		13	携帯	情伝	
215		総務課(防災・危機管理室)	3 11	携帯	情伝	作・貸	257	五鹿屋地区拠点施設		13	携帯	情伝	
216		総務課(防災・危機管理室)	3 11	携帯	情伝	作・貸	258	五鹿屋地区自主防災会代表		13	携帯	情伝	
217		総務課(防災・危機管理室)	3 11	携帯	情伝	作・貸	259	東野尻地区拠点施設		13	携帯	情伝	
218		総務課(防災・危機管理室)	3 11	携帯	情伝	作・貸	260	東野尻地区自主防災会代表		13	携帯	情伝	
219		総務課(防災・危機管理室)	3 11	携帯	情伝	作・貸	261	鷹栖地区拠点施設		13	携帯	情伝	
220		総務課(防災・危機管理室)	3 11	携帯	情伝	作・貸	262	鷹栖地区自主防災会代表		13	携帯	情伝	
221		総務課(防災・危機管理室)	3 11	携帯	情伝	作・貸	263	若林地区拠点施設		13	携帯	情伝	
222		総務課(防災・危機管理室)	3 11	携帯	情伝	作・貸	264	若林地区自主防災会代表		13	携帯	情伝	
223		総務課(防災・危機管理室)	3 11	携帯	情伝	作・貸	265	林地区拠点施設		13	携帯	情伝	
224		総務課(防災・危機管理室)	3 11	携帯	情伝	作・貸	266	林地区自主防災会代表		13	携帯	情伝	
225		農業振興課	3 11	携帯	情伝	作・貸	267	高波地区拠点施設		13	携帯	情伝	
226		農業振興課	3 11	携帯	情伝	作・貸	268	高波地区自主防災会代表		13	携帯	情伝	
301		農地林務課	4 11	携帯	情伝	作業用	269	油田地区拠点施設		13	携帯	情伝	
302		農地林務課	4 11	携帯	情伝	作業用	270	油田地区自主防災会代表		13	携帯	情伝	
401		土木課(除雪センター)	5 11	携帯	連絡員	作業用	271	南般若地区拠点施設		13	携帯	情伝	
402		土木課(除雪センター)	5 11	携帯	連絡員	作業用	272	南般若地区自主防災会代表		13	携帯	情伝	
403		土木課(除雪センター)	5 11	携帯	連絡員	作・貸	273	柳瀬地区拠点施設		13	携帯	情伝	
404		土木課(除雪センター)	5 11	携帯	連絡員	作・貸	274	柳瀬地区自主防災会代表		13	携帯	情伝	
405		土木課(除雪センター)	5 11	携帯	連絡員	作・貸	275	太田地区拠点施設		13	携帯	情伝	
406		土木課(除雪センター)	5 11	携帯	連絡員	作・貸	276	太田地区自主防災会代表		13	携帯	情伝	
407		土木課(除雪センター)	5 11	携帯	連絡員	作・貸	277	般若地区拠点施設		13	携帯	情伝	
408		土木課(除雪センター)	5 11	携帯	情伝	作・貸	278	般若地区自主防災会代表		13	携帯	情伝	
409		土木課(除雪センター)	5 11	携帯	情伝	作・貸	279	東般若地区拠点施設		13	携帯	情伝	
410		土木課(除雪センター)	5 11	携帯	情伝	作・貸	280	東般若地区自主防災会代表		13	携帯	情伝	
411		土木課(除雪センター)	5 11	携帯	情伝	作・貸	281	梅壇野地区拠点施設		13	携帯	情伝	
501		上下水道課	6 11	携帯	情伝	作業用	282	梅壇野地区自主防災会代表		13	携帯	情伝	
502		上下水道課	6 11	携帯	情伝	作業用	283	梅壇山地区拠点施設		13	携帯	情伝	
503		上下水道課	6 11	携帯	情伝	作・貸	284	梅壇山地区自主防災会代表		13	携帯	情伝	
504		上下水道課	6 11	携帯	情伝	作・貸	285	東山見地区拠点施設		13	携帯	情伝	
505		上下水道課	6 11	携帯	情伝	作・貸	286	東山見地区自主防災会代表		13	携帯	情伝	
							287	青島地区拠点施設		13	携帯	情伝	
							288	青島地区自主防災会代表		13	携帯	情伝	
							289	雄神地区拠点施設		13	携帯	情伝	
							290	雄神地区自主防災会代表		13	携帯	情伝	
							291	種田地区拠点施設		13	携帯	情伝	
							292	種田地区自主防災会代表		13	携帯	情伝	

特定無線局の種別	陸上移動局
包括免許の番号	陸包第2535号

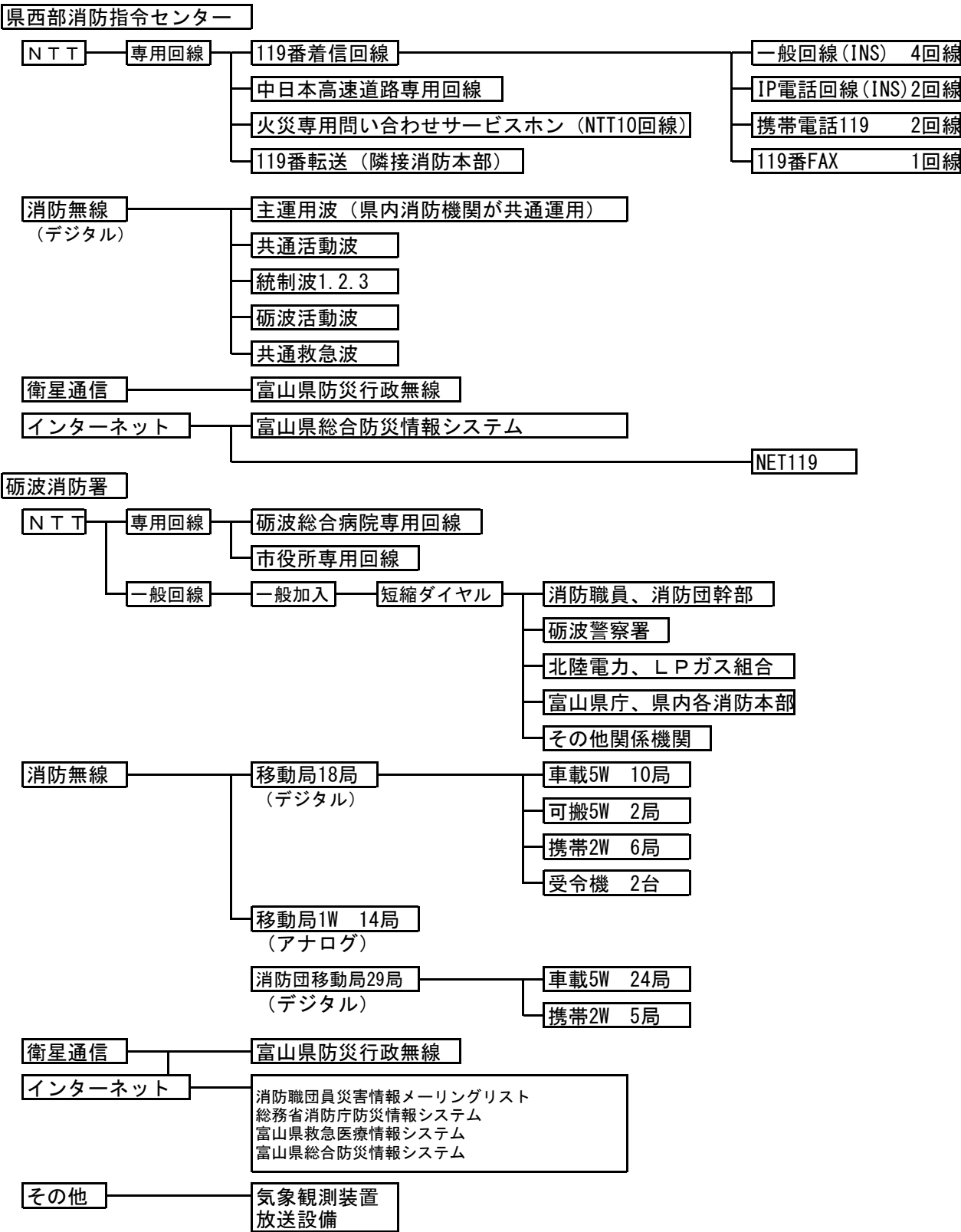
グループ番号	グループ名
1	1グ緊急
2	2グ一斉
3	3グ総務
4	4グ農林
5	5グ土木
6	6グ上下
7	7グ庄川
8	8グ教育
9	9グ病院
10	10グ消防
11	11グ全携
12	12グ地連
13	13グ自防

「災害時」…災害対策本部 「情伝」…情報伝達 「連絡員」…地区連絡員
「作・貸」…作業用・貸出用

(R7.4確認)

3-7 消防通信系統図

砺波地域消防組合



(資料：消防署)

3-8 サイレン塔設置状況

地区名	サイレン設置場所
出 町	砺波地域消防組合砺波消防署サイレン設備で併用対応
庄 下	消防器具置場ホース乾燥柱上(庄下ふれあい広場敷地)
中 野	消防器具置場ホース乾燥柱上
五鹿屋	消防器具置場ホース乾燥柱上
東野尻	消防器具置場ホース乾燥柱上
鷹 栖	消防器具置場ホース乾燥柱上
若 林	消防器具置場ホース乾燥柱上(若林ふれあいセンター敷地)
林	消防器具置場ホース乾燥柱上
高 波	消防器具置場ホース乾燥柱上
油 田	消防器具置場ホース乾燥柱上
南般若	消防器具置場ホース乾燥柱上
柳 瀬	消防器具置場ホース乾燥柱上
太 田	消防器具置場ホース乾燥柱上
般 若	消防器具置場ホース乾燥柱上
東般若	消防器具置場ホース乾燥柱上
梅檀野	消防器具置場近接単独柱(梅檀野ふれあい健康センター東側)
梅檀山 1	消防器具置場ホース乾燥柱上
梅檀山 2	井栗谷上水場敷地内単独柱(梅檀山農村集落センター)
梅檀山 3	東別所地内単独柱
東山見 1	消防器具置場ホース乾燥柱上
東山見 2	消防器具置場ホース乾燥柱上(小牧)
青 島	東山見消防器具置場設備で併用対応(防災コミュニティーセンター)
雄 神	消防器具置場ホース乾燥柱上
種 田	消防器具置場ホース乾燥柱上

(R7.4確認)

3-9 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風		暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表

令和8年5月28日現在 発表官署 富山地方気象台

砺波市	府県予報区	富山県		
	一次細分区域	西部		
	市町村等をまとめた地域	西部南		
特別警報	レベル5大雨	表面雨量指数基準	レベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合	
		流域雨量指数基準	レベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合	
	レベル5土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合	
	レベル5高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位		
	暴風	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
	暴風雪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合		
波浪				
危険警報	レベル4大雨	表面雨量指数基準	対象格子においてレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合	
		流域雨量指数基準	対象河川の格子においてレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合	
	レベル4土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	レベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合(おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表)	
	レベル4高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位		
警報	レベル3大雨	表面雨量指数基準	レベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合	
		流域雨量指数基準	レベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合	
		複合基準*1	レベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合	
	レベル3土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	レベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合(おおむね3～6時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表)	
	レベル3高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位平均風速		
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	6時間降雪の深さ25cm
			山間部	12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高		
注意報	レベル2大雨	表面雨量指数基準	レベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合	
		流域雨量指数基準	レベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合	
		複合基準*1	レベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合	
	レベル2土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	レベル2土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合	
	レベル2高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位		
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	6時間降雪の深さ15cm
			山間部	12時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高		
	雷	落雷等により被害が予想	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上かつ日降水量20mm以上		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%		
	なだれ	1. 24時間降雪の深さが90cm以上あった場合 2. 積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合		
	低温	夏期：最低気温17℃以下の日が継続 冬期：最低気温-6℃以下		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下		
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
レベル5氾濫特別警報・レベル4氾濫危険警報・レベル3氾濫警報・レベル2氾濫注意報の発表対象となる河川予報区のうち、砺波市に係る河川予報区名及び基準観測所名		別紙3		

*1 表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/toyama.html>

3-10 水防法に基づく水防警報及び洪水警報の種類、内容及び発令基準

1 水防警報の発表及び洪水予報の発表

(1) 水防警報の発表

国土交通大臣は、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのあると認めて指定した河川について、水防活動を行う必要があるときは、その旨を警告（水防警報）し、その警報事項を水防本部等に通知しなければならない。

(2) 洪水予報の発表

法第10条第2項及び気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項の規定に基づき、流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重要な損害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が指定した河川（洪水予報河川）について、国土交通省及び気象庁の機関が共同して洪水予報を発表し、水防本部がその通知を受けたときは、水防本部は所管の土木センター・土木事務所に通知するとともに、所管の土木センター・土木事務所は関係水防管理者に通知するものとする。

また、その通知の際は、記録を作成し、保管しなければならない。

2 水防警報及び洪水予報を行う河川及びその区域

水防警報を発令する河川及びその区域は、国土交通大臣又は知事が指定し、洪水予報を行う河川は国土交通大臣が定めておくものとする。

3 水防警報の種類、内容及び発表基準

(1) 国の基準等

種類	内 容	発 令 基 準
準備	水防に関する情報連絡 水防資機材の整備点検 水門等の開閉の準備 水防機関に出動の準備を通知するもの	雨量・水位・流量その他の河川状況により必要と認められるとき 水防団待機水位（指定水位）に達し、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を通知するもの	水位・流量・その他河川状況により、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以上に上昇する恐れがあるときで、氾濫注意水位（警戒水位）に達すると予想される時刻の1時間前とする
解除	水防活動の終了を通知するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に復したとき 氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
状況	水位の上昇・下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要な状況を明示するとともに越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの	適宜河川状況を通知する必要があるとき。

＊地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発令する。

(2) 県の基準等

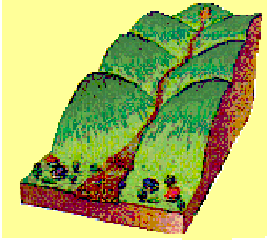
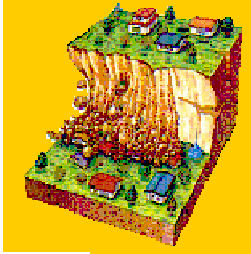
水防警報発令指定河川における水防警報の発表基準は、水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えるおそれのあるときとし、その段階は次の表のとおり準備、出動、状況、解除の4段階とする。

その他の河川については、県の水防計画に準じて水防管理者において、あらかじめ計画を定め自主的に行うものとする。

3-10 水防法に基づく水防警報及び洪水警報の種類、内容及び発令基準

準備	出動	状況	解除
雨量、水位、その他の河川状況により必要と認められるとき。または水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。	氾濫注意水位に達し、なお水位が上昇のおそれがあるとき。	出動後の状況に変化を認めたとき。	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。または、準備体制に入った後、出動体制に入らないまま水位が水防団待機水位を下回り、その後水位が上昇するおそれがないとき。
段階			
第1段階	準備	水防資機材の整備点検、水門等の開閉準備、水防団幹部の出動等を通知するもの	
第2段階	出動	水防団員の出動を通知するもの	
第3段階	状況	出動が長時間にわたるとき、または気象条件、水防活動に変化等が生じたとき、その状況を通知するもの	
第4段階	解除	水防活動の終了を通知するもの	
なお、これらの指令は、予想される事態の規模が小さくて全面出動を必要としないと認められるときは、準備指令までとし出動指令を発しないことがある。 また、地震による堤防の漏水、沈下等または津波、高潮による災害が起こるおそれがあるときは、上記に準じて水防警報を発表する。			
4 洪水予報の種類及び発表基準等			
種類		発表基準等	
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。	
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。 この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。	
	氾濫警戒情報	一定時間後に氾濫危険水位に達する見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難勧告等の発令の判断の参考とする。	
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備情報等の発令の判断の参考とする。	
(資料：富山県水防計画)			

3-11 土砂災害の前兆現象

土砂災害の形態	イメージ図	現象とその前ぶれ（前兆現象）
土石流		長雨や集中豪雨などにより、山や川の石や土砂が、水と一体となって一気に下流へ流れる現象です。 流れ下るスピードは時速20キロから40キロといわれ、自動車が走る速度とほぼ同じです。 <前兆現象> ・ 山鳴りがする。 ・ 雨が降り続けているのに川の水位が下がる。 ・ 川の水が急に濁ったり、流木が混ざり始める。 ・ 腐った土のにおいがする。
がけ崩れ		長雨や集中豪雨などにより、斜面が急に崩れ落ちる現象です。 <前兆現象> ・ がけから水が湧き出してくる。 ・ がけに亀裂が入る。 ・ がけから小石がぱらぱら落ちてくる。 ・ がけから木の根が切れる等の異様な音がする。
地すべり		地下水などが粘土のようなすべりやすい地層にしみこんで、その影響で地面が動き出す現象です。 <前兆現象> ・ 沢や井戸の水が濁る。 ・ 地面にひび割れができる。 ・ 斜面から水がふき出す。 ・ 家やよう壁に亀裂が入る。 ・ 家やよう壁、樹木や電柱が傾く。

總務省・消防庁
他都道府県等
首都圏本部
(都道府県会館内)



全 県 移 動 局 8 局

土木部(1台)

危機管理局(2台)

財產管理室(3台)

地區別移動局 212 局 (基地局 32 局 中繼局 2 局 陸上移動局 178 局 車載型 147 局 携帶型 31 局)

猫池 中継局 400MHz帯

計	22	5

計	35	4

立山地区		400MHz帯	
基地局設置機関名	車載型	携帯型	
立山土木事務所	13	2	
上田川又川ダム工事所	1		
白川川又川工事所	1	2	

入 善 地 区		400MHz帯	
基地局設置機関名	車載型	携帯型	
入善土木事務所	14	2	
朝日小川ダム管理所	1	2	
布施川ダム管理所	1		
大谷ダム管理所	1	1	
舟川ダム管理所(入善土木)	1	2	

計	47	13

第4 災害応急対策に関する資料

4-1 主要医療機関一覧表

地域医療支援病院	救急指定	施設名	所在地	電話	管理者名
○	○	市立砺波総合病院	砺波市 新富町1-61	32-3320	院長 河合 博志
		あみたに医院	砺波市 山王町4-6	32-1511	網谷 茂樹
		いなむら内科	砺波市 豊町二丁目4-26	58-5156	稲邑 克久
		井上皮フ科医院	砺波市 苗加477-10	34-5510	井上 久美子
		大沢内科クリニック	砺波市 平和町146	33-1047	大澤 謙三
		おおた内科クリニック	砺波市 庄川町青島701-1	82-7700	太田 英樹
		ものがたり診療所	砺波市 太田1382	55-6100	佐藤 伸彦
		ものがたり診療所 山王	砺波市 山王町2-12	55-6635	佐藤 伸彦
		ものがたり診療所 庄東	砺波市 宮森461	37-2566	佐藤 伸彦
		力耕会金井医院	砺波市 深江1-210	32-8903	金井 正信
		かねきホームクリニック	砺波市 本町7-11	32-5110	金木 昌弘
		医療法人社団和康会 河合医院	砺波市 中央町1-2	32-4580	河合 晃充
		桐沢医院	砺波市 本町13-7	33-5353	山下 泉
		さかした医院	砺波市 太郎丸1-8-6	32-8788	坂下 泰雄
		さわだクリニック	砺波市 杉木二丁目121	34-0121	澤田 樹佳
		庄川しばたクリニック	砺波市 庄川町示野462-3	58-5454	柴田 祥宏
		住田小児科医院	砺波市 となみ町13-16	34-5001	住田 亮
		医療法人社団寿山会 高橋外科医院	砺波市 寿町2-40	33-2727	高橋 暢人
		医療法人社団寿恵会 津田産婦人科医院	砺波市 杉木四丁目69	33-3035	津田 博
		砺波サナトリウム福井病院	砺波市 太田570	33-1322	福井 靖人
		伏木医院	砺波市 宮丸568	32-2275	伏木 弘
		藤井整形外科医院	砺波市 栄町613	32-5220	藤井 正則
		山本内科医院	砺波市 出町中央6-14	32-3802	山本 郁夫
		寿康堂吉田医院	砺波市 中央町1-5	33-2112	吉田 康二郎
		とよだ眼科クリニック	砺波市 太郎丸一丁目8-2	34-6960	豊田 葉子
		ひがしでクリニック	砺波市 となみ町13-10	33-7677	東出 慎治
		柳下小児科内科医院	砺波市 中神3-1	34-7730	柳下 肇
		柳澤医院	砺波市 深江1-174	34-0811	柳澤 伸嘉
		やました医院	砺波市 永福町5-11	34-8810	山下 良平
		医療法人社団翠十字会 砺波誠友病院	砺波市 大窪17-1	33-7766	榎本 伸哉
		医療法人社団寿山会 あおい病院	砺波市 堀内18-1	33-7888	五十嵐 保史
		砺波サンシャイン病院	砺波市 鷹栖575	33-0800	大橋 雅廣
		となみ三輪病院	砺波市 頼成605	37-1000	酒井 伸也
		けやきひふ科	砺波市 となみ町11-11	58-5670	乗杉 理
		佐藤内科クリニック	砺波市 杉木三丁目215	58-5811	佐藤 重彦
		なす整形外科クリニック	砺波市 豊町一丁目14-18	55-6677	那須 渉
		となみの心療クリニック	砺波市 栄町125	34-1073	金田 学
		ゆあさ眼科	砺波市 大辻619	33-5885	湯浅 雅志
	○	公立南砺中央病院	南砺市 梅野2007-5	53-0001	院長 三浦 利則
	○	南砺市民病院	南砺市 井波938	82-1475	院長 清水 幸裕
○	○	厚生連高岡病院	高岡市 永楽町5-10	(0766) 21-3930	院長 寺田 光宏
○	○	済生会高岡病院	高岡市 二塚387-1	(0766) 21-0570	院長 野田 八嗣
○	○	高岡市民病院	高岡市 宝町4-1	(0766) 23-0204	院長 藪下 和久
	○	北陸中央病院	小矢部市 野寺123	(0766) 67-1150	院長 清水 淳三
		高岡みなみ病院	高岡市 戸出町3-14-24	(0766) 63-1113	院長 平瀬 裕章
	○	高岡ふしき病院	高岡市 伏木古府元町8-5	(0766) 44-1181	院長 高嶋 修太郎
	○	光ヶ丘病院	高岡市 西藤平蔵313	(0766) 63-5353	院長 笠島 学
		独立行政法人 国立病院機構 北陸病院	南砺市 信末5963	62-1340	院長 坂本 宏

(資料：砺波医師会等)

(R5.1確認)

4-2 市有車両の保有状況

車種 課名等	乗用車 (ワゴン含む)	バン	バス	ダンプ等 トラック	大型特殊車				軽自動車
					ショベルローダー	ブルドーザー	グレーダー	その他	
企画政策課	1		5						3
総務課	3		2						2
財政課									2
税務課	1								3
社会福祉課			2						2
地域包括支援センター									8
高齢介護課									10
健康センター									5
市民課	1								1
市民生活課	1								2
商工観光課	2								
こども課									3
四季彩館									2
農地林務課	1			1					1
農業振興課			1						3
土木課	2			4	5	11	1	5	3
都市整備課	2								1
上下水道課	3			2					3
市民福祉課	1								1
教育総務課	1		7						2
学校給食センター				5					1
教育センター									1
生涯学習・スポーツ課									2
海洋センター	1			1					
砺波図書館		1							
庄川図書館									1
文化会館	1								1
美術館		1							1
郷土資料館									1
総合運動公園				1					1
議会事務局	1								
合計	22	2	17	14	5	11	1	5	66

(資料：財政課)

(R7.4確認)

4-3 主食類応急調達系統図

図1 災害救助法の摘要の有無を問わず、炊き出し等給食を行う必要があると認める場合

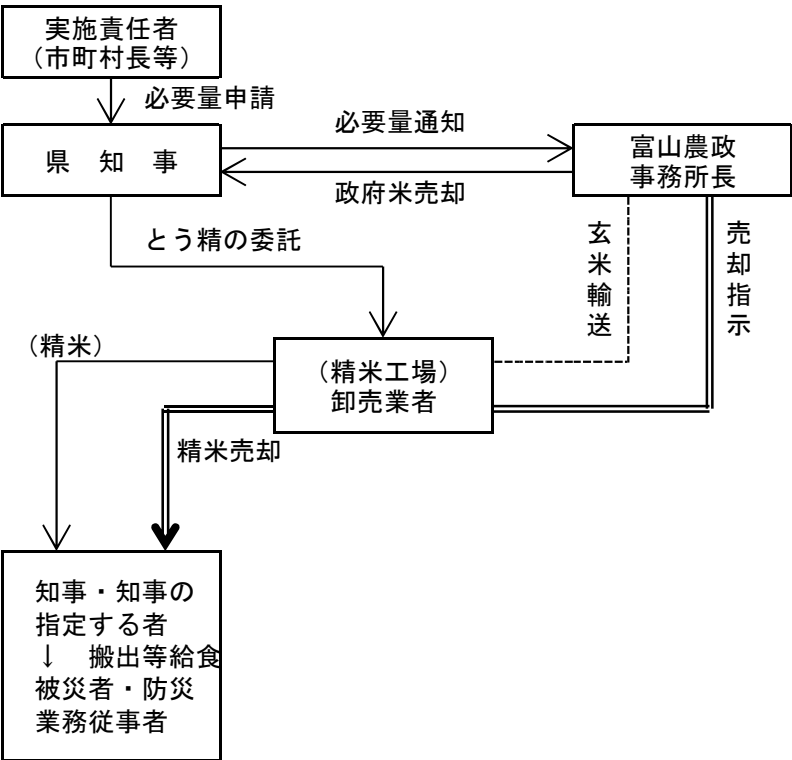
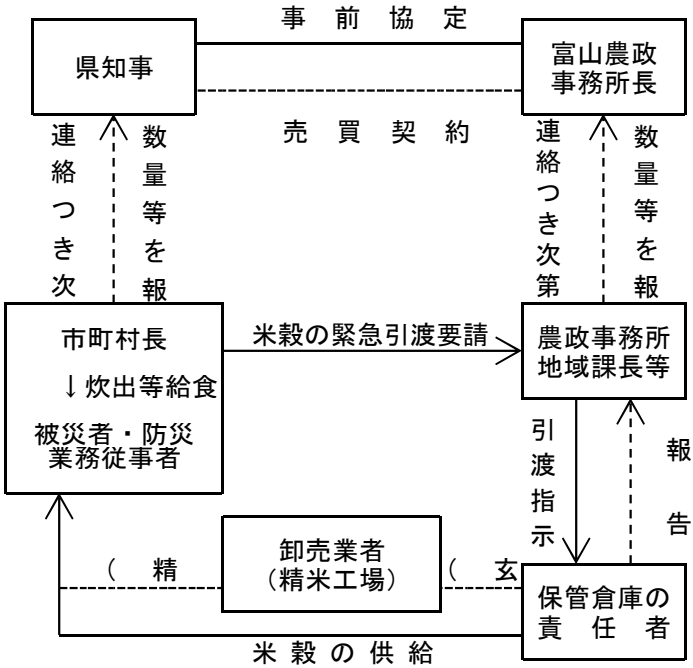


図2 災害救助法が発動された場合で、県と市町村が連絡不通の場合の炊き出し用米穀の供給経路



- (注) 1 市町村長は、農政事務所地域課長に対して連絡がとれないときは、保管倉庫の責任者に対し緊急の引き渡しを要請できる。
- 2 県内で米穀を満たし得ない場合は、富山農政事務所長が総合食料局（連絡が不通の場合は隣県の農政局食糧部長若しくは農政事務所長）に要請し緊急輸送する。緊急輸送は、原則として政府運送によることとしているが県知事の要請により自衛隊が輸送にあたる。

(資料：県防災計画資料編)

4-4 日本赤十字社富山県支部災害救援物資等配分基準

区 分		救 援 物 資
災害程度	全 焼 全 壊 流 失	一人につき 毛 布 1 枚 (冬期間(11月～3月)のみ) 2 枚 綿毛布(6月～9月) 1 枚 タ オ ル 10 本 一世帯につき 緊 急 セ ッ ト 1～4人 1 個 5人以上 2 個 カ セ ッ ト コ ン ロ 1 台 (ガスボンベ3本付) 鍋 セ ッ ト 又 は ポ ッ ト 1 台
	床 上 浸 水	一世帯につき 緊 急 セ ッ ト 1 個 タ オ ル 30 本 石 鹼 1 箱
弔 慰 金		自然災害および火災による死亡者 1人 10,000 円

- 1 この基準は、平成20年4月1日から実施する。
- 2 大規模災害については実情に応じて行うものとし、この基準にはよらないものとする。
- 3 本基準は、非住家には適用しない。
- 4 災害による死亡者が出た場合は、世帯構成人員から死亡者を除いた基準で配分する。

(但し、配分の際に生死が不明の場合はこの限りではない)

(資料：県防災計画資料編)

4－5 給食施設の状況

施設名	1日の製造能力	摘 要
砺波市学校給食センター	5,000食	副食のみ、輸送車5台使用

(資料：学校給食センター)

(R5.1確認)

4－6 救急患者輸送車

病院名	台 数	所 在 地
砺波総合病院	1台	砺波市新富町1-61

(資料：砺波総合病院)

(R5.1確認)

4-7 砺波管工事業協同組合員

No.	業 者 名	代表者氏名	住 所	電話番号
1	大谷工業(株)	大谷忠史	砺波市鷹栖390	0763-33-3222
2	(株)竹部	竹部俊道	砺波市苗加1463	0763-33-3573
3	フジイ設備(株)	藤井栄治	砺波市平和町93	0763-32-5181
4	康洋工業(株)	石田 繁	砺波市福岡268	0763-37-1508
5	富田配管工業(株)	富田豊治	砺波市宮村166	0763-33-3687
6	藤森工業(株)	藤森武義	砺波市庄川町青島663	0763-82-0802
7	(株)寺田	鍋田雅志	砺波市宮森210	0763-37-0349
8	(株)竹部工業	竹部 登	砺波市庄川町筏131	0763-82-0888
9	デムラ工業(株)砺波営業所	早川英治	砺波市千代248-3	0763-33-5454
10	(株)紫藤	紫藤正人	砺波市狐島290-2	0763-33-3513
11	(有)藤井商会	藤井浩和	砺波市新明12	0763-32-2926
12	(有)福島住設	福島秀則	砺波市中野658-1	0763-32-6760
13	太田配管(株)	太田和也	砺波市庄川町金屋3402-1	0763-82-0529
14	高田産業(株)	高田治生	砺波市庄川町金屋2716	0763-82-0707

(資料：上下水道課)

(R5.1確認)

4-8 下水道排水設備工事業組合員

No.	業 者 名	代表者氏名	住 所	電話番号
1	大谷工業(株)	大谷忠史	砺波市鷹栖390	0763-33-3222
2	(株)竹部	竹部俊道	砺波市苗加1463	0763-33-3573
3	フジイ設備(株)	藤井栄治	砺波市平和町93	0763-32-5181
4	康洋工業(株)	石田 繁	砺波市福岡268	0763-37-1508
5	富田配管工業(株)	富田豊治	砺波市宮村166	0763-33-3687
6	藤森工業(株)	藤森武義	砺波市庄川町青島663	0763-82-0802
7	(株)寺田	鍋田雅志	砺波市宮森210	0763-37-0349
8	(株)竹部工業	竹部 登	砺波市庄川町筏131	0763-82-0888
9	デムラ工業(株)砺波営業所	早川英治	砺波市千代248-3	0763-33-5454
10	(株)紫藤	紫藤正人	砺波市狐島290-2	0763-33-3513
11	(有)藤井商会	藤井浩和	砺波市新明12	0763-32-2926
12	(有)福島住設	福島秀則	砺波市中野658-1	0763-32-6760
13	太田配管(株)	太田和也	砺波市庄川町金屋3402-1	0763-82-0529
14	高田産業(株)	高田治生	砺波市庄川町金屋2716	0763-82-0707
15	砺波工業(株)	上田信和	砺波市中央町3-21	0763-32-3105
16	松本建設(株)	松本誠一	砺波市千保297	0763-33-5185
17	(株)山崎組	山崎 泉	砺波市東保175	0763-37-1020
18	(株)松本土建	松本祐任	砺波市秋元655	0763-32-2323

(資料：上下水道課)

(R5.1確認)

4－9－1 給水車

市町村名	車両	単位当たり給水能	台数	定置場所	管理者	電話
砺波市	給水車	2t	1台	砺波市上下水道課上中野配水場	上下水道課長	0763-33-1466

(資料：上下水道課)

(R5.1確認)

4－9－2 給水器

市町村名	器具	単位当たり給水能	員数	定置場所	管理者	電話
砺波市	給水タンク	2t 1t	2個 2個	庄川支所除雪格納庫 太田水源	上下水道課長	0763-33-1466
	ポリタンク	20ℓ	30個	砺波市上下水道課資材倉庫	上下水道課長	0763-33-1466
	給水袋	6ℓ	1000個	砺波市上下水道課上中野配水場	上下水道課長	0763-33-1466

(資料：上下水道課)

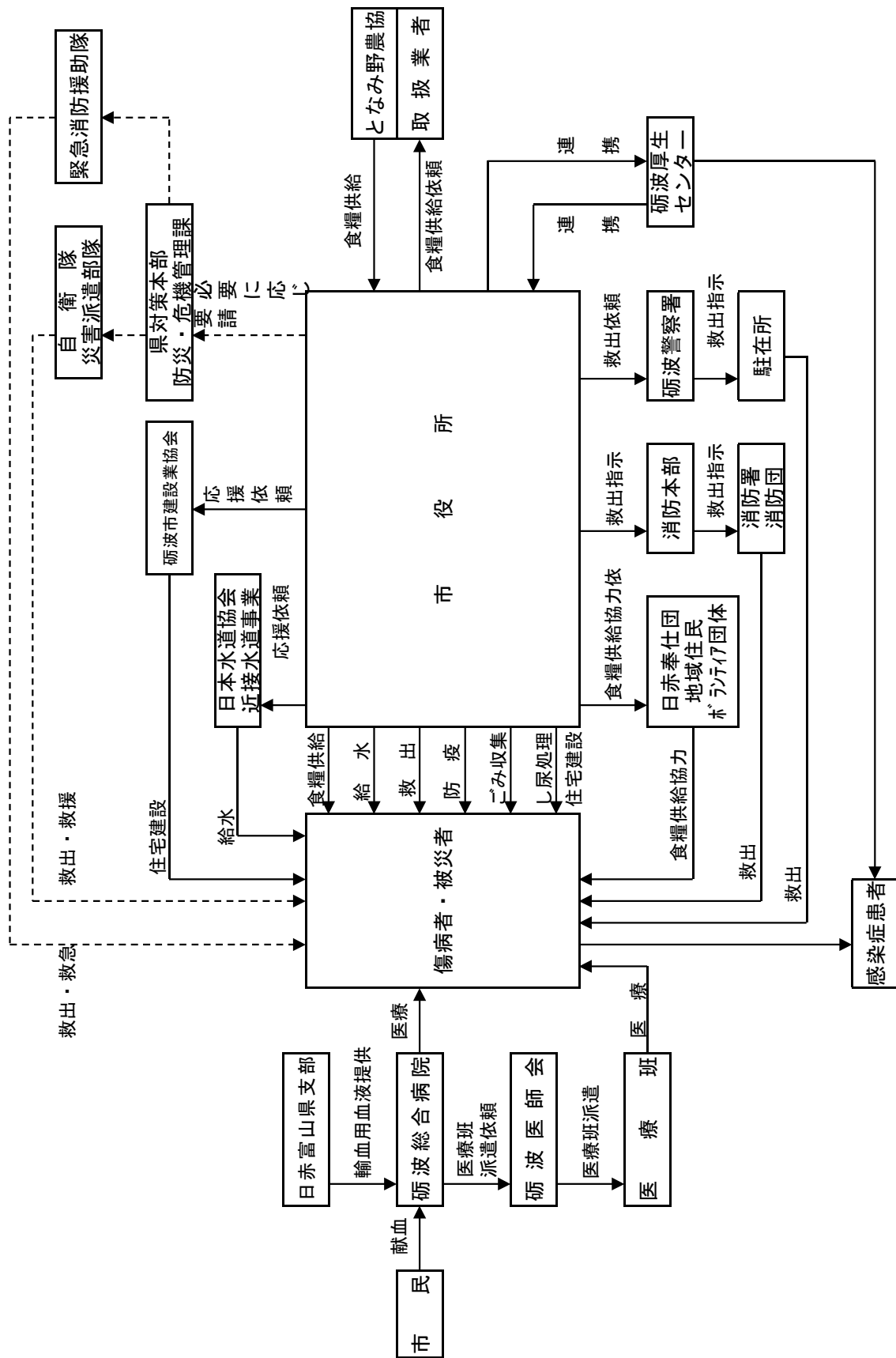
(R6.3確認)

4-10 貨物自動車運輸業者一覧表

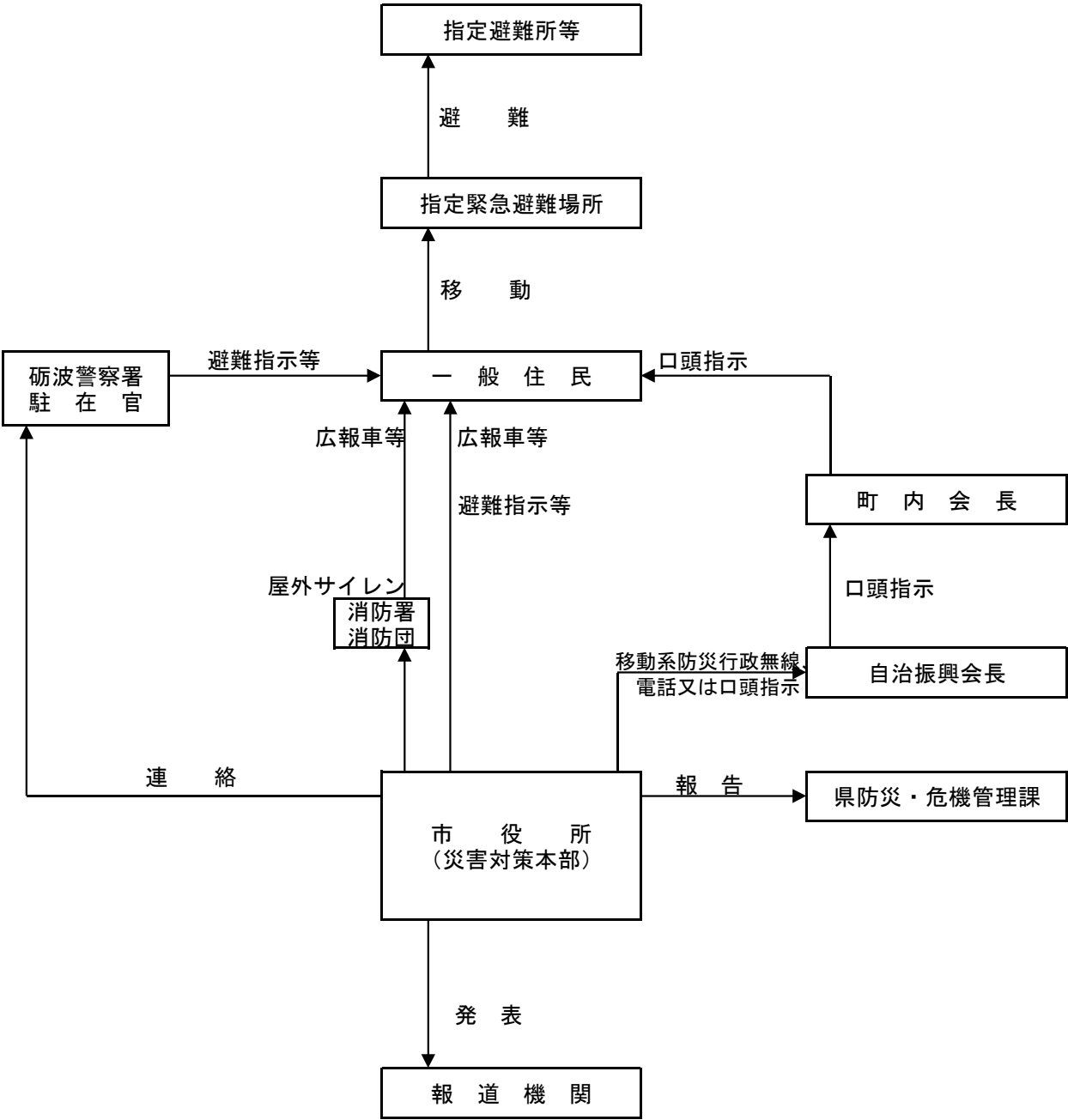
事業者名	所在地	代表者名	保有 車両数	電話番号
岩原土石運輸有限会社	砺波市上中野261	岩原 信一	5	0763-33-1782
上田工業株式会社	砺波市祖泉216	野原 幸男	6	0763-33-1267
AK-LINE(株)	砺波市東保633番地1	吉崎 晃充	6	0763-37-1560
有限会社神下商事	砺波市庄川町金屋90	神下 正弘	7	0763-82-0027
キョウエイトランスポート株式会社	砺波市鷹栖1856-1	中谷 伸介	24	0763-34-5963
株式会社コスモス	砺波市高道11-1	山川 浩	3	0763-32-6623
坂本組株式会社	砺波市芹谷2-2	坂本 吉隆	18	0763-37-0123
上昇運輸(株)	砺波市三合新82	入井 雅也	7	0763-37-1081
(株)シンクラン	砺波市東保1202	鶴賀 裕行	28	0763-37-2840
城北運送有限会社	砺波市太田1891-3	和田 正志	21	0763-23-6180
成建運輸株式会社	砺波市高波1512-4	藤本 栄樹	4	0763-33-1031
仙台オート輸送株式会社	砺波市神島508	山田 豊	20	0763-32-6666
大虎運輸新潟株式会社	砺波市五郎丸字寺島8387-1	伊藤 浩一	6	0763-32-8020
有限会社大八	砺波市出町中央11-11	大野 祐嗣	2	0763-32-2531
たち建設運輸株式会社	砺波市小杉58番地	岩本 幸成	29	0763-32-1565
有限会社となみ環境開発	砺波市林1316	原野 徹	5	0763-32-8260
豊田運輸倉庫株式会社	砺波市西中60-1	豊田 繁美	5	0763-33-0428
株式会社南設	砺波市太田2057-1	野村 公秀	6	0763-33-2600
パイオニア運輸株式会社	砺波市千保170-1	岩崎 弥一	30	0763-33-2515
有限会社藤井興業	砺波市中野1047	藤井 夏樹	4	0763-32-3581
株式会社ホクウン	砺波市西中199	笹原 直哉	10	0763-33-6700
株式会社北都高速運輸倉庫富山	砺波市狐島350-1	半田 一史	35	0763-33-0030
有限会社山田運輸	砺波市鷹栖505	山田 孝成	16	0763-33-2002
山田建設株式会社	砺波市東別所5407	山田 保博	5	0763-37-1208

(資料：トラック協会砺波支部)

(R6.1確認)



4-12 避難系統図



4-13 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸付

自然災害により家族を失い、あるいは住居・家財を失った個人のそれらの個人的被害に対する救済制度として昭和48年9月に制定された「災害弔慰金の支給等に関する法律」がある。

1. 実施主体 市町村（条例の定めるところによる。）
2. 費用の負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4（災害援護貸付金の貸付原資負担 国2/3 都道府県、指定都市1/3）
3. 災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護貸付金の内容

(1) 災害弔慰金

対象災害	1 市町村において住居が5世帯以上減失した災害 自然災害 - 都道府県内において住居が5世帯以上減失した市町村が3以上ある場合の災害 - 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 - 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害	
支給額	1. 生計維持者	500万円
	2. その他の者	250万円
受給遺族	配偶者、子、父母、孫、祖父母	

(2) 災害障害見舞金

対象災害	1 市町村において住居が5世帯以上減失した災害 自然災害 - 都道府県内において住居が5世帯以上減失した市町村が3以上ある場合の災害 - 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 - 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害	
支給額	1. 生計維持者	250万円
	2. その他の者	125万円
障害の程度	① 両眼が失明した人 ② 咀嚼及び言語の機能を廃した人 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥ 両上肢の用を全廃した人 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧ 両下肢の用を全廃した人 ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上認められる人	

(3) 災害援護資金

対象災害		災害救助法の救助が行われた災害	
自然災害		都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合	
貸付限度額	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷	150万円	
	② 家財の1/3以上の損害	150万円	
	③ 住居の半壊	170万円 (250)	
	④ 住居の全壊	250万円 (350)	
	⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	350万円	
			(注) 特別な事情がある場合は、() 内の額
貸付条件	所得制限	(世帯人員)	市町村税における前年の総所得金額
		1人	220万円
		2人	430万円
		3人	620万円
		4人	730万円
		5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
		ただし、その世帯の住居が焼失した場合にあっては、1,270万円とする。	
	利率	年3% (据置期間中は無利子)	
	据置期間	3年 (特別の事情のある場合は5年)	
	償還期間	10年 (据置期間を含む)	
償還方法	年賦または半年賦		

(資料：県地域防災計画資料編)

4-14 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するもの。

1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
 { 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人以上10万人未満に限る）
 { 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯
（中規模半壊世帯）

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住 宅 の 被害程度	全 壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)	中規模半壊 (2. ⑤に該当)
支 給 額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住 宅 の 再建方法	建設・購入	補 修	賃 借 (公営住宅以外)
	200万円	100万円	50万円
支 給 額	100万円 (中規模半壊)	50万円 (中規模半壊)	25万円 (中規模半壊)

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

4. 支援金の支給申請

(申請窓口)	市町村
(申請時の添付書面)	① 基礎支援金：り災証明書、住民票 等 ② 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等
(申請期間)	① 基礎支援金：災害発生日から13月以内 ② 加算支援金：災害発生日から37月以内

5. 基金と匡の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給
(基金の拠出額：600億円)
- 基金が支給する支援金の1／2に相当する額を国が補助

（資料：富山県地域防災計画資料編）

4-15 砺波市柔道整復師一覧表

接骨院名	氏 名	住 所	電 話	備 考
金子	金子 典弘	太田 1 5 7 6 - 2	33-6620	
高波	川越 勝二	高波 7 5 2 - 1 5	33-7636	
鷹栖坂井	坂井 時和	鷹栖 1 1 5 4	33-3003	
柴田	柴田 佳一	狐島 1 8 1	32-4331	
島田	島田 博	三郎丸 2 4 5 - 3	33-5681	
ちゅーりっぷの郷	岡 弘治	山王町 2 - 1 2	34-7757	
辻井	辻井 康善	東石丸 6 1 - 3	33-1820	
はたや	幡谷 孝久	石丸 6 8	32-6161	
林	林 政良	新富町 2 - 1 1	32-3571	
豊町	林 禎之	豊町 1 - 1 - 1 2	33-1122	
トナミ	林 実	深江 1 丁目 2 9 6	33-1121	
平木	平木 篤	安川 1 3 6 7	37-1028	
ふくだ	福田 秀継	千保 1 5 7 - 4	32-7337	
末永	末永 明信	宮丸 2 4 0	33-1767	
水上	水上 靖隆	矢木 3 3 9 - 1 0	33-3280	
三谷	三谷 尚慶	西中 4 8 2	32-6262	
山下	山下 雅司	山王町 4 - 1 0	33-2201	
坂井	坂井 敬司	庄川町金屋2235-3	82-4708	
田守	田守 剛	三島町 1 - 2 6	32-8787	
なかがわ	中川 雅晴	中村 4 1 - 1	32-5160	
せきはら	関原 大心	大辻 4 0 6 - 1 CUBE砺波B	32-1161	
頼成八田	八田 純	頼成 1 8 0	37-1488	

(資料：富山県柔道整復師会)

(R8.3確認)

4-16 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」 早見表

(令和5年6月災害救助基準)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人/1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人/1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 6,775,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,775,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人/1 日当たり 1,230 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流出	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）			

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 50,000 円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から3か月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内)	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊（焼） 流失半壊（焼）又は 床上浸水により学用品 を喪失又は毀損等によ り使用することができ ず、就学上支障のある 小学校児童、中学校生 徒、義務教育学校生徒 及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書 以外の教材で教育委員 会に届出又はその承認 を受けて使用している 教材、又は正規の授業 で使用している教材実 費 2 文房具及び通学用品 は、1人当たり次の金 額以内 小学生児童 4,800 円 中学生生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から （教科書）1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々 の実情に応じて支給す る。
埋葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬 を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内	災害発生の日から10日 以内	災害発生の日以前に死 亡した者であっても対 象となる
死体の搜索	行方不明の状態にあり 、かつ、四囲の事情によ りすでに死亡していると 推定される者	当該地域における通常 の実費	災害発生の日から10日 以内	輸送費、人件費は、別 途計上
死体の処理	災害の際死亡した者に ついて、死体に関する処 理（埋葬を除く。）をす る。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500円以 内 一時保存： ○既存建物借上費： 通常の実費 ○既存建物以外： 1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣 行料金	災害発生の日から10日 以内	1 検案は原則として救 護班 2 輸送費、人件費は、別 途計上 3 死体の一時保存にドライ アイスの購入費等が必要 な場合は当該地域におけ る通常の実費を加算でき る。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4				

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

4-17 震災時廃棄物仮置場の候補地リスト

震災時廃棄物仮置場

地区	名称	周囲・隣接地
出町	出町中学校運動場 市陸上競技場	出町中学校
庄下	東矢木住宅跡	
中野	中野公園	幼稚園
五鹿屋	五鹿屋公園	幼稚園（避難所）
東野尻	東野尻公園	公民館、幼稚園（避難所）
鷹栖	鷹栖小学校運動場	小学校
若林	若林公園	農協支所（避難所）
林	砺波北部小学校運動場	小学校（避難所）
高波	高波公園	体育館（避難所）
油田	則安島公園	
南般若	南般若ふれあい広場	
柳瀬	総合運動公園駐車場 柳瀬体育館駐車場	体育館（避難所） 体育館 婦人の家（避難所）
太田	太田公園	幼稚園、体育館（避難所）
般若	福山小堤跡ため池跡地	
東般若	東般若公園 向山健民公園	公民館（避難所） 体育館
梅檀野	梅檀野体育館駐車場	体育館（避難所）
梅檀山	梅檀山コミュニティ運動公園 原野口バス停前	休憩所（避難所） 駐車場
東山見	旧舟戸荘跡	
青島	庄川体育センター駐車場	体育館
雄神	雄神公園	保育所、体育館（避難所）
種田	種田公園	保育所、体育館（避難所）

砺波市災害廃棄物処理計画より抜粋

※被害状況等を踏まえて検討する。

第5 防災組織に関する資料

5－1 砺波市防災会議条例

平成16年11月1日

条例第13号

改正 平成18年3月27日条例第1号

平成24年9月24日条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、砺波市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 砺波市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 富山県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 富山県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防機関の長のうちから市長が任命する者
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する

者

(9) その他市長が特に必要と認める者

6 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、富山県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験を有する者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月24日条例第27号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に委嘱される改正後の砺波市防災会議条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第5項第8号の委員の任期は、改正後の条例第3条第6項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

5－2 砺波市防災会議運営規程

平成16年11月 1 日

告示第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、砺波市防災会議条例（平成16年砺波市条例第13号）第5条の規定に基づき、砺波市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議の会議は、防災会議の会長（以下「会長」という。）が招集する。

2 防災会議は、災害の発生その他会議の必要が生じたときに、その都度開催するものとする。

3 委員は、会議の必要があると認めたときは、会長に会議の招集を求めることができる。

(議事)

第3条 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専決処分)

第4条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次に該当するときは、専決処分することができる。

(1) 緊急を要する事態が発生し、防災会議を開くいとまがないとき。

(2) 決定を要する事態が、一部の特定の機関にのみ関係がある事項で早急に措置を要するとき。

(3) 軽易な事項で早急に措置を要するとき。

2 会長は、前項の規定により専決をしたときは、次の防災会議に報告するものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、企画総務部総務課において処理する。

(その他)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、その都度防災会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成16年11月 1 日から施行する。

(令和8年4月1日現在)

委 員	職名
会長	砺波市長
第1号	北陸地方整備局富山河川国道事務所長 東京管区気象台富山地方気象台長
第2号	富山県砺波厚生センター所長 富山県砺波農林振興センター所長 富山県砺波土木センター所長 富山県和田川ダム管理事務所長
第3号	砺波警察署長
第4号	砺波市副市長 市立砺波総合病院長 砺波市企画総務部長 砺波市福祉市民部長 砺波市商工農林部長 砺波市建設水道部長 市立砺波総合病院事務局長 砺波市教育委員事務局長 砺波市庄川支所長
第5号	砺波市教育委員会教育長
第6号	砺波地域消防組合消防長 砺波市消防団長
第7号	日本郵便（株）砺波郵便局長 中日本高速道路（株）金沢支社 富山保全・サービスセンター所長 N T T西日本（株）富山支店長 西日本旅客鉄道（株）金沢支社北陸広域鉄道部城端・氷見線担当部長 一般社団法人富山県トラック協会砺波支部長 加越能バス（株）自動車副部長 北陸電力（株）となみ野営業所長 関西電力（株）水力事業本部庄川水力センター所長 砺波医師会長 庄川沿岸用水土地改良区連合理事長 砺波市土地改良区副理事長 報道機関代表（北日本新聞社砺波支社長）
第8号	砺波市地区自治振興会協議会長 砺波市防災士連絡協議会長
第9号	陸上自衛隊金沢駐屯地第14普通科連隊第4中隊長 砺波市女性団体連絡協議会長 砺波市社会福祉協議会長 砺波市民生委員児童委員協議会長 社会福祉法人となみ野会特別養護老人ホーム砺波ふれあいの杜施設長 砺波市ボランティア連絡協議会長

第1号委員 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

第2号委員 富山県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

第3号委員 富山県警察の警察官のうちから市長が任命する者

第4号委員 市長がその部内の職員のうちから指名する者

第5号委員 教育長

第6号委員 消防機関の長のうちから市長が指名する者

第7号委員 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者

第8号委員 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

第9号委員 その他市長が特に必要と認めるもの

5－4 砺波市災害対策本部条例

平成16年11月1日

条例第14号

改正 平成24年9月24日条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、砺波市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部及び班)

第3条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部及び班を置くことができる。

2 部に部長を、班に班長を置き、本部長の指名する職員がこれに当たる。

3 部長は部の事務を掌理し、班長は班の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成24年9月24日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

5-5 ○砺波市災害対策本部の組織及び運営に関する規程

平成16年11月1日

訓令第8号

改正	平成18年3月31日	訓令第3号
	平成19年3月30日	訓令第16号
	平成20年3月31日	訓令第6号
	平成21年4月1日	訓令第5号
	平成22年3月26日	訓令第7号
	平成23年3月31日	訓令第8号
	平成24年3月30日	訓令第7号
	平成30年3月30日	訓令第1号
	令和3年3月31日	訓令第1号
	令和6年3月28日	訓令第2号
	令和7年3月12日	訓令第21号

(趣旨)

第1条 この訓令は、砺波市災害対策本部条例（平成16年砺波市条例第14号）

第5条の規定に基づき、砺波市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部開設)

第2条 本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が必要と認めるときに開設し、災害が発生しなかったとき、又は災害の応急措置が完了したときに閉じる。

(本部の組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員その他の職員をもって組織する。

2 副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、企画総務部長、福祉市民部長、商工農林部長、建設水道部長、庄川支所長、会計管理者、教育長、教育委員会事務局長、総合病院事務局長、砺波地域消防組合消防長及び砺波市消防団長をもって充てる。

(部)

第4条 本部に、次の部を置く。

- (1) 企画総務部
- (2) 福祉市民部
- (3) 商工農林部
- (4) 建設水道部
- (5) 文教部
- (6) 医療部
- (7) 消防部

(職員及び分掌事務)

第5条 部に、次の職員を置く。

(1) 部長

(2) 班長

(3) 班員

2 部長、班長及び班員は、別表に掲げる者をもって充て、その分掌事務は別表のとおりとする。ただし、災害の状況により必要がある場合は、その分掌事務を追加し、又は変更することができる。

3 班長は、部長の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 班員は、班長の命を受け、班の事務に従事する。

(本部員会議)

第6条 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、重要な災害対策について協議する。

2 本部員会議は、必要の都度本部長が招集し、その会議の議長となる。

(本部室)

第7条 本部が設置されたときは、当該災害の総括的窓口として、本部室を設けるものとする。

(連絡員)

第8条 本部が設置されたときは、各部長は、連絡員を本部室に常駐させるものとする。

(地区連絡員)

第9条 本部が設置されたときは、本部長は、地区連絡員を指名するものとする。

(水防本部の統括)

第10条 本部は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づいて設置されている砺波市水防本部を統括する。

(出先機関)

第11条 出先機関の長は、主管事務及び依頼事務に係る災害対策事務の処理に当たるものとする。

(その他)

第 12 条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 31 日訓令第 3 号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 30 日訓令第 16 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 31 日訓令第 6 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 4 月 1 日訓令第 5 号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 26 日訓令第 7 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 31 日訓令第 8 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日訓令第 7 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 30 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日訓令第 1 号)

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 28 日訓令第 2 号)

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 12 日訓令第 21 号)

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

災害対策本部各部の編成分掌事務

部名 部長 担当職	班名 ◎班長担当職 所属班員	分掌事務
各部・各班共通事項		1 庁舎内、施設の安全確保及び公印、公用車の管理に関する事。 2 災害関係情報の収集・報告に関する事。 3 職員の安否確認及び各部、各班（課）の調整連絡に関する事。
企画総務部 企画総務部長	企画政策情報班 ◎企画政策課長 DX推進課長 企画政策課職員 DX推進課職員	1 災害対策本部の広報宣伝に関する事。 2 災害写真記録の収集、取りまとめに関する事。 3 国、県その他の関係機関に対する要望事項の取りまとめに関する事。 4 外国人の被災者支援に関する事。 5 公共交通に関する事。 6 災害情報の収集・伝達に関する事。 7 市民への注意の呼びかけ・情報提供、公聴に関する事。 8 報道機関との連絡及び相互協定に関する事。 9 本部長・副本部長の秘書に関する事。 10 災害通信網の応急復旧に関する事。
	総務班 ◎総務課長 総務課職員 議会事務局職員 監査事務局職員	1 災害対策本部の設置及び解除に関する事。 2 災害対策本部の運営に関する事。 3 国、県等各関係機関との調整に関する事。 4 災害救助活動の総括に関する事。 5 災害救助法の適用及びこれに基づく対策の各部との連携に関する事。 6 災害対策の基本方針に関する事。 7 気象通報の収集・伝達及び予警報等の伝達に関する事。 8 非常配備指揮命令の伝達に関する事。 9 職員の安否確認及び動員計画に関する事。 10 各部、各班への災害対策業務の指示に関する事。 11 市議会との連絡調整に関する事。 12 自衛隊の出動要請に関する事。 13 県及び他市町村への応援要請並びに連絡に関する事。 14 災害時応援協定締結機関・団体等への協力要請に関する事。 15 避難指示等の発令及び周知に関する事。 16 自主防災組織に対する情報提供に関する事。 17 緊急輸送の確保に関する事。 18 その他各部に属しない事。
	財政班 ◎財政課長 財政課職員	1 災害対策に関する予算措置等に関する事。 2 応急措置物品の調達に関する事。 3 市有財産の保全及び被害対策に関する事。 4 市庁舎の災害対策及び安全確保に関する事。 5 応急復旧資金に関する事。
	税務班 ◎税務課長 税務課職員	1 災害に伴う市税の減免に関する事。 2 被災者の救出、救助に関する事。 3 各部、各班の応援に関する事。 4 罹災証明書の受付・発行に関する事。

		5 住家の被害認定調査にすること。
	会計班 ◎会計課長 会計課職員	1 災害時の緊急支払にすること。 2 災害時の資金調達にすること。 3 義援金品等の保管出納にすること。
	応急物資支援班 ◎税務課長 財政課長 税務課職員 財政課職員	1 災害時の支援物資の受け入れの調整にすること。 2 支援物資の要望情報の発信にすること。 3 支援物資の運送・保管にすること。 4 支援物資の支給・配布にすること。 5 残支援物資の処分にすること。
	庄川支所班 ◎市民福祉課長 市民福祉課職員	1 支所庁舎の災害対策にすること。 2 災害対策本部との連絡調整にすること。 3 支所庁舎に保管してある備蓄品の出し入れにすること。
福祉市民部 福祉市民部長	災害救助・ボランティア支援班 ◎社会福祉課長 高齢介護課長 社会福祉課職員 高齢介護課職員 地域包括支援センター職員	1 被災者の避難誘導及び救護、救助並びに保護にすること。 2 被災者の見舞金品等の給付にすること。 3 救助用物資その他生活必需品の調達及び配分の総合調整にすること。 4 被災者の生活確保にすること。 5 社会福祉施設の災害対策にすること。 6 災害弔慰金等の支給等にすること。 7 義援金等の受付、配分にすること。 8 要配慮者にすること。 9 ボランティア支援の受け入れの調整にすること。 10 ボランティアのマッチング及び派遣にすること。
	保健班 ◎健康センター所長 健康センター職員	1 防疫対策の確立及び動員計画にすること。 2 災害対策用衛生材料の調達にすること。 3 防疫班の編成にすること。 4 災害時における医療機関との連絡調整にすること。 5 災害救助班の応援にすること。 6 被災者の健康相談、心の相談にすること。
	市民班 ◎市民課長 市民課職員	1 被災者の確認及び安否情報の収集にすること。 2 災害時の遺体の捜索にすること。 3 被害者に対する国民健康保険の給付にすること。 4 住基事務にすること。
	市民生活班 ◎市民生活課長 市民生活課職員	1 ごみ等の処理にすること。 2 仮設トイレの確保等にすること。 3 し尿の収集等にすること。 4 防犯にすること。 5 遺体の収容等にすること。 6 埋葬・火葬にすること。 7 飼育動物（ペット）の救護と飼養にすること。
商工農林部 商工農林部長	商工班 ◎商工観光課長 商工観光課職員	1 商工業関係の災害対策にすること。 2 観光施設の災害対策にすること。 3 被災中小企業の復興にすること。 4 観光客等の帰宅困難者にすること。
	農林班 ◎農業振興課長 農地林務課長 農業振興課職員 農地林務課職員	1 農業生産物の被害調査及び対策にすること。 2 農地、農業施設、農業生産物、山林、林道等の被害調査にすること。 3 米等の食料の調達にすること。 4 種苗及び生産資材の緊急あつせんに関すること。

	農業委員会職員	5 家畜の伝染病予防及び病虫害の防除に関する事 6 家畜飼料の需給に関する事 7 農業水利施設の応急復旧に関する事 8 農地、農業施設、農業生産物、山林、林道等の応急復旧に関する事 9 農地、農業施設、農業生産物、山林、林道等の災害復旧に関する事
建設水道部 建設水道部長	土木班 ◎土木課長 土木課職員	1 施設等の被害状況調査に関する事 2 施設等の応急復旧に関する事 3 建設機械の現況の把握及びその緊急使用に関する事 4 災害応急対策資材の調達に関する事 5 民間技術者の現況の把握及び従事依頼に関する事 6 道路橋梁の緊急対策及び応急修理に関する事 7 地滑り及び砂防対策に関する事 8 応急危険度判定に関する事 9 水防情報の収集及び水害対策に関する事 10 民有作業用自動車の借上げ計画に関する事 11 道路交通の確保に関する事 12 道路の除雪に関する事
	住宅公園班 ◎都市整備課長 都市整備課職員	1 公営住宅の災害対策に関する事 2 被災建築物応急危険度判定に関する事 3 住宅の応急修理に関する事 4 仮設住宅の供与に関する事 5 住宅に関する特別融資に関する事 6 避難所の指定及び設置並びに点検に関する事
	上下水道班 ◎上下水道課長 上下水道課職員	1 水道施設の災害対策に関する事 2 水道の災害調査及び復旧に関する事 3 水道災害復旧用資材の調達に関する事 4 飲料水の供給に関する事 5 水道民間技術者の現況把握及び従事依頼に関する事 6 下水道施設の災害対策に関する事 7 都市下水路及び流域下水道の確保に関する事 8 下水道の応急対策に関する事 9 下水道民間技術者の現況把握及び従事依頼に関する事
文教部 教育長 (教育委員会事務局長)	学務班 ◎教育総務課長 こども課長 教育総務課職員 こども課職員及び関係出先機関職員	1 教育関係施設の災害対策に関する事 2 教育施設の緊急使用に関する事 3 園児、児童、生徒の避難命令に関する事 4 園児、児童、生徒の避難所の設置、誘導及び安否確認に関する事 5 教職員動員計画に関する事 6 被災園児、児童、生徒の学校給食及び健康管理に関する事 7 被災教職員の措置に関する事 8 被災児童、生徒の育英奨学に関する事 9 園児、児童、生徒の教科書等の支給及び授業に関する事
	社会教育班 ◎生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ	1 社会教育施設の災害対策に関する事 2 文化財の災害対策に関する事 3 避難所の指定に関する事 4 各部、各班の応援に関する事

	課職員	
医療部 総合病院事務局長	医療班 ◎総合病院総務課長 総合病院職員	1 病院災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2 災害対策本部との連絡調整に関すること。 3 傷病者の受入れ及び搬送に関すること。 4 災害対策用医薬品の調達に関すること。 5 近隣医療機関との連携に関すること。 6 DMAT等の関連機関との連携に関すること。
消防部 砺波地域消防組合消防長	消防総務班 ◎消防本部総務課長 消防本部総務課職員	1 災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 消防資機材、物資の調達に関すること。 3 消防部内の連絡調整に関すること。 4 報道機関等への災害情報の提供に関すること。
	予防班 ◎消防本部予防課長 消防本部予防課職員	1 出火防止等災害広報の実施に関すること。 2 災害状況の調査、記録、資料作成に関すること。 3 危険物等の処理に関すること。
	警防班・通信班 ◎消防本部警防課長 消防本部警防課職員	1 指揮本部の設置、運営に関すること。 2 災害活動方針の策定に関すること。 3 消防救急救助方針の策定に関すること。 4 消防応援要請等に関すること。 5 気象警報等の情報収集、伝達に関すること。 6 救急病院等の収容体制の把握に関すること。
	消防署班 ◎砺波消防署長 砺波消防署員	1 消防現場指揮本部の設置、運営に関すること。 2 火災、救急及び救助出動に関すること。 3 水防活動の動員計画に関すること。 4 消防署及び消防団との連絡調整に関すること。 5 被災住民の避難協力に関すること。
	消防団班 ◎砺波市消防団長 砺波市消防団員	1 消防・水防活動に関すること。 2 被災者の救急、救助に関すること。 3 地域住民の避難誘導に関すること。 4 危険箇所の巡視、警戒に関すること。 5 その他消防団の活動に関すること。

5－6 砺波市災害対策本部運営要領

平成16年11月 1 日

訓令第 9 号

改正 平成19年3月30日訓令第13号
平成20年3月31日訓令第7号
平成23年3月31日訓令第9号
令和3年3月31日訓令第2号
令和6年5月22日訓令第20号

(趣旨)

第1条 この訓令は、砺波市災害対策本部の組織及び運営に関する規程（平成16年砺波市訓令第8号）第12条の規定に基づき、砺波市災害対策本部（以下「本部」という。）の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(関係事項の調査研究)

第2条 職員は、所掌事務に関係ある事項について、常にその把握に努めるとともに有事の際における対策も併せて調査研究し、有効適切な措置をとることができるようにしておくものとする。

(装備、資材等の整備)

第3条 職員は、有事の際に使用する各種の装備、資材等を点検し、現状を確認して必要な対策を講じておかなければならない。

2 市の所有以外のものでも有事の場合必要と思われるものについては、緊急に借用できるように平素より連絡しておくものとする。

(非常配備の態勢)

第4条 非常配備の態勢を取る場合においては、非常配備に関する一般的基準（別表第1）の定めるところにより待機するものとする。

(気象情報の伝達)

第5条 富山防災WEBからの気象情報は、勤務時間にあつては企画総務部総務課が、勤務時間外又は休日にあつては、当直員が受け、関係職員に伝達するものとする。なお、庁内各課への伝達は、電子メール及び庁内放送により行う。

(情報の収集)

第6条 災害に関する情報の収集は、災害対策の基本となるものであるから、各課長及び出先機関の長（本部開設後にあつては、各班長。以下同じ。）は、

それぞれの所掌事務に関する災害情報の収集に努め、その収集した災害に関する情報並びに各課長及び出先機関の長において措置した災害応急対策についての概要を速やかに企画総務部総務課長（以下「総務課長」という。）に連絡するものとする。

（被害状況報告の取扱い）

第7条 災害による被害状況の調査は、災害応急対策の基本となるものであるから、各課長及び出先機関の長は、それぞれの所掌事務に関し、災害が発生したときは、直ちにその概況を調査し、被害状況報告系統図（別表第2）の定めるところにより被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を次に掲げる方法に従い報告するものとする。

（1） 概況報告

概況報告は、災害が発生したときから直ちに調査し、様式第1号により報告するものとする。なお、事態の推移に注意し被害状況に変化のある都度、速やかに報告しなければならない。

ア 出先機関からの報告は、災害状況により、次のうち最も早い方法により行うものとする。

（ア） 電話及び電子メール

（イ） 防災行政無線

（ウ） 急使

イ 被害状況報告は、当該災害の被害額の累計で行うものとする。

（2） 確定報告

確定報告は、災害の状況が終了し、その被害状況が明確になったときに調査し、様式第1号により報告するものとする。

（3） とりまとめ

各課長（本部開設後にあっては部長）は、総務課長に報告するものとする。

なお、概況報告は、毎日被害状況に変化のある都度報告しなければならない。

（本部の開設）

第8条 災害状況の推移により、本部の開設を必要とする客観情勢に至ったときは、企画総務部長、福祉市民部長、商工農林部長、建設水道部長、教育長、教育委員会事務局長、総合病院事務局長、砺波地域消防組合消防長、砺波市消

防団長、総務課長その他関係課長等が参集して本部の開設等について検討の上本部長にその旨具申し、本部長の命により、直ちに本部員会議を招集し、本部の開設、災害応急対策等について協議する。ただし、緊急を要するときは、企画総務部長は、関係者と協議し、本部長の命を受けて本部を開設することができる。

(本部の標示)

第9条 本部を開設したときは、砺波市災害対策本部の標示を掲出する。提示は、総務班が行う。

(本部設置の公表)

第10条 本部を設置したときは、直ちに広報情報班が、庁内放送、新聞その他報道機関等を通じて公表する。

(本部室)

第11条 本部が開設されたときは、当該災害の総括的窓口として本部室を市役所小ホールに置くものとする。ただし、災害の程度により本部室を総務課に置くことができる。

(本部室の態勢)

第12条 本部室には、総務班、広報情報班及び本部長の指示する各班の班員若干人並びに連絡員及び地区連絡員を配置する。

(本部員会議)

第13条 本部員は、それぞれの所掌事務に関し、会議に必要とする資料を作成して提出するものとする。なお、本部員が不在のときは、代理者が出席するものとする。

(連絡員)

第14条 各班長は、班員のうちから、あらかじめ連絡員を定め、総務課長に連絡しておくものとする。

2 連絡員は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、本部室に待機し、所属班との連絡に当たるものとする。

(地区連絡員)

第15条 地区連絡員は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、本部室に待機し、各地区との連絡に当たるものとする。

(出先機関)

第16条 出先機関の長は、関係部長及び班長と連絡を密にし、情報の交換を行い、かつ、その指示等を受けて災害応急対策の事務に当たるものとする。

(要員の配備)

第17条 各班長は、主掌事務に関する応急対策遂行に必要な人員の配備をするものとする。

(水防活動)

第18条 非常活動時における水防活動は、砺波市水防計画の定める水防計画により行うものとする。

(動員)

第19条 災害状況の推移により、各班における応急災害対策要員が不足するときは、総務班長と協議の上、次の順序により行うものとする。

- (1) 余裕のある班から応援する。
- (2) 前号においてなお不足するときは、総務班にその必要とする職員の職種、職員数、作業内容及び場所、男女の別、携帯品等必要な事項を明らかにして要請する。
- (3) 本部の全職員をもってしてもなお要員が不足するとき、又は特定の職種の職員が不足するときは、総務班において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第29条及び第30条の規定による職員の派遣の要請又はあつせんに必要な手続を行うものとする。

(関係機関との連絡)

第20条 各班長は、災害状況により、関係機関に協力を要請する必要があると認めたときは、企画総務部長に協議するものとする。

(自衛隊の派遣要請)

第21条 自衛隊の派遣要請は、次により行うものとする。

- (1) 派遣要請の時期

本部員及び各班長は、大被害の発生が予想され、その防御が困難であると認めたときは、本部長に対して自衛隊の出動要請に関し、具申するものとする。

- (2) 要請の手続

派遣要請に必要な手続は、総務班において行うため、各班においてその必要があるときは、次の事項を記載した文書を総務班に提出するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣を希望とする人員及び装備

エ その他必要な事項

(記録の励行)

第 2 2 条 本部長の発する指令及び各班長が発する指示、連絡等の伝達並びに出先機関、関係機関からの連絡、報告、要請等の受付にあった職員は、その内容が特に軽易な場合を除き、様式第 2 号による記録を励行し、受付、伝達及び措置の確実を期するものとする。なお、この記録は、応急措置が完了し、当該記録が不要になるまでは、これを保存しておくものとする。

(職員の心構え)

第 2 3 条 本部は、市の組織をあげて防災に当たるものであることを認識し、本部のすべての職員は、他の班から協力を求められたときは、積極的にこれを支援しなければならない。また、本部のすべての職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは誤解を招き、もって本部の活動に不信感を抱かせることのないように厳に注意しなければならない。

2 本部開設前における災害応急対策等の処理については、この訓令の例により処理するものとする。

附 則

この訓令は、平成 1 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 9 年 3 月 3 0 日訓令第 1 3 号)

この訓令は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 0 年 3 月 3 1 日訓令第 7 号)

この訓令は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 3 年 3 月 3 1 日訓令第 9 号)

この訓令は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 3 1 日訓令第 2 号)

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 5 月 2 2 日訓令第 2 0 号）

この訓令は、公表の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

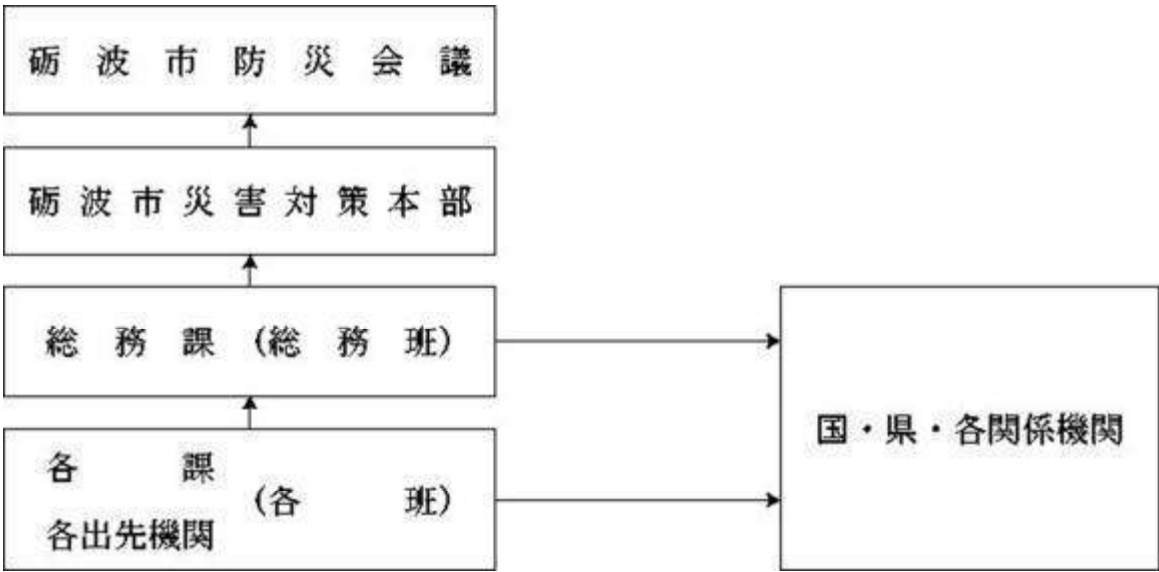
非常配備に関する一般的基準

種別	配備基準	配備体制
第 1 非常配備 (準備体制)	1 レベル 3 大雨警報 レベル 3 氾濫警報 レベル 3 土砂災害警報 暴風警報 暴風雪警報 大雪警報 気象防災速報 (竜巻注意/竜巻目撃) のいずれかが発表され※1 危険な状態が予想されるとき。 2 震度 4 の地震が発生したとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。	※1 防災・危機管理室が参集し、 気象台からの情報等（時系列 情報等）を収集し、必要に応 じ、上記職員非常配備体制を とる。 (レベル 2 土砂災害注意報が発 表された場合も同様の対応と する。) 特に関係のある部課等の小人 数で情報収集及び連絡活動等が 円滑に行うことができる体制を とる。 第 2 非常配備に移行できる体 制とする。
第 2 非常配備 (警戒体制)	1 レベル 3 大雨警報 レベル 3 氾濫警報 レベル 3 土砂災害警報 暴風警報 暴風雪警報 大雪警報 気象防災速報 (記録的短時間大雨) (竜巻注意/竜巻目撃) のいずれかが発表され危険な 状態が予想されるとき。 2 「警戒体制をとる場合の基準 雨量」に規定した第 1 警戒体制 雨量を超えたとき。 レベル 4 氾濫危険警報 レベル 4 大雨危険警報 レベル 4 土砂災害危険警報 が発表されたとき。 3 震度 5 弱以上の地震が発生し たとき。 4 その他市長が必要と認めたとき。	災害応急対策に関係ある各部 課の所要人員で、情報収集連絡 活動及び応急措置を実施し、状 況により、第 3 非常配備に直ち に切り換えることができる体制 とする。

種別	配備基準	配備体制
第3 非常配備 (非常体制)	1 市全域にわたり、被害が発生するおそれがある場合又は地域的な被害が特に甚大であると予想される場合 2 震度5弱以上の地震が発生したとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。	災害応急対策の万全を期すため職員及び防災関係者は全員待機し事態に即応した業務に従事する。

別表第2(第7条関係)

被害状況報告系統図



様式第1号(第7条関係)

〇〇課関係被害状況				概況 確定	報告書	
災害の原因					発信課	
災害発生の日 時	年 月 日 時 分				発信者	
災害発生 の地 域						
報告の時限	月 日 時現在 第 報				発信者	
区 分	単 位	被害数量	被害金額		摘 要	

様式第2号(第22条関係)

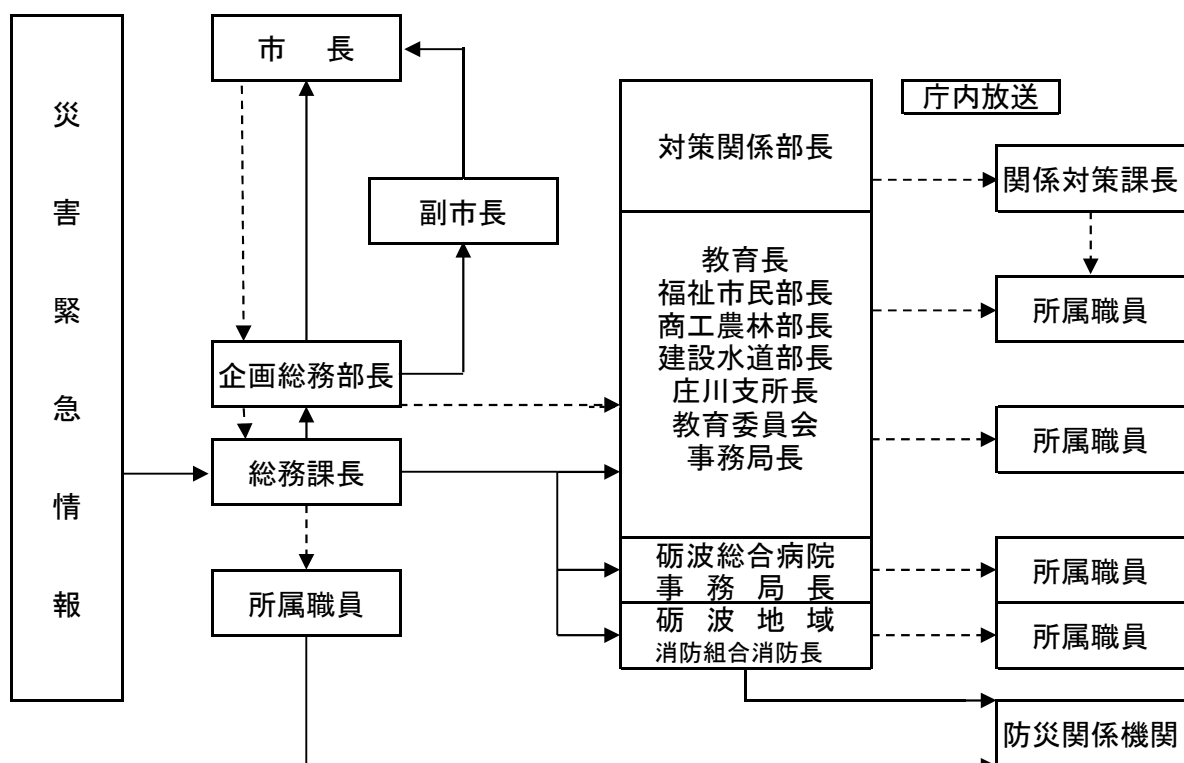
市 長	副市長	部 長	課 長	課 員

(災 害 情 報)

[illegible]

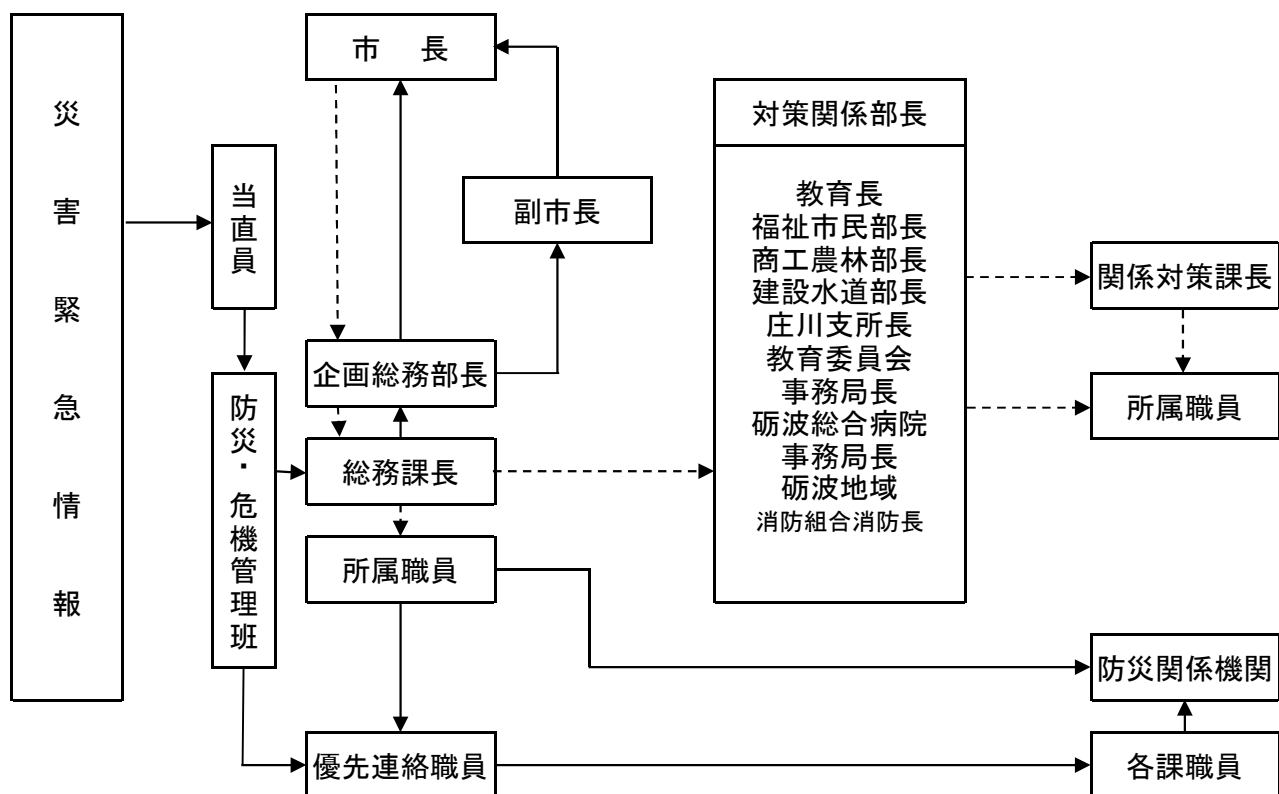
勤務時間内系統図

(凡例 ——— 報告系統
----- 指示系統)

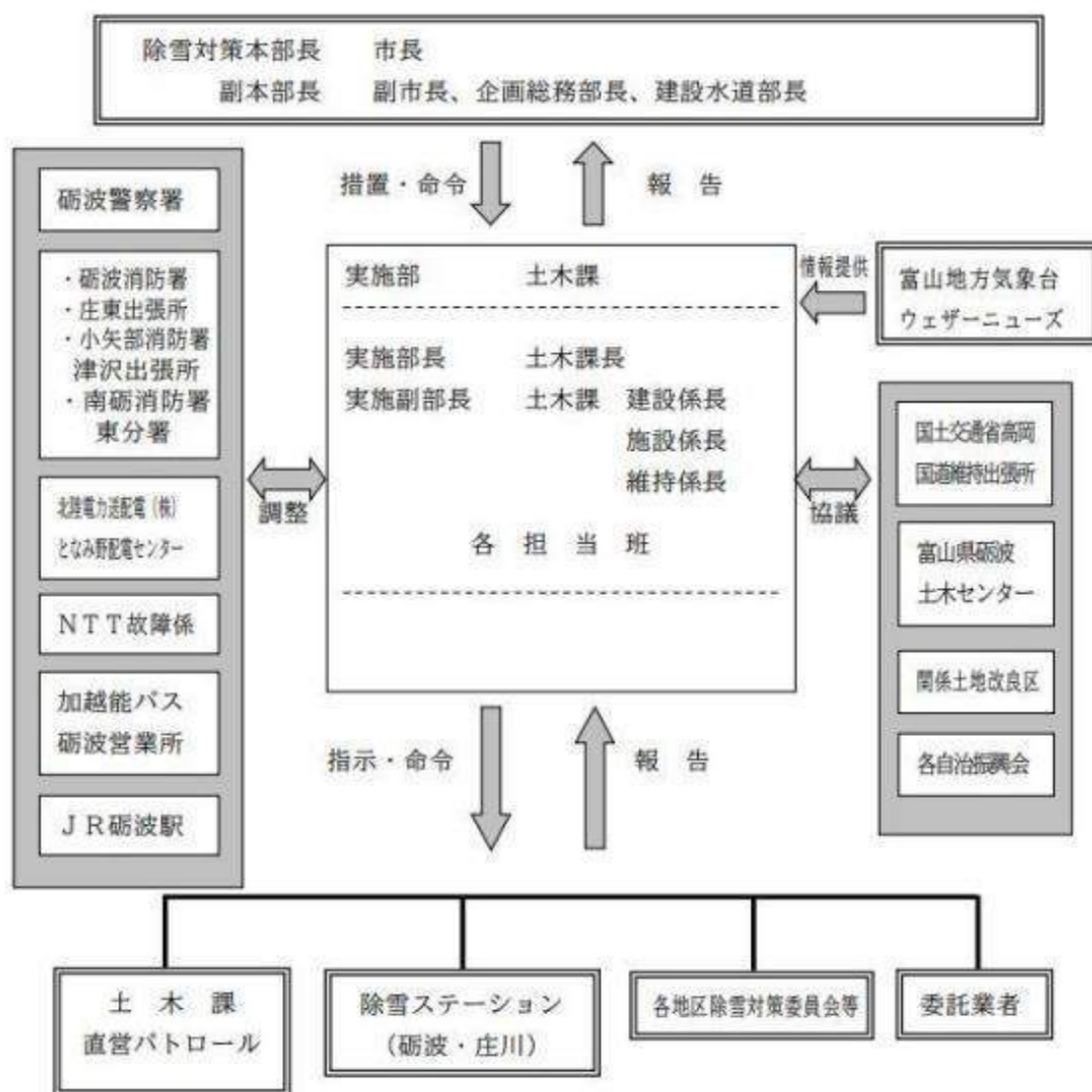


勤務時間外系統図

(凡例 ——— 報告系統
----- 指示系統)



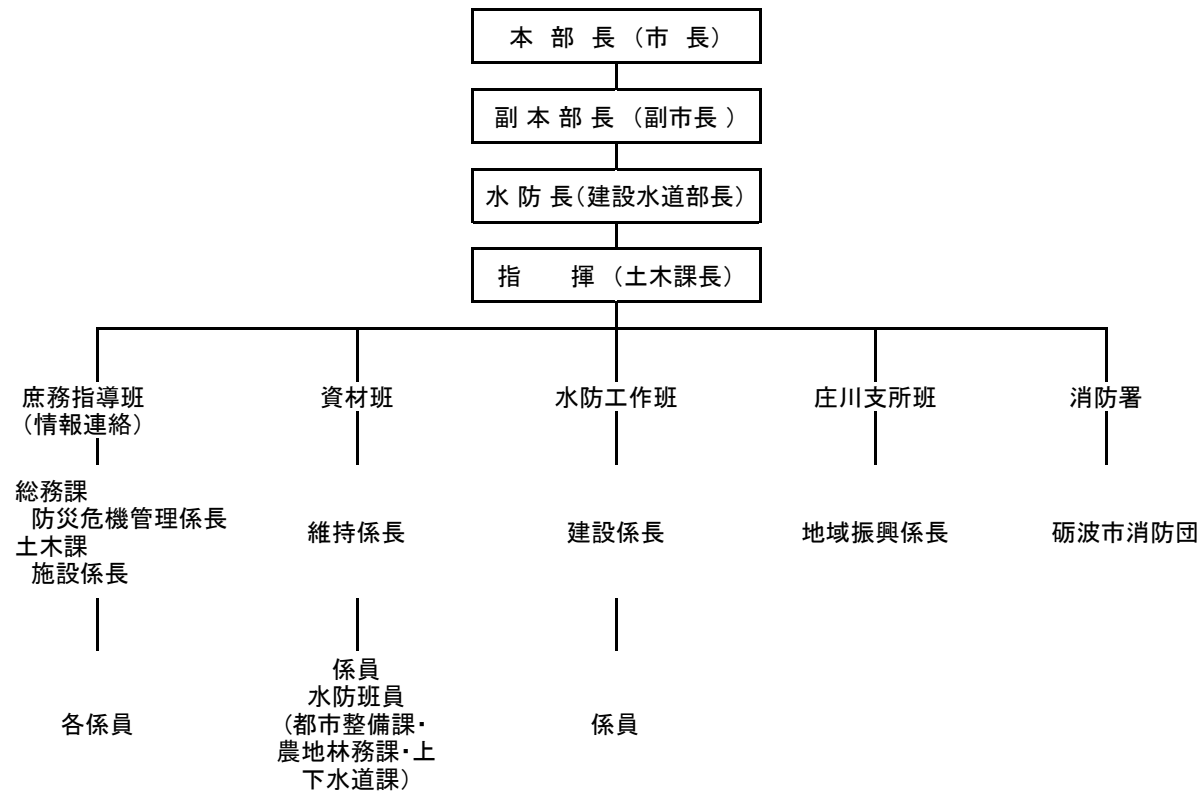
5 - 8 砺波市除雪対策本部組織図



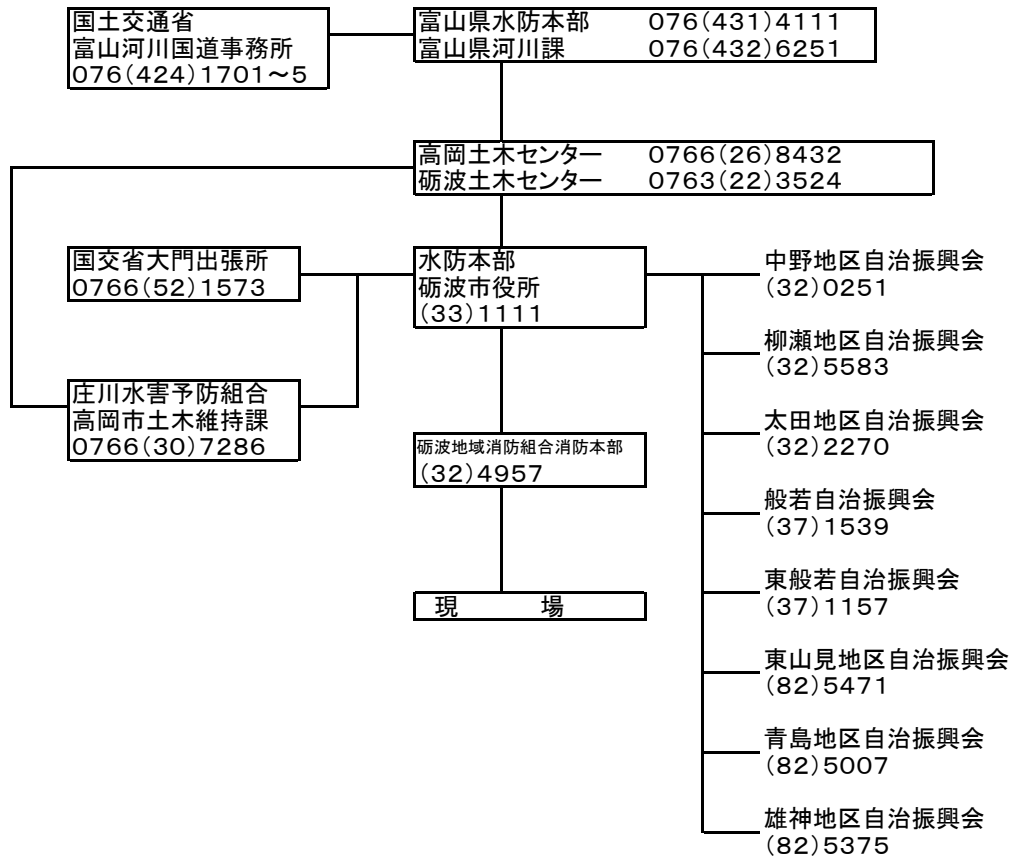
(資料:土木課)

5-9 砺波市水防本部組織図

別表第1



別表第2 水防通信連絡



○配備基準一覽表(一般災害・雪害・原子力災害)

[illegible]

○配備基準一覽表(地震災害)

種別	配置基準	職掌・配備体制
第1非常勤備 【警戒体制】	① 常勤4名 ② 市長が必要と認めた者。	総務課長 総務課員 企画政策課職員 DX推進課職員
第2非常勤体制 【非常勤体制】	① 常勤5期以上 ② 市長が必要と認めた者。	英蓉対資本本部の設置 【職員への連絡体制】 企画総務部長 → 市長・副市長・教育長・各部局長 → 所属職員 各部局長 市長、副市長、教育長、各部局長 全職員 ※ 常勤5期以上の強い地震が発生した場合は、直ちに全職員が登庁し、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施する。

第6 各 種 様 式

6－1 県、他の地方公共団体への応援要請文書

(その1 県への応援の要求)

年 月 日

富山県知事

様

砺波市長

災害対策基本法第68条に基づく応援の要求について

標記について、下記のとおり応援を要求します。

記

- 1 災害の状況
- 2 応援（応援措置の実施）を要請する理由
- 3 応援を希望する人員又は物資、資材、機会、器具等の品名及び数量
- 4 応援（応援措置の実施）を必要とする場所
- 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- 6 その他必要な事項

6-1 県、他の地方公共団体への応援要請文書

(その2 他の地方公共団体への応援の要求)

年 月 日

様

砺波市長

災害時の相互応援に関する協定書に基づく応援要請について

標記について、下記のとおり応援を要求します。

記

- 1 被害及び被害が予想される状況
- 2 応援項目の種類及び内容
- 3 応援を希望する期間
- 4 その他必要な事項

6－2 自衛隊の災害派遣要請依頼文書（県知事あて）

年 月 日

富山県知事

様

砺波市長

自衛隊の災害派遣要請依頼について

このことについて、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

4 その他参考となるべき事項

6－3 指定公共機関及び公共的団体への協力依頼文

年 月 日

様

砺波市長

災害応急活動対策・復旧活動への協力の依頼について

今般の災害に係る災害応急対策活動・復旧活動について、下記のとおりご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 協力の内容

2 従事場所

3 作業内容

4 人員

5 従事時間

6 集合場所

7 その他参考となる事項

米 三 ハ テ イ ア 受 付 名 簿

No.

6-5-1 災害速報様式

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 号)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	富山県
市町村 (消防本部名)	砺波市
報告者名	

災害の概況	発生場所											発生日時	月 日 時 分
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟			
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟			
		不明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟			
	119番通報の件数												
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)						
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)										
	自衛隊派遣要請の状況												
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策												

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都道府県		富山県		区分		被害	
災害名 ・ 報告番号	災害名			田	流失・埋没	ha	
	第 報				冠 水	ha	
報告者名	(月 日 時現在)			畑	流失・埋没	ha	
					冠 水	ha	
				学 校	箇所		
					病 院	箇所	
				道 路	箇所		
					橋 り よ う	箇所	
				河 川	箇所		
					港 湾	箇所	
				砂 防	箇所		
					清 掃 施 設	箇所	
				崖 く ず れ	箇所		
					鉄 道 不 通	箇所	
				被 害 船 舶	隻		
					水 道	戸	
				電 話	回線		
					電 気	戸	
				ガ ス	戸		
					ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	
				他			
				り 災 世 帯 数	世帯		
				り 災 者 数	人		
				火災発生	建 物	件	
					危 険 物	件	
				そ の 他	件		
区分	被 害						
人的被害	死 者	人					
	うち災害関連死者	人					
	行 方 不 明 者	人					
	負傷者	重 傷	人				
住家被害	全 壊	棟					
		世帯					
		人					
	半 壊	棟					
		世帯					
		人					
	一 部 破 損	棟					
		世帯					
		人					
	床 上 浸 水	棟					
		世帯					
		人					
床 下 浸 水	棟						
	世帯						
	人						
非住家	公 共 建 物	棟					
	そ の 他	棟					

区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県	
公 立 文 教 施 設		千円				
農 林 水 産 業 施 設		千円				
公 共 土 木 施 設		千円				
そ の 他 の 公 共 施 設		千円				
小 計		千円				
公共施設被害市町村数		団体				
そ の 他	農 産 被 害	千円		災 害 救 助 法	市 町 村	
	林 産 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	そ の 他	千円				
被 害 総 額			千円		119番通報件数 件	
災害の概況						
応 急 対 策 の 状 況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)				
	自衛隊の災害派遣			その他		

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

6-5-2 被害状況判定基準

○被害状況判定基準

被害区分		判定基準
1 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化または避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みのものとする。
2 住家の被害	住家	現実に居住のため、使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟ではなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）同一棟とみなす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱う。
	住家全壊 （全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

- （注） 1. 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
2. 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
3. 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

被 害 区 分		判 定 基 準
3 非住家被害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊または半壊の被害を受けたものののみ記入するものとする。
4 田畑の被害	田の流出・埋没	他の耕土が流出し、または砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度の水につかったものとする。
	畑の流出・埋没畑の冠水	田の例に準じて取扱うものとする。
5 その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育のように供する施設とする。
	病院	医療法第 1 条に規定する患者 20 人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に仮設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（昭和 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及び尿処理施設とする。
	崖崩れ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、存在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

被 害 区 分		判 定 基 準
5 その他の被害（つづき）	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生活を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産施設以外の林産被害をいい、例えば立ち木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具とする。

[災害概況即報]

市町村 → 防災・危機管理課

災害名 (第 報)	報 告 日 時	年 月 日 時 分
	市 町 村 名	砺波市
	報告者職氏名	
	電 話 番 号	0 7 6 3 - 3 3 - 1 1 1 1

災害の概況	発生場所 砺波市			発生日時 覚知日時		年 月 日 時 分 年 月 日 時 分						
	位置図等の図面を添付願います。											
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟	床下浸水	棟
		負傷者	人	合計	人		半壊	棟	床上浸水	棟		
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況			(都道府県)		(市町村)						
	ボランティアセンターの設置状況（設置の有無、設置場所等） ボランティアセンターの活動状況（受入の有無、派遣の状況） その他関連事項											

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

(注) 直接即報基準により消防庁へ直接即報する場合は、火災・災害即報要領第4号様式(その1)を使用すること。

避難所利用者名簿

[illegible]

避難者名簿

避難者名簿		避難所名		受付番号										
		記入年月日		年 月 日										
ふりがな		世帯代表者名		携帯電話番号 (なければ自宅)		() -								
住民票の住所				県 市 町 村		自治会 区 組								
自宅 種類	☐ 持家 ☐ 賃貸 ☐ その他 ()		家屋状況		☐ 全壊 ☐ 半壊 ☐ 一部損壊 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水 ☐ 断水 ☐ 停電 ☐ ガス停止									
			居住可否		☐ 可 ☐ 不可									
車	車種: ナンバー: 色: 駐車場所:		ペットの 同伴		☐ 有 (種類) ☐ 無 ※ペット台帳へも記入									
避難の状況 (複数回答可)		☐ 避難所 ☐ 在宅 ☐ 車中 ☐ 屋外テント (場所:) ☐ その他 ()												
家族 の 状 況	氏名		性別	年齢	配慮が必要な事項 (✓を記入したものは、下部に詳細を記入)									
					妊産婦	要介護	障がい					アレルギー	服薬	その他
							身体	精神	知的	発達	その他			
	世帯代表者		☐ 男 ☐ 女	歳	☐	☐	☐ 肢体 ☐ 内部 ☐ 視覚 ☐ 聴覚	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
			☐ 男 ☐ 女	歳	☐	☐	☐ 肢体 ☐ 内部 ☐ 視覚 ☐ 聴覚	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
			☐ 男 ☐ 女	歳	☐	☐	☐ 肢体 ☐ 内部 ☐ 視覚 ☐ 聴覚	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
			☐ 男 ☐ 女	歳	☐	☐	☐ 肢体 ☐ 内部 ☐ 視覚 ☐ 聴覚	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
			☐ 男 ☐ 女	歳	☐	☐	☐ 肢体 ☐ 内部 ☐ 視覚 ☐ 聴覚	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
✓を入れたものの 詳細記入欄														
避難所運営に協力できること (資格・特技)														
親族等からの 安否確認への回答		☐ 可 ☐ 不可		※必ず家族全員の同意を得たうえで✓を記入すること。また、DVの被害等により情報開示を希望しない場合は、必ず申し出をすること。										
退所時 記入欄	退所年月日	平成 年 月 日			連絡先									
	退所後住所	都道 市区 府県 町村												

※上記の記入事項について、避難所運営(食料・物資の提供と配慮事項への対応等)のための避難所運営委員会及び運営班への情報提供と、災害対策基本法第90条の3に基づく被災者台帳の作成に利用をしますのでご了承下さい。

避難所日誌

日 時	事 項	措置の概要	扱 者	備 考

6-9 公用令書

別記様式第5（第7条関係）

従事第	号			
公 用 令 書				
住所 氏名				
災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力 を命ずる。				
処分権者 砺波市長				
印				
従事すべき業務				
従事すべき場所				
従事すべき期間				
出頭すべき日時				
出頭すべき場所				
備考				

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第6（第7条関係）

保管第	号			
公 用 令 書				
住所 氏名				
災害対策基本法 第 71 条 第 78 条第 1 項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
年 月 日				
処分権者 砺波市長				
印				
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第 7（第 7 条関係）

管理第	号								
公 用 令 書									
住所 氏名									
災害対策基本法 第 71 条 第 78 条第 1 項						の規定に基づき、次のとおり を 管理 使用 收容		する。	
年 月 日									
処分権者 砺波市長								印	

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第 8（第 7 条関係）

変更第	号						
公 用 令 書							
住所 氏名							
災害対策基本法 第 71 条 第 78 条第 1 項							
の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に 係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを 交付する。							
年 月 日							
処分権者 砺波市長							
印							
変更した処分の内容							

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第 9（第 7 条関係）

取消第	号
公 用 令 書	
住所 氏名	
第 71 条 災害対策基本法 第 78 条第 1 項 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に 係る処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	処分権者 砺波市長 印

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

6-10-1 遺体処理台帳

遺 体 処 理 台 帳													
処 理 年 月 日	死体発見の 日時及び場所		死亡者氏名	遺 族		遺体収容場所				死体の一 時保存料	検案料	実支出額	備考
				氏 名	死亡者 との関係	名 称	住 所	電 話					
										円	円	円	

6-10-2 埋葬台帳

埋葬台帳											
埋葬				台帳							
死亡年月日	死亡者		死亡者との関係	埋葬を行った者			埋葬費			備考	
	氏名	年齢		氏名	棺(付属品含む)	埋葬又は火葬料	骨箱	計			
							円		円	円	
計		人									

注 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 棺、骨箱を現物で支給したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考欄」に記入すること。

義援金品領収・受領書

No. _____

1 義援金

金額 ￥ _____

2 義援物資（品）

品 名	数 量	備 考

以上のとおり受領致しました。
 ご好意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

_____ 殿

砺波市長

印

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢
罹災原因	年 月 日の による		

被災住家※の 所在地			
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)		

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

砺波市長 夏 野 修

罹災証明交付申請書

令和 年 月 日

砺波市長 宛

申請者
住 所
氏 名
電話番号

次のとおり、罹災したことを証明願います。

罹 災 者	住 所		電 話		—		—	
	現在の連絡先		電 話		—		—	
	氏 名							
罹災世帯 の構成員	氏 名	続柄	性別	生年月日	氏 名	続柄	性別	生年月日
罹災事項	罹災日時	令和 年 月 日						
	罹災場所	砺波市						
	罹災原因	☐ 水害 ☐ 風害 ☐ 雪害 ☐ 地震 ☐ 台風 ☐ その他 ()						
	罹災物件	☐ 住 家 → ☐ 持 家 ☐ 借 家(所有者) ☐ その他 () ☐ 非住家 → ☐ 建 物 ☐ 構築物 ☐ 動 産 ☐ その他 ()						
	罹災概要							
証 明 書 必要枚数	通							
使用目的								
添付書類	☐ 写真 ☐ 位置図 ☐ その他 ()							

被災証明交付申請書兼証明書

令和 年 月 日

砺波市長 宛

申請者
住 所
氏 名
電話番号

次のとおり、被災したことを証明願います。

被災者	住 所	電話	—	—
	氏 名			
被災物件	被災日時	令和 年 月 日		
	被災場所	砺波市		
	種 類 と 用 途	☐ 住 家 → ☐ 持 家 ☐ 借 家(所有者) ☐ その他() ☐ 非住家 → ☐ 建 物 ☐ 構築物 ☐ 動 産 ☐ その他() 用 途 ()		
	被災原因	☐ 水害 ☐ 風害 ☐ 雪害 ☐ 地震 ☐ 台風 ☐ その他()		
	被災概要			
証 明 書 必要枚数	通			
使用目的				
添付書類	☐ 写真 ☐ 位置図 ☐ その他()			

上記のとおり被災したことを証明します。

令和 年 月 日

砺波市長 夏 野 修

※この証明書は、災害による物件等の被害について写真等で確認の上、被災者からの被災の届出があったことを証明するものであって、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

第7 应 援 協 定

7-1 消防相互応援協定

1 富山県市町村消防相互応援協定 S44.2.7

受援市	第1応援区域	第2応援区域	第3応援区域
富山県下市町村	協定第5条第2項ただし書きにより出動（第1応援計画）	隣接市町村から応援要請うけて出動	隣接市町村以外から応援要請をうけて出動

2 高岡市・氷見市・砺波市・小矢部市・南砺市・砺波地域消防組合消防相互応援協定 R8.1.20 改正

受援市	即時応援区域	応援隊
		消防団
高岡市	醍醐、戸出延島、戸出竹、戸出竹北、戸出放寺新、戸出放寺、戸出六十歩、福岡町矢部、福岡町小伊勢領、福岡町西川原島	砺波市消防団高波分団
	戸出町五丁目	砺波市消防団高波分団
	戸出岡御所、戸出行兼、戸出光明寺、戸出古戸出	砺波市消防団油田分団
	戸出町二丁目、戸出町三丁目、戸出町四丁目	砺波市消防団油田分団
	戸出吉住、戸出吉住新、戸出西部金屋、グリーンパーク、オフィスパーク、戸出石代、I C パーク	砺波市消防団南般若分団
	戸出町一丁目	砺波市消防団南般若分団
	上麻生、今泉、中田（中田反保島）	砺波市消防団東般若分団
	中田（中田東町、中田本町、中田南町、中田十軒町、中田中町、中田西中町、中田宮町）	砺波市消防団東般若分団
	今泉新、東保新、下山田、島新、中田（御坊山）	砺波市消防団梅檀野分団
砺波市	高波（坪北、東宮森、南高木、西宮森）、	高岡市消防団是戸分団 小矢部市消防団正得分団、若林分団
	高波（荒屋、江波、北高木）	高岡市消防団醍醐分団 小矢部市消防団正得分団、若林分団
	小杉、石丸、千代、三郎丸、宮丸、木下、新又、十年明	高岡市消防団是戸分団
	東石丸、大窪、秋元、下中条、東開発	高岡市消防団北般若分団
	東保、東保（田中、本小林、坊村、高池）、八十歩	高岡市消防団中田分団
	東保（石坂、大坪）、宮森、増山、宮新、宮森新、福岡	高岡市消防団般若野分団
	一番町、永福町、大辻、表町、寿町、幸町、山王町、新富町、太郎丸一丁目、太郎丸二丁目、太郎丸三丁目、中央町、出町中央、となみ町、鍋島、花園町、春日町、東幸町、広上町、深江一丁目、平成町、平和町、本町、三島町、宮沢町、豊町一丁目、豊町二丁目、若草町、杉木、新栄町、栄町、中神、中神一丁目、中神二丁目、中神三丁目、中神四丁目、中神五丁目	小矢部市消防団正得分団、若林分団、津沢分団 南砺市消防団野尻分団、山野分団
	東中	小矢部市消防団正得分団、若林分団
	下中	小矢部市消防団正得分団、若林分団、水島分団
	狐島、西中	小矢部市消防団若林分団、水島分団

7-1 消防相互応援協定

	神島	小矢部市消防団水島分団
	鷹栖	小矢部市消防団津沢分団、水島分団 南砺市消防団野尻分団
	苗加、野村島	南砺市消防団南野尻分団、野尻分団
	花島	南砺市消防団南野尻分団、野尻分団、山野分団
	荒高屋、五郎丸、鹿島	南砺市消防団山野分団
	金屋、青島	南砺市消防団井波分団、山野分団、利賀口山分団
	落シ、隠尾、小牧、二ツ屋、前山、名ヶ原、湯谷、湯山、横住、示野、筏、五ヶ、高儀新、天正、古上野	南砺市消防団井波分団、山野分団
小矢部市	東福町、西福町、今石動町、今石動町一丁目、今石動町二丁目、泉町、新富町、小矢部町、本町、西町、石動町、観音町、中央町、城山町、八和町、畠中町、小矢部、上野本、後谷、野端	高岡市消防団大滝分団、 砺波市消防団林分団、若林分団
	石名田、岡、地崎	高岡市消防団大滝分団
	五社	高岡市消防団大滝分団 砺波市消防団高波分団、林分団
	田川	高岡市消防団西五位分団
	久利須、下屋敷、森屋、北屋敷	高岡市消防団五位山分団
	七社	高岡市消防団是戸分団 砺波市消防団高波分団、林分団
	道明、水落	砺波市消防団高波分団、林分団
	下中、金屋本江、西中	砺波市消防団林分団、若林分団
	下後壱、水島	砺波市消防団若林分団、鷹栖分団
	津沢、清沢、津沢一丁目、岩武、新西、清水	砺波市消防団鷹栖分団 南砺市消防団野尻分団、安居分団
南砺市	下川崎、興法寺、鴨島、蓑輪（南部）	南砺市消防団野尻分団、安居分団
	本江、野尻	砺波市消防団鷹栖分団、東野尻分団 小矢部市消防団津沢分団
	福野、松原（四区町、松原本町）、二日町（上浦町、中浦町、東横町、松原本町、四区町）、寺家新屋敷、苗島（福野）、松原新、やかた、上三日市	砺波市消防団東野尻分団、五鹿屋分団 小矢部市消防団津沢分団
	岩武新	砺波市消防団鷹栖分団、東野尻分団
	川除新、高儀、長源寺、高堀	砺波市消防団東野尻分団、五鹿屋分団
	井波、北川、山見、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、山下、松島、藤橋	砺波市消防団五鹿屋分団、種田分団、東山見分団、青島分団
	高屋、専勝寺	砺波市消防団五鹿屋分団、種田分団
	安室、岩屋、井波軸屋、清水明、坪野、利屋、山斐、野能原、飛驒屋	砺波市消防団東山見分団、青島分団
	利賀村長崎、利賀村下原、利賀村大牧、利賀村北原、利賀村栃原	砺波市消防団東山見分団

7-1 消防相互応援協定

3 富山県市町村消防相互協定に基づく第1応援計画 H23.4.1改正

受援市	第1応援の応援地域	応援隊
		消防団
砺波市	正権寺、坪野、市谷、東別所	富山市消防団音川分団
	栃上、井栗谷（小中尾、孫ノ子、中尾、峰）、川内	富山市消防団山田北部分団
富山市	婦中町吉谷、婦中町鶯谷、婦中町葎原、婦中町大瀬谷	砺波市消防団梅檀野分団、梅檀山分団
	山田沼又、山田牧、山田清水、山田今山田	砺波市消防団梅檀山分団

受援市	第1応援の応援地域	応援隊
		消防団
砺波市	増山、正権寺 （隣接山林）	射水市消防団金山分団
射水市	東笹鎌野 （五官野 隣接山林）	砺波市消防団梅檀野分団

フラワー都市交流連絡協議会災害時相互応援に関する協定

フラワー都市交流連絡協議会加盟都市は、いずれかの市町域において災害（災害対策基本法第2条第1項に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災市町の要請にこたえ、応急、復旧対策及び復興対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類、内容は次に掲げるとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品等並びに医薬品等の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の供給
- （3）救援及び応急復旧に必要な車両及び船艇等の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- （5）避難者の受入れ
- （6）復興事業における花の種苗、苗木及び植木等の緑花木の提供
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する市又は町（以下「市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話、又はファクシミリにより応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号及び第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- （3）応援場所及び経路
- （4）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市は、極力これに応じるよう取り組むものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

- 2 応援を要請した市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した市からの申し出があった場合は、応援を要請された市は、一時立て替え支弁するものとする。

（連絡責任者）

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、各市に連絡責任者をおくものとする。

7-2 フラワー都市交流連絡協議会災害時相互応援に関する協定

（体制の整備）

第6条 各市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、フラワー都市交流連絡協議会が協議して定めるものとする。

（運用）

第8条 この協定は、平成30年6月17日から適用する。

附 則

この協定の締結を証するため、この協定書9通を作成し、各市長記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成30年6月17日

7-2 フラワー都市交流連絡協議会災害時相互応援に関する協定

山形県長井市ままの上5番1号
長井市長

静岡県下田市東本郷1丁目5番18号
下田市長

兵庫県宝塚市東洋町1番1号
宝塚市長

福岡県久留米市城南町15番地3
久留米市長

富山県砺波市栄町7-3
砺波市長

岐阜県揖斐郡大野町大字大野80
大野町長

北海道空知郡中富良野町本町9番1号
中富良野町長

山口県萩市大字江向510番地
萩市長

鹿児島県大島郡和泊町和泊10番地
和泊町長

7-3 災害時における応急物資（食料）及び生活必需物資の調達に関する協定書

災害時における応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）と、となみ野農業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、砺波市の地域において、台風・集中豪雨・火災・地震等の被害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う、応急物資及び生活必需物資（以下「物資」という。）の供給確保を図るため、乙が行う協力に関し、必要な事項を定める。

（調達の要請）

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めたときは、乙に対し、物資調達の要請をするものとする。

2 甲は、前項の規定により要請するときには、物資調達要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし緊急を要するときは、電話、その他の方法により要請するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、適切な調達ができるよう速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、営業時間外においても極力甲からの要請に応ずるものとし、いつでも要請に応じるための連絡体制を平常から確立しておくものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は次のとおりとする。

- （1）米穀
- （2）食料品
- （3）その他甲が必要とする物資

2 物資の調達数量は、乙が確保できる数量とする。

（連絡責任者）

第5条 要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲においては総務部財政課長を、乙においてはとなみ野農業協同組合総合企画室長を連絡責任者とする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は該当場所へ職員を派遣して調達物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

7-3 災害時における応急物資（食料）及び生活必需物資の調達に関する協定書

（物資の価格等）

第7条 物資の価格は、災害発生時前における適正な価格とする。

2 甲は乙から支払い請求書を受領した日から30日以内に、砺波市指定金融機関を通じ、その代金を支払うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

第9条 この協定は、平成8年4月1日から有効とし効力を維持するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保持する。

平成8年3月28日

甲 砺波市栄町7番3号
砺波市長

乙 となみ野農業協同組合
代表理事組合長

7-3 災害時における応急物資（食料）及び生活必需物資の調達に関する協定書

様式1号

物 資 調 達 要 請 書

財第 号
年 月 日

となみ野農業協同組合 殿

砺波市長

次の物資について調達願いたく要請いたします。

- 1 調達日時 年 月 日（ ） 時まで
- 2 調達物資

調達物資		数量	物資引渡し場所
種類	内訳		
米穀	30kg.袋	袋	
食料品			

7-4 災害時における応急物資及び生活必需物資（衣料品）の調達に関する協定書

災害時における応急物資及び生活必需物資（衣料品） の調達に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）と砺波繊維商組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、砺波市の地域において、台風・集中豪雨・火災・地震等の被害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う、応急物資及び生活必需物資（以下「物資」という。）の供給確保を図るため、乙が行う協力に関し、必要な事項を定める。

（調達の要請）

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めたときは、乙に対し、物資調達の要請をするものとする。

2 甲は、前項の規定により要請するときには、物資調達要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし緊急を要するときは、電話、その他の方法により要請するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、適切な調達ができるよう速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、営業時間外においても極力甲からの要請に応ずるものとし、いつでも要請に応じるための連絡体制を平常から確立しておくものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は次のとおりとする。

（1）寝具

（2）その他甲が必要とする物資

2 物資の調達数量は、乙が確保できる数量とする。

（連絡責任者）

第5条 要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲においては総務部財政課長を、乙においては砺波市繊維商組合長を連絡責任者とする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は該当場所へ職員を派遣して調達物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

7-4 災害時における応急物資及び生活必需物資（衣料品）の調達に関する協定書

（物資の価格等）

第7条 物資の価格は、災害発生時前における適正な価格とする。

2 甲は乙から支払い請求書を受領した日から30日以内に、砺波市指定金融機関を通じ、その代金を支払うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

第9条 この協定は、平成8年4月1日から有効とし効力を維持するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保持する。

平成8年3月28日

甲 砺波市栄町7番3号
砺波市長

乙 砺波繊維商組合
組合長

7-4 災害時における応急物資及び生活必需物資（衣料品）の調達に関する協定書

様式1号

物 資 調 達 要 請 書

財第 号
年 月 日

砺波繊維商組合 殿

砺波市長

次の物資について調達願いたく要請いたします。

- 1 調達日時 年 月 日（ ） 時まで
- 2 調達物資

調達物資		数量	物資引渡し場所
種類	内訳		
寝 具		枚	

7-5 災害時における応急物資（石油製品）の調達に関する協定書

災害時における応急物資（石油製品）の調達に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）と、砺波石油商業組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、砺波市の地域において、台風・集中豪雨・火災・地震等の被害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う、応急物資（石油製品）（以下「物資」という。）の供給確保を図るため、乙が行う協力に関し、必要な事項を定める。

（調達の要請）

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めたときは、乙に対し、物資調達の要請をするものとする。

2 甲は、前項の規定により要請するときには、物資調達要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし緊急を要するときは、電話、その他の方法により要請するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、適切な調達ができるよう速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、営業時間外においても極力甲からの要請に応ずるものとし、いつでも要請に応じるための連絡体制を平常から確立しておくものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は次のとおりとする。

（1）ガソリン

（2）軽油

（3）重油

（4）灯油

（5）その他甲が必要とする物資

2 物資の調達数量は、乙が確保できる数量とする。

（連絡責任者）

第5条 要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲においては総務部財政課長を、乙においては砺波市石油商業組合事務局長を連絡責任者とする。

（物資の引渡し）

7-5 災害時における応急物資（石油製品）の調達に関する協定書

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は該当場所へ職員を派遣して調達物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（物資の価格等）

第7条 物資の価格は、災害発生時前における適正な価格とする。

2 甲は乙から支払い請求書を受領した日から30日以内に、砺波市指定金融機関を通じ、その代金を支払うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

第9条 この協定は、平成8年4月1日から有効とし効力を維持するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保持する。

平成8年3月28日

甲 砺波市栄町7番3号
砺波市長

乙 砺波市広上町9番28号
富山県石油商業組合
砺波ブロック長

7-5 災害時における応急物資（石油製品）の調達に関する協定書

様式1号

物 資 調 達 要 請 書

財第 号
年 月 日

富山県石油商業組合砺波ブロック 殿

砺波市長

次の物資について調達願いたく要請いたします。

- 1 調達日時 年 月 日（ ） 時まで
- 2 調達物資

調達物資		数量	物資引渡し場所
種類	内訳		
ガソリン			
軽油			
重油			
灯油			

7-6 災害時における応急物資及び生活必需物資（LPG）の調達に関する協定書

災害時における応急物資及び生活必需物資（LPG） の調達に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）と、（社）富山県エルピーガス協会砺波支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、砺波市の地域において、台風・集中豪雨・火災・地震等の被害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う、応急物資及び生活必需物資（以下「物資」という。）の供給確保を図るため、乙が行う協力に関し、必要な事項を定める。

（調達の要請）

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めたときは、乙に対し、物資調達の要請をするものとする。

2 甲は、前項の規定により要請するときには、物資調達要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし緊急を要するときは、電話、その他の方法により要請するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、適切な調達ができるよう速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、営業時間外においても極力甲からの要請に応ずるものとし、いつでも要請に応じるための連絡体制を平常から確立しておくものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は次のとおりとする。

（1）LPG及びLPG使用器具

（2）その他甲が指定する物資

2 物資の調達数量は、乙が確保できる数量とする。

（連絡責任者）

第5条 要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲においては総務部財政課長を、乙においては（社）富山県エルピーガス協会砺波支部事務局長を連絡責任者とする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は該当場所へ職員を派遣して調達物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

7-6 災害時における応急物資及び生活必需物資（LPG）の調達に関する協定書

（物資の価格等）

第7条 物資の価格は、災害発生時前における適正な価格とする。

2 甲は乙から支払い請求書を受領した日から30日以内に、砺波市指定金融機関を通じ、その代金を支払うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

第9条 この協定は、平成8年5月1日から有効とし効力を維持するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保持する。

平成8年5月1日

甲 砺波市栄町7番3号
砺波市長

乙 （社）富山県エルピーガス
協会砺波支部
支部長

7-6 災害時における応急物資及び生活必需物資（LPG）の調達に関する協定書

様式1号

物 資 調 達 要 請 書

財第 号
年 月 日

（社）富山県エルピーガス協会砺波支部 殿

砺波市長

次の物資について調達願いたく要請いたします。

- 1 調達日時 年 月 日（ ） 時まで
- 2 調達物資

調達物資		数量	物資引渡し場所
種類	内訳		
L P G	10kg ボンベ		
L P G	30kg ボンベ		
L P G	60kg ボンベ		
使用器具			

7-7 災害時における砺波市と郵便局との協力に関する協定

災害時における砺波市と郵便局との協力に関する協定

砺波市（以下「甲」という。）と砺波市内の郵便局（以下「乙」という。）は、市内に発生した災害時において、甲乙が協力して必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（養護の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、砺波市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じたときは、相互に協力を要請することができる。

- （1）災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱い並びに援護対策
- （2）甲又は乙が所有し、又は管理する施設及び用地の相互提供
- （3）甲又は乙が収集した被災市民の避難先及び避難状況等の情報の相互提供
- （4）避難場所における臨時の郵便差出箱の設置
- （5）前各号に掲げるもののほか協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲又は乙は、前条に規定する要請を受けたときは、その重要性に鑑み協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対し、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除き、協力を要請した者が協力したものにおいて適正な方法により算出された金額を負担する。

前項の負担に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき金額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 甲は、砺波市災害対策本部への職員の派遣を乙に対して要請することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

7-7 災害時における砺波市と郵便局との協力に関する協定

第7条 乙は、甲の行う防災訓練に参加することができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じ情報交換を行う。

第9条 この協定に関する連絡責任者は甲においては砺波市総務部総務課長、乙においては砺波市郵便局総務課長とする。

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

平成10年11月5日

甲 砺波市長

乙 砺波郵便局長

砺波市内特定郵便局代表

7－8 災害時における非常無線通信に関する協定書

災害時における非常無線通信に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）と日本アマチュア無線富山県支部（以下「乙」という。）とは、大規模な災害から市民の生命、身体を守るため、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、砺波市内に災害が発生し、又は発生のおそれのある場合、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号の非常通信について、甲が乙に協力を求めるための手続きを定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生のおそれのある場合、災害の情報収集及び伝達について、必要があるときは乙に協力を要請することができる。

2 前項に規定する協力の要請の時点は、砺波市地域防災計画にもとづく第3非常配備（非常体制）を設置したときとする。ただし第1非常配備及び第2非常配備においても、必要に応じ協力を要請することができる。

3 乙は、前項により要請を受けた場合は、情報の収集及び伝達に協力するものとする。

（協力要請の手続き）

第3条 前条第1項の規定により、乙に協力を要請する場合は、日本アマチュア無線富山県支部長に対してこれを行うものとする。

（補 償）

第4条 第2条第3項の規定により通信活動中に全員が負傷したときは、富山県市町村補償組合消防団等公務災害補償条例（昭和41年条例第1号）の規定を準用する。

（報 告）

第5条 乙は協力できる砺波市内の無線局の状況について、毎年3月末までに、甲に報告するものとする。

（疑義の解決）

第6条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

平成8年3月28日

甲 砺波市栄町7番3号
砺波市長

乙 高岡市野村474番地
日本アマチュア無線富山県支部
支部長

7-9 災害緊急放送に関する相互協定書

災害緊急放送に関する相互協定書

砺波市（以下「甲」という。）ととなみ衛星通信テレビ株式会社（以下「乙」という。）は、災害緊急放送に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は「砺波市地域防災計画」に定める災害に関し、緊急放送を通じて被害の軽減を図り、もって市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

（1）「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他の異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発その他の状態をいう。

（2）「災害緊急放送」とは、前条の目的を達成するため、甲の要請に基づき、乙がコミュニティチャンネルで行う臨時の放送や緊急FAX情報放送をいう。

（運用）

第3条 災害緊急放送の運用にあたっては、乙の番組編成を尊重しつつ、次の各号に定める手順により放送するものとする。

（1）甲は、緊急FAX情報放送が必要であると認めた時、乙の承認がなくとも乙が所有、管理する放送システムを利用し、放送することができる。ただし、放送内容に関する責は甲が負うものとし、放送後速やかに乙にその内容を連絡する。

（2）乙は、甲から災害緊急放送の要請があった場合、コミュニティチャンネルにおいて優先的にこれを放送し、それ以降においても状況に応じて適時放送を行う。また、砺波市災害対策本部が設置された場合は、乙は速やかに災害緊急放送ができる体制を整える。

（3）乙が災害緊急放送の必要性を認めた場合は、甲は災害情報の提供を行う。

（4）乙は、災害緊急放送の周知を図るため、伝送路の被害等があった場合は速やかにその復旧につとめ、甲もその支援を行うものとする。

（5）災害緊急放送（緊急FAX情報放送を除く。）の内容及び放送チャンネルは、乙が判断するものとする。

（責任者）

第4条 災害緊急放送を行うときの連絡を確実かつ円滑に行うため、双方に責任者を置き、次の職にあるものを充てる。

（1）甲 砺波市 企画総務部企画調整課長

（2）乙 となみ衛星通信テレビ株式会社 業務部長

（訓練）

第5条 甲及び乙は、この協定の実効性を高めるため、災害緊急放送の訓練を適時実施する。

(費用の負担)

第6条 放送にかかわる費用負担は、以下のとおりとする。

- (1) 緊急FAX 情報放送のシステム維持及び放送等に係わる費用は、原則として乙の負担とする。
- (2) 災害緊急放送に要する費用は、原則として乙の負担とする。
- (3) 甲は、乙の災害緊急放送にあたり、その施設利用について便宜を図る。
- (4) 災害緊急放送の実施により、その間予定していた番組又はコマーシャルが放送できなかった場合は、乙と当該者等との協議により解決を図る。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から有効とし効力を維持するものとする。

(その他)

第8条 この協定書に定めない事項及びこの協定書に疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成17年5月30日

甲 富山県砺波市栄町7番3号
砺波市長

乙 富山県南砺市八塚568番2号
となみ衛星通信テレビ株式会社
代表取締役社長

7-10 災害時相互応援協定

砺波市、安城市災害時相互応援協定書

砺波市（以下「甲」という。）と安城市（以下「乙」という。）とは、相互扶助の精神に基づき、地震、暴風、豪雨、洪水その他の災害（以下「災害」という。）時において被災者に対する救護等を実施するため、甲乙（以下「協定市」という。）相互の応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市の区域内において災害が発生し、被災者救護等の応急措置の実施が十分にできない場合における、協定市相互の救援資機材の援助及び被災者救出、医療活動等の応援（以下「応援」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（連絡窓口）

第2条 協定市は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部課を定めるものとする。

（応援の種類）

第3条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援は、協定市の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

- （1）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- （2）食料、飲料水その他生活必需品等の物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- （3）被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- （4）この協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣
- （5）災害救助ボランティアのあっせん
- （6）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請手続）

第4条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知をするものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援に要する品目、規格、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援に要する職員の職種、人数等
- （4）応援を受ける場所及び集結場所
- （5）応援を受ける期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第5条 応援の要請を受けた協定市は、直ちに必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

2 協定市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施

するものとする。

- 3 応援の要請を受けた協定市が応援を実施できない場合は、当該要請をした協定市に速やかにその旨を連絡しなければならない。

(指揮権)

第6条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策部長の指揮に従い行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

- 2 自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費の負担については、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、自主的に応援を行う市の負担とする。

- 3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市の間で協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第8条 応援に派遣した職員が、応援により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援による負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

- 2 応援に派遣した職員が、応援を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市への往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年5月1日

甲 砺波市栄町7番3号
砺波市代表者
砺波市長

乙 安城市桜町18番23号
安城市代表者
安城市長

7-11 メッセージボード搭載自動販売機の運用及び災害時における協力に関する協定

メッセージボード搭載自動販売機の運用及び災害時における協力に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）と北陸コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、メッセージボード搭載自動販売機（以下「販売機」という。）の運用及び災害時における協力により、市民への情報提供及び災害時の飲料等供給を図り、もって、市民の生活、生命及び財産の安全確保に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（販売機の設置等）

第1条 乙は、甲が管理する施設内に、販売機を乙の負担により設置するものとする。なお、設置場所及び台数については、甲乙双方でその都度協議するものとする。

2 乙は、販売機設置後はその維持管理に努めるとともに、その費用については乙の負担とする。

（メッセージボードの使用）

第2条 甲がボードに情報を表示していないときは、乙は、時事通信社の時事ニュースを表示させるものとし、その費用については乙の負担とする。

（災害時における販売機を活用した協力）

第3条 甲の区域内において、震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲は災害警戒本部又は災害対策本部（以下「本部等」という。）を設置し、本部等を通じ乙に対し販売機内の飲料の提供について要請を行うものとする。

2 乙は、前項に掲げる要請があったときは、販売機内の飲料を甲に無償で提供するものとする。

ただし、販売機のフリーベンド（無償提供）設定は甲が行うものとする。

3 甲は、第1項に掲げる要請を行うときは、救援物資無償提供要求書（様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話により要請を行うことができるものとし、後日速やかに救援物資無償適用要請書を提出するものとする。

（販売機操作のための機材）

第4条 乙は、甲がボードへの情報表示及びフリーベンド設定を行うために必要な機材を甲に無償で貸与するものとする。

（災害時におけるその他の協力）

第5条 乙は第3条第1項に掲げる要請以外に、甲から飲料についての要請があったときは、有償で飲料の優先的な安定供給を甲に行うものとする。

2 前項の飲料の引渡し場所及び費用については、甲乙協議の上定めるものとし、費用は後日、乙からの請求に基づき支払うものとする。

3 甲は、第1項の要請を行うときは、救援物資有償提供要請書（様式第2号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話により要請することができるものとし、後日速やかに救援物資要請書を提出するものとする。

(期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了前に、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限りこの協定を1年間継続するものとし、以後、毎年この例による。

2 前項の解消の申し出は、3ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年12月6日

甲 砺波市栄町7番3号
砺波市長

乙 高岡市内島3550
北陸コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長

7-12 災害時相互応援協定

砺波市、むかわ町災害時相互応援協定書

砺波市（以下「甲」という。）とむかわ町（以下「乙」という。）とは、相互扶助の精神に基づき、地震、暴風、豪雨、洪水その他の災害（以下「災害」という。）時において被災者に対する救護等を実施するため、甲乙（以下「協定市町」という。）相互の応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市町の区域内において災害が発生し、被災者救護等の応急措置の実施が十分にできない場合における、協定市町相互の救援資機材の援助及び被災者救出、医療活動等の応援（以下「応援」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（連絡窓口）

第2条 協定市町は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部課を定めるものとする。

（応援の種類）

第3条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援は、協定市町の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

- （1）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- （2）食料、飲料水その他生活必需品等の物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- （3）被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- （4）この協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣
- （5）災害救助ボランティアのあっせん
- （6）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請手続）

第4条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知をするものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援に要する品目、規格、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援に要する職員の職種、人数等
- （4）応援を受ける場所及び集結場所
- （5）応援を受ける期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第5条 応援の要請を受けた協定市町は、直ちに必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

2 協定市町は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実

施するものとする。

- 3 応援の要請を受けた協定市町が応援を実施できない場合は、当該要請をした協定市町に速やかにその旨を連絡しなければならない。

(指揮権)

第6条 応援を行う市町の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市町の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市町の負担とする。

- 2 自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費の負担については、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、自主的に応援を行う市町の負担とする。

- 3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市町の間で協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第8条 応援に派遣した職員が、応援により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援による負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市町が負うものとする。

- 2 応援に派遣した職員が、応援を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市町への往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市町がその賠償の責務を負うものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市町それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年4月23日

甲 砺波市栄町7番3号
砺波市代表者
砺波市長

乙 むかわ町桜町18番23号
むかわ町代表者
むかわ町長

災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）とイオン株式会社北陸事業部（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定を締結する。

（主旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救済に係わる防災活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について、協力を要請することが出来る。

- （1）乙の所有または管理する駐車場を一時避難場所として被災者に提供すること。
- （2）乙の店舗において、被災者に対し、水道水（井戸水）、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- （3）乙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の状況を可能な範囲で提供すること。
- （4）乙の店舗において、被災者に対し、食糧・生活物資等を可能な範囲で提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（支援の要請手続き）

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは、口頭または電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

甲：企画総務部総務課長

乙：ジャスコ砺波店 店長

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項第4号及び第2条第2項に規定する防災協力の実施に要した費用の負担については、甲及び乙が協議して決定するものとする。物資の価格は、災害発生時直前における適正価格とし、その代金は適法な支払請求書を受理してから30日以内に甲が乙に支払うものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は、平成19年5月30日から平成20年5月29日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヵ月前までに、甲及び乙が協議し更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名のうえ、各自1通を保有する。

平成19年5月30日

甲：砺波市栄町7番3号
砺波市
砺波市長

乙：石川県白山市森島町う140-13
イオン株式会社 中部カンパニー北陸事業部
事業部長

7-14 災害時における応急対策工事に関する協定

災害時における応急対策工事に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）と協同組合砺波市建設業協会（以下「乙」という。）は、砺波市地域防災計画に基づき、地震、風水害及びその他の災害が発生した場合の応急対策工事の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲の管理する道路、河川その他の公共土木施設（以下「公共土木施設等」という。）が被害を受けた場合に、乙に対して応急対策工事を要請し、その機能の確保及び回復等を図ることを目的とする。

（応急対策工事の内容）

第2条 甲が乙に実施を要請する応急対策工事の内容は、公共土木施設等の損壊箇所の応急措置、障害物の除去及び応急仮設住宅の設置等（以下「応急対策工事等」という。）とする。

2 応急対策工事等は、公共土木施設等の機能の維持、又は回復に係る必要最小限度の工事とする。

（実施要請）

第3条 甲は、応急対策工事等の必要があると認めたときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- （1）災害の状況及び応急対策工事等の内容
- （2）応急対策工事等に必要な資機材等
- （3）応急対策工事等を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現場責任者
- （5）その他必要な事項

2 乙は、甲から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、速やかに応急対策工事等を実施するものとする。

（費用の負担）

第4条 前条に規定する応急対策工事等に要した費用の負担については、災害発生時直前における適正価格とし、甲が乙に支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第5条 第3条の規定に基づき、応急対策工事等に従事した者が当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害賠償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法が適用されない場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第65条第1項の規定により災害に際し応急措置の業務に従事又は協力した者等に対する損害を補償するものとする。

（協力体制）

第6条 乙は、第3条に規定する要請を受けたときは、担当者及び施工者（以下、「施工者等」という。）を決定し、甲へ通知するものとする。

- 2 甲及び乙は、両者の情報連絡網等を定め、通信手段の確保に努めるものとする。
- 3 乙は、毎年4月1日現在の応急対策協力者及びその者が保有し、災害時に提供可能な建設資機材を把握し、その結果をまとめ、甲に報告するものとする。
- 4 前項の報告内容に著しい変更があった場合、又は、甲の要求があった場合は、変更内容等を速やかに甲に報告するものとする。

(災害発生時の情報提供)

第7条 乙及び乙の会員は、災害等による被害情報を覚知した場合は、速やかに甲に対し、情報の提供を実施するものとする。

(請負契約の締結)

第8条 甲は、応急対策工事等について、施工者等と、速やかに請負契約を締結するものとする。

(工事の実施)

第9条 施工者等は、応急対策工事等に着手した場合には、被災状況及び工事内容が判定できる写真並びに、工事費の積算根拠となる資料を整理し、速やかに甲に提出するものとする。

- 2 施工者等は、応急対策工事等の進捗状況を甲に適宜報告するとともに、工事が完了したときは、速やかに工事完了届を提出しなければならない。

(協定期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに、甲又は乙から異議申し立てがないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間延長するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成19年6月22日

甲 富山県砺波市栄町7番3号
砺波市長

乙 富山県砺波市宮村184番地1
協同組合砺波市建設業協会
理事長

7-15 災害時における水道施設の復旧活動及び大雪時における除排雪作業に関する協定

砺波市（以下「甲」という。）と砺波管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風雪水害等で災害が発生、又は発生のおそれがある場合において、水道施設に被害を受けたときの復旧活動及び大雪時における除排雪作業に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲の管理する水道施設に被害を受けた場合及び大雪時における応急の対策と早期の復旧を図るため、甲が乙に対して応援を要請することについて必要な事項を定め、住民生活の安定に寄与することを目的とする。

（復旧活動）

第2条 甲が乙に対して要請する復旧活動は、次のとおりとする。

- （1）水道施設の応急給水活動
- （2）水道施設の応急復旧活動
- （3）水道施設の応急復旧資機材の提供
- （4）大雪時における除排雪作業
- （5）前各号に掲げるもののほか必要な活動

（応援要請）

第3条 甲は、災害時における復旧活動に乙の応援を必要であると判断した場合は、乙に対して次に掲げる事項を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後に文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）被害発生施設の所在地
- （3）復旧活動の内容
- （4）応援要員数及び要請期間
- （5）必要な資機材、物資等の品目及び数量
- （6）その他復旧活動に関する必要事項

（応援要員の派遣）

第4条 乙は、甲から応援要請を受けたときは、直ちに復旧活動を行うための応援体制を整え、必要な資機材及び車両等を確保するとともに、甲の指示する場所に要員を派遣するものとする。

（連絡体制の整備）

第5条 乙は、復旧活動に派遣可能な人員及び資機材等について連絡体制を整備し、甲に報告するものとする。

（災害発生時の情報提供）

第6条 乙及び乙の組合員は、災害等による被害情報を覚知した場合は、速やかに甲に対して情報提供を行うものとする。

(報告)

第7条 乙は、復旧活動を実施したときは、図面及び写真等の資料を整理し、速やかに甲に報告するものとする。

(費用負担)

第8条 この協定に基づく復旧活動に要した費用は、甲が定める基準により負担するものとする。

(労働者災害補償)

第9条 復旧活動により乙の組合員の業務従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労働者災害補償保険等により補償するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項及び定めのない事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定は、協定締結日から令和4年3月31日までの期間とする。ただし、協定期間満了の1箇月前までに甲又は乙から、異議申し立てがないときは、引き続き1年間延長するものとし、以後の期間においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年12月23日

甲 砺波市栄町7番3号

砺波市長 夏野 修

乙 砺波市中村374番地の1
砺波管工事業協同組合

理事長 紫藤 正人

7-16 災害時相互応援協定

高岡市・砺波市災害時相互応援協定

高岡市と砺波市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた市（以下「被災市」という。）が十分な応急措置を自ら実施できない場合において、当該被災市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、友愛的精神に基づき、相互に応援をすることについて、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとし、職員等の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

- （1） 住民の生命と財産を守るための救出救助、消火、医療救護、防疫等の応急活動
- （2） 食糧、飲料水、生活必需物資その他の生活物資の供給活動
- （3） 清掃活動
- （4） 上水道、下水道等の応急復旧活動
- （5） 被災児童生徒の受入れ
- （6） 被災者に対する住宅の提供
- （7） ボランティアのあっせん
- （8） その他特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

（応援要請と応援活動の実施）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、応援要請の内容を明らかにして口頭又は文書により応援を要請し、応援を要請された協定市は可能な限りで応援活動を実施するものとする。

2 前項の規定により口頭で応援を要請した場合は、後日速やかに応援要請書を送付するものとする。

（緊急応援活動の実施）

第3条 前条の規定にかかわらず、地震等の大規模な災害その他の事由による通信の途絶等により被災市との連絡が取れない場合には、被災市以外の協定市が自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。

（指揮権）

第4条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を求めた市長の指揮の下に

行動するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 応援に派遣した職員が、応援により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合におけるその者又はその者の遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

2 応援に派遣した職員が、応援を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市への往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

(連絡担当部局)

第7条 協定市は、あらかじめ相互に応援協力するための連絡担当部局及び連絡責任者を定め、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年10月2日

高岡市 高岡市長

砺波市 砺波市長

7-17 災害時における生活物資の提供に関する協定

災害時における生活物資の提供に関する協定

砺波市（以下「甲」という。）と株式会社大阪屋ショップ（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な生活物資（以下「物資」という。）の提供及び運搬に関し、次の通り協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、砺波市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、可能な範囲において物資の提供を要請することができる。

（提供物資の範囲）

第2条 乙が甲に提供する物資は、次に掲げるものとする。

- （1）乙が保有する商品（以下「保有商品」という。）
- （2）その他調達可能な物資

（物資の協力）

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、保有商品の優先的な提供及び運搬等必要な措置に対する協力を積極的に努めるものとする。

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の引渡し及び運搬）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難なときは、甲が別に指定する者が行うことができる。

2 物資の引取りに際して甲は、引渡場所に職員を派遣し、物資の検収を行うものとする。

（費用負担）

第6条 乙が提供した物資の価格及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 物資の価格は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して定める。

（費用の請求及び支払）

第7条 乙は、物資の提供終了後出荷確認書に基づき請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、適法な請求書を受理してから30日以内に代金を支払うものとする。

（連絡窓口）

第8条 甲と乙は、本協定にかかる連絡窓口となる部署について協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合においても同様とする。

（協議）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、そ

の都度、甲乙協議して定める。

(協定期間)

第10条 本協定は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から異議申し立てがないときは、期間満了の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年10月11日

甲 砺波市栄町7番3号
砺波市
砺波市長

乙 富山市赤田487番1
株式会社大阪屋ショップ
代表取締役

砺波市・小矢部市災害時相互応援協定

砺波市と小矢部市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた市（以下「被災市」という。）が十分な応急措置を自ら実施できない場合において、当該被災市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、友愛的精神に基づき、相互に応援をすることについて、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとし、職員等の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

- (1) 住民の生命と財産を守るための救出救助、消火、医療救護、防疫等の応急活動
- (2) 食糧、飲料水、生活必需物資その他の生活物資の供給活動
- (3) 清掃活動
- (4) 上水道、下水道等の応急復旧活動
- (5) 被災児童生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅の提供
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) その他特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

（応援要請と応援活動の実施）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、応援要請の内容を明らかにして口頭又は文書により応援を要請し、応援を要請された協定市は可能な限りで応援活動を実施するものとする。

- 2 前項の規定により口頭で応援を要請した場合は、後日速やかに応援要請書を送付するものとする。

（緊急応援活動の実施）

第3条 前条の規定にかかわらず、地震等の大規模な災害その他の事由による通信の途絶等により被災市との連絡が取れない場合には、被災市以外の協定市が自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。

（指揮権）

第4条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を求めた市長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 応援に派遣した職員が、応援により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合におけるその者又はその者の遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

2 応援に派遣した職員が、応援を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市への往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

(連絡担当部局)

第7条 協定市は、あらかじめ相互に応援協力するための連絡担当部局及び連絡責任者を定め、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年12月3日

砺波市 砺波市長

小矢部市 小矢部市長

災害時の仮設トイレの確保に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）と株式会社レンタルのニッケン高岡営業所（以下「乙」という。）とは、災害時における汲み取り式仮設トイレ（以下「仮設トイレ」という。）の確保について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害に際し避難所等で必要とされる仮設トイレの確保を図ることを目的とし、その協力について必要な事項を定めるものとする。

（仮設トイレの設置等）

第2条 甲は、災害時において必要と認めるときは、乙に対し、仮設トイレの運搬、設置その他必要な措置（以下、「設置等」という。）を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに必要な措置を行うものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、前条第1項の要請時において、仮設トイレの設置場所及び設置基数を指示するものとする。

2 前条第1項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書による要請のいとまがない場合は、口頭で要請し、後日文書を提出するものとする。

（設置等の報告）

第4条 乙は、仮設トイレの設置等を行ったときは、災害時仮設トイレ設置等報告書（様式1号）を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

（設置等の価格）

第5条 仮設トイレの設置等の価格は、災害発生直前における適正な価格とする。ただし、特別な事情により、これにより難しいときは、別途協議するものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、前条に定める価格に基づき、仮設トイレの設置等に要する費用を甲に請求するものとする。

（情報交換）

第7条 甲及び乙は、平常時から仮設トイレに関しての調査及び情報交換に努め、災害時に備えるものとする。

(協定書の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成19年12月20日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヵ月前までに、甲及び乙が協議し更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成19年12月20日

甲 砺波市栄町7番3号

砺波市長

乙 高岡市能町828-18

株式会社レンタルのニッケン高岡営業所

所長

7-20 災害時相互応援協定

砺波市・南砺市災害時相互応援協定

砺波市と南砺市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた市（以下「被災市」という。）が十分な応急措置を自ら実施できない場合において、当該被災市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、友愛的精神に基づき、相互に応援協力することについて、次のとおり協定を締結する。

なお、平成8年4月8日に砺波広域圏管内旧10市町村において締結している「砺波広域圏管内防災相互支援協定書」は、廃止する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとし、職員等の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

- （1） 住民の生命と財産を守るための救出救助、消火、医療救護、防疫等の応急活動
- （2） 食糧、飲料水、生活必需物資その他の生活物資の供給活動
- （3） 清掃活動
- （4） 上水道、下水道等の応急復旧活動
- （5） 被災児童生徒の受入れ
- （6） 被災者に対する住宅の提供
- （7） ボランティアのあっせん
- （8） その他特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

（応援要請と応援活動の実施）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、応援要請の内容を明らかにして口頭又は文書により応援を要請し、応援を要請された協定市は可能な限りで応援活動を実施するものとする。

- 2 前項の規定により口頭で応援を要請した場合は、後日速やかに応援要請書を送付するものとする。

（緊急応援活動の実施）

第3条 前条の規定にかかわらず、地震等の大規模な災害その他の事由による通信の途絶等により被災市との連絡が取れない場合には、被災市以外の協定市が自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議して定めるものとする。

(連絡担当部局)

第5条 協定市は、あらかじめ相互に応援協力するための連絡担当部局及び連絡責任者を定め、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第7条 この協定は、締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は押印の上、各1通を保有する。

平成20年1月17日

砺波市 砺波市長

南砺市 南砺市長

金沢市・砺波市災害時相互応援協定

金沢市と砺波市（以下「協定市」という。）とは、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた市（以下「被災市」という。）が十分な応急措置を自ら実施できない場合において、当該被災市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、協定市が相互に応援し、かつ協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとし、職員等の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

- （1） 住民の生命と財産を守るための救出救助、消火、医療救護、防疫等の応急活動
- （2） 食糧、飲料水、生活必需物資その他の生活物資の供給活動
- （3） 清掃活動
- （4） 上水道、下水道等の応急復旧活動
- （5） 被災児童生徒の受入れ
- （6） 被災者に対する住宅の提供
- （7） ボランティアのあっせん
- （8） その他特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

（応援要請と応援活動の実施）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、応援要請の内容を明らかにして口頭又は文書により応援を要請し、応援を要請された協定市は、できる限りの応援活動を実施するものとする。

2 前項の規定により口頭で応援を要請した場合は、後日速やかに応援要請書を送付するものとする。

（緊急応援活動の実施）

第3条 前条の規定にかかわらず、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生した場合で、通信の途絶等により被災市との連絡が取れないときは、当該被災市以外の協定市が自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議して定めるものとする。

(連絡担当部局)

第5条 協定市は、あらかじめ相互に応援し、かつ協力するための連絡担当部局を定め、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに相互に情報を交換するものとする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第7条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各協定市は記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年2月8日

金 沢 市 金 沢 市 長

砺 波 市 砺 波 市 長

7-22 災害時における応急対策活動に関する協力協定

災害時における応急対策活動に関する協力協定書

砺波市（以下「甲」という。）と財団法人北陸電気保安協会（以下「乙」という。）とは、市域において大規模な風水害、地震その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安定を図るため、砺波市地域防災計画に基づき、相互に協力して災害応急対策活動を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、大規模災害に際して応急対策活動が必要であると認めるときは、乙に対し、電気施設等の応急復旧活動等災害の状況に応じた応急対策活動の実施について、協力を要請することができるものとする。

（協力）

第2条 乙は、前条に基づき要請がなされたときは、職員を派遣して、甲の指定する施設に係る電気施設等の応急復旧における保安確保のために、電力復旧の可否の判定（電力復旧のための軽易な作業を含む。）並びに電力復旧工事の管理、監督、指導及び検査その他の必要な協力を行うものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、前条により協力を要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、その他の方法により要請するものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（活動の実施）

第4条 乙は、前条の規定に基づき要請を受けたときは、直ちに指定場所に職員を派遣し、甲の職員の指示に基づき、応急対策活動を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣できない場合は、要請事項に従い自らの判断により応急対策活動を開始するものとする。

2 乙は、指定場所に職員を派遣したときは、速やかに現場責任者、出動時刻、保安用資機材等を甲に報告するものとする。

3 乙は、応急対策活動が完了したときは、速やかに活動状況の概要を甲に報告するものとする。

（費用の負担・支払）

第5条 甲の要請した応急対策活動に要する費用は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前における通常の価格を基準として甲乙が協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙の応急対策活動終了後、これを検査又は確認したときは、乙の請求に基づ

き、第1項の費用を速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第6条 乙は、応急対策活動の実施に当たっては、その従事する職員が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるための必要な手続きを、あらかじめとらなければならない。

2 甲は、乙の応急対策活動に従事した職員が、当該業務の実施により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、前項の規定による労働者災害補償保険法により行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法が適用されない場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定により、災害に際し応急措置の業務に従事又は協力した者等に対する損害を補償するものとする。

(連絡)

第7条 乙は、乙に関する事業所の組織及びその事業所の連絡先等を変更した場合は、当該変更等を記した書面を甲に対し速やかに提出しなければならない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、本協定の期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも解除の申し出がないときは、協定の満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施について必要な事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年8月20日

甲 砺波市栄町7番3号

砺波市長

乙 富山市桜橋通り3番1号

財団法人 北陸電気保安協会

理事長

越前市・砺波市災害時相互応援協定

越前市と砺波市（以下「協定市」という。）とは、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた市（以下「被災市」という。）が十分な応急措置を自ら実施できない場合において、当該被災市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、協定市が相互に応援し、かつ協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとし、職員等の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

- （1） 住民の生命と財産を守るための救出救助、消火、医療救護、防疫等の応急活動
- （2） 食糧、飲料水、生活必需物資その他の生活物資の供給活動
- （3） 清掃活動
- （4） 上水道、下水道等の応急復旧活動
- （5） 被災児童生徒の受入れ
- （6） 被災者に対する住宅の提供
- （7） ボランティアのあっせん
- （8） その他特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

（応援要請と応援活動の実施）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、応援要請の内容を明らかにして口頭又は文書により応援を要請し、応援を要請された協定市は、できる限りの応援活動を実施するものとする。

- 2 前項の規定により口頭で応援を要請した場合は、後日速やかに応援要請書を送付するものとする。

（緊急応援活動の実施）

第3条 前条の規定にかかわらず、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生した場合で、通信の途絶等により被災市との連絡が取れないときは、当該被災市以外の協定市が自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議して定めるものとする。

(連絡担当部局)

第5条 協定市は、あらかじめ相互に応援し、かつ協力するための連絡担当部局を定め、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに相互に情報を交換するものとする。金沢市と砺波市（以下「協定市」という。）とは、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた市（以下「被災市」という。）が十分な応急措置を自ら実施できない場合において、当該被災市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、協定市が相互に応援し、かつ協力することについて、次のとおり協定を締結する。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第7条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各協定市は記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年4月1日

越 前 市 越 前 市 長

砺 波 市 砺 波 市 長

災害時における応援業務に関する協定

砺波市（以下「甲」という。）と社団法人富山県測量設計業協会（以下「乙」という。）とは、砺波市地域防災計画に基づき、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について、次の条項により、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、砺波市地域防災計画に基づき、甲と乙との災害時における協力に関し、必要な事項を定める。

（応援要請）

第2条 甲は、砺波市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う災害応急対策について、必要があると認めるときは、乙に対して応援を要請することができるものとする。

（要請に対する措置）

第3条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合、原則として甲の職員の指示に基づき、次の各号に掲げる災害応急対策について協力するものとする。

- （1）市管理公共土木施設等の被災状況の調査
- （2）市管理公共土木施設被害等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- （3）前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

（協力体制の整備改善）

第4条 乙は、災害時に円滑な協力体制が図られるよう、会員相互の連絡網、情報収集及び伝達体制の整備に努めるものとする。

（要請手続）

第5条 甲は、第2条の規定に基づく要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにし、口頭、電話等により当該要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- （1）必要な協力の内容
- （2）業務を実施する場所
- （3）前2号に掲げるもののほか、要請に必要な事項

（経費の負担）

第6条 甲の要請により、乙が災害応急対策の応援に要した費用は、甲が負担するものとする。

（契約の締結）

第7条 甲は、会員に応急対策業務の実施を要請したときは、実施した会員と遅滞なく

業務等委託契約を締結するものとする。

(従事者の損害補償)

第8条 第3条の規定に基づき、応急対策業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

(連絡体制の整備)

第9条 甲及び乙は、あらかじめ災害応急対策の応援に関する担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障を来たさないよう、常に点検及び改善に努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙の担当者が別途協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。
ただし、本協定の期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも解除の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年3月1日

甲 砺波市栄町7番3号

砺波市長

乙 富山市大泉本町1丁目12番14号

社団法人 富山県測量設計業協会

会 長

7-25 災害時における建築物等の解体撤去の実施に関する協定

災害における建築物等の解体撤去の実施に関する協定

砺波市（以下「甲」という。）と社団法人富山県構造物解体協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、津波、洪水その他の異常な自然現象又は大規模な事故による災害が砺波市内に発生した場合において、甲及び乙の相互協力により、建築物等の解体及び災害廃棄物撤去（以下「解体撤去」という。）を迅速かつ的確に実施するため、甲の乙に対する協力の要請及び当該要請に基づき乙が行う解体撤去の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）建築物等 住宅、店舗、事務所、工場、病院、公共施設、橋りょう、鉄道、道路、港湾施設その他の建築物及び工作物をいう。
- （2）災害廃棄物 災害により倒壊、焼失した建築物等の解体に伴って発生する木くず、金属くず、コンクリート塊等及びこれらの混合物をいう。

（解体撤去の内容）

第3条 解体撤去において実施する作業の内容は、次に掲げる事項とする。

- （1）応急活動又は復旧活動に支障となる建築物等の解体
- （2）被災者の救出を目的とした建築物等の解体
- （3）災害廃棄物の撤去
- （4）その他、甲が解体撤去を必要と認めるもの

（解体撤去の実施の要請）

第4条 甲は、災害において必要があると認めるときは、乙に対し、解体撤去の実施を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により要請する時には、次の内容を表した、解体撤去要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、その他の方法により要請するものとし、事後に書面を提出するものとする。

- （1）災害の状況
- （2）解体撤去を実施する場所
- （3）必要な解体撤去の内容
- （4）解体撤去の実施期間
- （5）その他解体撤去の実施に当たり必要な事項

（解体撤去の実施）

第5条 乙は、甲から解体撤去の実施の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、当該要請に速やかに応じるものとする。

2 乙は、解体撤去を実施する際は、甲が指定する現地責任者の指導を受けるものとする。ただし災害の状況により現地責任者の指導を受けられないときは、この限りでな

い。

- 3 乙は、撤去した災害廃棄物を、甲が指定した場所へ移動するものとする。ただし、災害の状況により甲が指定することができない場合は、乙は、甲の承諾を得て、乙の判断で災害廃棄物を他の場所に移動させることができる。
- 4 乙の解体撤去を円滑に実施できるよう、甲は情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

(報告)

第6条 乙は、前条第1項の規定により解体撤去を実施した場合は、甲に対し報告するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により報告をする時には、次の内容を表した、解体撤去報告書(様式第2号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、その他の方法により報告するものとし、事後に書面を提出するものとする。

- (1) 解体撤去を実施した場所、実施期間、会員名、従事人員、従事車両の種類及び数並びに実施に要した資機材の種類及び数
- (2) 実施した解体撤去の内容
- (3) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 解体撤去に要する経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の経費は、災害の直前における通常の価格を基準として、甲乙が協議のうえ、決定するものとする。

(災害補償)

第8条 第4条第1項に規定に基づき、解体撤去作業に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により行うものとする。

(連絡体制の整備)

第9条 解体撤去に関する事項の連絡を円滑に行うため、甲及び乙はあらかじめ担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

- 2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障をきたさないよう、常に点検及び改善に努めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲乙が協議のうえ、定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、本協定の期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも解除の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書 2 通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 23 年 3 月 17 日

甲 砺波市栄町 7 番 3 号

砺波市長

乙 富山市芝園町一丁目 7 番 4 号
社団法人富山県構造物解体協会

会 長

災害時における応急物資の提供に関する協定

砺波市（以下「甲」という。）と株式会社砺波給食（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な応急物資（以下「物資」という。）の提供及び運搬に関し、次の通り協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、砺波市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、可能な範囲において物資の提供を要請することができる。

（提供物資の範囲）

第2条 乙が甲に提供する物資は、次に掲げるものとする。

- （1）おにぎり、米飯等
- （2）その他調達可能な物資

（物資の協力）

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、物資の優先的提供及び運搬等必要な措置に対する協力を積極的に努めるものとする。

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の引渡し及び運搬）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難なときは、甲乙協議の上決定し行い、物資の引取りに際して甲は引渡場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（連絡責任者）

第6条 要請及び協定に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲においては企画総務部総務課長、乙においては専務取締役を連絡責任者とする。

(費用負担)

第7条 物資の価格は、災害発生直前時における適正な価格を基準として甲乙協議して定める。

(費用の請求及び支払)

第8条 乙は、物資の提供終了後、出荷確認書に基づき請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、適法な請求書を受理してから30日以内に代金を支払うものとする。ただし、事情により30日以内の支払いが困難な場合は、甲乙協議するものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は、本協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(協定期間)

第10条 本協定は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から異議申し立てがないときは、期間満了の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年3月1日

甲 砺波市栄町7番3号
砺波市長

乙 砺波市太郎丸156番
株式会社砺波給食
代表取締役

7-27 災害時における応急対策業務に関する協定

災害時における応急対策業務に関する協定

砺波市（以下「甲」という。）と社団法人 斜面防災対策技術協会 富山県支部（以下「乙」という。）とは、砺波市地域防災計画に基づき、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について、次の条項により、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務の実施に関する基本事項を定め、甲の管理する道路、河川その他公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（応急対策業務の内容）

第2条 応急対策業務の内容は、急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の調査及び応急措置とする。

（実施要請）

第3条 甲は、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して応急対策業務の実施を要請するものとする。

（協力体制）

第4条 乙は、第3条に規定する要請を受けた時は、業務実施者及び担当者を決定し、甲へ通知するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請した応急対策業務に要する費用は、甲が負担する。

（従事者の損害補償）

第6条 第4条の規定に基づき、応急対策業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

（被害状況等の報告）

第7条 乙は、公共土木施設の被害状況及び急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の状況を把握した場合、被害状況等を速やかに甲に報告するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙が押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年3月1日

甲 砺波市栄町7番3号
砺波市長

乙 富山市安住町3番14号
社団法人 斜面防災対策技術協会 富山県
支部
支部長

7-28 災害時における応急対策業務に関する協定

災害時における応急対策業務に関する協定

砺波市（以下「甲」という。）と富山県地質調査業協会（以下「乙」という。）とは、砺波市地域防災計画に基づき、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について、次の条項により、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務の実施に関する基本事項を定め、甲の管理する道路、河川その他公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（応急対策業務の内容）

第2条 応急対策業務の内容は、公共土木施設の応急対策に関する地質調査とする。

（実施要請）

第3条 甲は、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して応急対策業務の実施を要請するものとする。

（協力体制）

第4条 乙は、第3条に規定する要請を受けた時は、業務実施者及び担当者を決定し、甲へ通知するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請した応急対策業務に要する費用は、甲が負担する。

（従事者の損害補償）

第6条 第4条の規定に基づき、応急対策業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

（被害状況等の報告）

第7条 乙は、公共土木施設の被害状況及び急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の状況を把握した場合、被害状況等を速やかに甲に報告するものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙が押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年3月1日

甲 砺波市栄町7番3号
砺波市長

乙 富山市安住町3番14号
富山県地質調査業協会
会長

7-29 災害時の情報交換に関する協定

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省北陸地方整備局長（以下「甲」という。）と砺波市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、砺波市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 砺波市内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- 二 砺波市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲及び乙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（河川・ダム・砂防・道路・公園・下水道等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があつた場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通を作成し、甲乙が押印のうえ、各1通を所有する。

平成23年3月1日

甲 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1
新潟美咲合同庁舎1号館
国土交通省
北陸地方整備局長

乙 砺波市栄町7番3号
砺波市長

砺波市、加賀市災害時相互応援協定書

砺波市と加賀市（以下「協定市」という。）とは、相互扶助の精神に基づき、協定市の区域内において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の応急措置の実施が十分できない場合において被災者に対する救護等を実施するための応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（連絡窓口）

第1条 協定市は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部課を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。ただし、応援を行う市の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

- （1）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- （2）食料、飲料水、生活必需物資その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- （3）被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあっせん
- （4）応援に必要な職員の派遣
- （5）災害救助ボランティアのあっせん
- （6）被災児童生徒の受入れ
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知をするものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる物資等の品目、規格、数量等
- （3）前条第4号に掲げる職員の職種、人数等
- （4）応援を受ける場所及び応援を受ける場所への経路
- （5）応援を受ける期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

(応援の実施)

第4条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 協定市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に速やかにその旨を連絡しなければならない。

(指揮権)

第5条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費の負担については、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援を行う市の負担とする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市の間で協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 応援に派遣した職員が、負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

2 応援に派遣した職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、立会人同席のもと、本協定書2通を作成し、協定市そ

れぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 23 年 6 月 13 日

砺波市栄町 7 番 3 号

砺波市長

加賀市大聖寺南町二 4 1 番地

加賀市長

7-31 災害時における福祉避難所としての使用に関する協定

災害時における福祉避難所としての使用に関する協定

砺波市（以下「甲」という。）と社会福祉法人砺波市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、福祉避難所として乙が所有し、又は管理する施設を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙が所有し、又は管理する施設内において、甲が福祉避難所を設置し、要援護者とその介護者等（家族を含む。）を当該避難所に避難させることにより、日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等のうち、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

2 この協定において「福祉避難所」とは、要援護者及びその介護者等（家族を含む。）を受け入れる避難所をいう。

（施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、福祉避難所の開設の必要性が生じた場合は、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（福祉避難所として使用する施設）

第4条 福祉避難所として使用する施設は、次に掲げる施設とする。なお、福祉センターについては職員の確保及び運営が可能な場合において使用できるものとする。

（1）乙が管理する施設

所 在 地	施 設 名
砺波市苗加824番地1	砺波市福祉センター「苗加苑」
砺波市苗加824番地1	砺波市南部デイサービスセンター
砺波市林1202番地	砺波市福祉センター「北部苑」
砺波市林1202番地	砺波市北部デイサービスセンター
砺波市安川297番地	砺波市社会福祉庄東センター

(運営)

第5条 乙は、福祉避難所の運営にあつては、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 福祉避難所に避難した要援護者とその介護者等（家族を含む。）の相談及び日常生活上の支援
- (2) 要援護者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の運営に係る市への実績報告及び費用請求等の業務

(手続等)

第6条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(移送)

第7条 要援護者の福祉避難所への移送については、原則として要援護者の介護者等（家族を含む）で行うものとする。ただし、災害等の状況により、甲又は要援護者の介護者等（家族を含む）が移送できない場合は、乙は、甲の依頼により、移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達)

第8条 要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資は、甲が調達するものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができる。

- 2 前項の要請があつたときは、乙は協力するよう努めるものとする。

(介助支援者の確保)

第9条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。

- 2 甲は、前項の連絡があつたときは、乙が要援護者を適切に介助できるよう看護師、介助員及びボランティア等の介助支援者を確保するものとする。

(経費の負担)

第10条 福祉避難所の管理運営に係る経費及び甲の要請に基づいて乙が提供した内容に係る経費については、甲が負担するものとする。

(有効期限)

第 1 1 条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第 1 2 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に
甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

平成 2 4 年 7 月 1 9 日

甲 砺波市栄町 7 番 3 号

砺波市長

乙 砺波市幸町 8 番 1 7 号

社会福祉法人砺波市社会福祉協議会

会 長

7-32 災害時における福祉避難所としての使用に関する協定

災害時における福祉避難所としての使用に関する協定

砺波市（以下「甲」という。）と社会福祉法人砺波福祉会（以下「乙」という。）とは、福祉避難所として乙が所有し、又は管理する施設を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙が所有し、又は管理する施設内において、甲が福祉避難所を設置し、要援護者とその介護者等（家族を含む。）を当該避難所に避難させることにより、日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等のうち、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

2 この協定において「福祉避難所」とは、要援護者及びその介護者等（家族を含む。）を受け入れる避難所をいう。

（施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、福祉避難所の開設の必要性が生じた場合は、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（福祉避難所として使用する施設）

第4条 福祉避難所として使用する施設は、次に掲げる施設とする。なお、福祉センターについては職員の確保及び運営が可能な場合において使用できるものとする。

（1）乙が管理する施設

所在地	施設名
砺波市柳瀬3番地	やなせ苑デイサービスセンター
砺波市安川297番地	砺波市庄東デイサービスセンター

（運営）

第5条 乙は、福祉避難所の運営にあつては、次に掲げる業務を履行するものとする。

（1）福祉避難所に避難した要援護者とその介護者等（家族を含む。）の相談及び日常

生活上の支援

- (2) 要援護者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の運営に係る市への実績報告及び費用請求等の業務

(手続等)

第6条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(移送)

第7条 要援護者の福祉避難所への移送については、原則として要援護者の介護者等（家族を含む）で行うものとする。ただし、災害等の状況により、甲又は要援護者の介護者等（家族を含む）が移送できない場合は、乙は、甲の依頼により、移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達)

第8条 要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資は、甲が調達するものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができる。

2 前項の要請があったときは、乙は協力するよう努めるものとする。

(介助支援者の確保)

第9条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。

2 甲は、前項の連絡があったときは、乙が要援護者を適切に介助できるよう看護師、介助員及びボランティア等の介助支援者を確保するものとする。

(経費の負担)

第10条 福祉避難所の管理運営に係る経費及び甲の要請に基づいて乙が提供した内容に係る経費については、甲が負担するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度

においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に
 甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成24年8月30日

甲 砺波市栄町7番3号

砺波市長

乙 砺波市柳瀬3番地
 社会福祉法人砺波福社会

理事長

砺波市と東海村との災害時における相互応援に関する協定書

富山県砺波市（以下「甲」という。）と茨城県那珂郡東海村（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で、自然災害等による大規模な被害が発生した場合において、応急対策等の相互の応援（以下「応援」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）被災者の救出、救助及び救援活動、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- （2）食料、飲料水、生活必需物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- （3）避難が必要な被災者の受入れ
- （4）被災者の救出、救助及び救援活動並びに施設の応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）庁舎の機能確保のために必要な施設・設備の提供
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知をするものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援の種類
- （3）応援の具体的な内容及び必要量
- （4）応援を受ける場所及び応援を受ける場所への経路
- （5）応援を受ける期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 前条の規定により応援の要請を受けた甲又は乙（以下「応援市村」という。）

は、直ちに必要な応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により当該応援を実施できない場合は、当該要請をした甲又は乙（以下「要請市村」という。）に速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第5条 応援市村の職員が応援に従事するときは、要請市村の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として要請市村の負担とする。

2 自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費の負担については、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援市村の負担とする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度甲乙の間で協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第7条 応援に派遣した職員が、負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援市村が負うものとする。

2 応援に派遣した職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が要請市村との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市村がその賠償の責務を負うものとする。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第9条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、立会人同席のもと、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 24 年 10 月 11 日

甲 富山県砺波市栄町 7 番 3 号
砺波市 砺 波 市 長

乙 茨城県那珂郡東海村東海三丁目 7 番 1 号
東海村 東 海 村 長

7-34 警察署使用不能時における施設使用に関する協定

警察署使用不能時における施設使用に関する協定

砺波市（以下、「甲」という。）と砺波警察署（以下、「乙」という。）は、大規模災害が発生し、砺波警察署が使用不能になった場合（以下、「警察署使用不能時」という。）の代替施設として、乙が甲の所有する施設（以下、「使用施設」という。）を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、警察署使用不能時において、乙が使用施設（施設の一部を含む。）を使用する場合に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（使用の要請）

第2条 乙は、使用施設を使用する必要がある時は、甲に対しその旨を文書又は口頭で要請するものとする。

（使用施設）

第3条 甲が乙に供する使用施設の順位は、次のとおりとする。

（1）砺波まなび交流館（2階全室）

所在地 砺波市栄町7 1 7 番地

（2）乙の要請に応じて、甲が指定する使用可能な公共施設

（使用の承認）

第4条 甲は、第2条に規定する要請を受けた場合は、使用施設の使用可能な会議室等の状況を調査し、速やかに回答するものとする。

（施設の使用上の責務）

第5条 乙は、使用施設の使用にあたっては、甲が別に定める当該施設の管理規則を遵守し、乙の責任において適切に使用するものとする。この場合において、甲は、乙の使用に協力するものとする。

（使用期間及び使用料）

第6条 使用施設の使用期間及び使用に伴う費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（使用終了と引渡し）

第7条 乙は、使用施設の使用を終了した場合は、使用施設を現状に復旧し、甲の確

認を受けた後、引き渡すものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた事項については、
甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各自
その1通を保有するものとする。

平成25年6月3日

甲 砺波市栄町7番3号

砺波市長

乙 砺波市春日町1番21号

砺波警察署長

災害時の医療救護活動に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）と公益社団法人砺波医師会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、砺波市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、前条に規定する医療救護計画に基づき、直ちに医師、看護師等からなる医療救護班を派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 医療救護班に対する指揮は乙が行い、医療救護活動に係る連絡調整は、甲が行うものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲が避難場所、避難所及び災害現場等に設置する医療救護所において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）被災者の傷病の程度の判定（トリアージ）
- （2）傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- （3）医療機関への搬送の要否の判断及びその順位の決定

(4) 被災者の死亡の確認及び検索

(5) その他必要な措置

(医療救護班の輸送)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容医療機関の指定)

第8条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定する際は、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 医療救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合（第3条第3項の承認を受けた場合を含む。）に要する次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の経費

(3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(4) 収容医療施設等の施設・設備の損傷に係る経費

(5) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、
甲乙
協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から平成27年
3月31日までとする。

2 協定期間の満了する1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申出がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も、同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年9月1日

甲 砺波市栄町7番3号
砺波市長

乙 砺波市幸町6番4号
公益社団法人砺波医師会長

災害時における物資供給に関する協定書

富山県砺波市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配

慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年11月18日

富山県砺波市栄町7番3号

甲

砺波市長

新潟県新潟市南区清水4501番地1

乙

NPO 法人 コメリ災害対策センター理事長

7-37 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

富山県砺波市（以下「甲」という。）と株式会社ヨシカワ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、砺波市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が災害応急対策を実施するに当たり、乙がその保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時のレンタル機材の提供は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（提供の要請）

第3条 甲は、災害時においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対して、乙の保有する仮設トイレ、発電機その他のレンタル機材（以下「保有機材」という。）の提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（保有機材の提供の協力）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有機材の優先的な提供に努めるものとする。

2 乙は、保有機材の提供を実施したときは、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

3 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

（引渡し等）

第5条 保有機材の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、乙が第1項の規定により保有機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が提供した保有機材の費用及び運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

この場合において、当該費用は、乙の通常価格により算出した額とする。

(費用の支払)

第7条 保有機材の提供に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、この協定に係る連絡窓口となる部署について協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合においても同様に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年4月1日

富山県砺波市栄町7番3号

甲

砺波市長

石川県金沢市北安江3丁目1番33号

乙

株式会社ヨシカワ 代表取締役社長

災害時における支援協力に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社 近畿・北陸カンパニー（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急処置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、出荷要請書をもって乙に要請するものとする。但し、緊急を要するとき、口頭でもって申し出を行い、事後に出荷要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに出荷確認書を乙に提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、前項に基づく請求があったときには、乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。

(物資の価格)

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(避難場所の提供)

第9条 乙は、災害時において、乙が所有または管理する駐車場を一時避難所として提供するものとする。

(改正又は廃止)

第10条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって1か月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年6月30日

甲 富山県砺波市栄町7番3号
砺波市長

乙 大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番23号
イオンリテール株式会社 近畿・北陸カンパニー
取締役兼専務執行役 支社長

災害時における福祉避難所としての使用に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）と社会福祉法人となみ野会（以下「乙」という。）とは、福祉避難所として乙が所有し、又は管理する施設を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙が所有し、又は管理する施設内において、甲が福祉避難所を設置し、要配慮者とその介護者等（家族を含む。）を当該避難所に避難させることにより、日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「要配慮者」とは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等のうち、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

2 この協定において「福祉避難所」とは、要配慮者及びその介護者等（家族を含む。）を受け入れる避難所をいう。

（施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、福祉避難所の開設の必要性が生じた場合は、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（福祉避難所として使用する施設）

第4条 福祉避難所として使用する施設は、次に掲げる施設とする。なお、特別養護老人ホーム砺波ふれあいの杜は、職員の確保及び運営が可能な場合において使用できるものとする。

（1）乙が管理する施設

所在地	施設名
砺波市神島756-1	特別養護老人ホーム砺波ふれあいの杜
砺波市神島756-1	砺波ふれあいの杜 デイサービスセンター

（運営）

第5条 乙は、福祉避難所の運営にあつては、次に掲げる業務を履行するものとする。

- （1）福祉避難所に避難した要配慮者とその介護者等（家族を含む。）の相談及び日常生活上の支援
- （2）要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- （3）福祉避難所の運営に係る市への実績報告及び費用請求等の業務

（手続等）

第6条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(移送)

第7条 要配慮者の福祉避難所への移送については、原則として要配慮者の介護者等（家族を含む）で行うものとする。ただし、災害等の状況により、甲又は要配慮者の介護者等（家族を含む）が移送できない場合は、乙は、甲の依頼により、移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達)

第8条 要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資は、甲が調達するものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができる。

2 前項の要請があったときは、乙は協力するよう努めるものとする。

(介助支援者の確保)

第9条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。

2 甲は、前項の連絡があったときは、乙が要配慮者を適切に介助できるよう看護師、介助員及びボランティア等の介助支援者を確保するものとする。

(経費の負担)

第10条 福祉避難所の管理運営に係る経費及び甲の要請に基づいて乙が提供した内容に係る経費については、甲が負担するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成27年8月17日

甲 富山県砺波市栄町 7 番 3 号

砺波市長

乙 富山県砺波市神島 7 5 6 - 1
社会福祉法人となみ野会

理事長

災害時における柔道整復師会支援活動協定書

砺波市（以下「市」という）と砺波市柔道整復師会（以下「整復師会」という）とは、災害時の支援活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合に、整復師会が市に行う支援活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（支援活動の実施）

第2条 市は、砺波市内において大規模な災害が発生し、整復師会の協力が必要と認めるときは、整復師会に対し派遣場所、日時、救援対象人数等を明示して支援活動の要請を行うものとする。

2 整復師会は、市から前項の支援活動の要請を受けたときは、速やかに災害支援班を編成し、可能な範囲において支援活動を実施する。

（支援活動の内容）

第3条 前条の規定により、整復師会が行う支援活動の内容は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第4章に規定する業務の範囲内での応急救護活動とする。

（経費の負担）

第4条 第2条の規定により、整復師会が支援活動を行う経費は整復師会の負担とする。ただし、整復師会が当該支援活動の実施に当たり、調達した医療用消耗品（ガーゼ・包帯・マスク・手袋・絆創膏等の衛生材料）については市の負担とする。

（報告及び連絡方法）

第5条 市は、整復師会に対し支援活動要請書（様式第1号）をもって支援活動の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請し、事後速やかに支援活動要請書を提出するものとする。

2 整復師会は、前項の要請を受けたときは、第2条の規定により災害支援班を編成し、支援活動を実施したときは、支援活動終了後速やかに支援活動実施報告書（様式第2号）に参加名簿、使用した医療用消耗品の種類及び数量等を記載した書類を添えて市に提出するものとする。

（災害補償）

第6条 第2条の要請に基づき支援活動に従事した者が、当該業務により負傷、疾病又は死亡した場合の補償及び支援活動の従事中に第三者に過失により損害を与えた場合の補償は、整復師会が加入する医療損害賠償保険に基づき行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 市及び整復師会は第2条の要請に関する事項の連絡を確実かつ円滑に行うため、次のとおり連絡責任者を置くものとする。

- (1) 市の連絡責任者 砺波市企画総務部総務課長
- (2) 整復師会の連絡責任者 砺波市柔道整復師会長

(協定期間)

第8条 この協定は、市又は整復師会が文書をもって1箇月前までに相手側に対し改正又は廃止の意思表示をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、市、整復師会両者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成27年8月18日

富山県砺波市栄町7番3号

砺波市長

富山県砺波市鷹栖1154番地

砺波市柔道整復師会長

災害時における応急対策業務に関する協定書

砺波市（以下、「市」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部富山県部会（以下、「富山県部会」という。）とは、市の管理する下水道管路施設が、地震、風水害その他の大規模な災害により被災した場合（以下、「災害時」という。）に行う応急対策業務（以下、「業務」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急対策について基本的な事項を定め、被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（協力業務）

第2条 この協定の対象となる業務は、災害時における被害調査及び応急措置とし、市が必要と認めた範囲とする。

（協力の要請）

第3条 市は、災害時において応急対策を行う必要が生じた場合は、災害の実情に応じて富山県部会に対し協力要請書（様式第1号）により協力を要請することができるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

2 富山県部会は、協力の要請に備え、使用資機材等の確保に努めるものとする。

（応急対策の実施と報告）

第4条 富山県部会は、前条の規定による要請を受けた場合は、応急対策の内容を検討のうえ、協力業者の中から業務担当業者（以下、「担当業者」という。）を決定し、出動応諾書（様式第2号）を市に提出することにより出動を応諾するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等によることができることとするが、この場合においても遅滞なく出動応諾書を提出するものとする。

2 担当業者は、市の指示に従い、速やかに業務に着手するものとする。

3 担当業者は、業務遂行にあたって第三者に損害を与えないように特段の注意を払うものとする。

4 担当業者は、業務従事者が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第20号）の規定の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ行わなければならない。

5 担当業者は、業務請負契約の根拠とするため、業務内容が判定できる写真

等の資料を整理するとともに、適宜業務の進捗状況及び完了を市に報告するものとする。

(請負契約の締結)

第5条 市は、前条第5項の資料をもとに、担当業者と速やかに請負契約を締結するものとする。

(連絡窓口)

第6条 市及び富山県部会は、第3条の要請に関する事項の連絡を確実かつ円滑に行うため、次のとおり連絡窓口を置く。

(1) 市の連絡窓口 砺波市建設水道部上下水道課

(2) 富山県部会の連絡窓口 富山県部会

2 富山県部会の連絡窓口は、別途業者に指定することができる。その場合は、毎年年度初めに市へ報告するものとし、変更が無ければその効力は持続するものとする。

(協定の効力)

第7条 この協定は、市又は富山県部会が文書をもって1箇月前までに相手側に対し改正又は廃止の意思表示をしない限り、その効力を持続するものとする。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定について、疑義を生じた事項については、両者がその都度協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、市、富山県部会両者記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成28年6月23日

富山県砺波市栄町7番3号

砺波市長

富山県高岡市材木町731番地

公益社団法人日本下水道管路管理業協会
中部支部富山県部会長

臨時災害放送局開設に関する協定

砺波市（以下「市」という。）と株式会社エフエムとなみ（以下「エフエムとなみ」という。）は、臨時災害放送局の開設に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、砺波市に大規模災害が発生した際に、臨時災害放送局を開設し、市民が必要とする避難場所、救援物資、仮設住宅、ライフライン復旧状況等の各種災害関連情報を提供することで、市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）大規模災害災害対策基本法に基づく砺波市災害対策本部が設置された場合又は市とエフエムとなみが特に必要と認めた場合の災害とする。
- （2）臨時災害放送局放送法第8条に規定する「臨時かつ一時の目的のための放送（臨時目的放送）」のうち、「暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと」（放送法施行規則第7条第2項第号）を目的とする放送を行う放送局をいう。

（開設の判断）

第3条 臨時災害放送局の開設は、大規模災害発生時において市が判断する。

（運用手法）

第4条 市は、当該放送局免許を取得した場合、当該放送局の運営をエフエムとなみに委託するものとする。

- 2 開設場所は、エフエムとなみの所在地とする。ただし、災害状況に応じてより適切な開設場所がある場合は当該場所へ開設するものとする。
- 3 運営に関する機材等は、エフエムとなみの所有する機材等を使用するものとし、市から機材等の救援がある場合は積極的に活用するものとする。
- 4 放送内容は、市の災害対策本部とエフエムとなみが効率的な手段で連絡を取り合い、市から提供又は指示を受けた内容とする。災害状況等により連絡が取りにくい場合は、その都度、市とエフエムとなみが協議して連絡手段を決定するものとする。
- 5 市及びエフエムとなみは、在住外国人向けの多言語での放送も視野に入れるものとする。

(責任者)

第5条 市及びエフエムとなみは、臨時災害放送局による放送を確実に円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を置き、次の職にあるものを充てる。

(1) 砺波市企画総務部長

(2) 株式会社エフエムとなみ業務部長

(費用の負担)

第6条 本協定に基づく臨時災害放送局を開設した場合の費用は市が負担するものとし、その額については市とエフエムとなみが別途協議の上、決定するものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに市とエフエムとなみいずれからも協定解除又は変更の意思表示がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第8条 この協定書に定めない事項及びこの協定書に疑義が生じたときは、市とエフエムとなみが協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年10月26日

富山県砺波市栄町7番3号

砺波市長

富山県砺波市太郎丸2丁目129番地

株式会社エフエムとなみ
代表取締役社長

災害緊急放送に関する相互協定書

砺波市（以下「市」という。）と株式会社エフエムとなみ（以下「エフエムとなみ」という。）は、災害緊急放送に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は「砺波市地域防災計画」に定める災害に関し、緊急放送を通じて被害の軽減を図り、もって市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他の異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発その他の非常の状態をいう。
- （2）「災害緊急放送」とは、前条の目的を達成するため、市の要請に基づき、エフエムとなみの行う他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。

（放送の要請）

第3条 市は、災害時における災害防止と被害の拡大防止を図るため、住民等へ情報伝達の必要があると認めたときには、エフエムとなみに対し、放送を行うよう要請することができる。

（要請の手続き）

第4条 市は、エフエムとなみに対し、次に掲げる事項を記載した要請書により放送を行うことを要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、事後に文書を提出するものとする。

- （1）放送要請の理由
- （2）放送事項
- （3）希望する放送日時
- （4）その他必要な事項
- （5）要請連絡者

（運用）

第5条 災害緊急放送の運用にあたっては、エフエムとなみとしての番組編成を尊重し、次の各号に定める手順により放送するものとする。

(1) エフエムとなみの事務所が有人の時間（概ね月曜から土曜の午前9時から午後5時30分までの間）

ア 市は、前条に定めた手順により、エフエムとなみの事務所あてに災害緊急放送である旨を明確にして概要を連絡する。

イ エフエムとなみは、災害緊急放送の要請を受けた後、その内容を市に確認し、災害緊急放送であると判断した場合において、他の放送より優先してこれを放送しなければならない。それ以後においても状況を把握し、適時繰り返し放送を行う。

ウ エフエムとなみは、市からの要請のあった災害緊急放送の内容が災害緊急放送ではないと判断した場合には、この限りではない。

(2) 前号に掲げる時間以外又は特別の事情によりエフエムとなみの事務所が無人である時間

ア 市は、前条に定めた手順により、エフエムとなみの事務所あてに災害緊急放送である旨を明確にして概要を連絡する。あわせて、エフエムとなみの責任者あてに電話等により連絡する。

イ エフエムとなみは、出社した社員がその内容を市に確認し、災害緊急放送であると判断した場合は、他の放送より優先してこれを放送しなければならない。それ以後においても状況を把握し、適時繰り返し放送を行う。

ウ エフエムとなみは、市からの要請のあった災害緊急放送の内容が災害緊急放送ではないと判断した場合には、この限りではない。

(責任者)

第6条 災害緊急放送を行うときの連絡を確実かつ円滑に行うため、双方に責任者を置き、次の職にあるものを充てる。

(1) 砺波市企画総務部長

(2) 株式会社エフエムとなみ業務部長

(訓練)

第7条 市及びエフエムとなみは、この協定の実効性を高めるため、災害緊急放送の訓練を適時実施する。

(費用の負担)

第8条 放送にかかわる費用負担は、以下のとおりとする。

(1) 災害緊急放送の概要の受信に使用するファクス、電話又はパソコン等の設置及び維持に要する費用は、原則としてエフエムとなみの負担とする。

(2) 災害緊急放送に要する費用は、原則としてエフエムとなみの負担とする。

(3) 市は、エフエムとなみの災害緊急放送にあたり、その施設利用について便宜を図る。

(4) 災害緊急放送の実施により、その間予定していた番組又はコマーシャルが放送できなかった場合は、エフエムとなみと当該広告主等との協議により解決を図る。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに市エフエムとなみいずれからも協定解除又は変更の意思表示がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第10条 この協定書に定めない事項及びこの協定書に疑義が生じたときは、市とエフエムとなみが協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年10月26日

富山県砺波市栄町7番3号

砺波市長

富山県砺波市太郎丸2丁目129番地

株式会社エフエムとなみ

代表取締役社長

大規模災害発生時 一時避難所提供に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）とヌヴォトン テクノロジージャパン株式会社（以下「乙」という。）とタワー パートナーズ セミコンダクター株式会社（以下「丙」という。）と砺波市柳瀬地区自主防災会（以下「丁」という。）は、地震などの大規模災害発生時に砺波市柳瀬地区在住の居住者が一時避難するための避難所として乙の社屋を提供することに関し、次の通り協定する。

（目的）

第1条 乙は、甲に対し、地震等の大規模災害発生時に、避難対象者（第3条に規定）の安全を確保するため、第2条で指定される施設を一時避難所として使用することを許諾し、当該施設を使用するために乙が所有する敷地内を避難対象者が通行することを許可する。

（対象となる施設）

第2条 乙が甲に使用を許諾する施設は、以下に記載の通りとし、具体的な構内見取図は付属書Aに記載の通りとする。

所 在 地：〒939-1312 富山県砺波市東開発271番地
会 社 名：ヌヴォトン テクノロジージャパン株式会社
拠 点 名：砺波拠点
使用可能施設：更衣棟

（避難対象者）

第3条 本協定第1条に記載されている避難対象者とは、丁に所属する居住者とする。

（承諾）

第4条 丙は、別途乙丙間の契約により乙から共用で通行することを許可されている敷地を、地震等の大規模災害発生時に避難対象者が通行することを承諾する。

（使用上の義務と協力）

第5条 本協定に基づく避難対象となる大規模災害とは、地震、水害、土砂災害、大火事等の場合であり、基本的に自治体からの避難情報に基づく避難を対象とする。

2 避難中、丁は、甲、乙および丙があらかじめ丁に提示した、あるいは甲、乙および丙が必要に応じ、都度、指示または提示する避難場所、通行可能場所、車両の駐車場所等の注意事項、その他の必要事項を避難対象者に遵守させるものとし、乙および丙の生産並びに安全設備に影響を与える行為をさせないものとする。万一、丁または避難対象者の故意、過失により乙および丙の生産並びに安全設備に損害を与えた場合、甲または丁は損害賠償の責を負うものとする。

- 3 甲は、丁および避難対象者に前項に定める注意事項、必要事項を遵守させるものとする。
- 4 丁は、第2項に基づき甲、乙および丙からあらかじめ提示された注意事項、その他の必要事項を事前に避難対象者に周知するものとし、丁および避難対象者は、避難中、甲、乙および丙の指示に従い、第2項に記載される注意事項、必要事項を遵守しなければならない。
- 5 避難対象者の避難中に乙の構内で発生した避難対象者に係る事件・事故について、乙および丙は、甲、丁並びに避難対象者、その他の第三者に対し、一切の責任を負わないものとする。
- 6 本協定は、大規模災害発生時の一時的な緊急避難を目的とするものであって、避難が長期化する、または長期化する可能性がある場合、丁および避難対象者の乙の構内からの退去を含む対応について、乙および丙は、甲に対して協議を申し入れることができるものとし、甲は誠実に対応するものとする。

(連絡担当者)

第6条 本協定に関する連絡担当者は付属書Bの通りとし、各当事者は、必要がある場合、当該連絡担当者を通じて連絡を取り合うものとする。

(有効期間)

- 第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から5年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、いずれの当事者からも本協定を終了する旨の申し出がないときは、本協定の有効期間は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、いずれの当事者も3か月前までに書面により他の全ての当事者に通知することにより本協定を解除することができるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第8条 丁は、自己、自己の役員および構成員、自己の代理人もしくは媒介をする者または避難対象者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。

- (1) 反社会的勢力が運営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 反社会的勢力が運営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

- (5) 役員または運営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 丁は、自らまたは第三者を利用して以下の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを表明し、保証する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて乙または丙の名誉・信用を毀損し、あるいは乙または丙の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 丁は、前二項の規定に反する事項が判明した場合、直ちに甲、乙および丙にその事実を報告するものとする。
- 4 乙および丙は、丁が前各項の規定に違反した場合、第7条の規定にかかわらず、催告その他何等の手續を要することなく、直ちに本協定を解除することができるものとする。

(協議解決)

第9条 本協定に定めのない事項または本協定の内容に疑義が生じた場合、必要に応じ、甲乙丙丁協議のうえ解決するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁記名捺印のうえ各1通を保有するものとする。

令和2年12月21日

甲 富山県砺波市栄町7番3号

砺波市長 夏野 修

乙 京都府長岡京市神足焼町1番地
ヌヴォトン テクノロジージャパン株式会社

代表取締役社長 小山 一弘

上記代理人

同社

マニユファクチャリングセンター 北陸製造統括部

部長 末吉 貴志

丙 富山県魚津市東山800番地
タワー パートナーズ セミコンダクター株式会社

取締役社長 長野 能久

丁 富山県砺波市柳瀬573番地
柳瀬地区自主防災会

会長 永井 耕伸

災害時における応急対策業務に関する協定

砺波市（以下「甲」という。）と富山県電気工事工業組合（以下「乙」という。）とは、砺波市地域防災計画に基づき、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務等の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民の安全を確保するため、災害時に甲の管理する公共施設等における電気設備の機能の確保及び復旧を図るとともに、災害時の甲、乙間における応急対策業務の実施に関する基本的事項を定め、もって迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（実施要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために応急対策業務の必要があると認めたときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又はファックス等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況
- （2）応急対策業務の内容及び場所への経路
- （3）応急対策業務の期間
- （4）前3号に掲げるもののほか、応急対策業務のために必要な事項

2 乙は、甲から前項による要請があったときは、特別な理由がない限り、速やかに当該業務を実施するものとする。

（応急対策業務の内容）

第3条 甲が乙に実施を要請する応急対策業務の内容は、次に掲げる事項とする。

- （1）公共施設等の電気設備等の復旧及び電気に係る事故防止措置
- （2）前号に掲げるもののほか、公共施設等の電気設備機能の確保及び回復を図る上で必要な事項

（費用の負担）

第4条 甲が要請した応急対策業務に要する費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害の直前における通常の価格を基準として、甲乙が協議の上、決定するものとする。

（従事者の損害補償）

第5条 第2条の規定に基づき、応急対策業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）により行うものとする。

（実施細目）

第6条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲乙が協議の上、定めるものとする。

（連絡体制の整備）

第7条 応急対策業務に関する事項の連絡を円滑に行うため、甲及び乙はあらかじめ連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、災害時に支障をきたさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（有効期限）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年10月17日

甲 砺波市栄町7番3号

砺波市長

乙 富山市上富居一丁目7番12号

富山県電気工事工業組合

理事長

災害時における支援協力に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）と大和トランスポート株式会社（以下「乙」という。）は、災害時におけるヘリコプターの運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、砺波市内で災害等が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の所有するヘリコプターを使用した支援協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及び武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第1号に定める武力攻撃による災害並びに甲に発生する危機による被害等をいう。

（支援協力要請）

第3条 甲が乙に要請する支援又は協力（以下「支援協力」という。）は、次のとおりとする。

- （1）災害対応に必要な映像・画像等の情報収集
- （2）緊急支援物資の輸送
- （3）緊急支援要員の輸送
- （4）その他甲及び乙の協議により決定された支援又は協力

（協力要請の手続）

第4条 甲は、支援協力が必要と認めるときは、乙に対し要請書（様式第1号）により協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、要請書によらず要請することとし、後日速やかに乙に要請書を提出するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、必要な人員、ヘリコプター及び資機材等を調達し、協力の要請に可能な範囲で応ずるものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けて活動するときは、関連法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

（報告）

第5条 乙は、支援協力を実施した場合は、報告書（様式第2号）により甲の定める期限までに報告を行うものとする。

（映像等の所有権等）

第6条 支援協力に際し撮影された映像、画像等の所有権及び著作権は、甲に帰属するものとする。

（費用負担）

第7条 支援協力に要した人件費、燃料代等の経費は、甲が負担するものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙及び乙の社員は、支援で知り得た甲又は第三者の秘密を漏らしてはならない。支援協力終了後もまた同様とする。

(災害の補償)

第9条 この協定に基づき実施した支援協力に伴って、乙の社員及び第三者に生じた損害の補償は、乙の責任において補償するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に基づく適正な事務執行のため、次のとおり連絡責任者を置く。

(1) 甲の連絡責任者 総務課長

(2) 乙の連絡責任者 代表取締役

(協定期間)

第11条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する1箇月前までに、甲又は乙から書面による解除の申し出がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年5月21日

甲 富山県砺波市栄町7番3号

砺波市長

乙 富山県小矢部市赤倉169番地

大和トランスポート株式会社

代表取締役

災害時における緊急輸送に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）ととなみ観光交通株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害（以下「災害」という。）発生時における、乙のバス及びタクシー等（以下「バス等」という。）による被災者等の避難輸送及び甲の救助計画に従事する者の移送（以下「緊急輸送」という。）に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲の区域内で災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、緊急輸送に関する体制を確保することにより、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、前条の目的により乙に対して緊急輸送の協力を要請することができる。この場合において、乙は正当な理由がある場合を除き、これに協力するものとする。

（協力手続等）

第 3 条 甲は、前条の規定により協力要請する場合は、「緊急輸送協力要請書」（様式第 1 号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 乙は、要請を受けたときは、その要請事項を実施するための必要な措置を講じ、緊急輸送を実施するものとする。

（安全の確保及び実施）

第 4 条 甲は、乙への協力の内容に応じ、安全の確保に十分に配慮するものとする。

2 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するよう努めるものとし、その措置の状況を速やかに甲に報告するものとする。

（災害時の情報提供）

第 5 条 甲及び乙は、緊急輸送を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

（職員の同乗）

第 6 条 甲は、必要があると認めたときは、乙の緊急輸送車両に甲の職員を同乗させるものとする。

(報告)

第7条 乙は、緊急輸送を実施した場合は、当該業務の終了後速やかに「緊急輸送実施報告書」(様式第2号)により甲へ報告するものとする。

(協力体制)

第8条 乙は、緊急輸送の協力に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

(費用負担)

第9条 第2条の規定による要請により緊急輸送に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の算出は、要請の直前における適正価格を基準として、第7条の規定による報告に基づき、甲乙協議の上決定するものとする。

3 業務の履行や支払等に係る事務手続きについては、甲で定める諸規定に基づき行うものとする。

(事故等)

第10条 乙の供給したバス等が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該バス等を交換してその供給の継続に努めるものとする。

2 乙は、バス等の運行に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(旅客及び第三者に対する責任)

第11条 乙は、バス等の運行に際し、乙の責に帰する理由によりバス等の使用者及び第三者に損害を与えたときはその賠償の責を負うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の3か月前に、この協定の解除又は変更について甲と乙のいずれかから何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を２通作成し、双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成３０年８月２２日

甲 富山県砺波市栄町７番３号

砺波市長

乙 富山県砺波市一番町１－１５

となみ観光交通株式会社

代表取締役社長

災害時における緊急用資材の供給に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）とサクラパックス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における緊急用資材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、砺波市内で災害等が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲は乙の協力を得て、避難所等の生活支援として必要な包装資材を含む段ボール製品・段ボールベット等の緊急用資材（以下「緊急用資材」という。）を迅速かつ円滑に避難所等に供給することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害時」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及び武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第1号に定める武力攻撃による災害並びに甲に発生する危機による被害等をいう。

（供給要請の手続）

第3条 甲は、緊急用資材の供給を受ける必要があると認めるときは、乙に対して次に掲げる事項を明らかにして要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により緊急用資材の供給を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、要請書によらず要請することとし、後日速やかに乙に要請書を提出するものとする。

- (1) 緊急用資材の内容及び数量
- (2) 緊急用資材を供給する場所
- (3) 緊急用資材の使用目的及び使用期間
- (4) その他甲及び乙の協議により決定された緊急用資材の供給
- (5) 別表に掲げる物資

2 乙は、前項の要請を受けた場合、甲に対し速やかに供給の可否を回答書（様式第2号）により回答する。

（報告）

第4条 乙は、緊急用資材の供給を実施した場合は、報告書（様式第3号。以下「報告書」という。）により甲の定める期限までに報告を行うものとする。ただし、乙は、緊急を要する場合においては、電話等により甲に実施状況を報告し、後日、報告書を提出するものとする。

(引渡し等)

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(緊急用資材の撤去)

第6条 緊急用資材の撤去については、甲が乙に対して指示し、乙が行うものとする。

(映像等の所有権等)

第7条 緊急用資材の供給に際し撮影された映像、画像等の所有権及び著作権は、甲に帰属するものとする。

(費用負担)

第8条 緊急用資材の供給に要した経費（ただし、人件費を除く。）は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生直前における通常の価格を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(経費の支払い)

第9条 前条の規定に基づく経費は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、第4条に基づく報告を確認し、30日以内に当該経費を乙に支払うものとする。ただし、甲が30日以内に支払うことができない特別な事情がある場合は、この限りでない。

(防災訓練)

第10条 乙は、災害時における緊急用資材の供給を円滑かつ迅速に実施するため、甲と連携した防災訓練を実施するものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙及び乙の社員は、支援で知り得た甲又は第三者の秘密を漏らしてはならない。緊急用資材の供給終了後もまた同様とする。

(損害の補償)

第12条 この協定に基づき実施した緊急用資材の供給に伴って、乙の社員及び第三者に生じた損害の補償は、甲、乙の協議において補償するものとする。

(連絡責任者)

第13条 この協定に基づく適正な事務執行のため、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 甲の連絡責任者 総務課長
- (2) 乙の連絡責任者 総務部長

(協定期間)

第14条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する1箇月前までに、甲又は乙から書面による解除の申し出がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年11月13日

甲 富山県砺波市栄町7番3号

砺波市長

乙 富山県富山市高木3000番地

サクラパックス株式会社

代表取締役社長

災害時における支援協力に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）と日本製麻株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し又は発生するおそれがある場合等において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急処置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有又は調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、出荷要請書（様式第1号。以下「出荷要請書」という。）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に出荷要請書を提出するものとする。

(引渡し等)

第6条 物資の引き渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が運搬することができない場合は、甲が定める運搬手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

3 甲は、物資を確認後、速やかに出荷確認書（様式第2号）を乙に提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、前項に基づく請求があったときには、乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。

(物資の価格)

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に基づく適正な事務執行のため、次のとおり連絡責任者を置く。

(1) 甲の連絡責任者 総務課長

(2) 乙の連絡責任者 北陸工場長

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する1箇月前までに、甲又は乙から書面による解除の申し出がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年12月5日

甲 富山県砺波市栄町7番3号

砺波市長

乙 兵庫県神戸市中央区海岸通8番

日本製麻株式会社

代表取締役社長

災害時における物資供給に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）と株式会社カジメイク（以下「乙」という。）は、災害時における物資供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、砺波市内で災害等が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲は、乙の協力を得て、雨衣等の物資（以下「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害時」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及び武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第1号に定める武力攻撃による災害並びに甲に発生する危機による被害等をいう。

（供給要請の手続）

第3条 甲は、物資の供給を受ける必要があると認めるときは、乙に対して次に掲げる事項を明らかにして要請書（様式第1号）により物資の供給を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、要請書によらずに要請することとし、後日速やかに乙に要請書を提出するものとする。

- (1) 物資の内容及び数量
- (2) 物資を供給する場所
- (3) 物資の使用目的及び使用期間
- (4) その他甲及び乙の協議により決定された物資の供給
- (5) 別表に掲げる物資

2 乙は、前項の要請を受けた場合、甲に対し速やかに供給の可否を回答書（様式第2号）により回答する。

（報告）

第4条 乙は、物資の供給を実施した場合は、報告書（様式第3号）により甲の定める期限までに報告を行うものとする。ただし、乙は、緊急を要する場合においては、電話等により甲に実施状況を報告し、後日、報告書を提出するものとする。

(引渡し等)

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用負担)

第6条 物資の供給に要した経費（ただし、人件費を除く。）は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生直前における通常の価格を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(経費の支払い)

第7条 前条の規定に基づく経費は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、第4条に基づく報告を確認し、30日以内に当該経費を乙に支払うものとする。ただし、甲が30日以内に支払うことができない特別な事情がある場合は、この限りでない。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に基づく適正な事務執行のため、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 甲の連絡責任者 総務課長
- (2) 乙の連絡責任者 管理課長

(秘密の保持)

第10条 乙及び乙の社員は、支援で知り得た甲又は第三者の秘密を漏らしてはならない。物資の供給終了後もまた同様とする。

(損害の補償)

第11条 この協定に基づき実施した物資の供給に伴って、乙の社員及び第三者に生じた損害の補償は、甲、乙の協議において補償するものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する1箇月前までに、甲又は乙から書面による解除の申し出がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年2月20日

甲 富山県砺波市栄町7番3号

砺波市長

乙 富山県高岡市古定塚10-1

株式会社カジメイク

代表取締役社長

災害時における応急対策業務に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）と富山県瓦工事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、砺波市内で、地震、風水害等による大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の乙に対する協力要請及び当該要請に基づき乙が行う応急対策業務の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害時」とは災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に定める被害をいう。

（実施要領）

第3条 甲は、「災害時」において応急対策業務の必要があると認めるときは、応急対策業務要請書（様式第1号）により乙に対し、当該業務の実施を要請するものとする。

ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに応急対策業務要請書を提出するものとする。

2 乙は、甲から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、速やかに当該業務を実施するものとする。

（応急対策業務の内容）

第4条 甲が乙に実施を要請する応急対策業務の内容は、市内における建築物の損壊箇所の応急措置・障害物の除去等（以下「応急対策工事」という。）とする。

2 その他、必要な事項は、甲乙が協議の上、定めるものとする。

（報告）

第5条 乙は、要請に基づく応急対策業務を完了したときは、遅滞なくその結果を「応急対策業務完了報告書」（様式第2号）に実施内容が判断できる写真及び図面等の資料を添付し、甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 本協定に基づく応急対策工事の実施に要した経費は、甲が負担するものとし、本要綱に依らない経費は協議により決定するものとする。

(従事者の損害補償)

第7条 第3条第1項の規定に基づき、応急対策工事に従事した者が、当該工事により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）により行うものとする。

2 上記の状態になったときは、乙は甲に対し「事故報告書」（様式第3号）により速やかに報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、この協定に基づく応急対策工事で知り得た情報を、甲の承諾なく他人に知らせ、又は他の目的に利用してはならない。

(訓練等)

第9条 甲が、応急対策業務に関して訓練等を行うときは、乙はこれに協力するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に基づく適正な事務執行のため、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 甲の連絡責任者 総務課長
- (2) 乙の連絡責任者 砺波支部長

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から翌年度の3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する3箇月前までに、甲又は乙から協定解除又は協定内容の変更の申出がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書を２通作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成３１年３月１９日

甲 富山県砺波市栄町７番３号
砺波市長

乙 富山県富山市栗島２丁目３－２４号
富山県瓦工事業協同組合
理 事 長

地震災害時における被災建築物の応急対策活動の協力に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）と一般社団法人富山県建築士事務所協会（以下「乙」という。）、公益社団法人富山県建築士会（以下「丙」という。）及び公益社団法人日本建築家協会北陸支部富山地域会（以下「丁」という。）は、地震災害時における被災建築物の応急対策活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、砺波市内で地震災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が、乙丙丁の協力を得て、迅速かつ的確に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

（支援協力）

第2条 甲が乙丙丁に協力を要請する応急対策活動の支援内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 甲が指定する避難所及び防災上重要な施設への応急危険度判定等の安全確認支援
- (2) その他被災時に甲が依頼する支援業務

（応急対策活動業務の基準）

第3条 前条の支援は、「富山県被災建築物応急危険度判定実施要綱」の基準に従って行うものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、乙丙丁に所属する応急危険度判定士（以下、「判定士」という。）等による応急対策活動が必要と認めるときは、乙丙丁に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請することができる。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 判定士等による安全確認支援及びその他支援業務の実施内容
- (3) その他必要な事項

2 前項の規定による要請及び要請に対する回答は、甲乙丙丁ともに文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請及び回答し、事後において文書を提出するものとする。

(協力の実施)

第5条 乙丙丁は前条1項の規定による要請を受けたときは、所属する判定士等に対して、甲の要請する内容を速やかに伝え、直ちに実施するものとする。

(協力要請の自動発動)

第6条 市内において震度6弱以上の地震が発生した場合には、乙丙丁に所属する判定士等は、甲からの応急対策活動の協力の要請があったものとみなし、支援協力を実施するものとする。

(報告)

第7条 乙丙丁に所属する判定士等が応急危険度判定による支援協力に従事したときは、次に掲げる事項について、甲に文書で報告するものとする。

- (1) 実施内容及び結果
- (2) 従事した人員
- (3) 活動時間
- (4) その他必要事項

(経費及び補償)

第8条 本協定に基づく応急危険度判定の実施に要した経費及び補償は、富山県被災建築物応急危険度判定実施要綱に準じて、甲乙丙丁で負担するものとし、本要綱に依らない経費は協議により決定するものとする。

(事前協力事項)

第9条 甲乙丙丁は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、随時必要な協議を行うとともに、あらかじめ次に掲げる事項を相手方に文書で報告しなければならない。報告した事項を変更する場合も同様とする。

- (1) 甲 避難所及び防災上重要な施設の名称及び位置
- (2) 乙丙丁 組織体制、連絡体制

(守秘義務)

第10条 乙丙丁は、この協定に基づく応急対策活動中に知り得た情報及び判定に関する情報を、甲の承諾なく他人に知らせ、又は他の目的に利用してはならない。

(訓練等)

第11条 甲が、被災建築物の応急危険度判定の実施に関して訓練等を行うときは、乙丙丁はこれに協力するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙丙丁協議の上決定するものとする。

(協定期間)

第13条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から翌年度の3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する3箇月前までに、甲又は乙丙丁から協定解除又は協定内容の変更の申出がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書を4通作成し、甲乙丙丁が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年3月26日

甲 富山県砺波市栄町7番3号

砺波市長

乙 富山県富山市安住町7番1号

富山県建築設計会館2階

一般社団法人富山県建築士事務所協会

会長

丙 富山県富山市安住町7番1号

富山県建築設計会館2階

公益社団法人富山県建築士会

会長

丁 富山県富山市安住町7番1号

富山県建築設計会館2階

公益社団法人

日本建築家協会北陸支部富山地域会

会長

大規模災害発生時 指定避難所の提供に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）と砺波工業株式会社（以下「乙」という。）は、地震などの大規模災害発生時に指定避難所として、乙の社屋の一部を提供することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、砺波市内での地震等による大規模災害発生時（以下「災害時」という。）に、避難者の安全を確保するため、第3条に規定する施設を指定避難所として使用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害時」とは災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に定める被害の発生時をいう。

（対象となる施設）

第3条 乙が甲に使用を許諾する施設は、以下に記載のとおりとし、具体的な施設見取り図は付属書に記載のとおりとする。

所 在 地：〒939-1375 富山県砺波市中央町1-8

会 社 名：砺波工業株式会社

使用可能施設：コミュニケーション棟1階、2階第2応接室

（使用上の義務と協力）

第4条 本協定に基づく指定避難所の使用は、「災害時」に甲からの避難情報に基づく避難を基本とする。

2 甲及び乙は、必要に応じ、避難場所、通行可能場所、車両の駐車場の使用上の指示、注意、その他の必要事項を避難者に遵守させるものとし、乙の生産並びに安全設備に影響を与える行為をさせないものとする。

3 避難者が避難中に乙の施設で発生した避難者に係る事件・事故について、乙は、甲及び避難者、その他の第三者に対し、一切の責任を負わないものとする。

4 本協定は、「災害時」の一時的な緊急避難を目的とするものであって、避難が長期化する又は長期化する可能性がある場合、避難者の乙の施設からの退去を含む対応について、乙は、甲に対して協議を申し入れることができるものとし、甲は誠実に対応するものとする。

(指定避難所の開設)

第5条 甲は、次の場合、乙に対して指定避難所を開設するように要請することができる。

- (1) 災害時、緊急に周辺住民等の避難が必要となった場合
- (2) その他、著しく住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合

2 前項の要請は、甲が乙に対し、指定避難所開設要請書（様式第1号）又は口頭（電話連絡含む）で行うものとする。ただし、前項の規定によらず、緊急を要する事態が発生したと乙が判断し、指定避難所の開設を行った場合には、甲にその旨を報告するものとする。

(避難所への誘導)

第6条 乙は、施設への避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 当該施設の使用料は、無料とする。

2 当該施設を指定避難所として使用したことにより生じた費用、損害については、甲及び乙が協議し、定めるものとする。

(指定避難所の閉鎖)

第8条 甲は、指定避難所を閉鎖する場合は、乙に対し、指定避難所使用終了連絡書（様式第2号）にて通知するものとする。

(施設変更び報告)

第9条 乙は、施設の増改築等により、第3条に規定する施設の面積等に変更が生じた場合又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

(訓練等)

第10条 甲が、第3条に規定する施設を使用して訓練等を行うときは、乙はこれに協力するものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に基づく適正な事務執行のため、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 甲の連絡責任者 総務課長
- (2) 乙の連絡責任者 総務部長

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定期間)

第13条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から翌年度の3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する1箇月前までに、甲又は乙から協定解除又は協定内容の変更の申出がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年7月16日

甲 富山県砺波市栄町7番3号

砺波市長 夏野 修

乙 富山県砺波市中央町1-8

砺波工業株式会社

代表取締役社長 上田 信和

災害に係る情報発信等に関する協定

砺波市及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、砺波市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、砺波市が砺波市民に対して必要な情報を迅速に提供し、砺波市の行政機能の低下を軽減させるため、砺波市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、砺波市及びヤフーの両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) ヤフーが、砺波市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、砺波市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 砺波市が、砺波市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 砺波市が、砺波市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 砺波市が、災害発生時の砺波市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 砺波市が、砺波市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- 2 砺波市及びヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、砺波市及びヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく砺波市及びヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 ヤフーは、砺波市から提供を受ける情報について、砺波市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、砺波市及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、砺波市及びヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書を2通作成し、砺波市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年12月9日

砺波市：富山県砺波市栄町7番3号
砺波市長 夏 野 修

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健 太 郎

防災力向上に関する連携協定書

砺波市（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「乙」という。）は、砺波市民の防災力向上に関し、相互に緊密な連携を図るため、以下のとおり『防災力向上に関する連携協定（以下「協定」という。）』を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲と乙の緊密な相互連携と協働に関する基本的な事項について定める。

（連携と協働の推進）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携と協働を推進する。

- (1) 砺波市民や企業等への防災意識の啓発及び防災知識の普及に関すること。
- (2) 防災訓練、防災に関するセミナー及びイベントへの参加に関すること。
- (3) 砺波市職員への防災意識の啓発及び防災知識の普及に関すること。
- (4) 災害時における無人航空機（ドローン）による情報収集に関すること。
- (5) 地域防災力向上に関する情報交換に関すること。
- (6) その他、防災・減災及び災害対応における連携・協力に関すること。

2 前項の連携と協働を効果的に推進するため、甲と乙は、随時協議を行うものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更の申し出があったときは、その都度協議の上、その変更等を行う。

（解除）

第4条 甲及び乙は、書面による1か月前の通知をもって、本協定を解除することができる。

（費用の負担及び損害の補償）

第5条 連携と協働に係わる費用及び第三者等に生じた損害の補償等については、甲及び乙が協議し、定めるものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に基づく適正な事務執行のため、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 甲の連絡責任者 総務課長
- (2) 乙の連絡責任者 富山支店高岡南支社長

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲と乙が協議して定める。

(協定期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から翌年の3月31日までとする。

ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからでも何ら申し出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後についても同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年1月20日

甲 富山県砺波市栄町7番3号

砺波市長 夏野 修

乙 富山県富山市本町3-21

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

富山支店長 越川 誠

災害時等における物資供給に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）と中部薬品株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における物資供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、砺波市内で災害等が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）等において、甲が、乙の協力を得て、医療品等の物資（以下「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害時等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及び武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第1号に定める武力攻撃による災害並びに感染症等の対応など甲に発生する危機による被害等をいう。

（供給要請の手続）

第3条 甲は、物資の供給を受ける必要があると認めるときは、乙に対して次に掲げる事項を明らかにして要請書（様式第1号）により物資の供給を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に要請し、後日速やかに乙に、要請書を提出するものとする。

- （1）物資の内容及び数量
- （2）物資を供給する場所
- （3）物資の使用目的及び使用期間
- （4）その他甲及び乙の協議により決定された物資の供給
- （5）別表に掲げる物資

2 乙は、前項の要請を受けた場合、甲に対し速やかに供給の可否を回答書（様式第2号）により回答する。

（報告）

第4条 乙は、物資の供給を実施した場合は、報告書（様式第3号）により甲の定める期限までに報告を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により甲に報告し、後日速やかに甲に、報告書を提出するものとする。

(引渡し等)

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用負担)

第6条 物資の供給に要した経費（ただし、人件費を除く。）は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生直前における通常の価格を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(経費の支払い)

第7条 前条の規定に基づく経費は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、第4条に基づく報告を確認し、30日以内に当該経費を乙に支払うものとする。ただし、甲が30日以内に支払うことができない特別な事情がある場合は、この限りでない。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に基づく適正な事務執行のため、次のとおり連絡責任者を置く。

(1) 甲の連絡責任者 総務課長

(2) 乙の連絡責任者 総務部長

(秘密の保持)

第10条 乙及び乙の社員は、支援で知り得た甲又は第三者の秘密を漏らしてはならない。物資の供給終了後もまた同様とする。

(損害の補償)

第11条 この協定に基づき実施した物資の供給に伴って、乙の社員及び第三者に損害が生じた時は、甲、乙の協議においてその賠償の責を負う。

(協定期間)

第 12 条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定期間の満了する 1 箇月前までに、甲又は乙から書面による解除の申し出がないときは、期間満了の日の翌日から更に 1 年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を 2 通作成し、双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 2 年 8 月 5 日

甲 富山県砺波市栄町 7 番 3 号

砺波市長

乙 岐阜県多治見市高根町 4 丁目 2 9 番地

中部薬品株式会社

代表取締役社長

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）と砺波市ホテル旅館組合（以下「乙」という。）及び庄川峡観光協同組合（以下「丙」という。）は、災害時における要配慮者への宿泊施設等の提供に伴う支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合において、甲が行う要配慮者への支援に対する、乙丙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害時」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定められたものとし、災害救助法の適用を受ける自然災害をいう。

2 この協定で「要配慮者」とは、甲の指定避難所に避難している者で、次に掲げる者をいう。ただし、宿泊施設には、介護等の専門員が常駐していないことから、原則として専門的な介護支援が必要な者については対象としない。また、甲が要配慮者の支援を必要と認めるものに限る。

- （1）高齢者（原則として65歳以上の者に限る。）で、特に避難生活で配慮を必要とする者
- （2）障がい者（原則として身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）
- （3）妊産婦
- （4）乳幼児
- （5）（1）から（4）までと同一世帯の者及び甲が認めた介護者等
- （6）避難所で過ごすことが困難と判断した者

（協力の要請）

第3条 甲は、要配慮者への支援を行うにあたり、前条に掲げる乙丙の協力が必要と認めるときは、乙丙に対し協力を要請できるものとする。

2 甲が、前項の規定により乙丙に協力を要請するときは、宿泊施設提供要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、口頭又は電話等の通信手段により要請し、その後、直ちに要請書を提出するものとする。

(協力の内容)

第4条 甲の要請に基づき乙丙が協力する内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 宿泊場所、滞在場所、寝具及び入浴施設の提供
- (2) 特別な配慮を要さない食事、飲料の提供
- (3) その他甲乙丙が協議し必要と認める業務

(報告)

第5条 乙丙は、甲から第3条第2項の規定による要請を受けたときは、直ちに乙丙の組合員施設の調査を行い、甲に対し宿泊受入報告書(様式第2号。以下「報告書」という。)により報告するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、口頭又は電話等の通信手段により報告し、その後、直ちに報告書を提出するものとする。
- 3 乙丙は、受入れ期間が終了したときは、甲に対し実績報告書(様式第3号)により報告を行うものとする。

(受入対象期間)

第6条 乙丙の組合員の宿泊施設での要配慮者の受入期間は、災害救助法施行令(昭和22年第225号)第3条第1項及び第5条の規定に基づく、災害救助による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を準用し、受入れが可能となった日から、概ね7日以内とする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙丙協議の上、その都度、定めることとする。

(費用負担等)

第7条 乙丙が第4条に規定する業務を実施するために要した費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定により甲が負担する費用の額及び支払方法等は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(取消料等損害賠償)

第8条 甲からの要請後に、変更又は取消が発生した場合の取消料等の損害賠償の請求についてはその都度、甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

(連絡調整体制の整備)

第9条 甲乙丙は、宿泊施設等の提供に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者届(様式第4号)を定め、相互に報告するものとする。

2 甲乙丙は、前項の内容に変更が生じた場合は、直ちに相手方に報告するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施について協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議のうえ、決定するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙丙は、この協定に基づく活動中に知り得た情報を、甲の承諾なく他人に知らせ、又は他の目的に利用してはならない。

(訓練等)

第12条 甲が、訓練等を行うときは、乙丙はこれに協力するものとする。

(協定期間)

第13条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する3か月前までに、甲又は乙丙から協定解除又は協定内容の変更の申出がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書を3通作成し、甲乙丙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年8月24日

甲 富山県砺波市栄町7番3号

砺波市長

乙 富山県砺波市表町15番16号

砺波市ホテル旅館組合

組合長

丙 富山県砺波市庄川町金屋1550番地

庄川峡観光協同組合

理事長

災害時における物資供給等に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）とUDリテール株式会社（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資等（以下「物資等」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資等の調達に関する事項並びに乙の店舗（以下「店舗」という。）の利用に関し必要な事項について定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（店舗の有効範囲）

第3条 この協定における乙の有効店舗は、MEGAドン・キホーテUNY砺波店（砺波市太郎丸三丁目69番）

（供給要請の手続き）

第4条 甲は、物資の供給を受ける必要があると認めるときは、乙に対して次に掲げる事項を明らかにして要請書（様式第1号）により物資の供給を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、後日速やかに乙に要請書を提出するものとする。

- (1) 物資の内容及び数量
- (2) 物資を供給する場所
- (3) 物資の使用目的及び使用期間
- (4) その他甲及び乙の協議により決定された物資の供給
- (5) 別表に掲げる物資

2 乙は、前項の要請を受けた場合、甲に対し速やかに供給の可否を回答書（様式第2号）により回答する。

（報告）

第5条 乙は、物資の供給を実施した場合は、報告書（様式第3号）により甲の定める期限までに報告を行うものとする。ただし、乙は、緊急を要する場合においては、電話等により甲に実施状況を報告し、後日、報告書を提出するものとする。

(協力)

第6条 甲が、乙に供給を要請する物資等の範囲は、次に掲げるものとし、要請時点で乙が、供給可能な物資等とする。

- (1) 食料品、生活必需品等（飲料品、衣料品等）
- (2) 災害時の応急対策に必要な物資で乙が供給できるもの
- (3) 店舗におけるテレビ及びラジオ等による災害情報の提供

(物資等の引き渡し)

第7条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資等の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

- 2 物資の引渡場所は甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。
- 3 甲は、乙が前項の規定により物資等を運搬する車両を優先車両として通行できるように可能な範囲で配慮するものとする。
- 4 乙は自身の被災等で第4条による要請に応じる事が困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、乙が供給した物資等の代金及び運搬等の経費（以下「費用」という。）を負担するものとする。（ただし、人件費を除く。）

- 2 前項の費用は、災害発生直前時における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 前条の規定に基づく経費は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、第4条に基づく報告を確認し、30日以内に当該経費を乙に支払うものとする。ただし、甲が30日以内に支払うことができない特別な事情がある場合は、この限りでない。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう協定締結後速やかに連絡責任者を定め別紙により相手方に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

- 2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、この協定に基づく活動中に知り得た情報を、甲の承諾なく他人に知らせ、又は他の目的に利用してはならない。

(損害の補償)

第12条 この協定に基づき実施した物資の供給に伴って、乙の社員及び第三者に生じた損害の補償は、甲、乙の協議において補償するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(訓練等)

第14条 甲が、訓練等を行うときは、乙はこれに協力するものとする。

(協定期間)

第15条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

令和2年12月14日

甲 砺波市栄町7番3号
砺波市
砺波市長 夏野 修

乙 神奈川県横浜市神奈川区入江二丁目18番地
UDリテール株式会社
代表取締役社長 片桐 三希成

連絡責任者届出

年 月 日

【砺波市】

平時

項目	第一連絡先	第二連絡先
連絡責任者	幡谷 優	齊藤 修
担当部署・役職	総務課防災・危機管理班長	総務課防災・危機管理班 防災・危機管理専門員
T E L	0763-33-1111(内 251)	0763-33-1111(内 254)
F A X	0763-33-7330	0763-33-7330
携帯	090-8702-4604	090-7086-1272
E メールアドレス	masaru.hataya@city.tonami.lg.jp	somu@city.tonami.lg.jp

時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第一連絡先	第二連絡先
連絡責任者	幡谷 優	齊藤 修
担当部署・役職	総務課防災・危機管理班長	総務課防災・危機管理班 防災・危機管理専門員
T E L	0763-33-1111(内 251)	0763-33-1111(内 254)
F A X	0763-33-7330	0763-33-7330
携帯	090-8702-4604	090-7086-1272
E メールアドレス	masaru.hataya@city.tonami.lg.jp	somu@city.tonami.lg.jp

【UDリテール株式会社】

平時

項目	第一連絡先	第二連絡先
連絡責任者	MEGA トン・キョーテ UNY 砺波店店長	松本 勝
担当部署・役職	店長	危機管理部サブマネージャー
T E L		03-5725-7279
F A X		03-5725-7023
携帯		080-3464-9243
E メールアドレス		ma.matsumoto@ppi-hd.co.jp

時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第一連絡先	第二連絡先
連絡責任者	松本 勝	棚田 諒子
担当部署・役職	危機管理部サブマネージャー	危機管理部ヘッドチーフ
T E L	03-5725-7279	03-5725-7279
F A X	03-5725-7023	03-5725-7023
携帯	080-3464-9243	080-1013-8287
E メールアドレス	ma.matsumoto@ppi-hd.co.jp	tanada@ppi-hd.co.jp

災害時における支援協力に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）と株式会社スリーティ運輸（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、砺波市内で災害等が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲は、乙の協力を得て、医療品等の物資（以下「物資」という。）供給や指定避難所及び物資拠点施設の提供等を迅速かつ円滑に協力することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害時」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及び武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第1号に定める武力攻撃による災害並びに甲に発生する危機による被害等をいう。

（供給要請の手続）

第3条 甲は、物資の供給を受ける必要があると認めるときは、乙に対して次に掲げる事項を明らかにして要請書（様式第1号）により物資の供給を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、要請書によらずに要請することとし、後日速やかに乙に要請書を提出するものとする。

- (1) 物資の内容及び数量
- (2) 物資を供給する場所
- (3) 物資の使用目的及び使用期間
- (4) その他甲及び乙の協議により決定された物資の供給
- (5) 別表に掲げる物資

2 乙は、前項の要請を受けた場合、甲に対し速やかに供給の可否を回答書（様式第2号）により回答する。

（報告）

第4条 乙は、物資の供給を実施した場合は、報告書（様式第3号）により甲の定める期限までに報告を行うものとする。ただし、乙は、緊急を要する場合においては、電話等により甲に実施状況を報告し、後日、報告書を提出するものとする。

（引渡し等）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(指定避難所となる施設)

第6条 乙が甲に使用を承諾する施設は、以下に記載のとおりとし、具体的な施設見取り図は付属書に記載のとおりとする。(以下「当該施設」という。)

所在地	〒939-1335 富山県砺波市鷹栖1907番地
施設名	株式会社スリーティ運輸 砺波営業所
対象範囲	2階：研修室

(使用上の義務と協力)

第7条 本協定に基づく避難所の使用は、「災害時」に甲からの避難情報に基づく避難を基本とする。

- 2 甲及び乙は、必要に応じ、避難場所、通行可能場所、車両の駐車場の使用上の指示、注意、その他の必要事項を避難者に遵守させるものとする。
- 3 本協定は、「災害時」の一時的な緊急避難を目的とするものであって、避難が長期化する又は長期化する可能性がある場合、避難者の乙の施設からの退去を含む対応について、乙は、甲に対して協議を申し入れることができるものとし、甲は誠実に対応するものとする。

(指定避難所の開設)

第8条 甲は、次の場合、乙に対して指定避難所を開設するように要請することができる。

- (1) 災害時、緊急に周辺住民等の避難が必要となった場合
 - (2) その他、著しく住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合
- 2 前項の要請は、甲が乙に対し、指定避難所開設要請書(様式第4号)又は口頭(電話連絡含む)で行うものとする。ただし、前項の規定によらず、緊急を要する事態が発生したと乙が判断し、指定避難所の開設を行った場合には、甲にその旨を報告するものとする。

(避難所への誘導)

第9条 乙は、施設への避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(指定避難所の閉鎖)

第10条

甲は、指定避難所を閉鎖する場合は、乙に対し、指定避難所使用終了連絡書(様式第5号)にて通知するものとする。

(物資拠点となる施設)

第 11 条 乙が甲に使用を承諾する施設は、以下に記載のとおりとする。

所在地	〒939-1335 富山県砺波市鷹栖 1 9 1 3 番地
施設名	株式会社スリー・ティ トナミ倉庫
所在地	〒939-1335 富山県砺波市鷹栖 2 3 0 5 番地
施設名	株式会社スリー・ティ 本社倉庫
所在地	〒939-1335 富山県砺波市鷹栖 2 2 6 1 番地
施設名	株式会社スリー・ティ 中央倉庫
所在地	〒939-1337 富山県砺波市神島 1 1 5 番地
施設名	株式会社スリー・ティ 神島センター
所在地	〒939-1348 富山県砺波市東中 7 5 番地
施設名	株式会社スリー・ティ 東中センター
所在地	〒932-0314 富山県砺波市庄川青島 2 0 8
施設名	株式会社スリー・ティ 庄川センター

(物資拠点施設の協力内容)

第 12 条 甲は、次の各号に掲げる事項について乙に要請することができる。

- (1) 物資搬送拠点の運営
- (2) 救援物資の一時保管のための倉庫施設の貸借
- (3) 物資搬送等拠点の運営に必要な資機材の提供
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

(物資拠点施設の要請)

第 13 条 前条各号に掲げる事項の要請は、物資拠点施設要請書（様式第 6 号）の提出をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で支援協力を要請し、後日、要請書を提出できるものとする。

2 乙は、要請を受けたときは、甲の指示に従い、可能な範囲で協力を行うよう努めるものとする。

(物資拠点施設の閉鎖)

第 14 条 甲は、物資拠点施設を閉鎖する場合は、乙に対し、物資拠点施設使用終了連絡書（様式 7 号）にて通知するものとする。

(費用の負担)

第 15 条 支援協力を要した経費は、甲が負担するものとする。

2 第 3 条の経費は、災害発生直前における通常の価格を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

3 経費は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

(1) 指定避難所及び物資拠点施設の運営等に関する経費は、乙が負担する。

経費とは、施設使用料、電気、水道など

4 甲は、請求があったときは、30日以内に当該経費を乙に支払うものとする。ただし、甲が30日以内に支払うことができない特別な事情がある場合は、この限りでない。

(情報交換)

第16条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第17条 この協定に基づく適正な事務執行のため、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 甲の連絡責任者 総務課長
- (2) 乙の連絡責任者 ヘルスケア事業部 常務取締役

(訓練等)

第18条 甲が、本協定に基づく、支援協力の訓練を行うときは、乙はこれに協力するものとする。

(秘密の保持)

第19条 乙及び乙の社員は、支援協力で知り得た甲又は第三者の秘密を漏らしてはならない。支援協力終了後もまた同様とする。

(損害の補償)

第20条 この協定に基づき実施したに支援協力において、乙の社員及び第三者に生じた損害の補償は、甲、乙の協議において補償するものとする。

(協定期間)

第21条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第22条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、双方記名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年2月18日

甲 富山県砺波市栄町7番3号

砺波市長 夏野 修

乙 富山県小矢部市新西47番地

株式会社スリーティ運輸

代表取締役社長 萩原 信行

災害時における物資等の供給に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）と株式会社スギ薬局（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、砺波市内で災害等が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）等において、甲が、乙の可能な範囲で協力を得て、一般用医薬品を中心とした物資（以下「物資等」という。）の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害時」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及び武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第1号に定める武力攻撃による災害並びに感染症等の対応など甲に発生する危機による被害等をいう。

（供給要請の手続）

第3条 甲は、物資等の供給を受ける必要があると認めるときは、乙に対して次に掲げる事項を明らかにして要請書（様式第1号）により物資の供給を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に要請し、後日速やかに乙に、要請書を提出するものとする。

- （1）物資の内容及び数量
- （2）物資を供給する場所
- （3）物資の使用目的及び使用期間
- （4）その他甲及び乙の協議により決定された物資の供給
- （5）別表1に掲げる物資

2 乙は、前項の要請を受けた場合、甲に対し速やかに供給の可否を回答書（様式第2号）により回答する。

（報告）

第4条 乙は、物資等の供給を実施した場合は、報告書（様式第3号）により甲の定める期限までに報告を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により甲に報告し、後日速やかに甲に、報告書を提出するものとする。

（引渡し等）

第5条 物資等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、物資等を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用負担)

第6条 物資等の供給に要した費用（ただし、人件費を除く。）は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前における乙の小売価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

(費用の支払い)

第7条 前条の規定に基づく費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、第4条に基づく報告を確認し、30日以内に当該費用を乙に支払うものとする。ただし、甲が30日以内に支払うことができない特別な事情がある場合は、この限りでない。

(営業再開の協力)

第8条 甲は、災害時において、砺波市に所在する乙の店舗の営業再開に向けて、乙に協力しなければならない。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に基づく適正な事務執行のため、次のとおり連絡責任者を置く。

(1) 甲の連絡責任者 総務課長

(2) 乙の連絡責任者 経営企画本部 エリアマーケティング推進室 室長

(責任制限)

第11条 乙は、本協定第3条（供給要請の手続）に基づく債務のうち供給できない物資等がある場合及び第5条（引渡し等）に基づく物資等の運搬に遅延が発生した場合において も、その責任を負担しないものとする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、支援で知り得た甲、乙又は第三者の秘密を漏らしてはならない。物資の供給終了後もまた同様とする。

(損害の補償)

第11条 この協定に基づき実施した物資の供給に伴って、乙の社員及び第三者に損害が生じた時は、甲においてその賠償の責を負う。

(訓練等)

第12条 甲が、訓練等を行うときは、乙はこれに協力するものとする。

2 前項の訓練等に要する費用は、甲の負担とする。

(協定期間)

第13条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第14条 甲と乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、双方記名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年5月14日

甲 富山県砺波市栄町7番3号

砺波市長

乙 愛知県大府市横根町新江62番地の1

株式会社スギ薬局

代表取締役社長

7-60 災害時における連携に関する協定

災害時における連携に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）、社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会（以下「乙」という。）、となみセントラルライオンズクラブ（以下「丙」という。）は、大規模な自然災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、砺波市内における災害時において、甲、乙及び丙が協力して災害救援ボランティア活動等の支援活動を迅速かつ効果的にすすめるため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、災害時において、次条に掲げる支援の必要があるときは、丙に対し、協力を要請することができる。

2 丙は、前項の規定による甲及び乙からの要請にできる限り応じるよう努めるものとする。

（支援の内容）

第3条 甲及び乙が協力を要請する支援の内容は、次のとおりとする。

- （1） 砺波市災害救援ボランティアセンターの運営に対する人的支援
- （2） 災害救援ボランティア活動に必要な備品及び資機材の調達、仕分け及び輸送の支援
- （3） その他の災害救援ボランティア活動に必要な支援

2 丙は、甲及び乙からの情報提供を踏まえて支援の内容を検討するとともに、甲及び乙から協力要請があった場合は、必要な連絡、調整を行うこととし、その内容等は、甲、乙及び丙が協議のうえでその都度決定する。

（要請の手続）

第4条 第2条第1項の規定による要請は、書面により行うものとする。ただし、事態が急迫して書面によることができない場合は、口頭、電話及び電子メール等の伝達手段により要請し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（臨機の対応）

第5条 丙は、前条の規定により甲及び乙から協力要請を受けたときは、可能な範囲内において、甲及び乙に対する支援等を行うものとする。ただし、通信の途絶等により甲及び乙が丙に対して要請を行うことができないときは、丙は、甲及び乙の要請を待たず、状況に応じた自主的な判断で支援を実施することができるものとする。

(費用負担)

第6条 丙が甲及び乙の協力要請により、活動の実施にあたって支出した費用のうち、甲が認めたものは活動終了後、請求により甲が負担するものとする。

2 当該経費については、請求日から起算し30日以内に甲が支払うものとする。ただし、甲が30日以内に支払うことができない特別な事情がある場合は、この限りでない。

(備品及び資機材の価格等)

第7条 前条の規定により、甲が負担する備品及び資機材の価格は、災害発生時前における適正な価格とする。

(連絡責任者)

第8条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 甲の連絡責任者 社会福祉課長、総務課長
- (2) 乙の連絡責任者 地域福祉課長
- (3) 丙の連絡責任者 会長

(平時からの連携)

第9条 甲及び乙は、平時から災害救援ボランティア活動に関する情報の収集に努め、丙に提供するものとする。

2 甲、乙及び丙は、必要に応じて、災害救援ボランティア活動の普及・啓発活動に協働で取り組むものとする。

3 丙は、甲及び乙が主催する災害救援ボランティアセンターの運営、又は活動に関する研修・訓練等に可能な限り協力するものとする。

(損害補償)

第10条 甲及び乙の協力要請に基づいて行った活動により生じた損害の補償は、別に加入するボランティア活動保険での対応とする。

2 前項に規定するボランティア活動保険の保険料は、乙が一時負担し、後日、甲に請求するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙及び丙のいずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名
のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年9月9日

甲 富山県砺波市栄町7番3号

砺波市長 **夏野 修**

乙 富山県砺波市幸町8番17号
社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会

会長 **老 健**

丙 富山県砺波市永福町6番28号 砺波商工会議所3F
となみセントラルライオンズクラブ

会長 **小西 昭夫**

7-61 災害時における応急対策活動に関する協定

災害時における応急対策活動に関する協力協定書

砺波市（以下「甲」という。）と富山県西部森林組合（以下「乙」という。）とは、市域において風水害、地震、雪害、その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合または発生するおそれがある場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安定を図るため、砺波市地域防災計画に基づき、相互に協力して災害応急対策活動を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害に際して応急対策活動が必要であると認めるときは、乙に対し、樹木伐採等災害の状況に応じた応急対策活動の実施について、協力を要請することができるものとする。

（協力）

第2条 乙は、甲から前条による要請があったときは、特別な事由がない限り、速やかに要請に応ずるものとする。

（災害応急対策活動の内容）

第3条 災害において、乙が実施する応急対策等の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 道路、河川、建築物等、甲が管理する施設の障害となる倒木、流木、立木の除去
- (2) 上記作業に対し必要な場合の伐採、除草、土砂の除去、仮設道路の設置などの付帯工事
- (3) 応急対策に必要な森林所有者情報など、乙が保有する情報の提供
- (4) その他甲及び乙の協議により決定された応急対策事項

（要請手続）

第4条 甲は、乙に対し応急対策活動を要請するときには、応急活動要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急時等で要請書により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において要請書を提出するものとする。

（活動の実施）

第5条 乙は、前条の規定に基づき要請を受けたときは、直ちに指定場所に職員あるいは乙の指定する協力事業体（以下「職員等」という）を派遣し、甲の職員の指示に基づき、応急対策活動を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣できない場合は、要請事項に従い自らの判断により応急対策活動を開始するものとする。

2 乙は、指定場所に職員等を派遣したときは、速やかに応急活動出動報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

3 乙は、応急対策活動が完了したときは、速やかに応急活動終了報告書（様式第

3号)により甲に報告するものとする。

(費用の負担・支払)

第6条 甲の要請した応急対策活動に要する費用は、甲が負担する。

2 上記応急対策活動の参考として、乙は甲へ毎年1回、労務や機械の単価表を提出するものとする。

(損害賠償)

第7条 第1条の規定に基づき、応急対策業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により行うものとする。

(連絡)

第8条 甲と乙は、毎年1回、災害時における連絡体制を記載した連絡責任者届(様式第4号)を取り交わすものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも解除の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施について必要な事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年11月9日

甲 富山県砺波市栄町7番3号

砺波市長 夏野 修

乙 富山県南砺市荒木1,230

富山県西部森林組合
代表理事組合長 森松 亮

災害時における天幕等資機材の供給に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）と、太陽工業株式会社（以下「乙」という。）及び株式会社太陽テント北陸（以下「丙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な天幕等資機材（以下「資機材」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時において、甲が乙及び丙と協力して、資機材の調達などに関して必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第 2 条 甲は、災害時において資機材を調達する必要があると認めるときは、乙及び丙を代表する丙に対し、調達可能な資機材の供給を要請することができる。

（資機材の種類）

第 3 条 甲が、乙及び丙に供給を要請する資機材の種類は、次に掲げるもののうち、乙及び丙が調達可能な資機材とする。

- （1）エアテント（マク・クイックシェルター）
- （2）間仕切り（クイックパーテーション）
- （3）天幕大型テント
- （4）その他甲が指定する資機材

（要請の方法）

第 4 条 第 3 条の要請は、調達する資機材名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書（様式第 1 号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（資機材の供給の協力）

第 5 条 丙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、資機材の優先供給に努めるものとする。

2 丙は、資機材の供給を実施したときは、乙及び丙を代表しその供給の終了後速やかにその実施状況を報告書（様式第 2 号）により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第 6 条 資機材の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙及び丙により行うものとする。ただし、乙及び丙が運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙及び丙が前項の規定により資機材を運搬する車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(費用の負担)

第7条 第6条の規定により、乙及び丙が供給した資機材の代金及び乙及び丙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲乙丙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第8条 資機材の供給に要した費用は、乙又は丙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙又は丙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙及び丙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡体制)

第10条 甲と乙及び丙は、それぞれこの協定に関する連絡担当者を定め、連絡先、担当者を報告(様式第3号)するものとする。

(損害の補償)

第11条 この協定に基づき実施した物資の供給に伴って、乙丙の社員及び第三者に損害が生じた時は、甲においてその賠償の責任を負う。

(責任制限)

第12条 乙及び丙は、本協定第3条(資機材の種類)に基づく債務のうち供給できない物資等がある場合及び第6条(引渡し等)に基づく物資等の運搬に遅延が発生した場合においても、その責任を負担しないものとする。

(守秘義務)

第13条 甲、乙及び丙は、資機材の供給で知り得た甲、乙及び丙又は第三者の秘密を漏らしてはならない。物資の供給終了後もまた同様とする。

(訓練等)

第14条 甲が、訓練等を行うときは、乙及び丙はこれに協力するものとする。

2 前項の訓練等に要する費用は、甲の負担とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、必要に応じ甲乙丙協議の上決定するものとする。

(効力)

第16条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙丙のいずれから

が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。
この協定の成立を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙記名の上、各自 1 通を保有する。

令和 3 年 1 2 月 2 1 日

甲 富山県砺波市栄町 7 番 3 号

砺波市長

乙 大阪府大阪市淀川区木川東 4－8－4

太陽工業株式会社

代表取締役社長

丙 石川県金沢市問屋町 2 丁目 2 4 番地

株式会社太陽テント北陸

代表取締役社長

災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）と一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、風水害その他の災害（以下「災害時等」という。）により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要なレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時等において、乙が保有している機材を甲へ提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第 2 条 甲は、災害時等において、機材を必要とするときは、乙に対し提供を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき要請するときは、レンタル機材提供要請書（様式第 1 号）により行うものとする。ただし、事態が急迫して書面による要請ができない場合は、口頭で要請することも可能とし、その場合において、甲は、乙に対し事後に書面を提出するものとする。

（提供の措置）

第 3 条 乙は、甲から前条による要請を受けたときは、機材の優先的な提供に努めるものとする。

2 乙は、営業時間外においても可能な限り甲からの要請に対応するものとし、いつでも要請に応じることができるよう平常時から連絡体制を確立しておくものとする。

3 乙は、機材の提供を実施したときは、速やかにその実施状況をレンタル機材提供報告書（様式第 2 号）により報告するものとする。

4 乙は、甲の要請に的確に対応するため、提供可能な機材の品目（仮設トイレ、発電機その他機材等）及び数量を、この協定の締結後、速やかに甲へ書面により報告するものとする。なお、当該品目及び数量を変更した場合も同様とする。

（連絡窓口）

第 4 条 甲及び乙は、この協定に係る連絡窓口となる部署等について、協定締結後、速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合においても同様に報告するものとする。

2 この協定の適正な執行を目的に、次のとおり連絡窓口となる部署を置くものとする。

甲の連絡窓口となる部署 砺波市 企画総務部 総務課

乙の連絡窓口となる部署 第一レンタル株式会社

7-63 災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定

(機材の引渡し)

第5条 機材の引渡し場所及び日時は、甲が指定するものとし、当該引渡し場所までの機材の運搬は、乙が行うものとする。

(費用負担)

第6条 甲からの要請に基づき乙が機材を提供したことに関する費用については、甲が負担するものとし、甲は、当該費用を乙の請求により支払うものとする。

2 前項の規定に基づき甲が乙に支払う費用は、乙の通常価格により算出した額とする。

(機材の安定供給)

第7条 乙は、災害時等に、その組織、施設及び機能を最大限に活用するほか、全国の会員間で連携を強化し、機材の安定供給に努めるものとする。

(情報共有及び協議)

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、災害時等に関する情報を共有するよう努め、又、必要に応じ協議を行うものとする。

(第三者に損害が生じたときの措置)

第9条 乙は、その責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙の責任において、その処理解決に当たるものとする。

(防災訓練等)

第10条 乙は、その業務に支障がない限り、甲の主催する防災訓練等への参加に努めるものとする。

(秘密の保持)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく業務により知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を第1条に掲げる目的以外に使用してはならない。又、秘密情報を互いに事前の承諾を得ずに第三者に対して開示及び漏洩してはならない。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。

ただし、協定期間満了から1か月前までに甲又は乙のいずれかから解消又は変更の申し出がないときは、有効期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

2 この協定を解消する場合は、解消の予定日の1か月前までに相手方へ書面により申し出るものとする。

(疑義等の決定)

7-63 災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上で定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を保有する。

令和4年7月21日

甲 富山県砺波市栄町7番3号

砺波市長 **夏野 修**

乙 東京都品川区大崎1丁目6番1号
TOC大崎ビルディング10階

一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション

代表理事 **中塚 克敏**

7-64 災害時における連携に関する協定

災害時における連携に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）、社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会（以下「乙」という。）、公益社団法人 となみ青年会議所（以下「丙」という。）は、大規模な自然災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、砺波市内における災害時において、甲、乙及び丙が協力して災害救援ボランティア活動等の支援活動を迅速かつ効果的にすすめるため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、災害時において、次条に掲げる支援の必要があるときは、丙に対し、協力を要請することができる。

2 丙は、前項の規定による甲及び乙からの要請にできる限り応じるよう努めるものとする。

（支援の内容）

第3条 甲及び乙は、前条の要請に基づき、丙の持つ組織力や機動力、砺波市内外に広がる会員ネットワーク、各種関係団体とのつながりを活かして、状況に応じて次に掲げる支援を行うものとする。

- （1） 砺波市災害救援ボランティアセンターの運営に対する人的支援
- （2） 災害救援ボランティア活動に必要な備品及び資機材の調達、仕分け及び輸送の支援
- （3） その他の災害救援ボランティア活動に必要な支援

2 丙は、甲及び乙からの情報提供を踏まえて支援の内容を検討するとともに、甲及び乙から協力要請があった場合は、必要な連絡、調整を行うこととし、その内容等は、甲、乙及び丙が協議のうえでその都度決定する。

（要請の手続）

第4条 第2条第1項の規定による要請は、書面により行うものとする。ただし、事態が急迫して書面によることができない場合は、口頭、電話及び電子メール等の伝達手段により要請し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（臨機の対応）

第5条 丙は、前条の規定により甲及び乙から協力要請を受けたときは、可能な範囲内において、甲及び乙に対する支援等を行うものとする。ただし、通信の途絶等により甲及び乙

が丙に対して要請を行うことができないときは、丙は、甲及び乙の要請を待たず、状況に応じた自主的な判断で支援を実施することができるものとする。

(費用負担)

第6条 丙が甲及び乙の協力要請により、活動の実施にあたって支出した費用のうち、甲が認めたものは活動終了後、請求により甲が負担するものとする。

2 当該経費については、請求日から起算し30日以内に甲が支払うものとする。ただし、甲が30日以内に支払うことができない特別な事情がある場合は、この限りでない。

(備品及び資機材の価格等)

第7条 前条の規定により、甲が負担する備品及び資機材の価格は、災害発生時前における適正な価格とする。

(連絡責任者)

第8条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 甲の連絡責任者 社会福祉課長、総務課長
- (2) 乙の連絡責任者 地域福祉課長
- (3) 丙の連絡責任者 専務理事

(平時からの連携)

第9条 甲及び乙は、平時から災害救援ボランティア活動に関する情報の収集に努め、丙に提供するものとする。

- 2 甲、乙及び丙は、必要に応じて、災害救援ボランティア活動の普及・啓発活動に協働で取り組むものとする。
- 3 丙は、甲及び乙が主催する災害救援ボランティアセンターの運営、又は活動に関する研修・訓練等に可能な限り協力するものとする。

(損害補償)

第10条 甲及び乙の協力要請に基づいて行った活動により生じた損害の補償は、別に加入するボランティア活動保険での対応とする。

- 2 前項に規定するボランティア活動保険の保険料は、乙が一時負担し、後日、甲に請求するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙及び丙のいずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年11月22日

甲 富山県砺波市栄町7番3号

砺波市長 **夏野 修**

乙 富山県砺波市幸町8番17号
社会福祉法人 砺波市社会福祉協議会

会長 **老 健**

丙 富山県砺波市永福町6番28号 砺波商工会館3階
公益社団法人 となみ青年会議所

理事長 **杉木 裕矢**

砺波市災害救援ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）及び社会福祉法人砺波市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、砺波市内における大規模な自然災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の砺波市災害救援ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動等の支援活動を迅速かつ効果的に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害時において、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

2 甲は、乙との連携・協力を図るため、担当職員を配置して連絡調整を行うものとする。

（センターの設置等）

第3条 砺波市災害対策本部が設置されたとき、甲乙協議の上、センターを設置する必要があると判断したときは、乙が速やかにセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、乙が管理する施設のうち、支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、当該施設が罹災等により適切な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 被災地の状況や地理的な課題等によりセンターの現地事務所の設置が必要であるときは、甲乙協議の上、前項の規定に基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 センターは乙が主体となり、必要に応じて外部からのボランティア、各社会福祉協議会、となみセントラルライオンズクラブ、となみ青年会議所のほか、関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認められるときは、甲に対し必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に挙げる業務を行うものとする。

- （1） 被災情報の把握
- （2） ボランティアニーズの把握
- （3） ボランティアの募集、受付
- （4） ボランティア活動の情報発信
- （5） センター及びボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- （6） ボランティア活動保険の加入手続
- （7） ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- （8） ボランティア活動に必要な移動支援
- （9） 災害対策本部等との以下の情報共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（法令等により開示できないものを除く）
 - ⑤その他、ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- （10） 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- （11） その他、センターの活動に必要な業務

（資機材等の確保）

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第9条 センターの拠点設置費用等や運営に係る人件費、応援職員旅費について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

（請求及び支払）

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

7-65 砺波市災害救援ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

（センターの閉鎖）

第 11 条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、乙が決定するものとする。

（損害補償）

第 12 条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

（報告）

第 13 条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（平常時における体制整備）

第 14 条 甲及び乙は、平時から相互に協力し、災害救援ボランティアセンター運営訓練等を通じて、センターの設置・運営における連携・協力体制の確立を図るものとする。

（協議）

第 15 条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第 16 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲及び乙のいずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書 2 通を作成し、甲及び乙それぞれが記名のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 1 2 月 2 6 日

甲 富山県砺波市栄町 7 番 3 号

砺波市長 **夏野 修**

乙 富山県砺波市幸町 8 番 1 7 号

社会福祉法人砺波市社会福祉協議会

会長 **老 健**

大規模災害時における相互連携に関する確認書

砺波市（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）及び北陸電力送配電株式会社（以下「丙」といい、甲・乙・丙をあわせて以下「3者」という。）は、令和5年3月10日付けをもって締結した「砺波市と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社との包括連携協定書」の第2条第1項第2号に関し、大規模災害時における相互連携及び停電復旧に係る応急措置の実施（以下「停電復旧」という。）に支障となる障害物の除去等について以下のとおり確認する。

（目 的）

第1条 この確認書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙及び丙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認するとともに、災対法第64条第2項に基づく停電復旧に支障となる障害物の除去等を3者が協力して円滑に実施するための3者間における基本的事項を定め、もって、地域の防災力を高めること及び停電の早期復旧に資することを目的に締結する。

（適用範囲）

第2条 この確認書の適用範囲は、甲における丙の電力供給区域とし、障害物の除去等に関しては、停電復旧に必要な区域で、乙又は丙が甲に要請し、要請を受けた甲が指定する区域とする。

（連携内容）

第3条 乙又は丙は、大規模災害発生時または発生が予想される場合には、必要に応じて甲が設置する災害対策本部へ情報連絡員を派遣するとともに、3者は連絡体制を確立し、連携して停電情報等及び道路情報等の必要な情報の連絡に努めるものとする。

（1）甲は、乙又は丙に対して必要に応じて、甲が開催する砺波市災害対策本部本部員会議等への出席を求めることができる。

（2）3者における各部署の窓口及び連絡体制は別に定めるものとする。また、それらに変更が生じた場合は、随時更新の上、3者共有するものとする。

（3）乙又は丙から甲へ連絡する停電情報等とは、次のとおりとする。

- ・ 停電発生日時
- ・ 停電発生地域
- ・ 停電戸数
- ・ 停電原因
- ・ 停電復旧見通し
- ・ 停電復旧完了日時

（4）3者が共有する道路情報は、次のとおりとする。

- ・ 道路陥没・冠水、土砂災害、樹木倒壊等による道路寸断の情報
- ・ 道路復旧の状況

7-66 大規模災害時における相互連携に関する確認書

- 2 3者は、大規模災害発生時において丙が所有する設備に関連して道路の通行に支障をきたした場合は、連携して通行の確保にあたるものとし、緊急通行確保路線等を優先的に実施するものとする。
- (1) 3者は、日頃から緊急通行確保路線等の優先的に啓開すべき道路について情報を共有する等、大規模災害時において連携できるよう体制の構築を行うものとする。
- (2) 甲は、丙の現場着手等の遅れ等により、優先的に啓開すべき道路の早期復旧に支障をきたすと判断した際は、丙による安全確認を実施した上で、通行の支障となる電力設備等の除去を実施することができるものとする。
- (3) 前号の丙による安全確認を実施するため、甲は乙又は丙に対し現場の安全について判断できる技術員の派遣を要請することができるものとし、丙は直ちに技術員を派遣し電氣的安全措施等を実施するものとする。
- (4) 第2号の甲による電力設備等の除去は、丙の技術員立ち合いのもと実施することとする。
- 3 乙又は丙は、早期の停電復旧作業のため、支障となる障害物等の除去を甲に要請することができるものとし、甲は、業務の遂行に支障のない範囲において、これに協力するものとする。
- (1) 乙又は丙は、甲に対して停電復旧に支障となる障害物等の除去の協力を要請する場合、あらかじめ次の事項を書面に明記の上、乙又は丙の情報連絡員等を介して、要請することとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請することができることとし、その後速やかに書面による手続きを行うものとする。
- ・ 作業内容
 - ・ 場所（住所、地図）
 - ・ 写真
 - ・ 作業希望日時
 - ・ 現地連絡責任者及び電話番号
 - ・ その他必要な事項
- (2) 甲は、障害物が丙の設備に接触し、感電の恐れがある場合等、除去作業を甲自ら実施することが困難である場合は、乙又は丙に対し、事前協議においてその理由を説明した上、当該作業の実施を書面で依頼することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請することができることとし、その後速やかに書面による手続きを行うものとする。
- (3) 災害等の状況により、丙は停電復旧を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、乙又は丙の第1号による要請手続き及び甲の前号による要請手続きを経ずに、除去作業を実施することができる。ただし、乙又は丙は除去作業着手後、直ちに口頭又は電話で甲へ連絡し、作業完了後速やかに書面による報告を行うものとする。また、甲はこれを受けて乙又は丙に対して書面による承認を行うものとする。
- (4) 丙が除去作業を行った障害物等は通行に支障とならない形で道脇に残置する。ただし、通行に支障が生じる場合、移動先は甲の指示に従うものとする。
- (5) 甲は丙に対し、停電復旧の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、災対法第64条第1項の規定に基づき、他人の土地の一時使用を許可するものとする。
- (6) 甲の指示に基づき、丙が除去作業を行った障害物等の保管及び処分は、甲が行うものとする。
- 4 3者は、病院、避難所等の重要施設について、可能な限り自家発電設備の設置等の対策を促進するよう取り組むものとする。

7-66 大規模災害時における相互連携に関する確認書

- 5 丙は、応急送電のための電源車の使用にあたっては、復旧見通し及び応急送電箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案してその配置先を決定するとともに、甲又は関係行政機関と次に掲げる事項について適宜協議を行うものとする。
- (1) 甲は、復旧見通し及び応急送電箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案し、早期復旧を必要とする重要施設及び優先順位を明らかにした上で、電源車の配置先について丙に要請できるものとする。ただし、富山県の災害対策本部が設置されている場合には、甲は富山県に電源車の配置先について協議の申し入れをするものとする。
- (2) 丙は、甲の要請に対して、丙の緊急の業務に支障がない限りにおいて、電源車を配置するものとする。また、丙は電源車の配置先を決定した場合、甲又は富山県の災害対策本部へ連絡するものとする。
- 6 乙又は丙は、停電復旧作業に必要となる活動拠点について、必要に応じて、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- 7 3者は、大規模災害発生時の倒木による停電、道路の寸断等の発生を防止するため、事前対策に取り組むものとする。
- 8 3者は、それぞれが保有する連絡・通信手段等を利用し、住民に対して停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するよう努めるものとする。
- 9 3者は、この確認書に基づく連携を円滑に実施するため、それぞれが実施する訓練等に積極的に協力するものとする。
- 10 3者（従事者）の損害補償については、第3条3項の規定に基づき停電復旧作業等に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年4月7日法律50号）により行うものとする。

（連携方法）

第4条 前条の連携内容の詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、3者で協議の上、別途定めるものとする。

（第三者に及ぼす損害）

第5条 この確認書の履行に伴い第三者に損害を及ぼした場合は、3者は協力して処理解決に当たるものとする。

（費用負担）

第6条 3者が、この確認書に基づいて実施した事項に要した費用のうち、本来（甲、乙又は丙）が行うべき作業に係る費用については、3者で協議の上、それぞれ相手方に求償できるものとする。

（秘密保持）

第7条 3者は、この確認書に基づく活動を通じて知り得た企業、団体等に関する情報又は個人の情報を第三者へ開示し、又は漏えいしてはならない。

7-66 大規模災害時における相互連携に関する確認書

(安全管理)

第8条 この確認書の実施にあたっては、3者それぞれの責任において、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(有効期間)

第9条 この確認書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、3者のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から起算して1年間継続するものとし、その後も同様とする。

(協 議)

第10条 この確認書に定めのない事項又はこの確認書に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、3者で協議の上、別途定めるものとする。

この確認書の成立を証するため、本書3通を作成し、代表者の署名のうえ、各自その1通を所持する。

令和5年3月10日

甲 富山県砺波市栄町7番3号
砺波市長

夏野 修

乙 富山県高岡市広小路7番15号
北陸電力株式会社
理事高岡支店長

牧野 正広

丙 富山県富山市牛島町13番15号
北陸電力送配電株式会社
執行役員富山支社長

竹内 要一

災害時における物資供給等に関する協定

砺波市(以下「甲」という。)と島屋株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における必要な物資(以下「物資」という。)の供給及び臨時的な避難場所(駐車場)(以下「臨時避難場所」という。)を提供することについて、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、砺波市において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲の要請に応じ、乙が物資の供給を行うこと及び臨時避難場所を提供することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において、「災害時」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害及び武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第2条第1号に定める武力攻撃による災害並びに感染症等の対応など甲に発生する危機による被害等をいう。

(協力の要請)

第3条 甲は、災害時において物資及び臨時避難場所を必要とするときは、乙に対して協力を要請することができる。

(物資の供給)

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。
なお、品目については、甲乙協議の上、必要に応じて適宜見直すものとする。

(臨時避難場所)

第5条 甲が乙に提供を要請する臨時避難場所は、スーパーセンターシマヤ砺波店の駐車場とし、車中泊を基本とする。

(要請の手続)

第6条 甲が乙に対して行う物資の要請は、物資調達要請書(様式第1号)をもって行い、甲が乙に対して行う臨時避難場所の提供に関する要請は、臨時避難場所提供要請書(様式第2号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、要請後速やかに文書を提出するものとする。

(物資供給の実施)

第7条 乙は、前条の物資の要請を受けた時は、特別な理由がない限りその要請に基づく物資の供給を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、自身の被災等で前条の物資の供給要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の供給の見通しを甲に連絡するものとする。

(物資の運搬・引渡し)

第8条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

2 甲は、乙が物資の運搬を行うときは、物資の運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

3 甲は、物資の納入場所に甲の職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上乙から引渡しを受けるものとする。

(臨時避難場所の開設)

第9条 臨時避難場所の開設は、乙が立ち合いのもと、甲が行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、乙の判断により被害状況を把握し、被災者への臨時避難場所の提供を行うものとする。

(臨時避難場所の管理運営)

第10条 臨時避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 臨時避難場所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(臨時避難場所開設の期間)

第11条 臨時避難場所の開設の期間は、臨時避難場所開設の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、期間延長を行うことができるものとする。

(開設時間短縮への努力義務)

第12条 甲は、避難者ができるだけ早期に日常生活に戻り、乙が通常業務を再開できるように努めるものとする。

(事故等の責任)

第13条 甲は、臨時避難場所を開設し、管理し、及び運営する場合において、甲若しくは第三者が乙の施設を損傷したとき又は甲が第三者に損害を与えたときは、甲の責任においてこれを処理するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

(臨時避難場所の閉鎖)

第14条 甲は、臨時避難場所を閉鎖するときは、臨時避難場所閉鎖通知書(様式第3号)で乙に臨時避難場所の閉鎖を通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(費用負担)

第15条 物資等の供給に要した費用(運搬費を含む。)は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前における乙の小売価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

(請求及び支払い)

第16条 乙は、前条の費用について、請求書(物資の調達については納品書も含む。)により甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領した日から40日以内に、その請求書を乙の指定する銀行口座に支払うものとする。ただし、振り込み手数料は甲の負担とする。

(連絡責任者)

第17条 この協定に基づく適正な事務執行のため、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 甲の連絡責任者 総務課長
- (2) 乙の連絡責任者 砺波店長

(担当者名簿の作成)

第18条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿(別紙)を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第 19 条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行い、災害時に備えるものとする。

(秘密の保持)

第 20 条 乙及び乙の社員は、支援で知り得た甲又は第三者の秘密を漏らしてはならない。物資の供給終了後もまた同様とする。

(協議)

第 21 条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 22 条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書 2 通を作成し、双方署名のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 6 月 28 日

甲 富山県砺波市栄町 7 番 3 号

砺波市長 **夏野 修**

乙 富山県射水市太閤山 1 丁目 88 番地

島屋株式会社

代表取締役 **水口 栄一**

災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）とトナミ運輸株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の受入、配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、砺波市域内に大規模な災害が発生した場合等において、被災者に対して食料及び生活必需品等の支援物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う支援物資の受入、配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- （2）「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- （3）「支援物資」とは、調達物資と義援物資をいう。
- （4）「避難所等」とは、支援物資の配送先となる砺波市内の避難所又は甲が指定する支援物資の供給場所等をいう。
- （5）「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により支援物資の受入、避難所等への配送等が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに、支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積み込み（以下「荷役作業」という）又は配送等の拠点として設置する施設をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設とする。

- 2 甲は、砺波市内における物資の流通状況が復旧するなど、物資集積・搬送拠点における荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は、状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

（支援物資の受入、配送等の要請）

第4条 甲は、支援物資の受入、配送等のため必要と認めるときは、次に掲げる業務を乙に要請することができる。

- （1）乙又は乙の関係団体の施設の物資集積・搬送拠点としての提供
- （2）避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- （3）配送時における被災者の物資ニーズの収集
- （4）甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- （5）甲の指定する避難所等間における支援物資の輸送
- （6）荷役作業に必要な人員及び資機材の提供
- （7）支援物資の受入、配送等に関する助言等を行う要員の派遣

- (8) 甲の災害時相互応援協定都市、友好都市等（以下「協定都市等」という）に大規模な災害が発生した場合において、甲の指定する協定都市等へ甲から指示のあった支援物資の輸送の実施
- (9) その他甲及び乙が必要と認め、かつ、乙が応じられる事項

- 2 甲は、前項の規定による要請を行うときは、乙に対して要請書の提出により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。
- 3 甲は、新たな協定都市等を定めた際には、乙に対して通知するものとする。

（支援物資の受入、配送等の実施）

第5条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（燃料の支援）

第6条 甲は、乙が協力業務を行う範囲において、乙が使用する車両への燃料等の優先供給に配慮するものとする。

（報告）

- 第7条 乙は、第4条の規定による要請により同条第1項に掲げる業務（以下「業務」という。）を行ったときは、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。
- 2 甲及び乙は、第4条第2項及び前項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

（経費の負担及び請求等）

- 第8条 第4条の規定による要請により乙が実施した業務に要した経費は、甲が負担するものとする。
- 2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。
 - 3 甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

（事故等）

第9条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

（損害の負担）

第10条 支援物資の受入、配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第11条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはならない。業務の終了後又は本協定が終了した後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するように努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 この協定に基づく適正な事務執行のため、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 甲の連絡責任者 総務課長
- (2) 乙の連絡責任者 富山主管支店長

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第15条 本協定は締結の日から適用し、有効期間は協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日までに甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和6年9月4日

甲 富山県砺波市栄町7番3号

砺波市長

夏野 修

乙 富山県高岡市昭和町三丁目2番12号
トナミ運輸株式会社

代表取締役社長 **高田 和夫**

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

砺波市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、砺波市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となす避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という。)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

- 2 甲は、砺波市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

- 2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資の受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

- 2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

- 3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するように努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和7年3月27日

甲 富山県砺波市栄町7番3号

砺波市長 **夏野 修**

乙 石川県金沢市木越町ト80番地

佐川急便株式会社 北陸支店

支店長 **魚住 幸弘**

災害発生時における法律相談業務等に関する協定書

砺波市（以下「甲」という。）と富山県弁護士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等を対象とした法律相談業務等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、砺波市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災者等に対する法律相談等を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（法律相談会の実施）

第2条 甲は、災害の発生時において、必要と認めるときは、法律相談会（以下「相談会」という。）を実施するものとする。

2 乙から甲に対して相談会実施の要請があり、甲が必要と認めるときも、前項の例による。

3 前2項いずれの場合も、相談会の実施日時、場所等については、災害の規模、相談の需要その他被災者等の状況を勘案し、甲乙協議の上決定するものとする。

（相談会の広報）

第3条 甲は、相談会を実施する場合、相談会の実施場所、相談会の内容等の広報を行う。ただし、乙は、甲の行う広報とは別に広報を行うことができる。

（従事者の派遣）

第4条 甲は、相談会を実施する場合、乙に対し、法律相談業務に従事する弁護士の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、速やかに法律相談業務に従事する弁護士を選定し、派遣するものとする。

（報告）

第5条 乙は、相談会における相談件数及び相談内容その他必要な事項について、書面により甲に報告するものとする。この場合において、当該報告の具体的な範囲は、弁護士が法令上遵守すべき守秘義務に違反しないこととする。

（経費負担）

第6条 甲は、乙に対し、この協定に基づく相談会の実施に当たり従事者の活動に要する経費その他の経費は、災害発生後相当期間は支弁しないものとする。ただし、その後については、災害の規模、相談会の実施期間、実施回数等を勘案し、甲乙協議の上決定する。

（災害ADRの実施）

第7条 乙が、被災者を当事者とする災害に起因した民事紛争に関する裁判外紛争解決手続

（以下「災害ADR」という。）を行う場合において、開催場所の確保等の必要があるときは、甲に対し、協力を要請することができる。

（災害ADRの開催場所の確保及び広報への協力）

第8条 甲は、前条の要請を受けた場合、災害ADRの開催場所の確保等に協力するものとする。

2 甲は、乙が行う災害ADRの広報（災害ADRのポスターの掲示、リーフレット・チラシの配布等）に協力するものとする。

（県との連絡調整）

第9条 災害ADRの開催にあたり、県との連絡調整が必要な場合、甲は乙に協力するものとする。

（平時における連携）

第10条 甲及び乙は、担当窓口の連絡先の交換等を行い、平時から相互に連携強化に努めるものとする。

（有効期限）

第11条 本協定の有効期限は、協定の締結日から1年とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から文書による申出がない限り、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議解決）

第12条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和7年4月23日

甲 砺波市栄町7番3号

砺波市長 **夏野 修**

乙 富山市長柄町三丁目4番1号
富山県弁護士会

会 長 **片岡 長司**

大規模災害時における「チームとやま」による相互応援等に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の2の規定に基づき、一の市町村では対応困難な大規模災害が発生した場合において、県内被災市町村からの要請及び「応急対策職員派遣制度(平成30年3月23日施行)」による決定連絡等により、富山県(以下「県」という。)と富山県内市町村とが「チームとやま」として連携して実施する被災市町村への人的応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に定める災害
- (2) 大規模災害 震度5強以上の地震又はそれに相当する大規模な災害
- (3) 市町村 地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3第2項に定める普通地方公共団体である市町村
- (4) 応援 被災市町村への人的応援
- (5) チームとやま 被災市町村を応援する際の県と県内市町村との連携体
- (6) 国要綱 「応急対策職員派遣制度に関する要綱」
- (7) 対口支援団体 前号の要綱に定める団体
- (8) 独自申出による応援 被災市町村を域内に含む都道府県からの特段の要請により実施する応援

(応援対象業務)

第3条 県内の市町村が被災した場合は、原則として本協定以外の仕組み等において応援対象とならない業務のうち当該市町村が必要とする業務を「チームとやま」による応援対象とする。

- 2 県外の市町村が被災し、対口支援団体として「チームとやま」による応援を実施する場合は、国要綱に基づく調整により応援が必要とされた業務を対象とする。
- 3 独自申出に対する「チームとやま」による応援は、要請のあった業務を対象とする。

(情報連絡員の派遣)

第4条 県は、県内市町村において大規模災害が発生した場合、被災市町村における応援ニーズ等を把握するため、当該市町村に情報連絡員を派遣する。

- 2 県は、県外市町村において大規模災害が発生し、独自申出による応援に先立ち必要がある場合は、県外被災市町村における応援ニーズ等を把握するため、情報連絡員を派遣する。

(応援要請等)

第5条 県内の市町村は、自らの市町村域において対応困難な大規模災害が発生し、「チームとやま」の応援が必要となった場合は、情報連絡員と調整の上、県に対して応援を要請するものとする。

2 県外被災市町村への応援は、国要綱に基づく対口支援団体としての決定連絡又は県外被災市町村を域内に含む都道府県から特段の要請があった場合とする。

(応援派遣調整)

第6条 前条の応援要請等があった場合は、県は速やかに県職員の派遣調整を行うとともに県内市町村に対して「チームとやま」への参加を依頼するものとする。

2 前項の依頼を受けた県内市町村は、「チームとやま」への参加の可否を県に回答するものとする。

3 前項の回答を受け、県は「チームとやま」の応援計画を調整し、その結果を県内市町村等に連絡するものとする。

(応援の実施)

第7条 前条の調整後、県と県内市町村は、それぞれ直ちに被災市町村へ職員を派遣し、派遣された職員は「チームとやま」として応援を実施するものとする。

(応援期間)

第8条 「チームとやま」による応援は、原則として大規模災害発生から1箇月程度を目途とする。ただし、業務の進捗状況等により特に必要と認められる場合は、被災市町村等と県が調整した上で期間を延長することができるものとする。

2 前項の規定により期間が延長される場合、再度第6条に定める調整を行うものとする。

(職員の派遣期間)

第9条 「チームとやま」に参加する職員の派遣期間は各1箇月未満とする。

2 職員の派遣期間の決定に当たっては応援の継続性に配慮するものとする。

(県の役割)

第10条 県は、「チームとやま」による応援が円滑に実施できるよう、情報連絡員をはじめとした職員の派遣、被災地に関する情報の収集及び「チームとやま」の応援調整等に努めるものとする。

(市町村の役割)

第11条 県内市町村は、第6条第1項の依頼があった場合は「チームとやま」への参加を検討するものとする。

(服務)

第 12 条 「チームとやま」へ参加する職員の服務は、派遣元の地方公共団体の関係規定を適用する。

(公務災害補償)

第 13 条 「チームとやま」へ参加する職員の公務災害補償の手続等は、派遣元の地方公共団体が行うものとする。

(応援に要する経費の負担)

第 14 条 被災市町村へ応援に要した経費は、国の応急対策職員派遣制度(平成 30 年 3 月創設 総務省)における費用負担の考え方にに基づき、「チームとやま」に参加した県及び県内市町村がそれぞれ負担するものとする。ただし、被災市町村に災害救助法が適用された場合には、災害救助法の対象経費について求償できるものとする。

(平時の取組)

第 15 条 県と県内市町村は、被災市町村に対する円滑な応援の実施に向け、平時から必要な取組を行うものとする。

(受援担当)

第 16 条 県内市町村は、大規模災害発生時に第 4 条第 1 項に基づいて派遣される情報連絡員との調整等を行うため、平時から受援担当を決定し県及び県内市町村と共有するものとする。

(他の協定との関係)

第 17 条 この協定は、県及び県内市町村が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(協議事項)

第 18 条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、県及び県内市町村がその都度協議して定めるものとする。

(その他)

第 19 条 この協定の実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は令和 8 年 1 月 19 日から適用する。
- 2 この協定の成立は、県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

第8 参 考 资 料

8 - 1 震度階級関連解説表

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人間の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気づく人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁やタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

8－1 震度階級関連解説表

木造建物(住宅)の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強		壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

8-1 震度階級関連解説表

地盤・斜面の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

（気象庁）

8-2 在宅要援護者が家庭内対策として取り組むべき事項

全国社会福祉協議会社会福祉関係災害対策検討委員会の「社会福祉関係災害対策要綱」（平成8年3月）では、在宅要援護者が家庭内対策として取り組むべき事項として以下のような点を示している。

項 目	事 項
A 安全な空間の確保	【共通】 1 家具が倒れないように固定する。 2 重いものは、押入れやタンスの下に入れる。 3 置物などは高いところには置かない。 4 ガラスが割れて床に散らばったときのためにスリッパなどを身近に置く。 5 避難しやすいように、寝室から玄関までの間には物をできるだけ置かないようにし、脱出ルートを確保しておく。 6 壁に筋交いを入れ倒壊しないよう補強する。 【視覚障害】 1 ガラスなどが飛散して、床が危険になるので室内にスリッパなどを用意する。 2 ラジオがすぐに利用できるよう身近に置いておく。 (または携帯ラジオを身につける。) 【聴覚障害】 1 補聴器を枕元に置く。小さいので紛失しないように工夫する。 2 テレビ等のスイッチがすぐ入れられるようにしておく。 3 ファックスを設置しておく。 【肢体不自由】 1 居住スペースは、できれば堅牢な建物の1階を選ぶ。 2 車いすが通れる幅を常に確保しておく。 3 車いすが倒壊した家具の下敷きにならないように安全な場所に置く。 4 車いすが使用不能になったときのため、それに代わる杖などを準備しておく。
B 備蓄と非常時用持出し品	【共通】 1 乾パンなどの食料、飲料水 2 懐中電灯 3 携帯ラジオまたはテレビ 4 乾電池（定期的に取り替えたもの） 5 身の回り品（下着などの衣類、タオル、必要に応じおむつ、生理用品など） 6 救急セット 7 常備薬 8 現金 9 雨具

項 目	事 項
B 備蓄と非常時用持出し品 (つづき)	10 「緊急連絡カード」(住所、氏名、緊急時の連絡先、かかりつけの医療機関、常備薬の種類などを記載したもの) 11 非常ベル(緊急通報装置) 【視覚障害(弱視を含む)】 1 白杖 2 糖尿病、緑内障のある人は常備薬 【脊髄障害】 1 携帯用トイレ 【脳性マヒ】 1 携帯用トイレ 2 食事セット 【内部障害】 1 ストマ用具(備蓄は最低10日～30日分が望ましい。) 2 浣腸セット(水、ぬれティッシュペーパー、輪ゴム、ビニール袋、はさみ) 【知的障害】 1 常備薬と処方箋 2 身のまわり品や食べ物 (こだわりを持っている場合は、それを考慮する。) 【精神障害】 1 緊急連絡カード(かかりつけの医療機関名、薬の種類を忘れずに記載しておく。)
C 避難場所の確認	【共通】 1 平常時に自分の住む地域の指定された避難場所を確認しておく。 2 平常時に避難場所を確認し、実際に歩いて行ってみる。
D 情報の確保	【共通】 ○ 日頃から入手しておく情報 1 地方公共団体の広報や福祉団体からの機関誌等によって、どこに連絡すればどのような情報が得られるのか確認しておく。(地方公共団体の広報について、点字、録音などのものが必要な場合は、市町村に連絡すること。) 2 必要な連絡先は、災害時に紛失しないように壁に貼ったりノートに整理しておく。 3 障がい団体に加入するなど障がいのある人どうしのコミュニケーションネットワークをつくっておく。 ○ 障がいのある人自身からのアピールのために 1 緊急時に、知らせてもらえる人(安否を確認してくれる人)を確保しておく。 2 市町村の福祉関係、かかりつけの医療機関、厚生センター等の相談窓口への連絡方法を承知しておく。 3 障がい者団体との連絡体制を確保しておく。 4 助けを求める方法を承知しておく。

項 目	事 項
D 情報の確保 (つづき)	【視覚障害】 1 携帯ラジオを常に携帯しておく。 2 まわりの状況を知らせてくれる人を確保しておく。 【聴覚障害】 1 警察、消防、病院、行政、障がい者団体等との連絡に必要なファックス番号を確認しておく。 2 救援のサインを練習しておく。 3 手話通訳のできる人を確保しておく。 【肢体不自由】 1 緊急時の介護者を確保しておく。 【内部障害】 1 かかりつけの医療機関、常用している薬品名を確認しておく。 2 人工透析を行っている場合、かかりつけ以外の医療機関への連絡方法を確認しておく。 3 ストマのメーカー、販売店の連絡先を承知しておく。家族にも同様の連絡先を知らせておく。また、処理方法も家族に教えておく。 【知的障害】 1 パニックになって飛び出し、迷子になった場合に連絡してもらえよう、連絡先等をもっておく。 【精神障害】 1 かかりつけの医療機関、常用している薬品名を確認しておく。 2 厚生センターや福祉作業所等の連絡先を承知しておく。
E 近隣・地域社会との つながりを強める	【共通】 1 近隣の人々に「障がいのある人」であることを理解してもらい、社会の一員として交流をもつ。 2 以下のような留意点があることを理解してもらう。 【視覚障害】 ・情報に不自由し、行動も不自由すること。 ・周囲の環境が変化すると、一人では行動できなくなること。 【聴覚障害】 ・口話、手話、筆談でコミュニケーションができること。 【重症心身障害】 ・できれば、本人と関係をもっている医療機関、福祉機関を知ってもらうこと。 【知的障害】 ・精神的に不安になる場合があること。 ・他人への配慮が得意ではないこと。 ・特定のものにこだわりをもつ場合があること。 【精神障害】 ・必要な場合には、厚生センター、福祉事務所、医療機関、障害福祉サービス事業所など通常本人と接触しているスタッフに連絡をとってもらうことも必要なこと。

項 目	事 項
E 近隣・地域社会との つながりを強める (つづき)	3 地域活動へ積極的に参加する。 ・町内会の行事に参加する。 ・自主防災組織が行う防災訓練に積極的に参加する。 ・地域の社会福祉協議会やボランティア団体と交流し、顔見知りとなっておく。 ・地域の障がいのある人を担当する相談員を知っておく。

【避難行動要支援者が参加する防災訓練の工夫】

- ☐ 防災訓練に障がいのある人の参加を呼びかけるとともに、障害のある人を講師として救護方法の訓練をする。
- ・障がいの特性に応じた救出方法を習得する。
 - ・仮想災害（火災、家屋転倒、福祉用具の欠損状態のものなど）のもとで救出訓練をする。
- ☐ 防災訓練には、障がいのある人などを講師として障がい体験のプログラムを取り入れる。
- ・目隠しをして町内を歩いてみる。
 - ・聴覚障害のある人のコミュニケーション（初歩の手話、筆談）を体験してみる。
 - ・車いすで町内、駅、市町村庁舎などを移動してみる。
 - ・補助具などの重い負荷をつけて歩いてみる。

（出典）「社会福祉関係災害対策要領」全国福祉協議会社会福祉関係災害対策検討委員会
平成8年3月より作成

8-3 NTT災害用伝言ダイヤル「171」解説資料

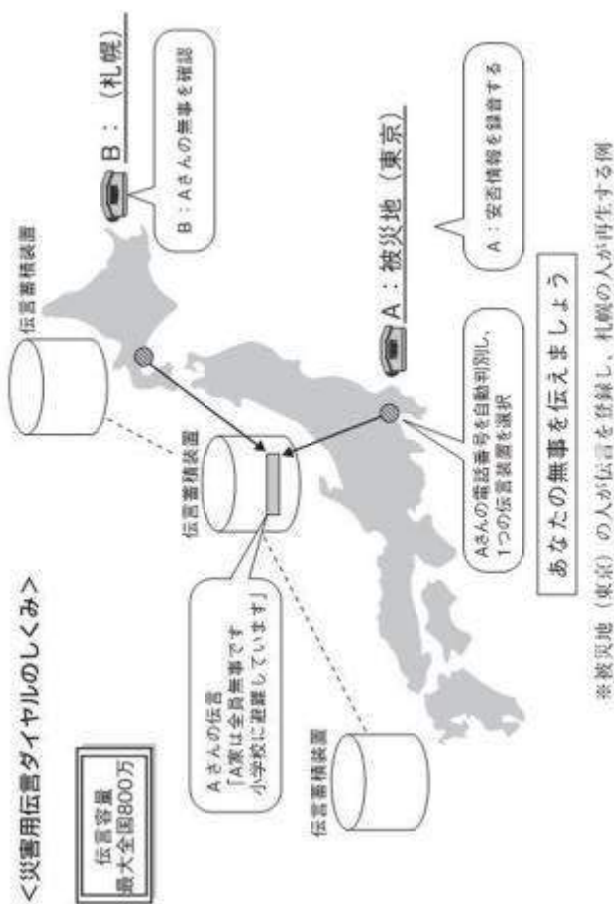
災害用伝言ダイヤルの概要

災害用伝言ダイヤルは、被災地内の電話番号をキーにして、安否等の情報を音声により伝達するボイスメールサービスです。

災害用伝言ダイヤルは、被災地の自宅電話番号を自動判別して、全国に配置された伝言蓄積装置に接続し、伝言を録音します。また、再生時も自動でこの伝言蓄積装置に接続します。

災害時は、被災地内と全国から被災地への電話回線は混雑しますが、被災地から全国への電話回線（発信）、被災地外と全国間の電話回線（発信）は比較的余裕があります。そこで、安否情報等の伝言を比較的余裕のある全国へ分散させることで安否等の確認が比較的スムーズに行えるようになります。

また、システムが伝言を受け付けるので、(1)避難等により電話に应答できない方々への連絡が可能となる、(2)停電、被災により自宅の電話が使えない場合の連絡が可能となる、(3)呼出しても応答のない電話が減少するなど、安否情報の伝達性向上が図れます。



※被災地（東京）の人が伝言を登録し、札幌の人が再生する例

災害用伝言ダイヤルの活用方法

「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従ってダイヤルし、伝言の登録、再生を行ってください。

	操作手順	伝言の録音	伝言の再生
①	171をダイヤル	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は、1: 再生される方は2: 発信番号を利用する録音は3: 発信番号を利用する再生は4をダイヤルしてください。	1 7 1 (発信番号あり) 4 [ガイダンス] 4桁の発信番号をダイヤルしてください。
②	録音または再生を選ぶ。	1 (発信番号なし)	3 (発信番号あり) [ガイダンス] 4桁の発信番号をダイヤルしてください。 X X X X X
③	被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地域の方はご自身の電話番号を、または、連絡を取りたい被災地域の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。	2 (発信番号なし) X X X X X
伝言ダイヤルセンターに接続します。			
④	メッセージの録音 メッセージの再生	ダイヤル式電話機の場合 [ガイダンス] 発信番号XXXXXXX(発信番号XXXX)の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の1を押してください。ダイヤル式の電話機の場合はそのままお持ちください。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度かけ直してください。	ダイヤル式電話機の場合 [ガイダンス] 発信番号XXXXXXX(発信番号XXXX)の伝言をお伝えします。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の1を押してください。ダイヤル式の電話機の場合はそのままお持ちください。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度かけ直してください。
		デジタル式電話機の場合 [ガイダンス] 発信番号XXXXXXX(発信番号XXXX)の伝言をお伝えします。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の1を押してください。ダイヤル式の電話機の場合はそのままお持ちください。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度かけ直してください。	デジタル式電話機の場合 [ガイダンス] 発信番号XXXXXXX(発信番号XXXX)の伝言をお伝えします。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の1を押してください。ダイヤル式の電話機の場合はそのままお持ちください。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度かけ直してください。
		プッシュ式電話機の場合 [ガイダンス] 発信番号XXXXXXX(発信番号XXXX)の伝言をお伝えします。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の1を押してください。ダイヤル式の電話機の場合はそのままお持ちください。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度かけ直してください。	プッシュ式電話機の場合 [ガイダンス] 発信番号XXXXXXX(発信番号XXXX)の伝言をお伝えします。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の1を押してください。ダイヤル式の電話機の場合はそのままお持ちください。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度かけ直してください。
⑤	終了	自動で終送します。	自動で終送します。

〇〇災害情報 第1号

年 月 日発行

砺波市

編集・発行・問合せ先：砺波市災害対策本部企画政策情報班

電話 33-1111

（市長声明：励まし及び対策の方針）

この度の災害で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

現在、市では、災害対策本部を設置し、県、自衛隊をはじめとする防災機関とともに被災者の方々への支援及び施設の応急復旧に全力をあげております。経過につきましては、随時お知らせしていきますので、各種作業への皆様のご理解をご協力をお願いいたします。

ご不便な生活がしばらく続くかと思いますが、共にこの災害に立ち向かい、早期の回復を目指しましょう。

砺波市災害対策本部長（砺波市長）

【注意報情報・災害状況／災害対策本部企画情報班】（月 日 時現在）

余震の見込み（気象庁発表）

土砂崩れ等2次災害注意情報

河川の状況

※ 通信の妨げとなりますので、不要不急の電話はご遠慮ください。

（安否のご確認に活用できるダイヤル「171」（NTT災害用伝言ダイヤル）が稼働中です。）

【被害速報／災害対策本部総務班】（月 日 時現在）

死者：〇名 行方不明者：〇名 負傷者：〇名

避難者：〇〇小学校 〇名 〇〇中学校 〇名 〇〇公民館 〇名

【電気・水道情報／北陸電力・災害対策本部上下水道班】（月 日 時現在）

電気：〇〇地区停電中。明日、仮復旧の見込み。

水道：〇〇地区断水中。明後日を目標に復旧作業中。

【医療情報／災害対策本部救護班】（月 日 時現在）

診察可能医療機関：砺波総合病院、〇〇病院

医療救護所：〇〇小学校

【交通情報／災害対策本部土木班】（月 日 時現在）

通行止め：国道〇号〇〇～〇〇、県道〇号〇〇～〇〇 バス：加越能鉄道 市営バス

JR：城端線：運休中 北陸線：運休中 あいの風とやま鉄道：運休中 IRいしかわ鉄道：運休中

タクシー：〇〇タクシー営業中

【食料・水・生活必需物資情報／災害対策本部応急物資支援班、農林班、上下水道班】（月 日 時現在）

現在、明日以降の分を手配中です。手配できしだい配付場所等をお知らせします。

避難所に避難されている方へ：避難所の運営には運営チームが全力を挙げているところですが、皆様のお手伝いをいただければ幸いです。

（注）本広報誌イメージは、配布ルートが途絶している段階を想定し、通常の全戸配付ではなく、主に避難所や市役所等での配付や掲示板等への張り出しを想定したものである。

用紙サイズは、A3とする。

資料 8-5-1 住宅の耐震改修事業

・県住みよい家づくり資金

区 分	内 容
対象工事	耐震改修を含むリフォーム工事
限度額	500 万円
融資利率	1.7%固定
期間	15 年以内

資料 8-5-2 県木造住宅耐震診断支援事業

区 分	内 容
診断費用負担	耐震診断に要する経費を県が負担 ・申込者の負担額 2 千円～6 千円
対象となる住宅	以下の要件を満たす住宅が対象になります。 (1)昭和 56 年 5 月以前に着工して建てられたもの (2)木造一戸建てで、平屋又は 2 階建てのもの (3)軸組工法によるもの（伝統工法によるものを含みます）
受付窓口	（一社）富山県建築士事務所協会

資料 8-5-3 市木造住宅耐震改修支援事業

区 分	内 容
改修補助金	耐震設計に要する費用の 2/3 の額 ただし、1 件当たりの額が 200 千円を超える場合は、200 千円とします。 耐震改修に要する費用の 4/5 の額 ただし、1 件当たりの額が 1, 200 千円を超える場合は、1, 200 千円とします。
対象となる要件	以下の要件を満たす住宅が対象になります。 (1)本市に住所を有する者であること (2)昭和 56 年 5 月以前に着工して建てられたもの (3)木造一戸建てで、平屋又は 2 階建てのもの (4)軸組工法によるもの（伝統工法によるものを含みます）
受付窓口	都市整備課

資料 8－5－4 市危険ブロック塀等撤去支援事業

区 分	内 容
撤去等補助金	(1)除去に要する費用の2/3の額 ただし、120千円を超える場合は、120千円とします。 (2)設置に要する費用の2/3の額 ただし、60千円を超える場合は、60千円とします。 (3)除去及び設置に要する費用の合計額は、100千円/mに対象となる危険ブロック塀等の総延長を乗じた額を限度とします。
対象となる要件	以下の要件を満たす危険ブロック塀等が対象になります。 (1)危険ブロック塀 ・補強コンクリートブロック造で、別に定める基準を1項目でも満たしていない塀及び門柱 ・組積造で、別に定める基準を1項目でも満たしていない塀及び門柱 ・著しい傾きやひび割れがある鉄筋コンクリート組立塀 (2)避難路 ・住宅から避難場所へ通じる道路
受付窓口	都市整備課

資料 8－5－5 市住宅瓦屋根耐風改修支援事業

区 分	内 容
改修補助金	耐風改修に要する費用の23%の額 ただし、1件当たりの額が552千円を超える場合は、552千円とします。
対象となる要件	以下の要件を満たす屋根瓦が対象になります。 (1)住宅 ・一戸建ての住宅 (2)瓦屋根診断技士、かわらぶき技能士又は瓦屋根工事技士による瓦屋根の耐風診断を受けたもの (3)改修後の瓦屋根 ・瓦屋根、ストレート屋根及び金属屋根 (4)瓦屋根の耐風診断の結果、国の基準に適合しない瓦屋根を原則、屋根全面を国の基準に適合させるもの
受付窓口	都市整備課

資料 8-6-1 孤立集落に関する資料

砺波市内の孤立集落

No	地区名	農業集落名
1	梅檀山	川伏
2	梅檀山	原孫
3	梅檀山	井栗谷
4	梅檀山	峰小
5	梅檀山	中尾
6	梅檀山	谷寺
7	梅檀山	五谷
8	梅檀山	上村
9	梅檀山	中村
10	梅檀山	下村
11	梅檀山	栃上
12	梅檀山	塩浅
13	梅檀山	市谷
14	東山見	名ヶ原
15	東山見	落シ
16	東山見	湯山
17	東山見	小牧